

ご挨拶

日本貸金業協会 会長

山下 一



このたび、平成27年度の協会活動について報告するとともに、各関係資料及び公知情報などをお届けいたします。

平成27年度を振り返ってみますと、日本貸金業協会設立から8年、貸金業法完全施行から5年が経過いたしました。

改正貸金業法公布当時、最大の課題でもある多重債務問題は、解決までもう少しという段階まで来ており、資金需要者と貸金業者の双方の努力の賜物と思います。

また、もう一つの課題である貸金業界の健全化の指標として相談・苦情件数、行政処分件数等は良好な水準を維持している状況にあり、協会員においては、資金需要者の皆さまから信頼、信用される業界水準にあるものと考えております。

自主規制が適正に機能する健全な業界に近づき、着実に改善進歩がなされてきているのは、協会員の皆さまがコンプライアンス主体の社員教育、資金需要者にきちんと向き合った適正なカウンセリング等を実施されている証左であります。

しかし、一方で、貸付残高は減少幅が縮小しつつあるものの、反転の兆しはまだ見えず、貸金業者においては、未だに歯止めが掛からない状況にあった年度でもありました。

本協会として自主規制機関としての役割を遂行しつつ、協会員の皆さまからの意見要望等については、真摯に受け止め、社会から信任を得ることができるよう金融庁にも正式な場においてきちんとお伝えして参りました。

引き続きこの業界の更なる健全化、発展を遂げるためにも、協会員の皆さまの消費者志向経営を持続可能とすべく、本協会は、新たな課題にも取り組み、更なるサービスの充実に努めて参ります。

今後とも、ご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

日本貸金業協会の概要

【名称】

日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

【設立日】

平成19年12月19日

【所在地】

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【電話番号】

03-5739-3011（代表）

【相談・紛争解決窓口】

0570-051-051

【ホームページ】

<http://www.j-fsa.or.jp>

【国の指定及び認定等】

● 指定試験機関

平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

● 認定個人情報保護団体

平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

● 指定紛争解決機関

平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

● 登録講習機関

平成22年9月30日付で、貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録を受けました。

【役員体制】平成28年6月28日現在**公益理事**

池尾 和人	慶應義塾大学経済学部 教授	副会長（自主規制会議議長）
田島 優子	弁護士	
平本 和生	株式会社BS-TBS 取締役会長	
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	
唯根 妙子	一般財団法人日本消費者協会 専務理事	

会員理事

木下 盛好	アコム株式会社 代表取締役社長 兼 会長	副会長（貸金戦略会議議長）
大岩 秀幸	富士クレジット株式会社 代表取締役社長	副会長（総務委員会委員長）
片岡 龍郎	東光商事株式会社 代表取締役社長	
齋藤 雅之	株式会社オリエントコーポレーション 代表取締役会長	
幸野 良治	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 代表取締役社長	

常任理事

会 長	山下 一
副会長	鈴木 哲

会員監事

岡本 強	栄光商事株式会社 代表取締役社長
羽生 正弘	株式会社日専連ライフサービス 代表取締役社長

常任監事

成宮 克佳

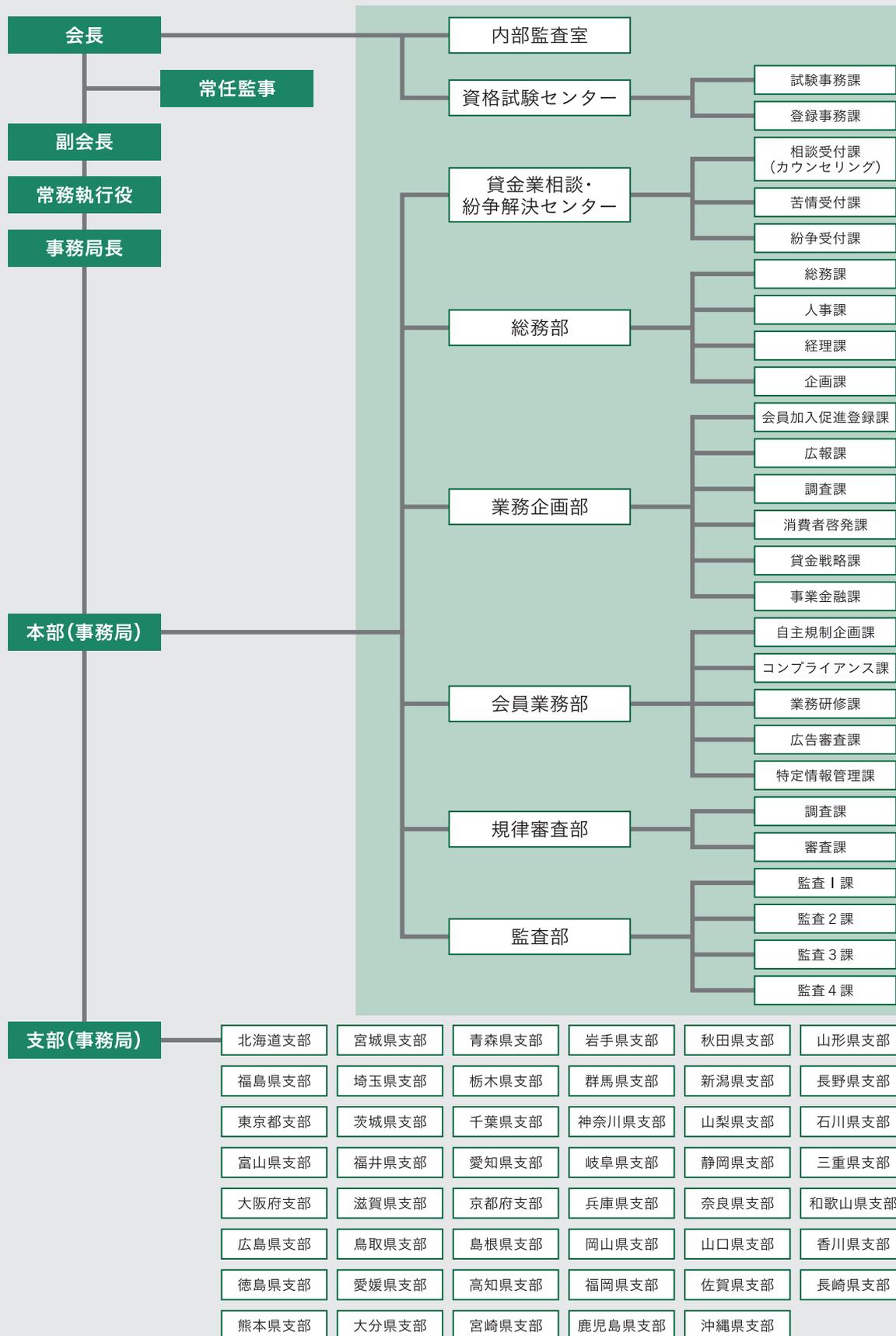
● 主要会議体の機能と構成

平成26年6月18日現在



事務局組織（本部・支部）

平成28年4月1日現在



目次

ご挨拶	1
日本貸金業協会の概要	2
第1編 協会活動報告	
第1章 協会活動概要	8
第2章 業務に関する事項	18
I. 自主規制部門	
1. 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実	18
2. 相談・苦情・紛争解決対応	28
3. 監査の実施	44
II. 貸金戦略部門	
1. 広報・啓発活動	62
III. 主任者資格部門	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	65
IV. 各種建議要望	
1. 平成28年度政府税制改正に関する要望	73
第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等	75
第2編 財務報告	
平成27年度 財務諸表及び財産目録	82
第3編 資料	
第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）	100
付録 貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について	136
年表	179

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

平成27年度は自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会の貸金業関係法令等の遵守の更なる徹底と指導の強化を図り、業界の健全化に向けたなお一層の努力を重ねるとともに、業界の現状を広く広報し、貸金業界への理解の促進を図ることにより、貸金業界の社会的地位の向上を目指すため、次の業務を行った。

[自主規制部門]

1. 貸金業関係法令等の遵守状況把握及び効果的指導の強化

(1) 関係部門との連携による協会員への個別指導の実施

監査結果、法令等違反事案、苦情事案等から指導が必要と判断した協会員及び新規加入協会員に対しJFSA-Learningの受講を推奨し、さらに平成27年度より受講を希望する協会員へも受講対象を拡大した結果、計173協会員2,824名が受講、2,396名が講習を修了した。また、協会員からの貸金業関係法令等に照らした業務相談などについて、2,446件に対応し個別指導を実施した。

(2) 社内規則の点検指導等による内部管理態勢確立の支援

第2回の社内規則の全量点検（平成26年7月末時点の全1,244協会員）の結果、社内規則が不適格な56協会員に対し、書面、架電及び関係部署との連携による指導を実施し、社内規則が適格であることを確認した。さらに、新規加入の54協会員及び新規加入予定の27業者の社内規則策定支援を実施した。また、協会員に業務用書式の提供（販売）を行うとともに、交付・掲示・備付などが求められる書類等を協会ホームページに掲載し周知した。

(3) 協会員のコンプライアンス態勢強化のための提供機能の充実

協会員に無償提供している「法令判例等検索システム」について、収録データ件数のアップと利便性向上の為、検索仕様の改善を行った。また、JFSA-Learningの学習テキスト及び設問・解説については、関係法令の改正等に対応し、必要な修正を行った。さらに、協会員からの問い合わせや業務相談などについて、代表的なものは、機関誌（JFSAnews）のコンプラレポート等への掲載等により、協会員への指導に反映させた。

また、協会員が自社の法令等遵守状況の確認のほか、取引先等への「安全・安心」を表明できる客観的情報として、要望のあった協会員に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施した。

(4) 出稿広告の審査及び指導の継続実施

協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の審査対象広告507件の審査を実施した他、テレビCM2,963件、新聞・雑誌13,243件、電話帳644件の出稿広告のモニタリングを行い、法令等違反のあった2協会員に対し個別指導を実施した。なお、協会員の要請に基づき、審査対象外広告268件を確認し、個別指導を実施した。また、インターネット広告におけるバナー広告やアフィリエイト広告の出稿状況を調査し不適切な出稿のあった協会員に改善指導するとともに、非協会員やヤミ金業者の新聞やホームページでの出稿広告を調査し、法令等違反事案については監督官庁に報告するとともに、非協会員への指導及び該当ヤミ金業者摘発等についての要請を行い、当該ヤミ金広告の削除状況を確認した。

(5)反社会的勢力への対応

「反社会的勢力への対応」の徹底として、協会ホームページに「反社会的勢力への対応における留意点」等を掲載し周知するとともに、協会の反社会的勢力への対応支援としての「特定情報照会サービス」の定着を推進し、さらに協会の需要を考慮して平成28年度より現存の「特定情報フィードバックサービス」におけるマッチング対象の拡張等を行うことを周知した。

2. 貸金業関係法令等の改定・整備

- ① 100万円を超える個人事業者向けの「例外貸付け」の際に提出が必要となる「事業・収支・資金計画（3計画）」に関し、協会からの要望に基づき、個人事業者の運転資金に特化した「借入計画書（事業資金＜短期＞の場合）」の細則の別紙への追加について、各委員会及び理事会へ付議し、金融庁の認可後、協会ホームページに公表し協会へ周知した。
- ② 「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』、『金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針』の改正案」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令案」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」、「犯罪収益移転危険度調査書（案）」及び「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（案）」についての各公表に対応し、協会に意見募集を行い、本協会でも取りまとめ、検討のうえ当局へ意見提出した。
- ③ 金融庁の要請により、「消費税転嫁特別措置法の遵守に関する周知徹底要請について」を協会へは協会ホームページに公表し周知し、非協会へは書面で通知した。また、「今般の日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた要請」、「通知カード等の本人確認書類としての取扱いに関する金融庁からの周知要請について」及び「台風第18号等による大雨にかかる災害の被災者への対応について」、さらに「『経営者保証に関するガイドライン』の活用実績等について」及び「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等について協会ホームページに公表し協会へ周知した。

3. 協会員に対する監査の実施

本協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会員の法令若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を定款に基づき実施している。

協会の監査には一般監査と特別監査があり、一般監査は、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して帳簿等を監査する「実地監査」と、協会員から本協会に提出を求めた報告書等に基づいて監査する「書類監査」がある。特別監査は、法令・諸規則に抵触するおそれのある苦情が多数寄せられた協会員、監督官庁からの要請があった協会員及び実態把握が必要と認められた協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の書類監査等で改善報告を求めた協会員に対して実地監査により点検を行う「フォローアップ監査」がある。

平成27年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化により監査機能の向上を図りつつ、協会員の規模・特性等に応じた監査手法、監査項目の選択を行うなど、監査対象協会員に適合した監査及び改善指導を実施した。

(1)実地監査

実地監査については、119協会員に対して実施した。このうち一般監査は、110協会員に対して実施し、特別監査は、書類監査のフォローアップ監査として書類監査報告書で指摘が多かった協会員及び特に実態把握が必要と認められた協会員、計9協会員に対して実施した。

実地監査の結果、指摘事項があった53協会員、指摘件数117件について、改善指導等を行った。

(2)書類監査

書類監査については、平成27年12月末現在の全協会員（1,187協会員）を対象に、業務実態に即した書類監査を平成28年1月から2月にかけて実施した。

監査結果については、平成28年5月に協会員あてに通知するとともに、法令等に抵触するおそれの指摘があった34協会員、改善・見直しの指摘があった98協会員、指摘総件数304件に対して、改善報告書の提出を求めた。

なお、指摘事項がない協会員及び指摘事項全件について改善が認められた協会員には、今回から「監査修了証」を交付した。

(3)行政との連携

本協会が実施する監査に関し自主規制機関としての機能を発揮するためには、行政庁等との連携が不可欠である。そのため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局との連携強化に努めているところである。

具体的には、実地監査に併せた登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問による情報交換、登録行政庁への監査結果等の情報提供に加え、財務局登録の協会員から検査結果通知書（写し）の提出を受けることとなったこと等を踏まえて、当局検査と本協会監査の効率的な連携について意見交換を実施したほか、行政庁主催の会議に参加し協会の監査業務等について説明を行う等、監督当局と協会との間で情報交換、意見交換を行った。

(4)貸金業法完全施行後の貸金業の実態把握

平成22年度から継続している経営者質問において、法改正の影響や見直し項目に対する協会員の考え方は概ね把握できたため、平成27年度は協会員への指導・育成を図ることにより貸金業界の健全化をより推し進める観点から、協会員が今後如何に貸金業を営んでいこうとしているかの実態把握を行うことを目的とし、協会員の経営上の課題や資金需要者に対する経営者の考え方まで踏み込んだヒアリングを実施した。

4. 法令等違反に対する措置及び指導

- ①法令等違反の届出が571事案あり、定款等に基づき2協会員に対して処分、5協会員に対して文書による注意を行い、改善指導を行った。
- ②協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。
- ③規律委員会が開催された都度、同委員会でも審議された法令等違反事案の一部をJFSAnewsで紹介し、協会員に法令等違反の発生防止について改めて注意を喚起した。

5. 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター（以下「相談・紛争解決センター」という。）は、貸金業界における指定紛争解決機関（金融ADR）として、「資金需要者等からの相談及び苦情の申立て等に対し、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め、資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的として業務を行っている。

平成27年度の事業計画における相談・紛争解決センターの基本方針及び相談・苦情・紛争解決受付状況（概要）は以下のとおりである。

【平成27年度事業計画（基本方針）】

(1)資金需要者等の利益の保護及び貸金業務への信頼の確保

- ①相談・苦情・紛争解決事案に対して中立・公正な立場で迅速・丁寧に対応するとともに、事案内容に応じた適切な処理を行い、資金需要者等の利益の保護を図ることをもって貸金業務への信頼を確保する。

- ②「センターだより」の充実等により加入貸金業者向けの苦情・紛争解決事例に関する情報のフィードバックを行い、業界全体における苦情・紛争事案の迅速な解決と発生の未然防止に努める。
- ③「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を踏まえて、金融ADRとしての業務運営について継続的に検証を行い、改善策を検討・実施する。

(2)資金需要者等の一層の相談機会拡充

- ①他の関係機関との多面的な連携を通じて、協会認知度の一層の向上を図り、資金需要者等の相談機会の拡充に繋げる。
※国民生活センター、消費生活センター、消費者団体等諸団体との連携のあり方を検討・提案し、資金需要者等における一層の相談機会の拡充を図るとともにヤミ金融等の被害防止に注力し、資金需要者等の利益の保護に努める。
- ②国民生活センターとの実務レベルでの意見交換、消費生活センターへの訪問、消費者団体への活動報告会等を通じて有効な情報を収集し、協会活動に活用する。
- ③講師派遣による消費生活相談員の対応力向上の支援を継続実施するとともに、業界及び協会に対する理解の促進を図る。
※業務企画部との協会内連携にて対応

(3)相談業務に関連した消費者教育・啓発活動の推進

- 学生及び一般消費者等に向けたローン・クレジットの適切な使い方、及びヤミ金融被害に係る注意喚起等に関する消費者教育・啓発活動を積極的に推進する。
※業務企画部との協会内連携にて対応

(4)協会員における顧客サービス向上のための支援を継続実施(カウンセリング的アプローチ法の活用)

- 協会員における顧客サービスの観点から、貸金業務の顧客対応におけるカウンセリング的アプローチ法導入のための具体的方法の提案を検討・実施する。(平成26年度に作成した協会員のためのカウンセリングガイドブック「顧客対応の基本スキル(案)」をテキストとして、協会主催研修・講師派遣等を提案・実施)
※業務企画部との協会内連携にて対応

(5)相談員の資質の維持・向上に向けた教育・研修の継続実施

- 相談・苦情・紛争における利用者への適確な対応を目的とした相談員の資質の維持・向上を図るために、効果的な教育研修態勢等を検討のうえ継続実施する。(年次研修計画の策定と実施、相談対応に係る外部調査の評価による検証と改善、OJTによる日常業務における教育指導の実施)

(6)支部のサポート強化

- ①支部が行う資金需要者等からの相談・苦情・紛争解決対応について、上記(5)の教育研修態勢に基づき本部が適切にサポートする。
- ②消費生活センターへの訪問及び行政が主催する多重債務者問題対策に係る会議体への参加をサポート(同行・資料提供等)する。
- ③本部が行う職員研修等により相談担当者としての対応スキル向上を支援する。
※総務部、業務企画部との協会内連携にて対応

【平成27年度 相談・苦情・紛争解決受付状況(概要)】

▶総アクセス数

平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)における資金需要者等からの総アクセス数は33,024件であった。

アクセス方法別では、電話が32,736件(構成割合99.2%)と最も多く、次いで窓口への来訪が181件(同0.5%)、文書が73件(同0.2%)となっている。

また、協会の相談窓口を知ったのは、協会の「情報提供（交付・配布物を含み）」によるケースが15,290件（構成割合46.3%）と最も多く、次いで「インターネット」が5,325件（同16.1%）、「電話帳・104」が2,015件（同6.1%）等であった。

▶相談

平成27年度に受付した相談を内容別に見ると、「契約内容を確認したい」、「借入先を紹介してほしい」、「登録業者かどうか確認したい」などの『一般相談』が14,953件、「協会の貸付自粛制度を知りたい」、「返済が苦しくなった」、「ヤミ金被害にあった」などの『多重債務関連相談』が7,101件であった。

▶生活再建支援カウンセリング

協会では相談対応の一環として、債務問題の再発防止を目的に家計支出の改善・実行、家族間の関係性の改善、買い物癖やギャンブル癖の克服等のための心理的支援を中心としたカウンセリングを行っている。

本年度において、相談者200人（新規86人、前年度からの継続114人）に対し面接相談及び電話相談を1,162回実施した。なお、1,162回のうち面接相談が320人（構成割合27.5%）、電話相談が842人（同72.5%）となっている。

▶苦情

平成27年度に受理した苦情は137件であり、前年度（94件）に比べ43件の増（+45.7%）となった。

▶紛争

平成27年度における紛争事案の受理件数（新受付件数）は20件であり、前年度との比較では+8件であった。

▶広報・講演等活動状況

- ・ 財務局、国民生活センター、消費生活センター、地方公共団体等、延べ21団体（受講者数：747人）からの要請に基づき、当該団体が消費生活相談員等の対応能力向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、カウンセリング手法を活用した相談スキル、及び家計管理支援の方法等について講演を行った。
- ・ 関係機関との多面的な連携を通じて協会認知度の一層の向上を図り、資金需要者等における協会相談窓口の利用機会拡充を目的として、全国の主な消費生活センターを訪問し、自主規制機関としての協会の役割及び活動状況等の報告を継続実施した。
- ・ 国民生活センターとの情報交流、相互連携による資金需要者等の相談機会の拡充等を目的として「実務担当者意見交換会」を実施した。
- ・ 指定紛争解決機関として、相談・苦情・紛争解決の受付及び処理状況並びに関連情報等を加入貸金業者（非協会会員含む）に提供するため、「センターだより」を発行した。
- ・ 東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」へ参加・協力した。

[貸金戦略部門]

1. 積極的な広報の実施

業界の社会的評価の向上と協会の認知度向上を図ることを目的に、業界健全化の進展状況や自主規制機関としての協会の活動状況について以下のとおり、広報活動を行った。

(1) 「季刊JFSA」の刊行

業界健全化の進展状況や業界の役割について、広く社会の理解を得るため、公益理事インタビューや各種調査結果、協会員のCSR活動等を掲載した「季刊JFSA」を3回刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

(2) 「年次報告書」の刊行

平成26年度の協会活動や公知情報等を掲載した「平成26年度 年次報告書」を平成27年8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

(3)調査研究結果等の公表

調査研究の結果等を、協会の定期刊行物や協会ホームページ等で公表するとともに、金融庁及び日本銀行各記者クラブへのニュースリリースを行った。

(4)ポスターの新規制作、「協会員ステッカー」のリニューアル

安心と信頼の目印である緑のマークの認知度向上を図るとともに、協会加入の貸金業者は安心して利用できるということを資金需要者に周知するため、ポスターを新たに制作するとともに「協会員ステッカー」をリニューアルし、協会員や関係行政、消費生活センター等に配布した。

(5)「JFSAnews」の刊行

協会員の法令等遵守態勢の確立支援を図るため、また協会活動状況等をお知らせするため、「JFSAnews」を毎月刊行した。なお、インターネットの普及等、情報化社会の進展を踏まえ平成28年1月刊行号から媒体を紙からWEBに改めた。

(6)その他

- ①協会ホームページを通じて協会活動等に関する情報をタイムリーに発信した。
- ②業界誌に協会活動の記事を寄稿し、協会活動を広く広報した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解決センターの活用等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり行った。

(1)資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

- ①小冊子「ローン・キャッシングQ&A BOOK」を16万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ②金銭教育教材「くらしとローン・クレジット」を希望する教育機関等に継続して配布した。
- ③ヤミ金融被害防止ポスター及びリーフレットを継続して配布した。
- ④貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。
- ⑤金融ADR制度リーフレットを継続して配布した。

(2)講師派遣・出前講座の実施

高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座を延べ14回実施し、856人の参加があった。また、講師派遣として相談窓口担当者向け講座を延べ21回（参加者747人）、企業向け講座を延べ15回（参加者387人）実施した。

(3)協会ホームページの活用

協会ホームページ内の悪質業者一覧の掲載更新を行い、資金需要者等にヤミ金融との接触防止に関する注意喚起を行った。（平成28年3月末現在、846件の事例を掲載）

(4)その他

- ①東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に本協会職員のほか、本年度から協会員（延べ10社22名）が参加・協力し、特設会場において消費者啓発教材等の配布や、キャンペーングッズの街頭配布を行った。（平成27年6月、11月）
- ②金融庁の依頼により多重債務者向け相談窓口の案内ポスターを協会員に配布し、掲示協力依頼した。（平成27年10月）

3. 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

(1) 調査研究活動の概要

改正貸金業法の完全施行から5年が経過し、雇用環境の改善や、賃金の上昇、資産価値の向上等、資金需要者等を取り巻く経済環境に好転の兆しがみられるなか、これまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を行い、資金需要者等の貸金業に対する意識・満足度及び貸金業者の経営実態等の把握を目的とした調査を行った。

(2) 調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を、「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」及び「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」として公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、「月次統計資料」の公表を行った。

4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成28年度税制改正要望を策定のうへ、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①平成27年5月19日、金融庁へ要望書を提出した。
- ②平成27年10月22日、民主党「財務・金融部門会議における税制改正要望等団体ヒアリング」に要望書を提出した。
- ③平成27年11月18日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に要望書を提出した。

5. 研修の実施

全国10地区で開催された地区協議会全体会議と併設して業務研修会を開催し、本協会監査部門担当役者による「協会監査の好事例等」及び開催地各都道府県の暴力追放運動推進センターによる「反社会的勢力への対応実務」をテーマにした講義を行った。協会員、非協会員合計で792業者1,090人の出席があった。

また、東京と大阪にて、協会員を対象とした「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する業務説明会を開催し、本協会顧問弁護士事務所所属の弁護士より内容の説明があり、382協会員585人の出席があった。

6. 協議会活動状況

- ①平成27年6月22日から7月23日にかけて全国10箇所で開催（沖縄県は報告会）を開催し、第8回定時総会報告を含む協会運営状況の報告を行った。協会員からは、協会運営上の要望事項等を聴取し、意見交換を通じて相互の理解促進を図った。
- ②平成27年12月8日に地区協議会正副会長懇談会を開催し、地区協議会開催状況及びその他協会の諸活動について報告を行うとともに、各地区の資金需要者等の現状について意見交換を行った。

[自主規制・貸金戦略部門]

1. 貸金業関係法令等の改定検討

貸金業関係法令等における貸金業務の課題について、金融庁と調整を行い、例外・除外貸付の対象拡大、及び業務の簡素化等について金融庁と継続的に意見交換を行った。

[主任者資格部門]

1. 資格試験の実施

- ①全国17試験地（19会場）において平成27年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。
- ②試験の結果

試験日	平成27年11月15日（日）
受験申込者数	11,585人
受験者数	10,186人
受験率	87.92%
合格者数	3,178人
合格率	31.20%
合格基準点	31点
合格発表日	平成28年1月8日（金）

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
（平成27年4月1日から平成28年3月31日）

登録申請書受理件数	18,255件
登録完了通知発送件数	2,439件
更新完了通知発送件数	14,649件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,971件
登録抹消件数	3,611件
平成28年3月31日現在登録主任者数	28,219人

3. 登録講習事務の実施

①登録講習の実施

平成27年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、全国12地域において、平成24年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として48回の登録講習を実施した。

〈実施結果〉

受講申込者数	18,341人
受講者数	17,964人
受講率	97.9%
修了者数	17,961人

②マイページを活用した主任者活動支援策の実施

主任者活動の支援を目的として、主任者専用サイト（マイページ）に掲載している、貸金業法及び関係法令等の改正状況、貸金業に関する各種判例、金融検査結果事例集等の関係資料を新規作成及び内容の更新を行った。

[総務部門]

(1)協会員数の推移（平成27年4月～28年3月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	2	5	10	8	6	4	4	3	5	3	4	1	55
退会	▲3	▲1	▲1	▲1	0	0	0	▲1	0	0	▲1	▲6	▲14
廃業	▲12	▲7	▲15	▲6	▲3	▲4	▲6	▲2	▲9	▲2	▲6	▲4	▲76
不更新	0	▲1	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2
登録取消	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1
月末協会員数	1,200	1,196	1,190	1,190	1,193	1,193	1,191	1,191	1,187	1,188	1,185	1,176	
協会加入率	60.1%	59.9%	59.9%	60.1%	60.6%	60.9%	60.9%	61.0%	61.2%	61.3%	61.3%	61.1%	

(2)協会加入促進

- 平成27年度の協会加入は55業者であり、平成28年3月末日で協会員数は1,176業者となった。
昨年度末に比べ協会員数は38業者減少したが、加入率は0.7ポイント上昇し、61.1%となっている。
- 本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」を活用し、上期は加入35業者中支援制度利用20業者、下期は加入20業者中支援制度利用14業者となっており、通期で60%強が支援制度を利用し協会へ加入した。
- 新規登録業者及び非協会員の情報取得のため、支部と各行政庁との連携強化を促し、非協会員との接点強化と支援制度の有効活用による加入促進活動を推進した。
- 主要行政庁への直接訪問や、財務局主催の貸金業監督者合同会議に参加し、情報連携を深めるとともに協会活動の状況説明を実施した。また非協会員に対し協会員と同等の内部管理態勢の整備を促すよう行政からの指導・監督ならびに加入推奨を依頼した。

(3)財務局及び都道府県行政への協力

- ①財務局や各都道府県から委託を受け、貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務について業務処理を円滑に行った。
- ②「貸金業者登録申請書・届出書」や「貸金業者登録申請の手引き」について、法改正に伴う改訂を行い、協会ホームページの協会員専用サイトに掲載し、協会員の行政関係事務の効率化・明確化を図った。
- ③機関誌「JFSAnews」及び「貸金業相談・紛争解決センターだより」を活用し、貸金業務取扱主任者の登録講習・更新申請漏れの防止等に関する注意喚起を図った。

(4)本部組織の改正

自主規制機関としての業務運営や協会員へのサービス業務等が定着しつつある一方で、協会員数や会費収入の減少等、協会を取り巻く環境が大きく変化してきているため、平成28年度に向け協会員へのサービス業務の中で手薄となっていた「事業者向貸金業者」を始め、「手形割引業者」その他事業者金融に分類される貸付に従事する各業態別の貸金業者に特化した調査・研究等を行う「事業金融課」の新設を検討するとともに、更なる業務の合理化、効率化を図る観点から、一部の部門の担当業務の他部門への移管等に係る組織の見直しを行った。

(5)規則の改正等

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、個人情報保護に関する法律及び特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に基づき、協会の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、「特定個人情報取扱規程」を制定するとともに、番号法の施行に伴い、「就業規則」について所要の改正を行った。
- ②一部の部門の担当業務の他部門への移管等に係る本部組織の改正に伴い、「事務局運営規則」の改正を行った。

(6)内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

協会業務の整備及び運用状況を検証し、業務の有効性を評価することにより、内部管理態勢の定着と安定を図ることを目的として、本部8部署及び12都道府県支部を対象に内部監査を実施した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のための研修を行うなど周知徹底を図った。

第2章 業務に関する事項

I. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等対応

(1) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正対応

平成27年4月6日に、「個人情報保護に関するガイドラインの改定について」(平成26年9月30日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)を踏まえた「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案が、金融庁ウェブサイトで公表され意見募集手続きが開始された。

これに伴い4月9日協会ウェブサイトにおいて周知するとともに協会員に意見募集を行ったところ、協会員から意見等寄せられたが、事前に金融庁からの要請による意見提出をしており、検討のうえ追加の意見提出は見合わせることにした。

なお、本改正案のパブリックコメントの結果については、同年7月2日金融庁ウェブサイトにて公表されたことに伴い、7月3日協会ウェブサイトにおいて周知した。

(2) 「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」の対応

平成27年6月3日に、訪日外国人等の非居住者が海外発行クレジットカードにより国内のATMを通じて行う借入れについて、貸金業の規制対象外であることを明確化する「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」が、金融庁ウェブサイトにて公表され、意見募集手続きが開始された。

これに伴い、6月4日協会ウェブサイトにて「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について」を掲載し、協会員に対し同月25日を期限として意見募集を行ったが、寄せられた意見等はなかったため、意見の提出は行わなかった。

(3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等の対応

疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認及び事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充等を主な内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の公布(平成26年11月27日)に伴い、同法の施行等に関し、平成27年6月19日に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」並びに「犯罪収益移転危険度調査書(案)」が、警察庁ウェブサイト等で公表され意見募集手続きが開始された。

これに伴い、6月22日協会ウェブサイトにて「同政令案等に対する意見の募集について」を掲載し、協会員に対し意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、平成27年7月17日に警察庁へ意見を提出した。

(4) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針(案)」の対応

平成27年8月26日に、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針(案)」が、金融庁ウェブサイトにて公表され意見募集手続きが開始された。

これに伴い、同年9月3日に協会ウェブサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、平成27年9月24日に金融庁に意見を提出した。

2. 貸金業関係法令等の業務課題等の対応

100万円を超える個人事業者向けの「例外貸付け」の際に提出が必要となる「事業・収支・資金計画（3計画）」に関し、協会員からの要望に基づき、個人事業者の運転資金に特化した「借入計画書（事業資金＜短期＞の場合）」を細則の別紙へ追加する件について金融庁の認可後、平成28年2月25日協会ホームページ等で公表し周知した。

3. 適切な業務の確保に係る周知・要請

- (1)金融庁からの要請による「消費税転嫁特別措置法の遵守に関する周知徹底要請について」を受け、貸金業者へ事業者向けパンフレット等を郵送するとともに、協会員へは平成27年4月16日、協会ウェブサイトにて、パンフレットの送付及び事業者向け説明会について掲載し周知した。
- (2)外部からの不正アクセスによる個人情報流出事案を踏まえた金融庁からの、「今般の日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた要請」を受け、平成27年6月11日、協会ウェブサイトにて同要請について掲載し周知した。
- (3)金融庁からの周知要請による「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」を受け、平成27年9月2日、協会ウェブサイトにて通知カードに関する基本的な考え方等について掲載し周知した。
また、平成28年2月5日金融庁より本件の周知について再依頼があり、平成28年2月12日協会ウェブサイトにて掲載し、また再度通知カードに関する基本的な考え方等について周知した。
- (4)金融庁ウェブサイトにて民間金融機関における『経営者保証に関するガイドライン』の活用実績等が公表されたことを受け、平成28年1月6日協会ウェブサイトにて、「『経営者保証に関するガイドライン』の活用実績等について」を掲載し周知した。
- (5)一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「自然災害による被災者の債務整理ガイドライン研究会」から、平成27年12月25日『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』及びその運用に当たっての実務指針となるQ & A が公表されたことを受け、平成28年1月6日協会ウェブサイトにて「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』について」を掲載し、同ガイドラインの趣旨の理解と適切な対応を周知した。
- (6)「反社会的勢力による被害の防止」対応
「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正により、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進が求められたことを踏まえ、その対応の徹底として反社会的勢力への対応における論点や注意点等につき取りまとめた「反社会的勢力への対応における留意点」等を、協会ウェブサイトにて掲載し継続して周知した。

4. 社内規則の支援及び指導

(1)全協会員の社内規則の点検

平成26年8月に全協会員1,243業者を対象に社内規則の全件点検を行い、点検結果については平成27年1月に各協会員へ通知し、修正等が必要な社内規則については再提出を求めた。平成27年度は社内規則の整備が不適格な56業者に対し、関係部署と連携し個別指導を実施し、社内規則が適格であることを確認した。

また、平成27年度は、新規加入54業者の社内規則の点検指導を行った。

(2)貸金業者登録申請の支援

平成27年度に貸金業者登録申請の支援として27業者の社内規則策定の相談及び支援を実施した。なお、支援した当該業者については本協会へ加入している。

5. 業務研修会等の開催

(1)業務研修会の概要

本協会では、毎年度、全国10地区において、各地区内のすべての貸金業者（協会未加入業者を含む）を対象として、貸金業務に必要な知識の向上を図るための研修を実施しており、本年度は下記の日程で、協会監査部による「協会監査の好事例等」及び各地域の暴力追放運動推進センターによる「反社会的勢力への対応実務」の二つの講義を行い、各会場合計で1,090名が出席した。

研修会出席者には、講演内容に関するアンケートを実施した。その結果によると、[表1][表2]のとおり、両講演とも「良かった」「普通」との回答の合計が9割を超えている。

平成27年度業務研修会開催実績（開催日順）

地区	開催日	会場
東海	6月22日(月)	愛知県産業労働センター(名古屋市中村区)
近畿	6月23日(火)	大阪会館(大阪市)
北海道	7月2日(木)	ホテルさっぽろ芸文館(札幌市中央区)
東北	7月3日(金)	ハーネル仙台(仙台市)
四国	7月7日(火)	アルファあなぶきホール(高松市)
中国	7月8日(水)	ホテルセンチュリー21広島(広島市)
沖縄県	7月14日(火)	ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー(那覇市)
北陸	7月16日(木)	金沢勤労プラザ(金沢市)
九州	7月22日(水)	電気ビル本館(福岡市中央区)
関東	7月23日(木)	砂防会館別館シェンパツハサボー(千代田区)

[表1]協会監査の好事例等

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄県
良かった	42%	38%	37%	37%	54%	32%	36%	49%	26%	56%
普通	56%	60%	59%	61%	46%	65%	55%	51%	69%	44%
不満	0%	0%	3%	2%	0%	2%	6%	0%	5%	0%
無回答	2%	2%	1%	0%	0%	1%	3%	0%	0%	0%

[表2]反社会的勢力への対応実務

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄県
良かった	65%	52%	69%	55%	67%	63%	52%	51%	27%	81%
普通	35%	48%	25%	41%	33%	36%	42%	44%	64%	19%
不満	0%	0%	4%	2%	0%	0%	3%	5%	9%	0%
無回答	0%	0%	2%	2%	0%	1%	3%	0%	0%	0%

(2)説明会等の概要

「改正犯罪収益移転防止法」が段階的に施行されることを踏まえ、平成28年1月1日施行では、個人番号カードが本人確認書類として位置づけられたが、その他の主要改正点については平成28年10月1日から施行となるため、協会員を対象とした「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を、本協会の顧問弁護士事務所所属の弁護士を講師として開催した。

地域	開催日	出席業者数	出席人数
東京	平成28年2月8日(月)	246業者	411名
大阪	平成28年2月15日(月)	136業者	174名

また、本説明会の講演部分を収録したDVDを要望のあった協会員へ貸出しを行った。

6. コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

(1) 学習支援プログラムの提供

貸金業法等が求める貸金業者のコンプライアンス態勢を確立し、貸金業関係法令等に基づく適正な業務の遂行を確保するべく、協会の従業員を対象とした学習支援プログラム「JFSA-Learning」による研修・指導を実施した。

平成27年度における受講対象は、前年度までの①新規入会協会会員、②法令等違反届・監査結果、資金需要者からの苦情等から受講が必要と判断された協会員の他、③一定の要件を満たす受講要望のある協会員を新たに対象として追加した。

学習支援プログラム「JFSA-Learning」

法令等遵守態勢整備の観点から、協会が必要と判断した協会員に無償提供するe-ラーニング機能（インターネットを活用した教育システム）を活用した学習システムであって、協会員の従業員向けの貸金業法に基づく研修・指導をサポートするもの。

平成24年7月から実施している本プログラムは、学習テキストと、学習テキストを基に作成された理解度テストの二つから構成され、理解度テストに解答することで学習の理解度が測定できる。

平成27年度学習支援プログラム「JFSA-Learning」実施結果

【合計】

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	276社/15,277名	172社(62.3%)/2,817名	93社(54.1%)/1,238名	2,532名

【内訳】

《新規入会協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	61社/777名	40社(65.6%)/330名	17社(42.5%)/28名	228名

《指導対象協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	153社/3,606名	70社(45.8%)/971名	42社(60.0%)/622名	892名

《受講要望協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	62社/10,894名	62社(100%)/1,516名	34社(54.8%)/588名	1,412名

(2) 法令・判例等検索システムの提供

平成23年7月より、協会員に対して、法令・判例等に照らした業務の適切性、適正性確保のためのツールとして「法令・判例等検索システム」を、協会員専用サイトにおいて無償提供している。

「法令・判例等検索システム」は、民間の専門企業等が提供している法令・判例データベースに、協会独自のカスタマイズとして、行政・協会の処分事例、協会の各種規定及び行政のパブリックコメントを収録しており、法令や各種規定の改正、制定に適時対応し、収録データの充実を図っている。

「法令・判例等検索システム」の主な内容

収録データ		
▶ 法令：約11,000法令	▶ 判例：約23万件	▶ 更新頻度：随時

(3)反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、平成27年度は協会員の要望を考慮し、サービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加したうえで、JICCへの債権登録件数を1,000件以上から300件以上の会員へと利用条件の緩和を図り、平成28年度から実施することとした。

(4)コンプライアンスシートの開示

協会員が自社の法令等遵守状況の確認のほか、取引先等への「安全・安心」を表明できる客観的情報として、要望のあった協会員に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を平成28年1月より実施している。

7. 問合せ等に対する指導の実施及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

(1)電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に対応している。

協会員からの各種問合せ件数

(単位：件)

分類 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
社内規程等	152	541	1,518	217	728	1,402	393
広告勧誘等	1,457	1,411	840	565	536	380	265
法令等解釈	4,249	5,470	1,607	1,679	1,633	1,201	1,163
書式類関係	296	734	220	208	216	146	134
ID/パスワード	5	0	0	—	—	—	—
JFSA-Learning関係	—	—	—	316	309	251	245
その他	476	942	244	488	214	669	246
計	6,635	9,098	4,429	3,473	3,636	4,049	2,446
(月平均)	553	758	369	289	303	337	204

平成27年度は、総問合せ件数2,446件となり、前年度比1,603件の減少となった。

分類項目として、「社内規程等」については、平成26年度実施の協会員の社内規則の点検等に関する問合せが平成27年度は落ち着き、前年度比1,009件減となり、総件数減少の要因となった。

また、「法令等解釈」、「JFSA-Learning関係」、「広告勧誘等」、「書式類関係」については、いずれも前年度から引続き減少となった。「その他」に含まれる「特定情報照会サービス」関連の問い合わせは、同サービスの運用の定着に伴い減少となった。

なお、問合せ内容については、FAQ等として協会ウェブサイトに掲載する他、機関紙にコンプラレポート等として掲載している。

(2)業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下、「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式を協会ウェブサイトにも掲載している。その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にウェブサイトに掲載している。

業務用書式及び法定交付書類等のひな型一覧

	書式名	根拠法令等
1	※借入申込書（顧客カード）	監督指針II-2-13-(1)①口
2	従業者証明書	法12条の4第1項
3	従業者名簿	法12条の4第2項
4	貸付条件表	法14条
5	○貸付契約事前説明書	法16条の2第1項
6	※連帯保証契約概要説明書	法16条の2第3項
7	○※連帯保証契約詳細説明書	法16条の2第3項
8	※連帯保証契約詳細説明書補足説明書	法16条の2第3項
9	○※借用証書	法17条第1項
10	○※連帯保証契約書	法17条第3項
11	※領収書	法18条
12	特定公正証書作成事前説明書	法20条第3項
13	債権譲渡通知書（譲渡人が譲受人に対し交付する通知）	法24条第1項
14	借入計画書（事業資金/つなぎ融資/創業資金）	施行規則10条の23第2項第4号
15	交渉経過記録簿（法19条帳簿の一部）	施行規則16条第1項第7号
16	個人情報取扱同意書（CIC社申込書用）	法41条の36第1項
17	個人情報取扱同意書（CIC社契約書用）	法41条の36第2項
18	※個人情報取扱同意書（JICC社申込書用）	法41条の36第1項
19	※個人情報取扱同意書（JICC社契約書用）	法41条の36第2項

（注）○印があるひな型については、協会員以外の方も協会ホームページで確認可能。
※印があるひな型については、協会員向けの業務用書式として協会拠点支部等にて販売。

8. 出稿広告の審査・支援・指導

(1)広告出稿審査の年度別実施状況

協会員の重要な営業活動である広告が、資金需要者等による業者及び商品選択にきわめて大きな影響を与えることから、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、平成20年8月に新聞・雑誌から開始し、順次テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施しており、また、広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を平成20年10月から実施している。

広告出稿審査の新規申請件数

（単位：件）

媒体（審査開始時期）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新聞・雑誌（H20年8月より）	662	570	866	403	351	281	455	265
電話帳（H21年8月より）	—	179	264	194	192	137	160	145
テレビ（H20年9月より）	31	92	113	103	146	106	77	73
合計	693	841	1,243	700	689	524	692	483
初回承認率（注）	63.6%	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%	93.8%

（注）初回承認率（初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合）は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均96%以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

(2) 広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、平成20年10月から実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を平成20年4月から実施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数に占める割合)

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2% (666/3,872)	—	2件 (—)
平成21年度	1.3% (192/14,322)	—	4件 (0.09%)
平成22年度	0.9% (211/23,595)	13.9% (132/948)	1件 (0.03%)
平成23年度	0.45% (86/19,304)	1.6% (17/1,053)	2件 (0.05%)
平成24年度	0.04% (6/16,755)	0% (0/800)	4件 (0.11%)
平成25年度	0.01% (2/16,242)	0% (0/779)	0件 (0%)
平成26年度	0% (0/16,999)	0% (0/752)	2件 (0.07%)
平成27年度	0% (0/13,243)	0% (0/644)	2件 (0.07%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成27年度は、平成26年度に引き続き、未承認広告が新聞・雑誌、電話帳すべて0件となり、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類(有担保貸付、事業者向貸付等)及び広告媒体(チラシ等)合計268件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。更に、協会員のホームページ116社、及びインターネット広告(バナー、アフィリエイト広告等)において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような表現がある不適切な2,364サイトのモニタリング調査や個別指導を行った。

(3) 出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、公益社団法人日本広告審査機構(JARO)等の広告関係団体と連携した活動を継続している。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について監督官庁へ情報提供を行う他、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を行い、撲滅に向け監督官庁との情報連携を実施している。

なお、テレビCMにおいて、自主規制の対象外となる企業広告が近年増加してきているが、企業広告については、企業理念、経営方針、企業の社会的責任など、一般消費者をはじめ社会から信頼・支持されるものとして、社会に対する自社の姿勢を明確に表現する内容のCMを限定的に企業広告としており、その適格性について審査を厳格に行った。

9. 法令等違反届出状況と措置状況

(1) 協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、行政当局による立入検査、本協会の実地監査、協会員自らによる社内調査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

この定款の規定に基づき、本協会発足から平成27年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は4,276件となっている。

また、ここ最近の法令等違反届出の提出状況を見ると、平成25年度は前年度から154件増加の820件となったものの、平成26年度は前年度から268件件の大幅減少により552件となり、平成27年度は571件と前年度から19件の小幅な増加となっている。

次に、平成27年度における届出の状況を見ると、

- ・ 指定信用情報機関への情報提供関係（法第41条の35）が140件
- ・ 変更の届出関係（法第8条）が61件
- ・ 基準額超過極度方式基本契約に係る調査関係（法第13条の3）が61件
- ・ 返済能力の調査関係（法第13条）が57件

となっており、これらの事案で提出された事案全体の5割強を占めている。

なお、平成27年度の届出事案の内容を前年度の平成26年度と比較すると、指定信用情報機関への情報提供に係る事案が93件の減少となったものの、基準額超過極度方式基本契約に係る調査に係る事案が48件の増加、返済能力の調査に係る事案が32件の増加、変更の届出に係る事案が27件の増加となっている。

このうち、指定信用情報機関への情報提供に係る事案については、制度導入（平成22年）以降、平成25年度までは毎年度、大幅な増加が続いていたが、平成26年度からは減少に転じ、平成27年度も減少している。

この減少傾向の要因としては、当該業務を他の協会員から受託している業務受託者（協会員）において、指定信用情報機関への提供情報と自社保有情報との内容の点検作業等がほぼ終了したことにより、業務委託元である各協会員からの届出が減少したことが挙げられる。

法令等違反届出状況

（単位：件）

該当条文等	年度		平成19～23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数
8条（変更の届出）	237	365	47	65	42	56	27	34	55	61	408	581		
12条の2（業務運営に関する措置）	19	19	11	11	10	11	3	3	3	3	46	47		
12条の3（貸金業務取扱主任者の設置）	24	25	3	3	2	2	1	1	0	0	30	31		
12条の6（禁止行為）	16	19	1	1	1	1	2	2	4	4	24	27		
12条の8（利息、保証料等に係る制限等）	3	4	13	16	5	6	4	4	9	9	34	39		
13条（返済能力の調査）	80	88	19	38	23	34	15	25	44	57	181	242		
13条の3（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）	12	12	45	55	11	13	11	13	41	61	120	154		
14条（貸付条件等の掲示）	57	57	9	9	8	8	4	4	5	5	83	83		
15条（貸付条件の広告等）	45	49	16	17	10	13	7	7	29	29	107	115		
16条の2（（保証）契約締結前の書面の交付）	80	82	44	47	44	47	15	15	19	22	202	213		
17条（契約締結時の書面の交付）	137	162	42	51	65	109	28	36	24	37	296	395		
18条（受取証書の交付）	60	64	21	23	21	34	23	33	13	19	138	173		
19条（帳簿の備付け）	88	95	16	18	14	20	19	29	16	25	153	187		
19条の2（帳簿の閲覧）	7	8	1	6	2	9	1	4	1	6	12	33		
21条（取立て行為の規制）	61	79	20	22	31	52	27	40	14	20	153	213		
22条（債権証書の返還）	24	26	7	10	10	18	4	9	6	12	51	75		
24条（債権譲渡等の規制）	22	23	3	3	1	1	4	4	2	2	32	33		
41条の35（個人情報情報の提供）	33	46	96	178	103	308	85	233	84	140	401	905		
出資法5条2項（高金利の処罰）	23	23	1	1	2	2	0	0	0	0	26	26		
自主規制基本規則	132	176	12	19	5	5	7	11	6	8	162	219		
その他（注）	224	245	67	73	45	71	37	45	40	51	413	485		
合計（※）	1,384	1,667	494	666	455	820	324	552	415	571	3,072	4,276		

（注） その他のうち主なもの。

12条の4（証明書の携帯等）、24条の6の2（開始等の届出）、24条の6の9・10（事業報告書の提出等）

（※） 合計欄の会員数は、各条項の会員数を加算したものの。

(2) 協会員に対する措置状況

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から平成27年度までに措置を行った協会員は延べ352会員であり、このうち本協会監査部による書類監査に伴っての措置が255会員、法令等違反に伴う措置が97会員となっている。

法令等違反に伴う措置については、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責を行った協会員が27会員、定款第22条に基づく勧告を行った協会員が13会員、定款第5条による文書注意を行った協会員が57会員となっている。

平成27年度は、合計9回の規律委員会が開催され審議が行われた結果、措置協会員数は7会員となり、前年度の11会員から4会員の減少となっている。

なお、定款第21条に基づく処分は、処分の内容が平成26年度の「会員権の停止」から平成27年度は「譴責」となったものの、処分協会員数は2会員と変わらず、文書注意が前年度の9会員から5会員へと4会員の減少となっている。

措置状況

(単位：協会員数)

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	5	7
合計	法令等違反	3	15	9	13	57	97
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	153	36	40	112	352

(3) 協会員における法令等違反発生の防止

協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行っている。

また、同委員会で審議された法令等違反事案の一部をJFSAnewsで紹介し、協会員に法令等違反の発生防止について改めて注意を喚起している。

10. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、「個人情報保護指針」により、協会員において個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、直ちに金融庁および本協会への報告を求めている。

平成27年度は、594件の「個人情報の漏えい等に係る報告」が提出されており、前年度の714件から、120件の減少となっている。

個人情報の漏えい等に係る報告（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：件）

漏えい等の態様	漏えい等を起こした者				
	従業員	配送業者	業務委託先	その他	
①配送等における誤配	458	75	366	17	0
②FAX誤送信	19	17	0	1	1
③メールの誤送信	15	15	0	0	0
④誤手交	2	2	0	0	0
⑤口頭漏えい	1	1	0	0	0
⑥誤廃棄	8	7	0	1	0
⑦紛失	68	46	18	2	2
⑧信用情報機関への誤登録	1	0	0	1	0
⑨盗難	2	0	0	0	2
⑩不正アクセス	7	0	0	0	7
⑪その他	13	11	0	2	0
総計	594	174	384	24	12

（注）顧客が住所を変更したが未届出であったため旧住所あてに郵便物を送付し個人情報の漏えいを生じたとする報告（579件）を除く。

11. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においては、システム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局（財務局）は、平成25年7月以降、コンピュータシステム障害等が発生した場合には、逐次に障害等に係る報告を求めており、本協会も同様の報告を求めている。

平成27年度は173件の「障害発生報告書」が提出されており、前年度の254件から、81件の減少となっている。

コンピュータシステム障害の原因別報告状況

（単位：件）

脅威の類型	説明	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	2	6	50	87	3	3
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	0	0	11	11	1	1
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	34	66	53	87	23	31
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	3	4	16	25	31	46
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	7	8	10	16	4	10
	その他の非意図的要因による障害	1	1	2	2	8	9
災害や疾病	災害や疾病による障害	1	1	0	0	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	4	4	18	19	52	55
	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	1	1	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	0	0	0	0	0	0
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	3	5	6	6	12	18
計		55	95	167	254	134	173

2 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター（以下「相談・紛争解決センター」という。）では、事業計画における基本方針及び紛争解決等業務に関する規則・細則、貸付自粛対応に関する規則等に基づき、平成27年度において相談・苦情・紛争解決手続等を以下のとおり実施した。

1. 各規則に定める業務内容

「相談」

資金需要者等から「登録業者かどうか確認したい」、「契約内容を確認したい」などの相談を受け助言等を行う一般相談及び「多額の借金を抱え返済に困っている」、「借金の整理方法がわからない」といった返済困難等に対応する債務相談を行う。

また、相談対応の一環として、「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」、「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）が治らない」等を訴えるケースでは、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行う。

「苦情」

貸金業務等のトラブルに関して、資金需要者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の表明があった場合は苦情として受付け、必要に応じて業務の是正や改善のための措置を求める等の対応を行う。なお、苦情が解決しない場合は、紛争解決手続への移行申立が可能となっている。

「紛争」

資金需要者等と貸金業者との貸金業務関連の紛争につき、相談・紛争解決センターの紛争解決委員（弁護士）が、専門性を活かしつつ中立公正な立場から当事者に資料の提出を求め、当事者への聴聞を実施したうえで和解案を提示し、適切な解決を図る。

「貸付自粛」

浪費癖や借り癖のある消費者が、貸金業者に対して貸付を求めた際、貸付に応じないように協会を通じて、貸付自粛情報を信用情報機関（株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シー）へ登録する。

2. 受付体制

相談・紛争解決センターでは、資金需要者等からの相談・苦情・紛争解決等の申し出に対して、相談受付課、苦情受付課、紛争受付課の職員等が対応を行った。また、支部においては、簡易な相談及び貸付自粛申告に応じるとともに、苦情・紛争解決の申立てに際しては、速やかに相談・紛争解決センターへ引継いだ。

なお、紛争解決手続においては、第三者委員会として「相談・紛争解決委員会」を設置しており、同委員会の推薦に基づいて弁護士3名を紛争解決委員候補として委嘱している。

3. 相談・苦情・紛争解決等業務の受付状況（概況）

(1) 総アクセス数

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における資金需要者等からの総アクセス数は33,024件であった。

アクセス方法別では、電話が32,736件（構成割合99.2%）と最も多く、次いで窓口への来訪が181件（同0.5%）、文書が73件（同0.2%）等となっている。

また、協会の相談窓口を知ったのは、協会の「情報提供（交付・配布物を含み）」によるケースが15,290件（構成割合46.3%）と最も多く、次いで「インターネット」が5,325件（同16.1%）、「電話帳・104」が2,015件（同6.1%）等であった。

(2) 受付状況の推移（相談・苦情）

平成27年度における「相談」、「苦情」、「紛争」の受付件数は、「相談」が32,867件（前年度対比-4.2%）、「苦情」が137件（同+45.7%）、「紛争」が20件（同+66.7%）であった。

総アクセス数

（単位：件）

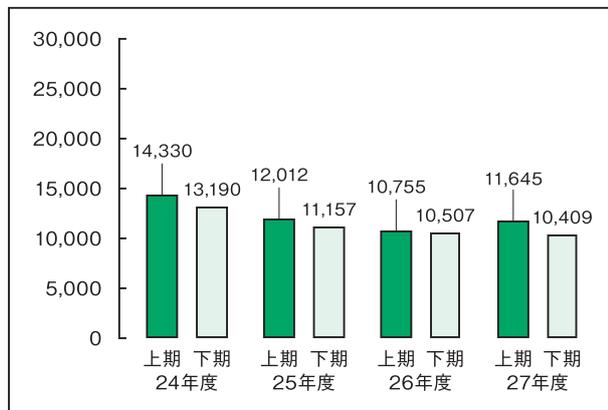
分類		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相 談	一般相談・多重債務関連相談		27,520	23,169	21,262	22,054
	業者向け問合せ		12,103	12,795	13,032	10,813
	小 計		39,623	35,964	34,294	32,867
	苦 情		117	95	94	137
	紛 争		7	17	12	20
	合 計		39,747	36,076	34,400	33,024

※「相談」の「業者向け問合せ」は、相談者による業者への問合せ・確認を内容とするもので、主に、業者から送付された書面の内容についての個別・一般的な事項の照会である。

平成27年度の半期ごとの相談（一般相談・多重債務関連相談）及び苦情の受付件数を前年度同期と比較すると、相談は、上期が+890件（+8.3%）、下期が-98件（-0.1%）となっており、苦情は、上期が+36件（+67.9%）、下期が+7件（+17.1%）となっている。

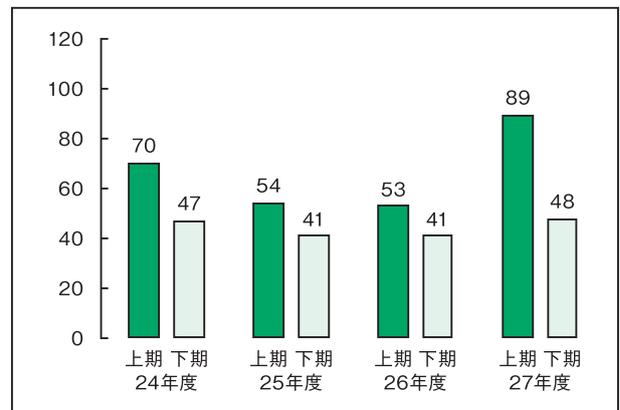
相談

（単位：件）



苦情

（単位：件）



4. 相談

(1) 受付状況

平成27年度に受付した相談32,867件を内容別に見ると、「契約内容を確認したい」、「借入先を紹介してほしい」、「登録業者かどうか確認したい」などの『一般相談』が14,953件、「貸付自粛制度を知りたい」、「返済が苦しくなった」、「ヤミ金被害にあった」などの『多重債務関連相談』が7,101件、『業者向け問合せ』が10,813件であった。

(単位:件)

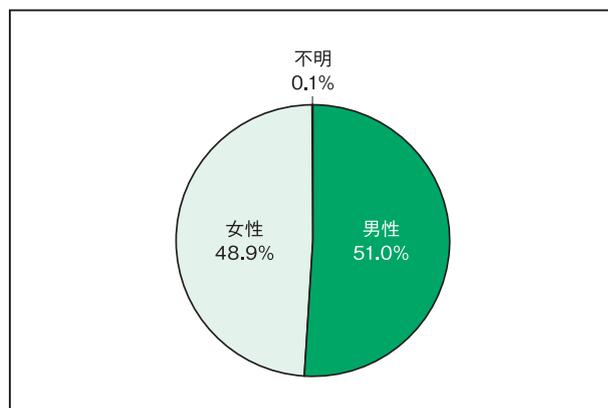
分類	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		上期	下期	計									
一般相談	契約内容	3,396	3,334	6,730	2,829	2,973	5,802	2,633	2,527	5,160	3,068	2,596	5,664
	融資関連	1,460	1,255	2,715	1,268	1,222	2,490	1,196	1,216	2,412	1,605	1,492	3,097
	登録業者確認	1,197	813	2,010	699	581	1,280	524	403	927	367	298	665
	信用情報	599	586	1,185	503	417	920	415	358	773	305	249	554
	身分証明書等の紛失等	294	282	576	267	258	525	252	254	506	211	225	436
	過払金	547	430	977	239	212	451	149	179	328	128	108	236
	返済義務	240	220	460	166	157	323	118	150	268	157	131	288
	業者の連絡先	1,246	859	2,105	459	460	919	428	354	782	592	591	1,183
	その他	1,743	1,930	3,673	1,885	1,431	3,316	1,254	1,423	2,677	1,438	1,392	2,830
小計		10,722	9,709	20,431	8,315	7,711	16,026	6,969	6,864	13,833	7,871	7,082	14,953
多重債務関連相談	貸付自粛依頼・撤回	2,275	2,289	4,564	2,329	2,263	4,592	2,621	2,587	5,208	2,701	2,428	5,129
	返済困難	638	630	1,268	565	519	1,084	479	445	924	512	471	983
	ヤミ金融・違法業者被害なし	386	293	679	482	388	870	384	392	776	316	269	585
	ヤミ金融・違法業者被害あり	284	250	534	306	261	567	281	197	478	228	136	364
	自己破産・調停・民事再生手続き	25	19	44	15	15	30	21	22	43	17	23	40
小計		3,608	3,481	7,089	3,697	3,446	7,143	3,786	3,643	7,429	3,774	3,327	7,101
業者向け問合せ		5,259	6,844	12,103	6,927	5,868	12,795	6,001	7,031	13,032	5,860	4,953	10,813
相談合計		19,589	20,034	39,623	18,939	17,025	35,964	16,756	17,538	34,294	17,505	15,362	32,867

(2) 相談者の属性

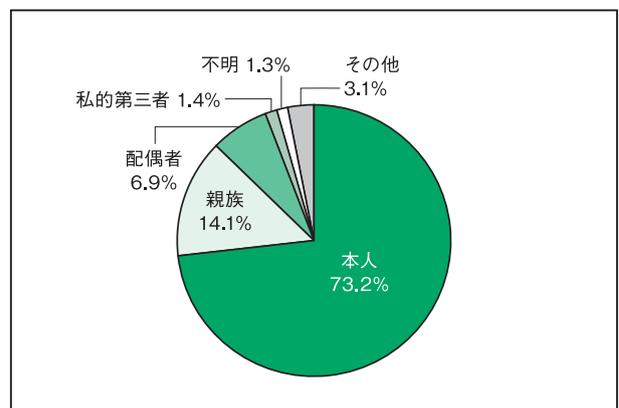
申出者の男女構成は、「男性」が51.0%、「女性」が48.9%、「不明」が0.1%となっている。

また、申出者を債務を抱えた「債務者本人」と配偶者や親族等の「本人以外」に分類すると、「債務者本人」が73.2%、「親族」が14.1%、「配偶者」が6.9%、友人や会社上司など「私的第三者」が1.4%等となっている。

〈男女構成比〉



〈相談者と債務者本人との関係〉



(3)相談内容

1 一般相談

①分類別受付件数

分類表及び平成27年度における分類別件数は下表のとおり。

分類		定義	件数
一般相談	契約内容	借入限度額、返済方法など契約内容に係る相談等	5,664
	融資関連	融資先紹介依頼、必要書類、借入一本化などの相談等	3,097
	業者の連絡先	業者の連絡先についての問合せ	1,183
	登録業者確認	貸金業者登録の有無についての問合せ（ヤミ金を除く）	665
	信用情報	信用情報の開示、登録情報等に関する相談等	554
	身分証明書等の紛失	紛失や盗難における対処等に関する相談等	436
	返済義務	代位弁済や時効、相続、名義貸し等に関する相談等	288
	過払金	過払金に係る一般的な問合せや相談等	236
	その他	金利、帳簿開示、保証人、手数料等にかかる相談等	2,830
計			14,953

②対応内容

個々の問合せ・相談内容に応じて説明、助言、情報提供を行うとともに、相談者において確認や手続きが必要なケースは関係先を案内している。

2 多重債務関連相談

①分類別受付件数

分類表及び平成27年度における分類別件数は下表のとおり。

分類		定義	件数	
多重債務関連相談	返済困難	借入過多、収入減等に起因する返済の相談	983	
	貸付自粛依頼・撤回	貸付自粛情報登録制度に係る相談等	5,129	
	ヤミ金融	被害あり	金銭的被害に遭っているケース	(364)
		被害なし	金銭的被害に遭っていないケース	(585)
		自己破産・調停・民事再生手続き	自己破産や調停など債務問題解決の手段に係る問合せ	40
	計			7,101

これらの相談対応と並行して債務問題の再発防止を目的とした『生活再建支援カウンセリング』（33ページ参照）の案内も行っている。

②相談内容及び対応状況

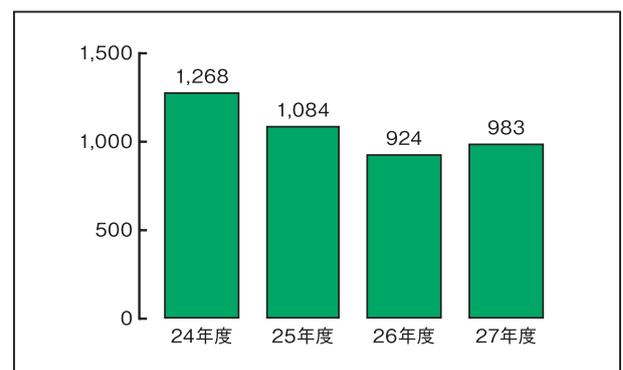
【返済困難】、【貸付自粛依頼・撤回】、【ヤミ金融】に係る相談内容及び対応状況は以下のとおりである。

【返済困難】

返済困難な状況に陥っていることを原因とした相談は減少傾向であったが、平成27年度は983件と、前年度（924件）に比べ59件の増（+6.4%）となっている。

返済困難推移

（単位：件）

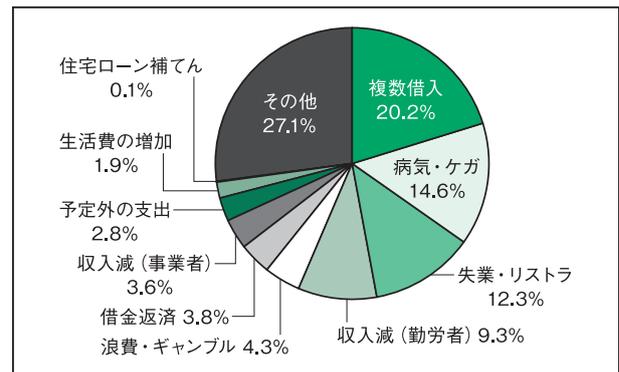


▶返済困難となった理由

返済困難となった主な理由は「複数借入」が199件（構成割合20.2%）、「病気・ケガ」が144件（14.6%）、「失業・リストラ」が121件（12.3%）、「収入減（勤労者）」が91件（9.3%）等となっている。

構成割合を前年度と比較すると、「複数借入」が3.9%の減、「病気・ケガ」が14.3%の増、「失業・リストラ」が0.8%の増、「収入減（勤労者）」が3.2%の減となっている。

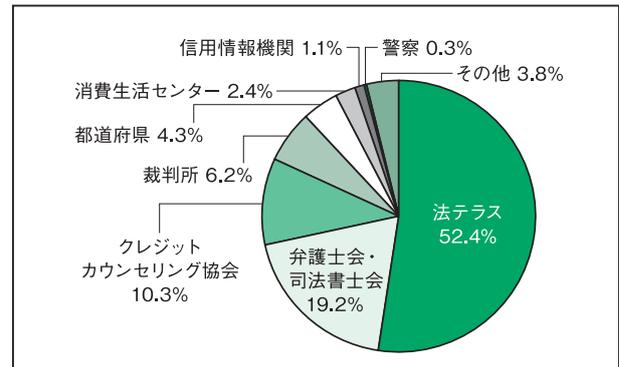
返済困難となった理由



▶対応内容

問題解決のための助言を行うとともに、債務整理や自己破産等が必要と思われるケースは他機関を紹介している。紹介先は「法テラス」が全体の52.4%と最も多く、次いで「弁護士会・司法書士会」が19.2%、「クレジットカウンセリング協会」が10.3%等となっている。

対応内容（紹介先）



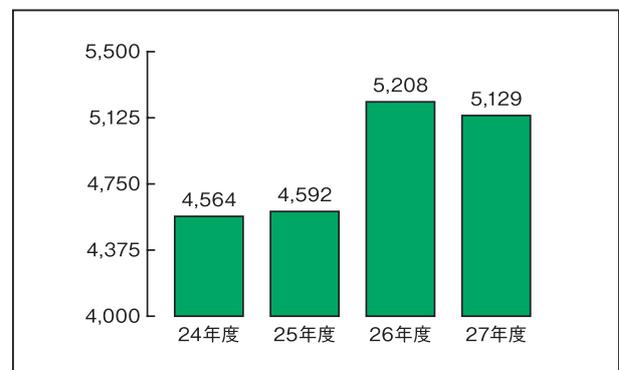
【貸付自粛依頼・撤回】

「協会の貸付自粛制度を知りたい」、「借入できないようにする方法はないか」といった相談・問合せは「貸付自粛依頼・撤回」として分類しており、平成27年度においては5,129件と前年度（5,208件）に比べ微減となっている。

なお、全体の65.6%（3,364件）は本人以外（配偶者・親族等）からの相談・問合せである。

貸付自粛依頼・撤回推移

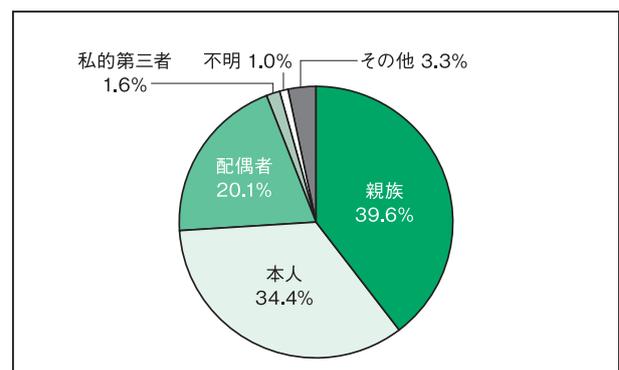
（単位：件）



▶対応内容

貸付自粛制度について説明するとともに、相談者の状況に応じて債務問題解決に向けた情報提供や再発防止のために協会が実施している生活建支援カウンセリングを案内している。

相談者と貸付自粛対象者との関係



<参考>

貸付自粛制度について

自らを貸付自粛対象者とする旨を協会に申告し、これに対応する情報を、協会を通じて個人情報情報機関（株式会社日本信用情報機構（JICC）及び株式会社シー・アイ・シー（CIC）に一定期間（概ね5年を下らない期間）登録する制度で、本人による申告を原則としている。なお、貸付自粛情報の撤回は原則として、協会が申告を受理した日から3ヶ月間は行えないこととしている。

(単位：件)

分類	年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
登録		772	821	881	865	986	966	992	998
撤回		278	277	293	274	323	321	346	344
合計		1,050	1,098	1,174	1,139	1,309	1,287	1,338	1,342

【ヤミ金融】

ヤミ金融関連の相談・問合せは949件で、そのうち「保証金を騙し取られた」、「勝手に振り込まれて脅迫的な取立てを受けている」など、金銭的な被害に遭っている「ヤミ金融・違法業者被害あり」が364件（38.4%）、「登録業者なのか確認したい」といった被害に至らない段階での「ヤミ金融・違法業者被害なし」が585件（61.6%）となっている。

(単位：件)

分類	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計
被害あり		284	250	534	306	261	567	281	197	478	228	136	364
被害なし		386	293	679	482	388	870	384	392	776	316	269	585
合計		670	543	1,213	788	649	1,437	665	589	1,254	544	405	949

▶対応内容

ヤミ金融と接触した相談者については、その後の対応について助言するとともに、地元警察や弁護士会への相談を案内している。

また、入手したヤミ金融情報については、取締りや未然防止を目的として警察当局・行政機関等へ定期的に情報提供している。

(4)生活再建支援カウンセリング

本協会では相談対応の一環として、債務問題の再発防止を目的とした生活習慣の改善提案や実行のための心理的支援を中心としたカウンセリングを行っている。

①受付状況

平成27年度においてカウンセリングの申込みを受付けた相談者は86人で、そのほとんどは「貸付自粛」に関する相談を通じて協会のカウンセリングを案内された人である。相談者は債務者本人のみならず配偶者や親族も含んでおり、協会では、家族に向けた相談やカウンセリングにも積極的に対応している。

②実施状況

本年度において、相談者200人（新規86人、前年度からの継続114人）に対し面接相談及び電話相談を1,162回実施した。

なお、1,162回のうち面接相談が320回（構成割合27.5%）、電話相談が842回（同72.5%）となっている。

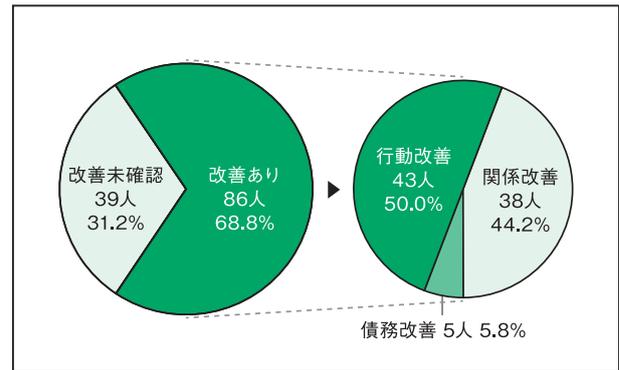
新規・継続	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数
新規相談者	111人	540回	121人	488回	123人	515回	86人	421回
前年度からの継続相談者	83人	495回	98人	666回	122人	790回	114人	741回
合計	194人	1,035回	219人	1,154回	245人	1,305回	200人	1,162回

③実施結果

平成27年度においてカウンセリングを終了した人は125人であった。このうち、カウンセリングの目的とした問題の改善・克服について、相談者から「問題行動（借金の元になったギャンブル、浪費癖など）が改善された」などと具体的な表明があり、課題への取り組みが定着してきているとして合意の上でカウンセリングを終了した「改善あり」は86人（68.8%）であった。一方、相談者の都合等により改善状況が確認できないままカウンセリングを終了した「改善未確認」は39人（31.2%）となっている。

なお、86人について、改善内容別でみると、「行動改善」が43人、「関係改善」が38人、「債務改善」が5人となっている。

改善ありの内訳



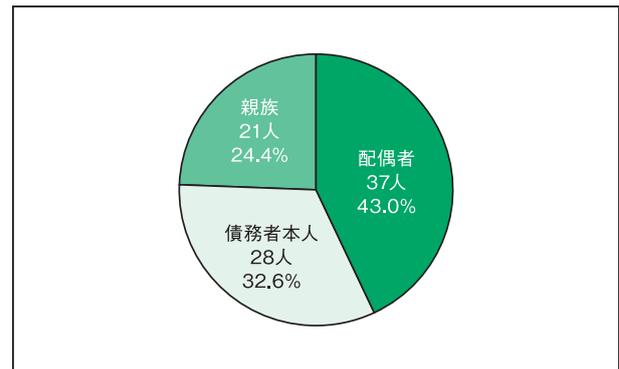
④新規相談者の属性等

[相談者と債務者本人との関係]

新規相談者86人の内訳は、債務者本人が28人（構成比32.6%）、債務者の配偶者が37人（同43.0%）、両親等の親族が21人（同24.4%）となっている。

なお、配偶者及び親族が58人（67.4%）を占めるが、これらの人々は、債務者本人が立ち直る重要な支援者になり得る人物、という観点から、相談者の要望に基づきカウンセリングの対象者としている。

相談者と債務者本人との関係



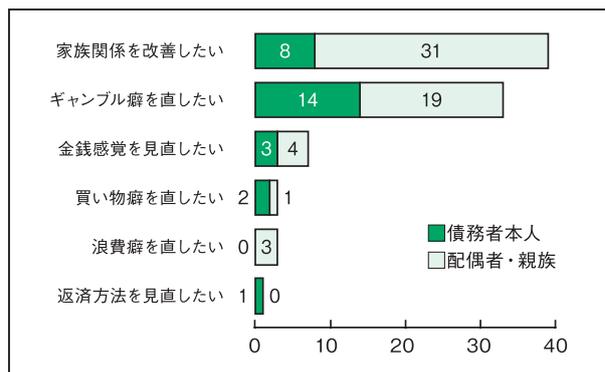
[相談の方向性]

相談者が抱える問題は様々な要因が絡み合っていることがほとんどであるが、ここでは、優先的に取り組むべき課題として相談者と合意したものについて分類した。

その結果、「家族関係を改善したい」が39人（構成比45.3%）「ギャンブル癖を直したい」が33人（同38.4%）、「金銭感覚を見直したい」7人（同8.1%）等となっている。

相談の方向性

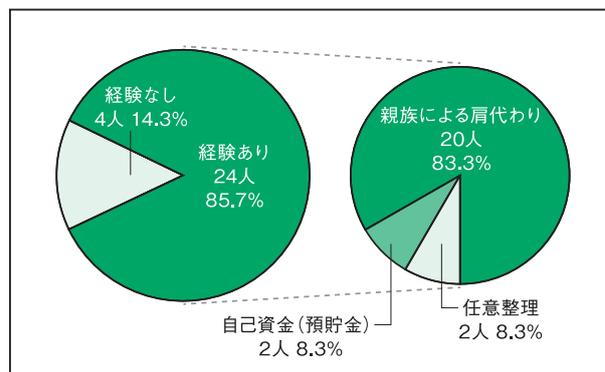
(単位:件)



[債務清算経験の有無]

債務者本人28人のうち24人（構成比85.7%）が過去に債務清算経験があり、その清算方法は、20人が親族による肩代わり、2人が任意整理、2人が自己資金にて清算となっている。

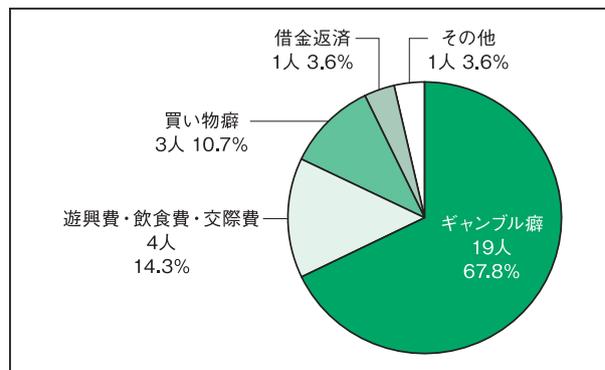
経験ありの内訳



[債務の原因]

債務の原因では、「ギャンブル癖」によるものが19人（67.8%）と最も多く、次いで「遊興費・飲食費・交際費」が4人（14.3%）等となっている。

債務の原因



5. 苦情

協会における苦情の定義は、「貸金業務に関し、その契約者等からの当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明」としており、苦情申立人の申出・主張の内容に従って分類している。

主な分類とその内容

主な分類	内容
事務処理	顧客の要請に基づく対応や各種業務の説明内容への不満
取立て行為	債権回収業務における不満
契約内容	契約・約款に従った業者の説明や対応への不満
帳簿の開示	開示の遅れ、開示内容への不満
過払金	過払金の有無、業者の対応姿勢、返還額への不満
個人情報	個人情報情報の登録、登録内容などへの不満

(1) 受理件数

平成27年度に受理した苦情は137件であり、前年度(94件)に比べ43件の増(+45.7%)となった。

なお、苦情の増加については、分析結果を39ページに掲載しているが、苦情発生防止に向けた業者への指導・啓発のために引き続き要因分析等を行うこととしている。

(単位:件)

内容分類	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計
事務処理	8	9	17	17	8	25	10	18	28	30	14	44
取立て行為	18	7	25	9	7	16	5	11	16	16	8	24
契約内容	18	12	30	15	13	28	17	4	21	15	5	20
帳簿の開示	14	5	19	2	8	10	12	4	16	11	8	19
過払金	5	4	9	4	1	5	3	1	4	8	3	11
個人情報	4	4	8	3	2	5	3	3	6	4	5	9
広告・勧誘(詐称以外)	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2	3	5
融資関連	1	4	5	4	0	4	1	0	1	1	1	2
金利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
過剰貸付け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
行政当局詐称・登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保証契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	70	47	117	54	41	95	53	41	94	89	48	137

なお、137件のうち協会員に対するものが136件、非協会員に対するものが1件であった。

また、登録行政庁の管轄別では、財務局登録業者に対するものが91件、都道府県知事登録業者に対するものが46件であった。

(2)処理結果

苦情事案全件について、業者に事実関係の調査及び報告を依頼、その結果を申立人に伝えた上で、必要に応じて解決に向けた調整や業者指導、紛争解決手続の案内等を行っているが、137件のうち「協会による処理・是正・助言等」による解決が112件、次いで紛争解決手続が申立てられた「紛争受付課へ移行」が6件等となっている。

なお、事実関係の調査を行った結果、法令・自主規制基本規則への違反のおそれがあると認められる事案はなかった。

(3)所要日数

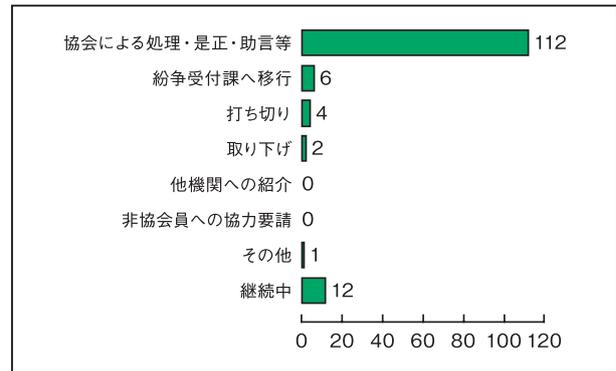
平成27年度において苦情処理手続きを終了した129件（前年度からの繰越事案4件を含む）の手続き終了までの所要日数は半数以上の79件（61.2%）が4日以内に解決しており、手続終了まで1ヶ月以上を要した事案は21件（16.3%）となっている。

なお、6ヶ月以上を要した事案が5件あるが、これらは全て申立人と連絡不能となり、規定により打ち切り（受理から120日（休日を除く）経過も解決の見込なし）としたものである。

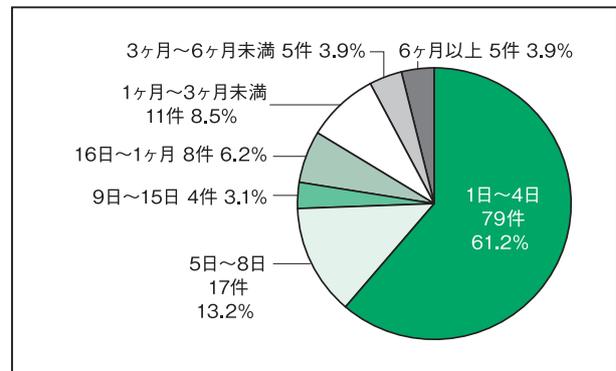
平成28年度への繰越事案は12件となったが、このうち、受理から1ヶ月以上経過した7件の処理遅延理由を見ると、紛争解決手続申立待ち4件、申立人の回答待ち2件、事実関係調査中1件となっている。

処理結果

（単位：件）



所要日数



(4)主な苦情事例

※ここで紹介する事例は、申立人のプライバシー保護の観点から、相談・紛争解決センターで受理した実際の事案をもとにその本質を損なわない範囲で編集したものを掲載している。

事例①	事務処理
<p>申立内容</p>	<p>A社からおまとめローンを薦められ契約した。その際、『従前のカードは引き続き利用できます』との説明があったが、以前のカードの利用枠はゼロとなっている。A社に説明を求めると、『総量規制の対象のため利用枠はありませんが再審査は可能です』とのこと。おまとめローン勧誘時の説明と違っており納得できない。</p>
<p>処理結果</p>	<p>従前のカードはおまとめローンのカードに変更した。契約の際、おまとめローンの借入枠等に係る商品説明を行っており、従前のカードも利用できるとの説明は行っていない。申立人からの問合せには、『他社借入も含めて借入額が減少していれば再度審査のうえで借入は可能です。』と説明した。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>申立人へ確認内容を伝えると、「不満は残るがおまとめローンの仕組みを理解できた。A社から丁寧な説明を受け安心した。」と対応終了を了承。</p>

事例②	事務処理
<p>申立内容</p>	<p>他界した義母あてに先月、B社から請求書が届いた。支払いしようと返済総額を照会したところ、月末に確定すると言われた。月初に連絡すると『まだできていない。1時間下さい。』との回答。その後も計算を怠り何度も約束の期日を守らない。担当者に苦情を述べると、『昨日は昨日、今日は今日の金額になります。』との不誠実な対応。協会から指導してほしい。</p>
<p>処理結果</p>	<p>引落後に債権額が確定するため、月末以降に清算して頂くようお願いしていたが、約束の期日に債権額の計算が出来ていなかった。申立人へお詫びし、今後の返済について相談したい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>申立人へ確認内容を伝えると、「B社からの連絡を待ちます。」と対応終了を了承。</p>

事例③	取立て行為
<p>申立内容</p>	<p>C社から法人契約で融資を受けている。入院して連絡できず返済が遅れてしまったところ、C社担当者が私の会社を訪問し、対応した従業員に威圧的な言葉で支払を迫ったとのこと。従業員に返済を求めるのは違法ではないか。会話は録音しており、知人等に確認してもらおうと「あきらかに脅迫だ。」と言われた。</p> <p>今も治療中であり、返済猶予や減額を求めたが、『一括返済できないなら裁判する。』と相談に応じてくれない。C社の対応について協会から指導してもらいたい。</p>
<p>処理結果</p>	<p>交渉記録及び担当者本人に確認したところ、申立人と連絡が取れないため訪問したが不在のため、従業員に連絡が欲しい旨の手紙を封筒に入れ糊付して手渡し、5分程で帰っている。威圧的な態度で支払を求めた事実はない。その後、申立人から電話があり、「脅された。上司に代われ。弁護士を入れる。」などと大声を出され、会話にならないまま終了している。返済条件緩和の相談は受けたことはない。C社としては相談に応じるつもりであり、その旨を申立人へ伝えて頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>申立人へ確認内容を伝えたところ、特段の反論もせず「お世話になりました。返済についてはもう一度相談してみます。」と対応終了を了承。</p>

<参考>

苦情件数増の要因分析について

苦情受理件数は平成21年度の785件をピークに減少を続け、平成24年度は117件、平成25年度は95件、平成26年度は94件と推移したが、平成27年度は137件と前年度に比べ43件（45.7%）の増となった。

苦情件数増の要因については、特定の業態や業者、商品に集中するなどの傾向は認められないものの、苦情内容別の件数を前年度と比較すると、「事務処理」、「取立て行為」、「過払金」に係る苦情が79件と、前年度を31件上回っている。

これら3分類の苦情内容は以下のとおりである。

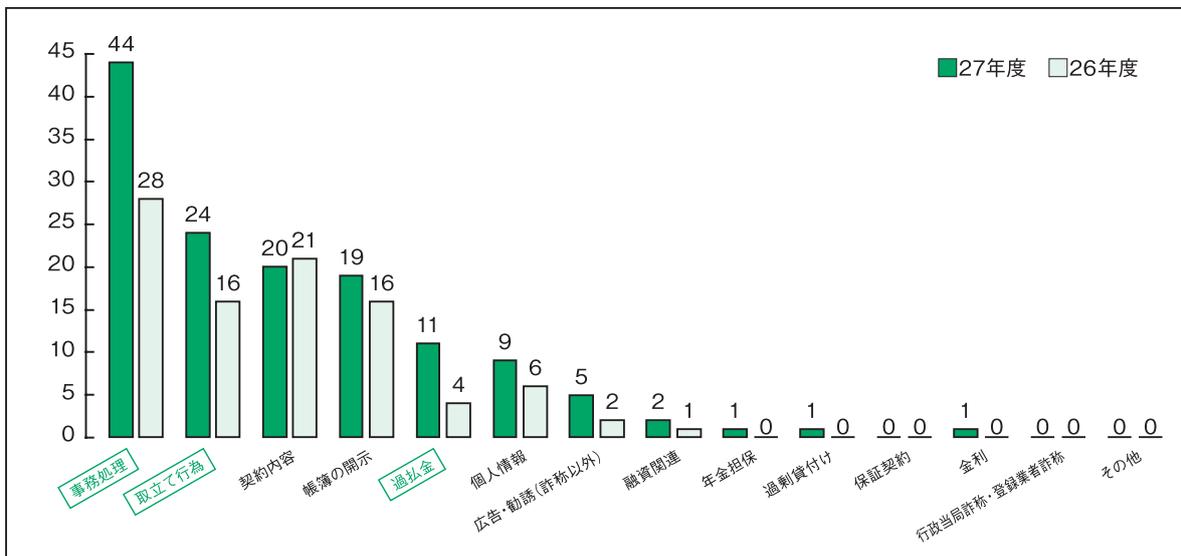
- ・「事務処理」：44件のうち33件は窓口における説明内容や電話対応に対する不満である。
- ・「取立て行為」：24件のうち21件は威迫的な言動や第三者請求、反復継続架電などを理由とする苦情であるが、事実確認の結果、業者の不適切な言葉遣いや申立人の誤解などによるもので、法令等違反が疑われる事案はなかった。
- ・「過払金」：11件の全ては過払金返還請求に係る業者の対応への不満であるが、返還請求を受け入れないなど不適切な対応はなかった。

以上のとおり、顧客の理解度や債務者の置かれている状況等に十分に配慮した対応がなされれば苦情に至らないものが多くを占める。

なお、平成27年度の苦情件数は上期89件から下期48件と46.1%の減となっているが、引き続き苦情発生防止に向けて要因分析を行うこととしている。

平成27年度 苦情申出内容分類（平成26年度比較）

（単位：件）



6. 紛争

(1) 指定紛争解決機関としての運営態勢

本協会は、紛争解決等業務に関する規則に基づき、外部有識者6名で構成する「相談・紛争解決委員会」を設置し、相談・苦情・紛争解決業務における中立公正かつ適確な運営の確保を図っている。

紛争解決手続においては、紛争解決委員候補(3名)の中から委員会委員長により選任された委員が聴聞を実施し、和解案の作成及び当事者への提示を行う。また、当該事案の報告を受けた相談・紛争解決委員会は、紛争解決委員候補との意見交換等を通じて情報等の共有を図っている。

なお、紛争解決終了事案は、定期的に協会ホームページ等において公表している。

< 相談・紛争解決委員会 >

※平成28年3月31日現在

■ 委員長	深澤 武久	弁護士(元最高裁判所判事・元東京弁護士会会長)
■ 副委員長	渡邊 剛男	弁護士(元名古屋高等裁判所民事部総括判事)
■ 委員	大木 美智子	一般財団法人消費科学センター理事長
■ 委員	田中 清	一般社団法人東京経営者協会 顧問(元一般社団法人日本経済団体連合会専務理事)
■ 委員	高木 伸	一般社団法人全国銀行協会 副会長兼専務理事
■ 委員	片岡 義広	弁護士 片岡総合法律事務所
■ オブザーバー	二村 浩一	弁護士 山下・柘・二村法律事務所
■ オブザーバー	山下 一	日本貸金業協会 自主規制担当執行責任者(会長)

< 紛争解決委員候補 >

■ 紛争解決委員候補	五十嵐 裕美	弁護士 東京弁護士会(第49期)
■ 紛争解決委員候補	福崎 真也	弁護士 東京弁護士会(第49期)
■ 紛争解決委員候補	飯田 豊浩	弁護士 第一東京弁護士会(第56期)

(2) 手続実施基本契約の締結状況

貸金業法第12条の2の2の規定に基づき、全ての貸金業者は指定紛争解決機関である協会と手続実施基本契約を締結しなければならないとしている。

平成28年3月末現在の全登録貸金業者は1,937業者(協会員1,188業者、非協会員749業者。金融庁公表ベース。)で、うち、契約締結業者は1,932業者、契約率は99.7%となっている。

なお、残る5業者は新規登録業者で、平成28年4月時点で全ての貸金業者と同契約を締結している。

(3) 紛争解決手続申立ての受理件数

平成27年度における紛争事案の受理件数(新受付数)は20件であり、前年度との比較では+8件であった。

新受事案の内容別では、「過払請求」が8件、「その他」が5件、「契約内容」が2件、「事務処理」が2件、「個人情報」が1件、「融資関連」が1件、「取立て行為」が1件で、20件のうち6件は苦情処理手続から移行したものである。

受付件数年度推移

(単位:件)

分類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
過払金	4	1	1	4	3	8	21
契約内容	1	2	1	6	2	2	14
帳簿の開示	0	1	1	0	2	0	4
事務処理	0	0	0	0	2	2	4
融資関連	0	2	0	0	0	1	3
個人情報	0	0	0	0	1	1	2
過剰貸付	0	0	0	1	0	0	1
取立て行為	0	0	0	0	0	1	1
その他	0	1	4	6	2	5	18
合計	5	7	7	17	12	20	68

※その他は、債務不存在等

(4)紛争解決手続の実施状況

平成27年度においては、平成26年度からの繰越事案5件を加えた25件について紛争解決手続を実施し、13件が手続を終了した。

終了事由は、紛争解決委員が提示した和解案に当事者双方が応諾した「和解成立」が6件、申立人が自己都合等により取下書を提出した、「取下げ」が4件、当事者双方の主張に合意点が見出せず和解成立に至らなかった「不調」が3件であった。

なお、紛争解決手続受理から手続終了までの所要期間は、1ヶ月未満が0件、1ヶ月以上3ヶ月未満が4件、3ヶ月以上6ヶ月未満が5件、6ヶ月以上が4件となっている。

(5)主な紛争事例

事例①

類型	契約内容	受理日	平成27年6月24日
申立人	資金需要者	終了日	平成27年7月27日（聴聞回数：0回）
相手方	貸金業者終了事由取下げ	終了事由	取下げ（手続外で和解成立）
紛争の概要	<p>申立人は相手方に対し、不動産担保ローンを申し込み、相手方から、審査に通ったとの回答があったため、必要書類を送付したところ、相手方より、「当社では契約できない。他社を紹介する。」との連絡があった。申立人がこれに対し、知らない会社との契約に不安を覚え、断りの電話をしたところ、相手方より、不動産調査料と交通費を請求された。しかし、そのような契約をしたことはないため支払わずにいたところ、法務局より、「相手方が根抵当権設定仮登記の申請をしてきた。」との連絡があった。</p> <p>申立人は相手方と不動産担保ローン契約は締結しておらず、また、不動産調査料等に係る契約もしていないことから、相手方に対し、不動産調査料と交通費の支払義務がないことの確認及び根抵当権設定仮登記の申請を取り下げることを求める。</p>		
紛争解決の状況	<p>本件申立後、根抵当権設定仮登記は抹消された。また、申立人は、本件申立後に弁護士に本件の解決を依頼したところ、同代理人の方針もあって本件手続を取下げた。</p>		

事例②

類型	事務処理	受理日	平成27年9月30日
申立人	資金需要者	終了日	平成28年1月5日（聴聞回数：2回）
相手方	貸金業者	終了事由	和解成立
紛争の概要	<p>申立人は相手方から、3年間に渡り百数十万円の融資を受けたが、返済が困難になったため、申立人の妻が代理人として、相手方のA支店に赴いて金利の減免等を求めたところ、同支店の職員は代理人に対し、「支店には権限がなく、本部に報告して本部に判断してもらうしかない。」と述べた。一週間後、相手方に進捗を確認するため架電したところ、今までどおり返済してほしいとのことであったため、返済を続けて完済した。しかし、その後、相手方本社に架電したところ、A支店は申立人との交渉にかかるすべての権限を持っている、との説明を受けた。相手方は、申立人の申し出につき判断する権限を有しながら、それがないなどと虚偽の事実を述べ、一週間分の金利を得ようと故意に支払いを遅延させたものであり、慰謝料数万円を請求する。</p>		
紛争解決の状況	<p>紛争解決委員は、相手方の担当者が申立人に対して従前示した和解案を基礎に、当事者双方の要望を考慮した和解案を提示し、双方が受諾して和解が成立した。</p>		

事例③

類型	過払金	受理日	平成27年10月8日
申立人	資金需要者	終了日	平成28年2月25日（聴聞回数：1回）
相手方	貸金業者	終了事由	取下げ
紛争の概要	<p>申立人は、相手方に対し、相手方との継続的金銭消費貸借契約につき、利息制限法に基づいて引き直して計算し、過払金を請求したのに対し、相手方は、申立人との取引が終了してから10年の経過により申立人の相手方に対する過払金返還請求権は時効により消滅している旨主張しているが、相手方は、申立人に対し、契約関係の存在を前提とする書面を送付していることから、相手方主張の時点で契約は終了していない。</p> <p>よって、申立人は、相手方に対し、過払金十数万円及びこれに対する過払金発生のおきから支払い済みまで年5%の割合の遅延損害金の支払いを求める。</p>		
紛争解決の状況	<p>紛争解決委員は、当事者双方を聴聞し、相手方に和解の意思がないことを確認した上で、申立人に対し、消滅時効期間が経過する前に過払金請求できなかった事情は認められず、また申立人の主張は、裁判例に照らしても認めるのが難しい旨を伝え、債権債務なしとの和解であればできるかもしれないが、申立人としてはどう考えるかを質問したところ、取下げる意向を示し、後日、本件申立が取下げられた。</p>		

7. 広報・講演等活動状況

(1) 講師派遣

① 行政機関・消費生活センター等

財務局、国民生活センター、消費生活センター、地方公共団体等、延べ21団体等（受講者数：747人）からの要請に基づき、当該団体が消費生活相談員等の対応能力向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、カウンセリング手法を活用した相談スキル、及び家計管理支援の方法等について講演を行った。

② 協会員

協会員3社からの要請に基づき、お客様相談及び債権管理業務等に従事する社員に対し、お客様対応におけるカウンセリング的アプローチ法の習得等を目的とした社内研修会（延べ9回、受講者数：137人）に講師を派遣した。

(2) 消費生活センターへの訪問活動の実施

協会では、関係機関との多面的な連携を通じて協会認知度の一層の向上を図り、資金需要者等における協会相談窓口の利用機会拡充を目的として、全国の主な消費生活センターを訪問し、自主規制機関としての協会の役割及び活動状況等の報告を継続実施している。本年度においては、143カ所の消費生活センターに対して延べ324回の訪問を行った。

(3) 国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」の開催

当該機関の相談担当者等との実務レベルでの情報交流・意見交換を通じて、資金需要者等への相談を的確に行うためのスキルの共有化及び相互連携による相談機会拡充を目的として、「実務担当者意見交換会」（実施日：平成27年5月29日、11月19日）を開催した。

(4) 「センターだより（季刊）」の発行

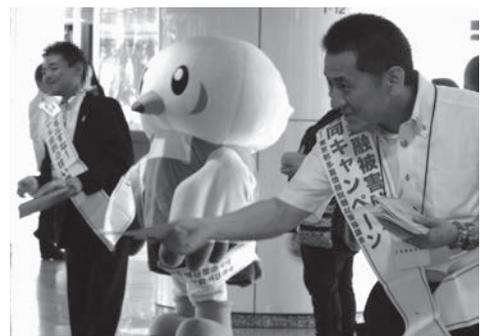
指定紛争解決機関として、苦情・紛争事案の発生を未然に防止することを目的として、加入貸金業者（非協会員含む）に対し、相談・苦情・紛争解決手続の受付及び処理状況並びに関連情報を四半期毎にとりまとめ、「センターだより」として発行している。本年度においては以下のとおり発行した。

- ◆平成27年 5月31日発行 Vol.18
- ◆平成27年 8月31日発行 Vol.19
- ◆平成27年 11月30日発行 Vol.20
- ◆平成28年 3月31日発行 Vol.21



(5) 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加

東京都多重債務問題対策協議会主催による「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（実施日：平成27年6月18日、11月17日）に参加し、通行人へヤミ金融被害防止を呼びかけるチラシやキャンペーングッズの配布及び日本貸金業協会展示コーナーを設置してヤミ金融被害についての啓発活動を行った。



(参考)【相談・苦情・紛争解決における主要計数年次推移】

(単位:件)

業務		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
■相談						
相談受付数(全受付数)		42,886	39,623	35,964	34,294	32,867
前年度対比増減率		-7.3%	-7.6%	-9.2%	-4.6%	-4.2%
相談内容 (上位7項目)	業者向け問合せ	7,920	12,103	12,795	13,032	10,813
	業者の連絡先	4,000	2,105	919	782	1,183
	契約内容	7,332	6,730	5,802	5,160	5,664
	貸付自粛依頼・撤回	4,668	4,564	4,592	5,208	5,129
	融資関連(借入相談等)	3,174	2,715	2,490	2,412	3,097
	返済困難	1,724	1,268	1,084	924	983
	登録業者確認	3,438	2,010	1,280	927	665
対応結果	協会指導による処理・是正・助言等	29,532	24,923	21,545	21,865	17,146
	情報提供	7,060	9,773	8,337	7,479	10,373
	他機関への紹介	6,153	4,101	4,064	3,444	2,896
	非協会員への協力要請	9	0	0	0	1
	あっせん	0	0	0	0	0
	その他	132	826	2,018	1,506	2,451
他機関への紹介	信用情報機関	2,224	1,516	1,452	1,312	1,102
	警察	478	386	679	587	376
	法テラス	632	497	540	440	435
	都道府県	1,024	604	406	266	189
	弁護士会・司法書士会	507	281	225	213	174
	消費生活センター	181	141	113	102	84
	金融庁・財務局	389	214	98	63	43
	クレジットカウンセリング協会	88	73	83	74	59
	裁判所	62	40	41	41	47
	その他	568	349	427	346	387
■苦情						
苦情受付数(全受付数)		247	117	95	94	137
前年度対比増減率		-29.8%	-52.6%	-18.8%	-1.1%	+45.7%
苦情内容 (上位6項目)	事務処理	30	17	25	28	44
	取立て行為	46	25	16	16	24
	契約内容	53	30	28	21	20
	帳簿の開示	54	19	10	16	19
	過払金	19	9	5	4	11
	個人情報(21年10月より集計)	19	8	5	6	9
対応結果	協会による処理・是正・助言等	228	111	86	83	113
	紛争受付課へ移行	3	0	5	6	6
	打ち切り	7	1	3	1	7
	他機関への紹介	2	0	0	0	0
	取り下げ	1	0	0	0	2
	非協会員への協力要請	0	0	0	0	0
	その他	2	3	0	0	1
継続中(次年度へ繰越し)	4	2	1	4	12	
他機関への紹介	都道府県	0	-	-	-	-
	金融庁・財務局	0	-	-	-	-
	裁判所	0	-	-	-	-
	弁護士会・司法書士会	0	-	-	-	-
	警察	0	-	-	-	-
	その他※法テラス	2	-	-	-	-
■紛争 ※業務開始:平成22年10月						
受理件数(新受付数)		7	7	17	12	20
前年度対比増減率		+40.0%	±0.0%	+142.9%	-29.4%	+66.7%
分類	契約内容	2	1	6	2	2
	過払金	1	1	4	3	8
	融資関連	2	0	0	0	1
	帳簿の開示	1	1	0	2	0
	過剰貸付	0	0	1	0	0
	その他	1	4	6	5	5
対応結果	和解成立	2	3	4	8	6
	取り下げ	2	4	4	4	4
	不調	2	2	1	4	3
	継続中(次年度へ繰越し)	(3)	(1)	(9)	(5)	(12)

3 監査の実施

1. 平成27年度監査計画

(1) 監査の方針

- ① 本協会の監査は、協会の法令・定款・その他諸規則の遵守状況、及びそれを遵守するための内部管理態勢の整備及びその運用状況などを確認するほか、協会の業態及び規模に応じ、重点を絞った監査方式等により、効率的で実効的な監査を実施する。
- ② 監査の実施に当たっては、協会の業務運営に関する自己改善努力を活かしつつ、指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正な監査を行う。
- ③ 書類監査と実地監査の連携強化により、協会の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。
その他、監査の透明性を図るため、監査手法や監査チェック項目について公表を行う。
- ④ 実地監査における経営者との面談等を通じ、経営状況及び貸金業法等に対する意見・要望等について引き続き情報を収集する。

(2) 重点事項

平成27年度の監査は次の項目を重点項目として、点検・検証する。

- ① 資金需要者保護のための重点項目
 - イ. 過剰貸付けを防止する観点から、「過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）」について
 - ロ. 取引の適正化を確保する観点から、「書面交付」及び「取立て行為」について
 - ハ. 個人情報漏洩防止の観点から、「個人顧客情報の安全管理措置等」について
- ② 貸金業者の健全性確保のための重点項目
 - イ. 内部管理態勢の充実を図る観点から、「法令等遵守態勢」及び「経営管理（業務検証、研修）等」について
 - ロ. 反社会的勢力を排除する観点から、その「態勢整備」と「運用状況」について
 - ハ. 貸金業務の適正な運営を確保する観点から、「貸金業務取扱主任者の機能発揮」について

(3) その他監査計画に掲げた主な事項

- ① 実地監査対象協会員数は、120協会員程度とする。このうち、90社程度は消費者向貸金業者（無担保、有担保）とする。なお、選定に当たっては登録行政庁と重複等が無いように調整を行う。
- ② 書類監査は、引き続き全協会員を対象に年1回実施する。

(4) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査結果に係る具体的な指摘事例集及び書類監査に係る改善の手引等を作成し全協会員に周知するとともに、問題点の解説を行う。

2. 監査の手法等

(1) 実地監査

① 監査手法について

監査対象協会員の業態・規模に応じて重点監査項目を絞った監査方式により、監査業務の合理化を図ると共に、短期間監査の適用範囲を拡大することで監査実施数の増加を図った。

② 監査ガイドラインの作成・公表

貸金業務の適正な運営と資金需要者の信頼を確保することを目的として実施してきた協会監査の具体的な内容を、協会員や資金需要者の皆様に知っていただくことが、協会監査の透明性を高めると共に貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、従来の「監査マニュアル」等を全面改訂して「監査ガイドライン」を作成し公表した。

③監査対象先の選定

実地監査の対象協会の選定にあたっては、以下のことを考慮して選定した。

- イ. 多重債務者問題を踏まえて消費者向貸金業者を90社程度実施し、消費者向以外の業態区分の貸金業者を30社程度実施する。
- ロ. 書類監査との相互補完の強化の観点から、書類監査において内部管理態勢に問題のある協会への指導的監査を優先的に実施する。
- ハ. 大手協会の監査として、今年度は融資残高が500億円以上で、有人店舗が2店舗以上ある協会を対象として2社程度実施する。
- ニ. 書類監査評価結果及び登録行政庁等からの監査要請に基づいて特別監査を実施する。

④指摘事例集の作成

- イ. 実地監査の指摘事項の中から、協会が貸金業務の適正な運営を確保するにあたって、参考になると考えられる事例を取りまとめた「指摘事例集」を作成した。
- ロ. 特に、指摘件数が多かった「書面交付」「返済能力の調査」「過剰貸付の防止」「帳簿の備付け」等に関する指摘事例を掲載することで、協会に法令等の再確認を促した。
- ハ. 全協会へ配付するとともに、研修資料として活用した。
- ニ. 研修会に講師として招請された際に、監査情報として提供した。

⑤管理態勢面、業務運用面等の良い事例の収集と提供

協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査において、各協会の管理態勢面及び業務運用面における「良い事例」を収集し、監査結果と共に情報提供した。

(2)書類監査

①基本的な考え方

平成26年度より始めた重点監査方式（受検2回目以降の協会を対象とする重点監査と協会入会後初めて書類監査を受ける協会を対象とする標準監査の2種類）で実施した。

なお、引き続き正確な実態把握のため、誤回答や事実に基づかない安易な回答を防止するための設問の改正を加えた。

②監査報告書の改訂について

- イ. 法令等改正に伴う追加・修正（自主規制基本規則、監督指針改正への対応）
 - (a)サイバーセキュリティ関連
 - (b)個人情報の委託先管理とアクセス管理関連
- ロ. 協会監査重点事項
 - 過剰貸付の防止、書面の交付、反社会的勢力による被害の防止、主任者の機能発揮等
- ハ. 実地監査で指摘が多い事項
 - 貸付条件、従業者名簿、立入検査届、公表物、帳簿の備付等

③対象協会および実施の概要について

イ. 対象協会

監査実施通知発信時点の全協会（直近理事会承認分まで）＝平成27年12月末現在の会員（1,187会員）
（監査対象期間：平成27年4月1日～平成28年2月18日）

ロ. スケジュール

- (a)平成28年1月18日(月) 監査実施通知発送
- (b)平成28年2月18日(木) 監査回答締切
- (c)平成28年5月30日(月) 結果通知発送

ハ. 設問数

	設問数	
	重点監査	標準監査
共通事項	19	29
個人向け貸付け	22	35
法人向け貸付け	11	23
計	52	87

④結果通知及び改善指導について

提出された「書類監査報告書」及び「添付資料」の回答内容に基づいて、全詳細設問について回答内容を点検・評価した。指摘事項の有無により、4通りの結果通知を行い、「改善の手引き」・「指摘事項一覧」等を送付した。

イ. 指摘事項がない場合

指摘は認められなかったが、引き続きコンプライアンス及び内部管理態勢の充実・強化に努めることを伝えた。

ロ. 「改善・見直しの必要がある事項」がある場合

ハ. 「法令等に抵触するおそれがある事項」がある場合

ニ. 「法令等に抵触するおそれがある事項」と「改善・見直しの必要がある事項」がある場合

上記指摘事項があるすべての協会員には改善報告書の提出を求め、その改善を確認した。

⑤監査修了証の交付

今年度から指摘事項がない協会員及び指摘事項全件について改善が認められた協会員に「監査修了証」を交付した。

3. 監査ガイドラインの公表

(1)監査ガイドライン作成の背景

本協会の監査は、自主規制機能の重要な業務として位置付け実施している。

具体的には、書類監査は平成19年12月の協会発足後、直ちに着手し、これまで毎年、全協会員を対象に実施してきている。また、実地監査についても書類監査と連携しつつ、毎年120社程度実施している（平成28年度監査計画では130程度を実施予定）。

これら監査結果における指摘件数や内容については、最近では相当程度改善が進んできている姿となっているが、実地監査の累積実施数については、まだ全協会員の半数程度であり、今後とも協会員自らが業務検証を充実していくなど、顧客からの信頼性向上の努力を続けていく必要があると考えており、そのためのツールとして、この度、監査ガイドラインを作成し、公表することとした。

(2)公表とその目的

本協会が実施している監査の具体的内容を協会員や資金需要者に知っていただくことは、協会監査の透明性を高めるとともに貸金業の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月24日に本協会のホームページに公表した。

(3)監査ガイドラインとは

①「I 監査の基本事項」

イ. 使命及び目的

本協会が行う監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者の信頼を確保すること等を使命及び目的として実施する。

※監督当局の検査・監督と併せ、いわゆる「車の両輪」として機能

ロ. 監査の種類と実施方法

- (1)一般監査… ①書類監査（書面により報告を求めて行う）
②実地監査（協会の営業所等に往訪）
- (2)特別監査… ①フォローアップ監査（監査指摘事項の改善状況を検証）
②機動的監査（監督当局等の要請に基づく）

ハ. 基本原則

- (1)協会の自主性尊重の原則 (2)補強性の原則 (3)効率的・効果的な監査の実施

ニ. 監査員の心得

- (1)目的の認識 (2)信用・品位の保持と守秘義務 (3)公正な判断
(4)現物監査における留意事項 (5)自己研鑽

ホ. 監査関連情報の管理

本協会の情報取扱規程及び個人情報保護に関する規則等に基づき、監査関連情報を適切かつ厳格に管理する。

ヘ. 監督当局等との連携

- (1)監督当局等との連携 (2)その他の機関との連携（警察・消費者センター等）
(3)自主規制各部門との連携

②「Ⅱ 監査の実施手続き」

イ. 監査計画の策定等

- (1)年次監査計画の策定及び協会への通知
※監査の重点事項等を各年度ごとに設定し、協会に通知する
- (2)協会に対する指摘事例等の周知徹底
- (3)監査員の研修等

ロ. 書類監査の事務フロー

ハ. 実地監査の事務フロー

③「Ⅲ 書類監査報告書等（実施及び改善ツール）」

イ. 書類監査報告書（標準監査）

ロ. 書類監査報告書（重点監査）

ハ. 実施要領

ニ. 改善の手引き

④「Ⅳ 実地監査マニュアル（実地監査の手引書）」

イ. 事業概要

ロ. 検証基準

ハ. 評価調書

ニ. 《別冊チェックリスト》主な着眼点

4. 監査結果について

1 実地監査

(1) 監査結果の概要

平成27年度の実地監査は、119協会員に対し実施した（内訳：一般監査110協会員、特別監査9協会員）。
 監査結果については、指摘のあった協会員は53協会員（前年度48協会員）で、その割合は44.5%（同39%）と前年度に比べ高くなっている。

また、指摘項目別に指摘件数を見ると、法令等違反事項は35件で前年（同33件）とほぼ同水準であるが、改善事項では82件と前年度（55件）より27件増加している。

この結果、全体の指摘件数は前年88件から29件増加して117件となっている。

指摘内容については、「書面交付」「返済能力の調査」に関するものが多く、また、指導事項では、「反社会的勢力に対する基本方針の公表」「ホームページの修正」「加入指定信用情報機関の名称の公表」「研修（周知徹底）」に関するものが多く見受けられている。

なお、実地監査で把握した監査先協会員の管理態勢面や業務運用面における良い事例も参考情報として掲載した。

実施数及び指摘件数

（単位：件）

		平成27年度				平成26年度			
A	実施会員数	119会員（うち特別監査9会員）			B/A 44.5%	123会員（うち特別監査14会員）			B/A 39.0%
B	指摘有の会員数	53会員（うち特別監査4会員）				48会員（うち特別監査6会員）			
指摘項目		指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	(指導事項)	指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	(改善指導)
一般 監査	貸金業法	97件	28件	69件	240件	65件	20件	45件	251件
	自主規制関連	8件	4件	4件		5件	2件	3件	
	その他法令	6件	1件	5件		1件	0件	1件	
	小計	指摘件数	111件	33件	78件	240件	71件	22件	49件
小計	指摘有の会員数	(49会員)	(19会員)	(40会員)	(92会員)	(42会員)	(10会員)	(37会員)	(96会員)
特別 監査	貸金業法	6件	2件	4件	25件	14件	8件	6件	31件
	自主規制関連	0件	0件	0件		2件	2件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件		1件	1件	0件	
	小計	指摘件数	6件	2件	4件	25件	17件	11件	6件
小計	指摘有の会員数	(4会員)	(1会員)	(4会員)	(9会員)	(6会員)	(3会員)	(3会員)	(11会員)
総計	C 指摘件数	117件	35件	82件	265件	88件	33件	55件	282件
	D 指摘有の会員数	(53会員)	(20会員)	(44会員)	(101会員)	(48会員)	(13会員)	(40会員)	(107会員)
	指摘有の1会員 当たりの指摘件数 (C/D)	2.2	1.8	1.9	2.6	1.8	2.5	1.4	2.6
	実施した1会員 当たりの指摘件数 (C/A)	1.0	0.3	0.7	2.2	0.7	0.3	0.4	2.3

「改善事項」とは

- ① 「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
- ② 「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

「指導事項」とは

- ① 現行法令等に照し改善を要すると認められる事案。
- ② 抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

「その他法令」とは

貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

(2)指摘内容

指摘内容としては、「書面交付（貸金16条の2、17条）」「返済能力調査（貸金13条）」「交渉経過記録（貸金19条）」に関するものが多く見受けられた。

指摘内容

(単位:件)

法令等	指摘の概要	平成27年度		平成26年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反	法令等 違反事項
貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の設置要件不適合 貸金業務取扱主任者の役割発揮不十分	-	-	1	1
貸金12条の4	従業者名簿・従業者証明書の未作成 従業者名簿の記載不備	-	1	1	-
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	7	8	7	1
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	5	1	2	1
貸金14条	貸付条件等の揭示不備	-	1	-	2
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	6	17	5	6
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	1	33	4	32
貸金18条	受取証書の未交付、記載不備	2	3	2	1
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載・保存不備	4	7	4	6
貸金21条	催告書の記載不備	-	1	-	1
貸金22条	債権証書の未返還	2	-	-	-
貸金41条の35	個人信用情報の未提供	1	-	-	-
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	2	1	2	-
貸金業法計		30	73	28	51
自主11条	社内態勢の未整備、社内規則の未改定	2	-	3	-
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	1	3	1	3
自主36条	自己振出手形等の制限	1	-	-	-
自主78条	譲渡の相手方等の選定不備	-	1	-	-
自主規制基本規則計		4	4	4	3
犯収4条	本人特定事項や取引の目的等未確認	1	-	-	-
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	-	5	1	1
その他法令計		1	5	1	1
総計		35	82	33	55

貸金:貸金業法

自主:貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯収:犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3)指導事項

平成26年度と同様に「反社会的勢力に対する基本方針の公表」「ホームページの修正」「加入指定信用情報機関の名称の公表」が多かったが、平成27年度の指導事項では「研修（周知徹底）」に関するものが見受けられた。

改善指導の内容

(単位:件)

指導事項の概要	平成27年度	平成26年度
反社会的勢力に対する被害の防止 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表。 ・反社情報データベースの未構築。等	55	47
ホームページの修正 ・貸付条件の表示に不備がある。 （担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示等） ・指定紛争解決機関の表示がない。 ・審査を行う旨、啓発文言、返済シミュレーションの表示がない。 ・協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。 ・借入意欲をそそるなどの不適切な勧誘表現がある。等	30	37
加入指定信用情報機関の名称の公表	25	47
研修（周知徹底） ・実施記録を作成・保存していない。等	25	17
貸付条件表の掲示内容 ・年利率を小数点第一位まで表示していない。 ・主な返済の例の記載がない。等	24	13
届出事項 ・立入検査に係る届出書の未提出。 ・法令等違反に係る届出書の未提出。等	21	35
指定紛争解決機関の名称の公表	17	21
業務検証 ・社内規則で定める頻度で検証を行っていない。 ・実施内容が形式的又は検証項目が不足している。 ・検証リストが自社の業務に合致していない。等	10	7
個人情報の安全管理措置 ・訪問回収時に顧客台帳等を持出しているが、持出しの記録を行っていない。 ・信用情報照会を行う際の操作IDパスワードが権限者により管理されていない。等	8	-
個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を公表していない。 ・内容が古く協会ガイドラインに準拠した社内規則と整合していない。等	7	3
社内規則の策定 ・犯罪収益移転防止法の改正等に伴う事項が社内規則に未反映。等	5	11
内部監査 ・内部監査が形骸化している。 ・内部管理部門の責任者が内部監査を実施している。等	4	6
貸金業者登録票 ・大きさが法定の寸法に達していない。 ・登録有効期間等が更新前の内容となっている。等	4	1
従業者名簿 ・従業者証明書番号が誤って記載されている。等	3	3
反社会的勢力の排除条項の追加	2	8
借入れの意思の確認 ・借入申込書の本人記載欄の一部が記入漏れとなっている。等	2	-
従業者証明書 ・携帯を必要とする者に交付していない。等	1	4
取引時確認記録 ・改正犯罪収益移転防止法が求める取引目的等の確認・記録漏れ。	-	7
重要な使用人の登録 ・営業所等の業務を統括する者を登録していない。	-	1
その他 ・除外貸付を証する書面が見当たらない。 ・貸金業者登録簿の業務の種類・方法が実態と相違。 ・債権証書を返還した旨の記録を残していない。 ・交渉経過記録に交渉の相手方を「先方」と記載のため特定できない。 ・機微情報（本籍地）を黒塗りしていない。 ・個人過剰貸付けに係る審査過程の記録が不十分。等	22	14
総計	265	282

(4) 実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① カウンセリング

- ・ 多重債務に陥った生活者の生活再建支援を目的に「サポートローン」に積極的に取り組み、生活再建のためには世帯内の共通認識が必要であり「世帯管理」の発想が不可欠との考えから、配偶者（個人情報取扱同意書取得）の同席を求め、約90分間の面談を実施している。（クレジットカード会社・従事者100名超）
- ・ 資金使途、住宅ローン、クレジット残等を加味し、丁寧にカウンセリングしている。（消費者向有担保・従事者10名未満）
- ・ リスク回避のため来店面談を必須条件としており、必ずカウンセリングにより無理のない貸付けを実行している。（消費者向無担保・従事者5名）
- ・ 資金需要者などの利益の保護のために、借入れ又は返済に関する相談については、必ず本協会支部・消費者センター等、助言その他支援を適正かつ確実に実施する団体を紹介している。また、新規の借入れ希望者の要望に応じられない場合においても、社会福祉協議会を案内している。（消費者向無担保・従事者2名）

② 審査精度の向上

- ・ 貸付け処理において、受付、審査、決裁の単独処理を禁止し、また、申込受付の際に行ったカウンセリング内容の詳細と可否決に対する各担当の所見を添えて決裁を受ける流れとしている。（消費者向無担保・従事者2名）
- ・ 事業者向け貸付け契約の際、審査での必須書類として決算書3期分、棚卸資産の詳細内容及び不動産関連の評価書類等の提出を受け、全件、稟議形態にて厳格な審査を行っている。（事業者向無担保・従事者2名）
- ・ 法人向け融資や手形割引に関して、経営者保証を取っていない。与信判断に当たっては、貸付先の資金状況や割引手形の信用度を吟味して、保証に頼らない審査を実施している。（事業者向無担保・従事者5名未満）

③ 業務管理

- ・ 疑わしい取引が認められた場合、社内規則に則り発見部署が「疑わしい取引の届出書」を作成して内部管理室に提出し、内部管理室が関係機関への照会や届出、経営陣への報告を一元的に行う態勢が整備されている。（消費者向無担保・従事者50名超）
- ・ 延滞者は発生していないが、「交渉経過記録」に問合せ相談～受付カウンセリング～書面交付等を記録している。（消費者向有担保・従事者10名未満）
- ・ 特に、審査において総合的な判断がされており、担当者以外でも、貸付の経緯が分かるように受付時の状況や調査の内容等を詳細に記録している。（事業者向無担保・従事者10名未満）
- ・ 立入検査等での指摘を真摯に受け止め、改善を要する事項については即座に改善を行うだけでなく、全社員への研修を実施し社内環境を整備するとともに、再発防止に向けた業務処理の見直しと点検を徹底している。（消費者向有担保・従事者10名超）
- ・ 自宅訪問、電話による相談、住民票の取得等を交渉経過記録に丁寧に記載している。（消費者向無担保・従事者2名）
- ・ 審査を行った全件について、他社残や決裁額、交付書面、取得書面の適切性を監査し、記録保存している。（消費者向無担保・従事者2名）
- ・ 犯罪収益移転防止法で義務づけられている取引時確認記録を適切に実施するため、法定記載事項を網羅した記録票を独自に作成し、業務に活用している。（手形割引・従事者5名）
- ・ 「反社情報実施記録」を備え付け、照会漏れを防止している。（事業者向無担保・従事者2名）
- ・ 業務部門（支店・融資部・管理部）は毎営業日、各種事務の処理件数（催告書の発行件数や取引履歴開示請求の受付数など）や法令遵守の状況を「業務検証簿」に記録しており、それを業務指導室（内部

管理部門)に報告する。業務指導室は、業務検証簿の記載が正確かどうかを、書類原本の実査により定期的に確認するとともに、毎月1回、検証簿の内容を取りまとめて経営陣に報告している。(消費者向無担保・従事者20名超)

④業務効率

- ・取引時確認および疑わしい取引の届出に関する体系的な業務マニュアルを整備し、特に疑わしい取引の届出については、金融庁および経済産業省が公表している参考事例に基づく典型的な24事例、自社の届出検討基準及び担当部門を図表化し、分かりやすくまとめている。(クレジットカード会社・従事者100名超)
- ・業務処理を迅速に行うため、全てのファイルに背見出しを付ける等、工夫し帳票の整理を行っている。(建設・不動産・従事者5名未満)
- ・事前契約説明書が複数枚あり一見多いように思えるが、文章やレイアウトを工夫しており、初めて借入れをする人でも良く理解できる説明書としている。(消費者向無担保・従事者30名超)
- ・返済能力に関する調査記録と取引時確認記録を1枚の用紙「住宅ローンつなぎ融資チェックリスト」にて作成し、必ず3名で確認を行っている。(建設・不動産・従事者3名)
- ・業務指導室が策定した研修計画に基づき、月1回以上の頻度で貸金業関連法令に関する集合研修を実施している。研修後は参加者全員を対象にした理解度テスト(50問の○×式)を実施し、知識の定着を図っている。(消費者向無担保・従事者20名超)

⑤個人情報管理

- ・システム操作、メール送受信、加入信用情報機関への照会・登録、書面交付・保管等の個人情報取扱についてそれぞれに責任者(管理者)を定め、責任の明確化を図っている。(消費者向無担保・従事者10名未満)

⑥コンプライアンス

- ・社長を委員長、常務を副委員長、各部の部長を委員とする「コンプライアンス委員会」が頻繁に開催(平成26年度は73回開催)され、コンプライアンス上の懸案事項のほか、職員からの問題提起や提案事項等も取り上げ審議していることにより、担当者から経営トップまで組織内の情報共有化が徹底され、法令遵守、顧客応対及び業務処理レベルの向上に取り組んでいる。(クレジットカード会社・従事者10名超)

⑦システム管理

- ・自社の貸金業務やシステム環境、各種ライフライン(電力やインターネットプロバイダ)などを考慮した事業継続計画書(BCP)を策定し、これを全役職員に配布している。また、大規模災害等を想定し、代表者の携帯電話番号などの緊急連絡先を記載した携帯型カードを作成して全役職員に配布している。(手形割引業者・従事者10名超)
- ・情報システムにおいて、役職員の操作ログ(各ユーザーのログイン・ログアウト時刻やデータベースの変更履歴、インターネットサイトの閲覧履歴など)を自動的に記録する仕組みになっている。記録された操作ログは、社長に付与された管理者IDで事後検証が可能であるため、社内不正のけん制と発見に寄与するものである。(手形割引業者・従事者10名超)
- ・インターネット取引の安全性を高めるため、暗号化通信(SSL)の導入や電子認証の仕組みなどの対策を講じている。(手形割引業者・従事者10名超)
- ・支店及び融資部の職員が照会端末を使用して信用情報照会を行ったときには、端末操作者が「個人データのアクセス記録及び廃棄記録簿」にアクセス時刻や照会種別、照会対象者名などを記録することとしている。融資部長は、翌営業日に照会端末から「照会履歴確認回答」(指定日の操作ログが一覧表示されたもの)を出力し、記録簿の内容に漏れがないか、目的外使用に当たる照会はなかったかを検証している。検証結果は業務指導室による業務検証の対象となっており、照会端末の不正使用が起これにくい態勢が構築されている。(消費者向無担保・従事者20名超)

⑧社員教育

- ・社長以下全役職員を対象に、毎月テーマを決めて社内規則を閲覧させ、その後、理解度テスト(10問)を実施している。テストの結果は教育担当部門(営業推進部)が集約し、間違いの多かった項目をグループウェアに掲示して社内規則の周知徹底を図っている。(消費者向無担保・従事者50名超)
- ・毎月、全役職員を対象に貸金業法、事務処理規定等に係る研修を実施し、研修後に理解度テストを

行っている。また、テスト結果は役職員全員が閲覧できる状態にしており、自己啓発と連携強化に繋がっている。(クレジットカード会社・従事者10名超)

- ・ 苦情・相談に関して、毎月、自社内の苦情・相談等やクレジット協会からの苦情事例等を参考に各部の代表者による研修会を開催している。その研修会において検討・見直された社内態勢等については、翌日、全社員へ周知徹底を行うなど、態勢整備においてPDCAサイクルを機能させている。(クレジットカード会社・従事者30名超)
- ・ 各業務のマニュアルを適宜整備し、社員への周知徹底を行うだけでなく、定期的に研修を実施している。(消費者向無担保・従事者5名超)
- ・ 社内研修において、コンプライアンス研修と貸金業務運営及び個人情報取扱研修を代表者以下、全役職員を対象にそれぞれ年1回行っている。また、研修後に理解度テストを行い正解率75%を合格点とし、合格点に満たない場合は再テスト。それでも合格点に満たない場合は、理解が得られるまで個別研修を実施し記録している。(消費者向住宅・従事者200名超)

⑨その他

- ・ 手形割引の計算書とともに、手形額面から差引いた割引料、取立料を「領収証」に記載し交付している。(手形割引業者・従事者1名)
- ・ 新規申込者には、まず「総量規制」について知っているかを確認し、知らない人には丁寧に説明している。(消費者向無担保・従事者1名)
- ・ 極度方式貸付けに係る契約に基づきATMで弁済を受ける場合、法的要件を具備した書面が交付できるようにATMのシステムを構築。また、業務時間外で発生する障害に対しては警備会社により対応する等の態勢を整備し24時間の入出金を可能とすることにより、顧客の利便性向上を図っている。(消費者向無担保・従事者10名超)
- ・ 顧客台帳、交渉記録等を丁寧に帳面に記載している。また、研修記録には、各社員が疑問に思った事等に対して、同僚や上司が丁寧に回答した内容が記録されており、社員間の意思疎通を良くし業務処理の向上を図っている。(事業者向・従事者5名未満)
- ・ お客様の声を事案ごとに整理し全従業員に回覧することで情報の共有化を図るとともに、お客様満足度の向上を目的とし、業務の見直し等を行っている。また、担当部署ごとに策定したコンプライアンスチェックリスト結果を6カ月単位で全従業員に開示している。(クレジットカード会社・従事者50名超)
- ・ 日々の業務検証で判明した不備事項について、代表者を中心に全員で改善施策のミーティングを開催し、打ち出した施策を確実に実行に移して行く等、全員が業務に対して前向きに取り組んでいる。(消費者向無担保・従事者5名未満)
- ・ 契約締結までには必ず顧客の事業所等に日を改めて3回出向いている。1回目は借入意思の確認・審査で、2回目は契約締結前の説明で、3回目は契約締結である。保証人に関しても、同様に、自主規制基本規則第24条第2項(人的担保を徴求して行う貸付)における、保証契約の契約締結前書面の交付時期を保証契約締結日の前日までにするよう厳格に運用している。(事業者向貸・従事者2名)

(5) 実地監査の実施状況

監査日数別の会員数

監査日数	一般監査		特別監査	
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
1 日間	1 会員	0 会員	0 会員	0 会員
2 日間	22 会員	12 会員	2 会員	5 会員
3 日間	67 会員	66 会員	5 会員	6 会員
4 日間	15 会員	25 会員	1 会員	3 会員
5 日間	5 会員	6 会員	1 会員	0 会員
合計	110 会員	109 会員	9 会員	14 会員

資本金別の会員数

資本金	一般監査		特別監査	
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
1 億円以上	11 会員	11 会員	0 会員	1 会員
5 千万円以上～1 億円未満	24 会員	29 会員	3 会員	2 会員
2 千万円以上～5 千万円未満	21 会員	21 会員	2 会員	1 会員
2 千万円未満	9 会員	13 会員	1 会員	2 会員
個人事業者	45 会員	35 会員	3 会員	8 会員
合計	110 会員	109 会員	9 会員	14 会員

融資残高別の会員数

融資残高	一般監査		特別監査	
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
100 億円以上	13 会員	13 会員	0 会員	0 会員
50 億円以上～100 億円未満	3 会員	1 会員	0 会員	1 会員
1 億円以上～50 億円未満	25 会員	49 会員	3 会員	7 会員
5 千万円以上～1 億円未満	34 会員	20 会員	2 会員	0 会員
5 千万円未満	35 会員	26 会員	4 会員	6 会員
合計	110 会員	109 会員	9 会員	14 会員

貸金業務従事者数別の会員数

貸金業務従事者数	一般監査		特別監査	
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
1 人	58 会員	21 会員	4 会員	4 会員
2 人～3 人	19 会員	43 会員	2 会員	5 会員
4 人～5 人	7 会員	12 会員	1 会員	2 会員
6 人～9 人	5 会員	13 会員	0 会員	2 会員
10 人～19 人	6 会員	7 会員	1 会員	0 会員
20 人以上	15 会員	13 会員	1 会員	1 会員
合計	110 会員	109 会員	9 会員	14 会員

業態区分別の会員数

業態区分	平成 27 年度		平成 26 年度	
	実施会員数	登録会員数	実施会員数	登録会員数
1：消費者向無担保貸金業者	61 会員	422 会員	72 会員	461 会員
2：消費者向有担保貸金業者	6 会員	93 会員	11 会員	103 会員
3：消費者向住宅向貸金業者	3 会員	35 会員	3 会員	30 会員
4：事業者向貸金業者	23 会員	316 会員	21 会員	294 会員
5：手形割引業者	9 会員	47 会員	3 会員	51 会員
6：クレジットカード会社	9 会員	145 会員	5 会員	143 会員
7：信販会社	2 会員	39 会員	2 会員	36 会員
8：流通・メーカー系会社	1 会員	21 会員	2 会員	20 会員
9：建設・不動産業者	4 会員	27 会員	2 会員	30 会員
10：質屋	0 会員	3 会員	0 会員	3 会員
11：リース会社	0 会員	32 会員	2 会員	34 会員
12：日賦貸金業者	1 会員	1 会員	0 会員	1 会員
13：非営利特例対象法人	0 会員	4 会員	0 会員	1 会員
合計	119 会員	1,185 会員	123 会員	1,207 会員

13：非営利特例対象法人は 25 年度に新設された業態区分（会員数は H28 年 3 月末時点の規模等の状況で表示しています。）

2 書類監査

(1) 監査結果の概要

平成27年度書類監査は、監査計画に基づき、全協会員を対象に昨年度に続き、重点監査方式*で実施した(平成27年12月末日現在協会員1,187会員)。

監査結果については、指摘事項がなかった協会員の構成比は88.6%(前年度83.8%)となり、指摘件数も304件(前年度631件)と引き続き改善が進んでいる。返済能力調査に関する資料の取得や記録に関する整備が進み、また、昨年度改定された監督指針等(反社会的勢力による被害の防止、システムリスク管理態勢、経営者保証ガイドライン)への対応が改善している。

今回から指摘事項がない協会員及び指摘事項全件について改善が認められた協会員に「監査修了証」を交付する。また、今後の書類監査は協会員の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備状況が進んだことを受け、原則3年に1回の頻度で実施する。

なお、改善への対応状況によっては特別監査の実施を検討する。

※重点監査方式とは、前年度に書類監査を受けた協会員には重点を絞り込んだ「重点監査」を、協会加入後初めて書類監査を受ける協会員には内部管理態勢全般に関する「標準監査」を実施する。

① 監査報告書提出状況

提出状況	平成27年度(5月30日現在)		平成26年度	
	会員数	(前年増減)	会員数	(前年増減)
監査対象数	1,187会員	▲4.1%	1,238会員	▲2.4%
(廃業等)	▲30会員	▲50.8%	▲61会員	27.1%
評価対象数	1,157会員	▲1.7%	1,177会員	▲3.5%

※監査実施通知発送日 平成28年1月18日(監査対象期間平成27年4月1日～平成28年2月18日)

※廃業等の内訳は、退会10会員、廃業18会員、除名1会員、未提出1会員。

② 監査結果

平成27年度評価	会員数	(構成比)	指摘件数	(内訳)	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	34会員	(2.9%)	175件	90件	85件
改善・見直しの指摘がある	98会員	(8.5%)	129件	—	129件
指摘事項はない	1,025会員	(88.6%)	—	—	—
合計	1,157会員	100.0%	304件	90件	214件

平成26年度評価	会員数	(構成比)	指摘件数	(内訳)	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	67会員	(5.7%)	390件	170件	220件
改善・見直しの指摘がある	123会員	(10.5%)	241件	—	241件
指摘事項はない	987会員	(83.8%)	—	—	—
合計	1,177会員	100.0%	631件	170件	461件

※法令等に抵触するおそれがある事項とは、貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

※改善・見直しの必要がある事項とは、監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

(参考) 書類監査における評価の状況

評価	平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度	
	会員数	構成比 (%)	会員数	構成比 (%)	会員数	構成比 (%)
法令等に抵触するおそれの指摘がある	34	3	67	6	79	7
改善・見直しの指摘がある	98	8	123	10	65	5
指摘事項はない	1,025	89	987	84	1,076	88
計	1,157	100	1,177	100	1,220	100

(2) 指摘内容 (法令等に抵触するおそれがある事項)

法令等	指摘の概要	平成 27 年度	平成 26 年度
		指摘件数	指摘件数
貸金業法	貸金 8 条	4	5
	貸金 12 条の 3	1	-
	貸金 12 条の 8	3	1
	貸金 12 条の 9	2	-
	貸金 13 条	6	33
	貸金 16 条の 2	2	2
	貸金 17 条	3	6
	貸金 18 条	1	-
	貸金 19 条	3	6
	貸金 41 条の 35	2	3
	貸金 41 条の 37	2	6
	施行 10 条の 6	3	2
	施行 10 条の 7	2	1
	施行 10 条の 18	7	15
	施行 12 条の 2	1	1
	施行 13 条	4	2
	施行 15 条	2	1
	施行 17 条	1	-
	施行 26 条の 25	3	7
	—	貸金業者登録票、従業者名簿の不備等	-
計		52	117
自主規制基本規則	定款施行 6 条	1	1
	自主 22 条	10	6
	自主 24 条	2	8
	自主 32 条	1	5
	自主 66 条	1	-
	自主 69 条	1	2
	—	法令遵守態勢の未整備等	-
計		16	25
その他 法令	犯収法	14	14
	紛争解決	8	14
計		22	28
総計		90	170

貸金：貸金業法
 施行：貸金業法施行規則
 定款：日本貸金業協会定款

自主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯収法：犯罪による収益の移転防止に関する法律
 紛争解決：紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

(3)指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	平成27年度	平成26年度
	指摘件数	指摘件数
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	53	36
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表等	38	98
個人顧客情報の安全管理措置等について ・機微情報の取り扱い態勢の未整備 ・個人情報情報の漏えいに対する態勢の未整備 ・安全管理措置に係る業務の検証の未実施等	30	24
過剰貸付けの防止について ・貸付審査や返済能力調査に関する検証の不備 ・審査基準や審査内容の見直し未実施等 ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備	19	43
契約に関する説明について ・契約時の説明に関する実施記録の不備等	13	27
書面の交付義務について ・債権証書返還に関する記録の不備 ・書面交付に係る業務の検証の未実施等	7	33
取立て行為について ・業務の検証と記録保存の不備等	5	8
貸金業務取扱主任者について ・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備等	2	4
取引時確認、疑わしい取引の届出について ・取引時確認に係る業務の検証の未実施	1	7
その他 ・周知徹底の記録不備 ・内部監査結果の記録と保存の不備 ・貸付け条件表の不備等	46	181
総計	214	461

※主な特徴(改善点)

- ・反社会的勢力による被害の防止については、反社情報の事前、事後の活用が進んできた。
- ・過剰貸付けの防止については、経営者保証ガイドラインへの理解が浸透してきた。
- ・書面の交付義務については、業務の検証態勢が整備されてきた。
- ・その他、コンプライアンス方針の策定や不祥事件への対応態勢整備、システムリスク管理態勢の整備など法令等遵守態勢の整備が進んだことにより改善が認められた。

(4)監査結果の詳細分析

①指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

イ. 資本金別会員数

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	79	76	2	0	0	1
1億～10億円未満	121	110	7	1	0	3
1億円未満	682	603	54	11	5	9
0(個人)	275	236	29	4	3	3
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

ロ. 取り扱い貸付別会員数

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1. 個人向け貸金業者	816	733	63	8	6	6
2. 法人向け貸金業者	341	292	29	8	2	10
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

※書類監査報告書の回答状況(個人向け回答または法人向け回答)により分類した。

ハ. 協会加入年数別会員数

加入年数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
加入2年以上(書類監査3回目以上)	1,054	958	75	8	5	8
加入1年以上(書類監査2回目)	50	35	8	3	1	3
加入1年未満(書類監査1回目)	53	32	9	5	2	5
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

二. 登録先別会員数

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	271	261	7	1	0	2
都道府県	886	764	85	15	8	14
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

②貸付条件表の点検結果について

標準監査対象協会会員から貸付条件表の写しの提出を受け、記載状況等を確認した。

	平成27年度(新規会員)	
	会員数	構成比
指摘事項はない	44	78.6%
指摘事項がある	12	21.4%
合計	56	100.0%

(主な指摘内容)

- 貸付利率を小数点第一位まで表示していない 6会員
- 賠償額の元本に対する割合を小数点第一位まで表示していない 5会員
- 主な返済例の内容に不備がある 3会員

5. 行政庁等との連携（監査に関する情報の共有等）

(1) 監査計画の調整

平成27年度の監査計画策定に当たっては、金融庁と協議し、策定後は金融庁、関東財務局、同東京財務事務所及び東京都へ説明した。

また、監査計画は、協会員に通知するとともに、全ての登録行政庁へ送付した。

(2) 実地監査及び書類監査実施についての調整

実地監査の監査対象協会員選定に当たっては、年間計画（「平成27年度実地監査について」）に基づき対象協会員を選定し、効率的な監査を実施するために、当該協会員の登録行政庁と調整のうえ決定している。

また、実施に当たっては、当該行政庁と事前に情報交換し効果的な監査を実施した。

書類監査については、監査スケジュール及び監査設問事項等について金融庁と意見交換を行った。

(3) 監査結果情報の共有

① 実地監査結果

実地監査結果については、監査先協会員に監査結果通知書を交付する都度、監査先の登録行政庁へ通知書の写しをメールで送付した。また、金融庁に対しては、全ての監査結果通知書の写しを登録行政庁への送付に併せて、送付した。

実地監査の結果、特に重大な法令等違反が指摘された監査先の登録行政庁に対しては、監査結果等について直接説明し、監督当局による指導等の強化を要請した。

② 書類監査結果

書類監査結果については、協会員に対する監査結果通知後、登録行政庁へ結果一覧を送付した。

また、金融庁に対しては、全ての協会員の評価結果を送付した。

(4) 行政訪問の状況

登録行政庁等とは、本協会が行った監査結果を取りまとめた「監査結果について」及びその改善状況等について意見・情報の交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

訪問年月日	訪問先	訪問内容等
平成27年 5月20日	東京都	実地監査先に対する今後の対応
平成27年 5月27日	財務省	貸金業者の状況等の情報交換
平成27年 6月24日	金融庁	平成26年度監査結果について（説明）、実地監査候補先の調整
平成27年 6月25日	東京都	平成26年度監査結果について（説明）、実地監査候補先の調整
平成27年 8月 5日	関東財務局	平成26年度監査結果について（説明）、協会監査について
平成27年 8月 5日	関東財務局東京財務事務所	平成26年度監査結果について（説明）、協会監査について
平成27年12月14日	金融庁	平成27年度上期実地監査結果及び平成27書類監査について
平成27年12月21日	金融庁	監査ガイドラインについて
平成28年 1月15日	関東財務局	監査ガイドラインについて
平成28年 1月19日	東京都	監査ガイドラインについて
平成28年 1月19日	関東財務局東京財務事務所	監査ガイドラインについて
平成28年 1月21日	関東財務局	監査ガイドラインについて

(5) 実地監査に併せた、登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問状況

実地監査の実施に併せて、監査部長等が実地監査先の登録行政庁、消費者団体及び警察署を訪問し、本協会の活動状況を説明するほか、地域における貸金業界の動向並びに資金需要者の状況などについて意見及び情報交換した。

訪問先	箇所数
登録行政庁	39
消費者団体	25
警察署等	24

(6)登録行政庁による立入検査の状況等

①検査周期等について

協会からの届出を基に登録行政庁による立入検査の状況を見ると、平成21年度は281社で、検査実施率9.4%（検査周期10.6年）であったものが、完全施行以降上昇傾向を示し、平成27年度では443社で、検査実施率36.5%（同2.7年）と、この間、検査による監督・指導は約4倍程度、充実・強化されている。

特に、都道府県登録協会の検査については、平成21年度の201社、実施率7.7%（同12.9年）から平成27年度は405社、実施率43.2%（同2.3年）と約5.6倍に向上し、検査周期4年未満の県は、平成21年度は3県から平成27年度は28都道府県となっている。

また、財務局登録協会の検査実施率は20%前後で推移しているが、立入日数は態勢検査の導入等により、平成21年度4.7日から平成27年度は9.5日と長期化の傾向にある。

これらの要因としては、この間に登録業者数が6,178社から2,011社と67.4%減少したことがあげられるが、改正貸金業法の完全施行により貸金業の重要性が認識された結果だと思われる。

登録行政庁（財務局）による立入検査の状況

平成27年度						平成21年度						
登録行政庁	登録業者数 ※1		協会員数 ※2			平均検査 日数 ※4	登録 業者数 ※1	協会員数 ※2			平均検査 日数 ※4	
	H27年 3月末	H21年度 との 増減比較	H27年 3月末	被立入 検査	検査率 ※3			H21年 3月末	H21年 3月末	被立入 検査		検査率 ※3
関東財務局	144	▲84	126	16	12.7%	6.6	関東財務局	228	166	38	22.9%	6.5
都県計	748	▲1,326	337	153	45.4%	1.1	都県計	2,074	834	40	4.8%	1.2
関東管内合計	892	▲1,410	463	169	36.5%	2.7	関東管内合計	2,302	1,000	78	7.8%	3.3
近畿財務局	39	▲31	39	5	12.8%	16.6	近畿財務局	70	62	9	14.5%	4.4
府県計	297	▲814	166	37	22.3%	1.5	府県計	1,111	481	59	12.3%	1.3
近畿管内合計	336	▲845	205	42	20.5%	4.1	近畿管内合計	1,181	543	68	12.5%	1.7
北海道財務局	6	▲3	5	1	20.0%	5.0	北海道財務局	9	8	1	12.5%	3.0
道計	47	▲145	34	12	35.3%	2.6	道計	192	114	5	4.4%	1.4
北海道管内合計	53	▲148	39	13	33.3%	3.2	北海道管内合計	201	122	6	4.9%	1.3
東北財務局	22	▲10	21	3	14.3%	4.0	東北財務局	32	32	9	28.1%	2.0
県計	70	▲210	49	14	28.6%	1.1	県計	280	162	27	16.7%	1.1
東北管内合計	92	▲220	70	17	24.3%	2.1	東北管内合計	312	194	36	18.6%	1.3
東海財務局	21	▲8	20	1	5.0%	3.8	東海財務局	29	27	5	18.5%	2.2
県計	139	▲272	91	68	74.7%	1.2	県計	411	230	11	4.8%	1.0
東海管内合計	160	▲280	111	69	62.2%	1.4	東海管内合計	440	257	16	6.2%	1.4
北陸財務局	7	▲3	7	1	14.3%	3.0	北陸財務局	10	9	2	22.2%	3.0
県計	34	▲87	22	7	31.8%	0.6	県計	121	75	6	8.0%	2.8
北陸管内合計	41	▲90	29	8	27.6%	0.9	北陸管内合計	131	84	8	9.5%	2.9
中国財務局	17	▲6	17	4	23.5%	1.8	中国財務局	23	23	4	17.4%	1.0
県計	88	▲189	64	32	50.0%	1.0	県計	277	178	13	7.3%	1.0
中国管内合計	105	▲195	81	36	44.4%	1.2	中国管内合計	300	201	17	8.5%	1.2
四国財務局	13	▲7	13	3	23.1%	6.8	四国財務局	20	20	2	10.0%	1.1
県計	49	▲182	31	8	25.8%	1.3	県計	231	111	7	6.3%	1.1
四国管内合計	62	▲189	44	11	25.0%	3.4	四国管内合計	251	131	9	6.9%	1.3
九州財務局	11	▲9	11	2	18.2%	3.0	九州財務局	20	17	6	35.3%	3.2
県計	49	▲203	28	15	53.6%	1.1	県計	252	128	13	10.2%	1.0
九州管内合計	60	▲212	39	17	43.6%	1.1	九州管内合計	272	145	19	13.1%	1.7
福岡財務支局	16	▲11	14	2	14.3%	0.0	福岡財務支局	27	25	3	12.0%	4.3
県計	127	▲437	69	48	69.6%	1.1	県計	564	213	19	8.9%	1.1
福岡管内合計	143	▲448	83	50	60.2%	1.1	福岡管内合計	591	238	22	9.2%	1.5
沖縄総合事務局	3	▲2	3	0	0.0%	14.0	沖縄総合事務局	5	4	1	25.0%	6.0
県計	64	▲128	47	11	23.4%	0.6	県計	192	71	1	1.4%	1.0
沖縄管内合計	67	▲130	50	11	22.0%	1.9	沖縄管内合計	197	75	2	2.7%	3.5
財務局計	299	▲174	276	38	13.8%	7.4	財務局計	473	393	80	20.4%	4.7
都道府県計	1,712	▲3,993	938	405	43.2%	1.4	都道府県計	5,705	2,597	201	7.7%	1.2
総合計	2,011	▲4,167	1,214	443	36.5%	2.0	総合計	6,178	2,990	281	9.4%	2.2

※当表は協会員より本協会に届出された「立入検査に係る届出書」のデータを基に数値化しています。

※1 貸金登録者数は各年度の前期末(3月末)のデータです。

※2 協会員数は各年度の前期末(3月末)のデータです。

※3 検査率(検査実施率)は、「被検査会員数」÷「協会員数」です。

※4 平均検査日数が1%未満のケースは、「立入検査に係る届出書」に立入検査期間が未記載のため、未カウント部分があることを示します。

②登録行政庁による検査と本協会の監査による連携

本協会による平成27年度の実地監査数は119社で、これだけで監査周期をみると約10年かかることになるが、これを補完するために書類監査を毎年、全協会員を対象に実施している。

また、この書類監査の結果や本協会が保有する会員情報等に基づいて、協会の指導を必要とする度合いが高いと判断した協会員に対しては、優先して実地監査を行っているほか、上記の登録行政庁の検査状況にも配慮しつつ、効率的で実効的な監査を実施している。

【参考】平成28年度監査計画

平成28年度の監査計画は、平成27年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した(平成28年4月15日公表)。

(1)監査の基本方針

- ①本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令違反に対しては厳正に対処する。
- ②監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。
- ③実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。
- ④監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2)監査の重点項目

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ①法令等遵守態勢の適切性及び経営管理機能[※]の発揮状況
- ②貸金業務取扱主任者の機能発揮状況
- ③顧客等に関する情報管理態勢の適切性
- ④再発防止策の検証(システム関連を含む)

※「経営管理機能」とは、法令等遵守に対する経営陣の姿勢や取り組み、内部管理部門・内部監査部門の機能発揮状況をいう。

(3)その他監査計画に掲げた主な事項

- ①実地監査一般監査、特別監査を合わせて130協会員程度を対象に実施する。
- ②書類監査協会員の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備状況が進んだことを受け、原則として3年に1回の頻度で実施する(対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する)。

なお、平成28年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに到来する協会員および平成28年1月以降の新規加入協会員を対象とし、平成28年度下期に行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報・啓発活動

1. 広報活動

協会員の社会的評価の向上と協会の認知度向上を図るため、業界健全化の進捗状況や自主規制機関としての活動状況について、以下のとおり広報活動を行った。

(1) 協会員のブランドイメージ向上のための施策の実施

協会員の目印として店舗入り口に掲示する「協会員ステッカー」をリニューアル。全協会員に8,700枚を配布した。

また、資金需要者に安心して相談できるお店として協会員を周知するポスターを新たに制作。全協会員に3,900枚を配布するとともに行政や消費生活センター等に掲示を依頼した。



協会員ステッカー



ポスター(実物はA2判)

(2) 「季刊JFSA」の刊行

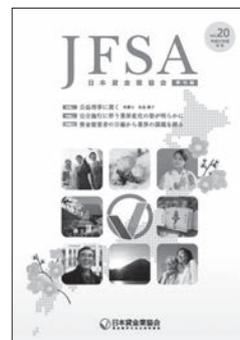
貸金業法完全施行に伴う業界変化の状況、協会員のCSR活動、各種アンケート結果、公益理事インタビュー等を掲載した「季刊JFSA」を3回刊行。各号とも協会員、消費生活センター等約2,700先に配布した。



平成27年5月刊 第18号



平成27年9月刊 第19号



平成28年1月刊 第20号

(3) 「JFSANEWS」の刊行

協会員の法令遵守体制の確立を支援するため、関係法令の改正動向等、貸金業務を行うにあたって有用な情報等を掲載した「JFSANEWS」を毎月刊行。平成28年1月からはインターネットやパソコンの普及に代表される情報化社会の進展を踏まえ媒体を紙からWEB媒体に変更した。媒体の特性を活かし紙上アンケートを継続的に実施し、協会員の声を活かしてコンテンツの充実を図った。



平成28年3月刊 通巻97号

(4)調査研究結果等の公表

特定協会の各種営業計数の動向を月次で調査・分析した月次実態調査結果や各種調査結果をニュースリリースする他、協会ホームページで公表した。

(5)その他

- ①協会ホームページのアクセス調査等を通じ見やすく使いやすいサイトへ向けた検討を進めるとともに、協会活動等に関する情報をタイムリーに発信した。
- ②業界誌に協会活動の記事を寄稿し、協会活動を広く広報した。

2. 消費者啓発活動 ～出前講座・講師派遣等の推進～

(1)消費者教育の推進に関する法律（推進法） 平成24年12月施行

目的：「消費者力」向上のため、金銭管理や金融トラブルに関する教育機会の充実や行政と教育機関との連携促進を図る。

推進法の施行と共に、全国の各教育関係機関及び自治体にて消費者教育の取り組みが始まった。

そこで、本協会では、相談現場の方々との連携強化と金銭教育の推進を図るため、出前講座の積極的な実施や講師の育成及び教材の開発などを行っている。

主な活動：①協会の法令遵守体制整備支援 ②協会活動の理解促進 ③諸団体との連携強化
④多重債務防止活動 ⑤消費者教育推進とヤミ金融及び金融トラブル防止活動等

(2)消費者教育の推進 ～出前講座（講師派遣）について～

①相談員向け講座：

「カウンセリング的手法等の研修」「生活困窮者支援相談の研修」「生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント」等

②消費者向け講座：

「ライフスタイル・お金ってな～に?」「ローンとクレジット」「金融知識の向上及び金銭管理（家計管理）について」「金融トラブル被害の事例紹介及び金融トラブル被害防止」等



出前講座実施風景

(3)幅広いニーズに対応するための金銭教育プログラムの作成と出前講座（講師派遣）の実施

- ①消費生活センターや社会福祉協議会などで主催する「相談員向け研修」への講師派遣
- ②中・高・専門・大学・成人・高齢者等への「金銭管理等に関する出前講座」の実施
- ③協会会社への「カウンセリング的相談の研修」「監査に関する研修」等への講師派遣
- ④その他、消費者教育の担い手育成実践講座の実施

(4)具体的施策

- ①出前講座（講師派遣）の推進
- ②「ローン・キャッシングQ & A BOOK」(毎年約20万部配布)の継続的な作成と配布
- ③啓発の推進として、ヤミ金融及び金融トラブル被害等について広く情報の提供
- ③金融庁や消費者庁等作成の啓発用ポスター、パンフレット等の配布
- ④各地で開催される消費者教育や啓発活動に関連する講演会、シンポジウム、キャンペーン等に積極的な参加

平成27年度 出前講座・講師派遣実績【消費者・学生向け講座】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	4月9日	凸版印刷株式会社	お金やローン・クレジットなどの金銭管理及び金融トラブル防止について	42
2	4月23日	大阪家庭裁判所 岸和田支部 家事調停協会	貸金業法の概要と貸金業界の現状について	38
3	5月17日	一般社団法人 日本お助け隊	金融トラブル・悪質商法等の事例と解決策について	40
4	6月11日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割・金融トラブル回避	185
5	6月19日	明治大学	貸金業の仕組みと現状	23
6	7月6日	徳島県上板町消費生活相談窓口	貸金業法の概要、金銭トラブル・防止策について	22
7	7月13日	全国市町村職員共済組合連合会	貸金業と金融トラブルについて	120
8	10月5日	茨城県警察本部生活安全部生活環境課	貸金業界の現状とローン・クレジット及び金融トラブルについて	12
9	10月19日	株式会社 ENEOSウイング	新入社員研修	40
10	10月21日		金銭管理及び金融トラブルの防止について	40
11	11月26日	鹿児島県霧島市消費生活センター	金融に関する基礎知識とトラブル	25
12	1月22日	山口県消費生活センター	消費者のための金融トラブル事例と解決に向けて	30
13	1月26日	千葉県消費生活センター	最近の多重債務問題及び金融トラブル事例と防止策について	30
14	2月18日	香川県立琴平高等学校	金融取引等の基礎知識 金融トラブルに巻き込まれないために	209
合計				856

3. 調査・研究活動

(1) 調査研究活動の概要

協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的として、「資金需要者」と「貸金業者」を対象とした各種調査を次のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成27年7月～平成27年8月	資金需要者向け調査 (※インターネット調査)	資金需要者	平成27年9月30日公表
平成27年11月～平成28年1月	貸金業者向け調査 (※郵送調査)	協会員、非協会員	平成28年3月31日公表
平成27年4月～平成28年3月	月次実態調査 (※平成28年3月末現在55社)	協会員	毎月公表

(2) 調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査結果報告」及び「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査結果報告」として公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、「月次統計資料」の公表を行った。
- ③平成26年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題を掲載した「平成26年度 年次報告書」を平成27年8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

4. 法令に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の諸問題を調査研究し、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①平成27年7月16日、金融庁に提出した。
- ②平成27年10月22日、民主党「財務・金融部門会議」において要望した。
- ③平成27年11月18日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」において要望した。

Ⅲ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者 資格試験・講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、平成27年度は10回目となる資格試験を実施した。また、登録講習機関として、平成27年度は、平成24年度に登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎えた者を主たる対象者として、全国で48回の講習を実施した。さらに、主任者登録の更新に係る事務を含め、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を実施した。

■ 貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるように）配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

2. 資格試験の実施

全国17試験地（19会場）において、平成27年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

(1) 試験の実施結果

試験実施結果

試験日	平成27年11月15日（日）
試験地及び会場数	全国17試験地・19会場
受験申込者数	11,585人
受験者数	10,186人
受験率	87.92%
合格者数	3,178人
合格率	31.20%
合格基準点	50問中31問正解
合格発表日	平成28年1月8日（金）



(2) 合格者の概要

① 年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	25.7%	31.1%	25.5%	16.0%	1.7%
合格率	31.1%	29.8%	30.5%	35.6%	32.9%

※平均年齢 38.2歳

② 男女別構成

	男性	女性
構成比	67.5%	32.5%
合格率	31.5%	30.6%

③ 試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	横浜	高崎	名古屋	金沢
構成比	2.4%	2.9%	4.6%	42.3%	5.9%	8.7%	1.7%	5.5%	0.7%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	12.0%	2.1%	2.7%	1.7%	1.6%	4.2%	0.7%	0.6%

(注) 小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

(3) 試験結果の推移

試験結果推移

(単位：人、点)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	(累計)
試験日	平成21年 8月	平成21年 11月	平成21年 12月	平成22年 2月	平成22年 11月	平成23年 11月	平成24年 11月	平成25年 11月	平成26年 11月	平成27年 11月	—
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	161,770
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	145,334
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%	88.1%	87.9%	89.8%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	72,881
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24.5%	31.2%	—
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31	—

(4)科目別設問形式別出題数の推移

設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計	
	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない		
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50

※各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題しています。

出題問題及び正答は、協会ホームページに掲載していますのでご確認ください。

3. 登録講習の実施

(1) 講習の実施

① 開催日別実施結果

実施日	実施場所	受講申込者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)	修了者数(人)
5月12日	東京	475	472	99.4	472
5月19日	東京	249	242	97.2	242
5月21日	仙台	270	266	98.5	266
5月26日	東京	462	453	98.1	451
5月28日	東京	414	407	98.3	407
6月2日	大阪	548	542	98.9	542
6月4日	東京	496	491	99.0	491
6月8日	東京	223	218	97.8	218
6月9日	東京	470	456	97.0	456
6月11日	名古屋	505	498	98.6	498
6月16日	福岡	540	532	98.5	532
6月18日	東京	491	481	98.0	481
6月22日	東京	466	457	98.1	457
6月25日	大阪	556	550	98.9	550
7月2日	沖縄	147	146	99.3	146
7月7日	東京	511	497	97.3	497
7月9日	広島	269	265	98.5	265
7月10日	東京	499	493	98.8	493
7月15日	札幌	303	301	99.3	301
7月22日	大阪	568	560	98.6	560
7月28日	高松	182	174	95.6	174
7月30日	東京	511	506	99.0	506
8月4日	東京	502	493	98.2	493
8月6日	金沢	157	153	97.5	153
8月20日	高崎	177	177	100.0	177
8月25日	東京	498	489	98.2	489
8月31日	熊本	157	152	96.8	152
9月1日	福岡	507	501	98.8	501
9月3日	仙台	270	260	96.3	260
9月7日	東京	500	491	98.2	491
9月17日	大阪	554	543	98.0	543
9月29日	東京	486	470	96.7	470
9月30日	東京	248	242	97.6	242
10月5日	札幌	202	198	98.0	198
10月8日	東京	494	487	98.6	487
10月15日	東京	496	482	97.2	482
10月22日	大阪	494	487	98.6	487
10月29日	高松	148	144	97.3	144
11月5日	名古屋	411	396	96.4	396
11月25日	広島	147	142	96.6	142
11月27日	東京	497	477	96.0	477
12月2日	大阪	267	258	96.6	258
12月8日	福岡	283	277	97.9	277
12月15日	東京	499	485	97.2	484
12月17日	仙台	142	137	96.5	137
1月21日	東京	500	487	97.4	487
2月23日	大阪	178	166	93.3	166
2月25日	東京	372	363	97.6	363
平成27年度計(48回)		18,341	17,964	97.9	17,961

②開催場所別実施結果

開催場所	実施回数	受講者(人)	修了者数(人)	構成比率(%)
札幌	2	499	499	2.8
仙台	3	663	663	3.7
高崎	1	177	177	1.0
東京	23	10,139	10,136	56.4
名古屋	2	894	894	5.0
金沢	1	153	153	0.9
大阪	7	3,106	3,106	17.3
高松	2	318	318	1.8
広島	2	407	407	2.3
福岡	3	1,310	1,310	7.3
熊本	1	152	152	0.8
沖縄	1	146	146	0.8
計(12地域)	48	17,964	17,961	100.0



時間	時間	講習科目	主な内容
	9:00～		受付開始
【10分】	9:30～ 9:40		受講説明
1時間 【70分】	9:40～ 10:30	貸金業に関する法令に関する科目 その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する最近の改正内容の解説 □講習テキスト講義 □ケーススタディ解説
【10分】	10:50～ 11:00		休憩
2時間 【50分】	11:00～ 11:50	貸金業に関する法令に関する科目 その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する最近の改正内容の解説 □講習テキスト講義 □ケーススタディ解説
【60分】	11:50～ 12:50		昼食休憩
3時間 【40分】	12:50～ 14:10	貸金業に関する法令に関する科目 その3	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する最近の改正内容の解説 ■貸金業法等の保護に関する解説 ■総務管理に関する実務動向の解説 □講習テキスト講義 □ケーススタディ解説 □理解度テストの実施と解説 □質疑応答
【20分】	14:10～ 14:30		休憩
4時間 【40分】	14:30～ 15:50	実務に関する科目 その1	■貸付けに関する実務動向の解説 □講習テキスト講義 □ケーススタディ解説
【20分】	15:50～ 16:10		休憩
5時間 【40分】	16:10～ 17:30	実務に関する科目 その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 □講習テキスト講義 □ケーススタディ解説 □理解度テストの実施と解説 □質疑応答
【20分】	17:30～ 17:50		終了説明書の交付等

※上記時間割等については、一部変更する場合があります。
※開催地区が東京の場合、第2時間の開始時刻から約10分間隔り下げた運営となります。

③講習会場における質疑応答

3時限目と5時限目の理解度テスト実施後の質疑応答において、受講者から324件の質問があり会場講師が回答した。



質問テーマと質問数

テーマ	質問数
① 貸金業の定義(範囲)・同一企業グループ内貸付けの適用除外・求償権・保証等	68
② 貸金業の登録・届出義務・内部管理態勢の整備・外部委託・システムリスク管理態勢等	36
③ 金融ADR・経営者保証に関するガイドライン	7
④ 貸金業務取扱主任者制度	12
⑤ 反社会的勢力への対応・信用情報の目的外利用	22
⑥ 犯罪収益移転防止法の改正(取引時確認等)	10
⑦ 民法(債権関係)改正動向	7
⑧ 利息・損害金・媒介契約・貸付の契約等	38
⑨ 広告勧誘・説明義務・書面の交付・契約の締結・禁止行為	25
⑩ 返済能力の調査・年収証明書の徴求・法人及び個人事業者への貸付け	23
⑪ 過剰貸付の禁止・総量規制・除外貸付け・例外貸付け	4
⑫ 帳簿の備付け・取引履歴の開示・過払金返還・債権証書の返還	18
⑬ 債権譲渡・債権回収・年金受給者への対応等	41
⑭ 個人情報保護法の改正、マイナンバー法等	13
合計	324

④受講者アンケートの実施

主任者活動の実態把握と活動支援策に関する要望等を確認するため、平成27年度受講者にアンケートを実施し、16,379名から回答を得た。(アンケート回収率 91.2%)

結果について分析を行うとともに、いただいた要望等は今後の講習運営と活動支援策の検討に活かしてまいります。

(2)次年度講習開催計画の公表と受講対象者への案内

- ①平成27年12月18日、平成28年度講習の受講対象者（主任者登録の有効期限が平成28年10月31日から平成29年10月30日までの方）でマイページにメールアドレスを登録されている方に対し、有効期限の案内書面の不着防止のため登録内容確認メールを送信した。
- ②平成28年1月26日、協会ホームページに平成28年度講習開催日程等を予告掲載した。
- ③平成28年1月29日、平成28年度講習受講対象者に「有効期限に関するご案内」書面を発送し、登録有効期限の10ヶ月前～4ヶ月前の講習受講を推奨した。また、マイページ登録者にはメールによる案内を併せて行った。
- ④平成28年2月8日、平成28年度講習の受講要領を協会ホームページに掲載し公表するとともに、受講申込書類（冊子）の配布を開始した。
- ⑤平成28年2月15日、平成28年度講習の受講申込の受付を開始した。

4. 主任者登録の実施

(1)主任者登録に関する事務手続等の周知

- ①平成27年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。
- ②平成27年度試験合格者に合格証書とともに主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。
- ③主任者登録の更新には、主任者講習の受講が義務付けられている。平成27年度の最終の講習（平成28年2月25日）から平成28年度の初回講習（平成28年5月18日）までの約3ヶ月間、講習不開催期間があるため、主任者登録の更新漏れを起こさないよう、注意文書を協会ホームページ及び協会報に掲載し、注意喚起を行った。



(2)主任者登録に関する事務処理状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

(単位：件)

登録申請書受理件数	18,255
登録完了通知発送件数	2,439
更新完了通知発送件数	14,649
登録拒否件数	1
登録変更件数	1,970
登録取消件数	0
登録抹消件数	3,611

(3)主任者の登録と更新の状況

平成28年3月末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は28,219名です。

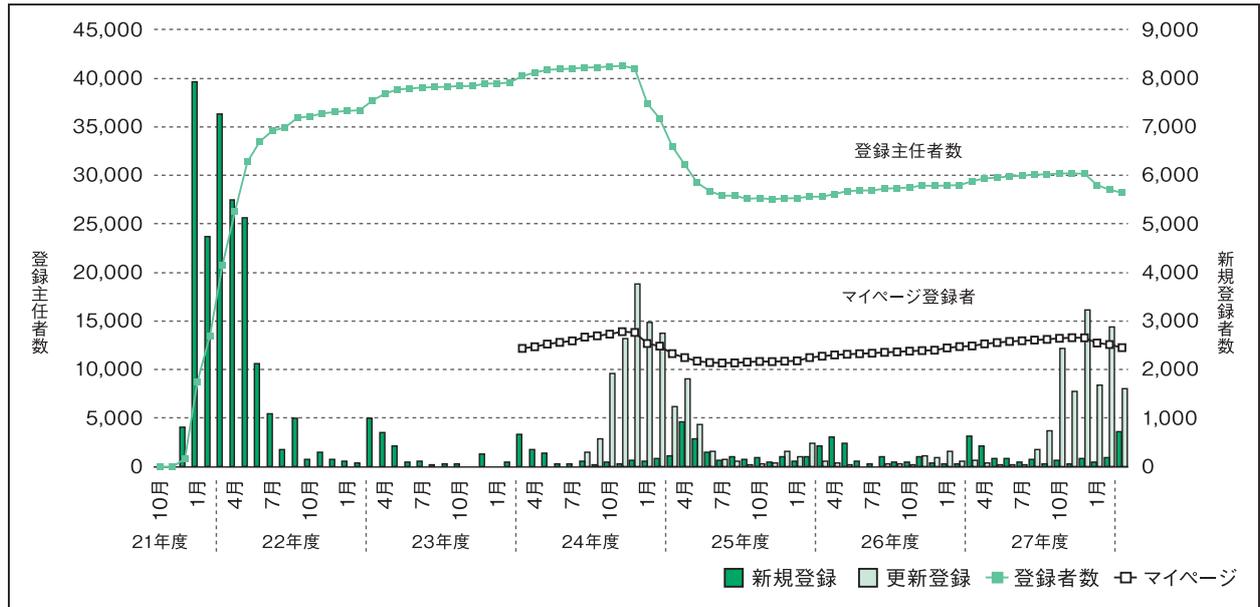
(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録件数(更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611

※主任者登録の有効期間は3年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期限の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移

(単位:人)



(4)マイページ登録の推進と活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための有効情報の提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
登録主任者数	37,708名	40,219名	32,988名	27,796名	29,391名	28,219名
マイページ登録者数	8,945名	12,179名	11,641名	11,375名	12,433名	12,258名
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%

②マイページ掲載資料の拡充

主任者活動の支援策として要望の多い事項について関係資料を作成し平成25年9月からマイページ(主任者専用サイト)への掲載を開始するとともに、内容の更新を都度実施している。

※更新の都度、ホームページに告知するとともにマイページ登録者及び団体責任者宛てに案内メールを送信。

マイページに掲載している関係資料(平成25年7月更新版)

資料No	タイトル	概要
1-1	貸金業法及び関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している法令等の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所へリンクを張った資料。
1-2	貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の改正状況	平成24年3月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
1-3	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正状況	平成25年5月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
1-4	パブリックコメントの概要とその回答	貸金業法第2段階施行時の施行規則等の一部改正に伴うパブリックコメントの結果(平成19年11月2日公表)から、関係法令等の直近の改正までのパブリックコメントの概要とその回答について、分野毎の項目に分類し整理した資料。(全4冊、161頁)
2-1	金融検査結果事例集(金融庁)	金融庁が公表している「金融検査結果事例集」のうち、貸金業者に関する事例を抜粋した資料。金融庁が、平成26事務年度行ったオンサイト・モニタリングの結果(個別の指摘事例等)について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として策定・公表したものの。
2-2	協会監査における指摘内容及び改善指導内容	日本貸金業協会の協会員に対する監査結果として協会の年次報告書等に掲載された、監査の指摘内容及び改善指導の概要。
2-3①	平成26年度 実地監査指摘事例集	平成26年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
2-3②	平成25年度 実地監査指摘事例集	平成25年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
2-4	協会への法令等違反届出事案数の推移	協会員が協会の定めに従い届け出た法令等違反届出について、届出事案数の推移を該当条文等別に一覧にした資料。
3-1	紛争解決手続終結事案	貸金業に関する指定紛争解決機関である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「紛争解決手続終結事案」として、類型別に紛争の概要、紛争解決の状況等について公表している全事例を掲載。
3-2	苦情処理終結事案	貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決の窓口である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「苦情処理終結事案」として、類型別に申立内容、処理結果等について公表しているもの。平成23年度からの全32事例を掲載。
3-3①	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターにおいてとりまとめ、年次報告書に掲載されている「苦情内容別推移」について、平成21年度以降の推移を確認する資料。
3-3②	貸金業者に係る相談の受付状況の推移	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターにおいてとりまとめ、年次報告書に掲載されている「相談内容別推移」について、平成21年度以降の推移を確認する資料。
3-4	貸金業に関する利用者からの相談事例等(金融庁)	金融庁の金融サービス利用者相談室が四半期ごとに公表している「『金融サービス利用者相談室』における相談等の受付状況等」の「5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の「(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等」に掲載されている事例。
3-5	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移(金融庁)	金融庁から毎年5月末に公表される「貸金業関係資料集」のうち、「8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)件数」について、平成21年度以降の状況推移を確認する資料。
4-1①	貸金業に関する最高裁判所の主な判決一覧	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決についての争点別分類一覧表(当該判決の位置付けの確認)。
4-1②	貸金業に関する主な最高裁判例(要旨)	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決の要旨、関係法条等を掲載し、判決主文にリンクを張った資料。
4-2	国民生活センターの貸金業に関する公表事例	独立行政法人国民生活センターから公表されている「消費者問題の判例集」のうち、貸金業に関する事例を抜粋した資料。全18事例をテーマ別に分類。
4-3	国民生活センターの消費者契約法に関する公表事例	独立行政法人国民生活センターから公表されている「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」のうち、貸金業に係る事例を抜粋した資料。全8事例を消費者契約法の条項別に分類。
5-1	多重債務者問題懇談会関係資料	多重債務者対策として取り組むべき施策等を検討するため、平成24年9月に新たに設置された「多重債務者問題及び消費者向け金融に関する懇談会」関係資料の公表箇所へリンクを張った資料。(平成27年5月第5回開催まで)
6-1	「人事・労務管理に関する基礎実務の手引き」	人事・労務管理上の基本的テーマについて、ケーススタディ形式で関係法令の要点を解説した資料で、「従業員の利用を巡る諸問題」(5テーマ)及び「派遣労働者・契約社員等を巡る諸問題」(2テーマ)に関する基礎実務の手引き(平成25年度改定版)。

IV. 各種建議要望

1 平成28年度政府税制改正に関する要望

貸金業界は、我が国の金融システムにおいて、消費者及び事業者の多様な資金需要に応じた利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する重要な役割を果たしている。

しかしながら、平成18年から続く利息返還請求はまだまだ収束せず、貸金業界を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、新たなシステム整備の必要性など貸金業者のコスト負担は増加の傾向にある。

このような状況を踏まえ、貸金業界に求められる、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての資金供給機能を確保するためには、実情に配慮した税制面の整備を進めることが重要になっている。

本協会では、設立以来、毎年度の税制改正に当たり、貸金業に関係する税制問題を広く検証し、主務官庁である金融庁を始めその他関係機関に対して意見具申をしてきたが、平成27年度においては、「貸金業界の適切な資金供給機能の確保と消費者保護のために」と題し、引き続き、貸金業界に特有の利息返還による納付済み租税に対する救済措置や、法令により発行が義務付けられた文書に対する課税の見直しについて、また、消費者向け貸付けにおける破産債権や貸倒れに係る税制と会計のあり方について、次のとおり要望を取りまとめた。

(1) 利息返還に係る欠損金繰越控除等の特例の適用

平成18年1月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、最近では、返済の終了した者の掘り起しが活発化する傾向にあり、業界全体としても、これまでに少なくとも6兆円を超える損失が出ており、いまだ収束が見られない状況にある。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、過去10年を超える利息の返還を求められる状況にあり、現行の税法では、過納法人税の還付などの救済を求めることができない。さらにこのたびの法人税改革により、繰越欠損金控除制度が縮小されれば、繰越控除による既納税額分の取戻にも制限が加えられ、さらに不公平な状況となる。

このような実態を踏まえ、当該過納法人税分については、還付請求ができる特例、若しくは利息返還に係る損失については、通常の欠損とは別に、全額の繰越控除を認めていただく特例を租税救済措置として講じていただきたい。

(2) 破産債権の取扱いの見直し

個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。一方、税務上、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっている。

このような実態を踏まえ、会計上と税務上の差異を解消して手続きの整合性を図り、税務上の貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

(3) 消費者が債務者である場合の貸倒れ基準の適用

貸金業者は、貸金業法第21条により金銭債権の取り立て行為について規制されており、特に消費者である債務者に対して税法が求める十分な債権保全の手段を尽くすことは、過度な取立てと誤解される恐れもある。

また、現状では、金銭債権について貸倒れと判定する期間基準等がないため、延滞した消費者との交渉に困難を要している。

このような実態を踏まえ、法人税法基本通達9-6-3「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」のような期間基準を、貸金業者の貸付けによる担保保全の無い消費者向け金銭債権に対しても定めていただきたい。

(4)法令で発行が義務付けられた書面への課税の廃止を含めた印紙税制度の見直し

印紙税制度に関しては、各方面から、その制度の根幹からあり方を検討し見直すべきとの意見が付されているところであるが、特に貸金業者においては、法令により発行が義務付けられた文書があり、当該文書には、課税の可能性があるものと課税されるものが存在する。そのため、事務の過度の負担感や税負担の不公平感のある制度となっている。

このような実態を踏まえ、制度上の問題を解決するため印紙税制度を見直し、税負担の公平性を期していただきたい。

(5)欠損金の繰越控除制度および繰戻還付制度の見直し

欠損金の繰越控除制度と繰戻還付制度は、企業の事業年度ごとの課税負担を平準化し、安定した経営に資する効果があると考えられているが、繰越控除制度については、このたびの法人税改革により見直しがなされ、大法人の繰越控除額が段階的に50%まで引き下げられることとなった。当該改正により、過去の赤字がたまっている法人ほど不利な税制となる。

一方で、繰越期間は10年に延長されたが、海外の状況を見ると繰越期間を無制限とする先進国が多い中で我が国の10年間は短すぎる状況にある。従って、控除額縮小による不公平感を少しでも解消させ、本制度の実効性を少しでも高めるため、繰越控除期間については、欧米主要国並み（20年以上）に延長していただきたい。

また、現在、中小企業者等を除き適用が停止されている繰戻還付制度は、還付期間が前年度だけであり、過去2年度分まで期間を延長し、全法人に適用していただきたい。

第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等

1. 総会

平成27年6月17日、第8回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号 平成26年度事業報告書承認に関する件
- 第2号 平成26年度財務諸表及び財産目録承認に関する件
[平成26年度監査報告]
- 第3号 平成27年度事業計画書(案)承認に関する件
- 第4号 平成27年度予算書(案)承認に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会への入退会、各会議体委員の選任、本部組織の改正、支部事務所の移転、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「就業規則」の一部改正、平成28年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

(1)第1回理事会(平成27年4月22日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 平成26年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成26年度決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号 自主規制会議委員選任に関する件
- 第6号 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第7号 研修委員会委員選任に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

(2)第2回理事会(平成27年5月20日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 第8回定時総会に付議すべき議案に関する件
- 第4号 支部事務所移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

(3)第3回理事会(平成27年6月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 相談・紛争解決委員会報告
- ii その他

(4)第4回理事会(平成27年7月15日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii その他

(5)第5回理事会(平成27年8月19日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告

(6)第6回理事会(平成27年9月16日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 「就業規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 試験委員会報告

(7)第7回理事会(平成27年10月21日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 支部事務所移転に関する件
- 第3号 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第4号 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告

(8)第8回理事会(平成27年11月18日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告

(9)第9回理事会(平成27年12月16日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 自主規制基本規則「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則第12条第2項(3)」における様式の追加に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告

(10)第10回理事会(平成28年1月20日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii その他

(11)第11回理事会(平成28年2月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 試験委員会報告

(12)第12回理事会(平成28年3月16日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 本部組織の改正及びこれに伴う事務局運営規則の一部改正に関する件
- 第4号 平成28年度事業計画(案)承認に関する件
- 第5号 平成28年度収支予算(案)承認に関する件
- 第6号 代議員選挙実施要領に関する件
- 第7号 代議員候補者の推薦に関する件
- 第8号 支部事務所移転に関する件
- 第9号 常務執行役の選任(再任)承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1)自主規制会議

12回(平成27年4月22日、5月18日(書面による会議)、6月29日(書面による会議)、7月15日、8月14日(書面による会議)、9月16日、10月9日(書面による会議)、11月13日(書面による会議)、12月16日、平成28年1月15日(書面による会議)、2月17日、3月16日)開催

- ①「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則第12条第2項(3)」における100万円を超える個人事業者向けの「例外貸付け」の際に提出が必要となる「事業・収支・資金計画(3計画)」について、個人事業者の運転資金に特化した「借入計画書(事業資金<短期>の場合)」様式の追加を審議した。
- ②法令等違反届出事案について、措置を審議した。
- ③自主ルール委員会の委員の退任にあたり、後任委員の選任を行った。

(2)貸金戦略会議

9回(平成27年4月17日、5月19日、7月13日、9月14日、10月14日、12月14日(書面による会議)、平成28年1月15日(書面による会議)、2月15日(書面による会議)、3月14日)開催

- ①改正貸金業法の完全施行から5年が経過し、雇用環境の改善や、賃金の上昇、資産価値の向上等、資金需要者等を取り巻く経済環境に好転の兆しがみられるなか、貸金業が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が的確に発揮されているのかなど、協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握及び貸金業に対する意識・満足度等に関する「資金需要者等」を対象とした調査、並びに、これらの調査結果を踏まえた、貸金業者の経営実態等の把握を目的とした「貸金業者」を対象とした調査を行い、公表した。

- ②平成28年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望した。
- ③業務研修会を、全国10地区で開催された地区協議会と併設して開催した。
- ④地区協議会正副会長と意見交換を行った。
- ⑤協会員と協会との連携強化策を実施した。

(3)総務委員会

6回(平成27年4月16日、5月14日(書面による会議)、9月10日(書面による会議)、10月15日(書面による会議)、平成28年2月12日、3月10日)開催

平成26年度事業報告書及び決算報告書(案)、平成28年度予算編成方針、平成28年度事業計画及び収支予算(案)、本部組織の改正及びこれに伴う事務局運営規則の一部改正、支部事務所の移転、財務部会委員の選任等について、理事会に付議又は報告した。

(4)相談・紛争解決委員会

3回(平成27年5月28日(書面による会議)、10月9日、12月9日(書面による会議))開催

負担金未納貸金業者に対する措置の理事会への発議について審議等するとともに、紛争解決手続事案の進捗、金融トラブル連絡調整協議会、相談・苦情・紛争受付状況等について報告した。

(5)試験委員会

2回(平成27年9月14日、12月11日)開催

平成27年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、平成28年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

(1)自主ルール委員会

12回(平成27年4月15日(書面による会議)、5月18日(書面による会議)、6月10日(書面による会議)、7月7日、8月13日(書面による会議)、9月10日(書面による会議)、10月7日(書面による会議)、11月11日(書面による会議)、12月9日(書面による会議)、平成28年1月13日(書面による会議)、2月12日(書面による会議)、3月10日(書面による会議))開催

①広告審査小委員会

12回(平成27年4月16日、5月21日、6月23日、7月23日(書面による会議)、8月20日(書面による会議)、9月17日、10月15日、11月19日(書面による会議)、12月17日、平成28年1月21日(書面による会議)、2月18日、3月17日)開催

(2)規律委員会

9回(平成27年4月15日、5月27日(書面による会議)、6月30日、8月4日(書面による会議)、9月8日、11月10日、12月10日、平成28年2月9日、3月9日)開催

(3)研修委員会

3回(平成27年5月13日(書面による会議)、平成28年1月20日(書面による会議)、2月17日)開催

(4)企画調査委員会

11回(平成27年4月7日、5月16日、6月8日、7月9日、9月9日、10月8日、11月9日、12月7日、平成28年1月13日、2月9日、3月8日)開催

(5)人事推薦合同委員会

5回(平成27年4月13日、10月9日、平成28年1月7日、2月5日、3月10日※全て書面による会議)開催

(6)財務部会

2回(平成27年4月16日、平成28年2月12日)開催

5. 協議会

10 地区各1回(計10回)(平成27年6月22日(東海地区)、6月23日(近畿地区)、7月2日(北海道地区)、7月3日(東北地区)、7月7日(四国地区)、7月8日(中国地区)、7月14日(沖縄県)、7月16日(北陸地区)、7月22日(九州地区)、7月23日(関東地区)開催

地区協議会正副会長懇談会 1回(平成27年12月8日)開催

6. 行政との意見交換会

(1)金融庁(総務企画局、監督局、検査局の3局合同)

2回(平成27年4月22日、10月21日)開催

(2)関東財務局

1回(平成27年12月4日)開催

7. 役員等の異動

(1)会員監事の退任

平成27年7月10日付退任 籠谷 修司

(2)常務執行役の就任

平成27年4月1日付新任 新井 春樹

(3)事務局長の就任

平成27年4月1日付新任 菅沼 國雄

第2編 財務報告

平成27年度 財務諸表及び財産目録

平成27年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

(1) 資産の部

「未収会費・加入金」は、2,828千円、「未収金」は紛争解決負担金、行政協力事務受託費、特定情報利用料等で13,128千円、「前払費用」は本部・支部の家賃等前払分で15,502千円、「前払金」は講習会場費、地区協議会会場費、切手・証紙・回数券期末残高、大阪府支部事務所敷金で5,770千円、「貯蔵品」は平成28年度使用予定の講習教材で12,293千円、「棚卸商品」は業務用書式、貸金業関係法令集で3,946千円となっており、流動資産合計は594,254千円で、前年度に比し113,742千円減額となった。この主な要因は例年前受金として入金する講習受講料の減少による「現金預金」の減少のためである。

また、固定資産の「基金」は加入金当期繰入額10,400千円を含め223,510千円、「長期活動目的特定資産」は、前年度と変わらず2,684,178千円、「退職給付引当資産」は、当期取崩額31,901千円、当期資産化額10,000千円で162,881千円となっており、固定資産合計3,266,821千円で、前年度に比し47,514千円減額となった。資産合計は3,861,075千円で前年度に比し161,256千円減額となった。

(2) 負債の部

「未払金」は、委託費、未払賞与（夏期賞与分）などで一般会計分90,311千円、特別会計分27,266千円の合計117,580千円となっており、また、「前受金」は登録講習受講料平成28年度分で36,837千円、「未払法人税等」は法人住民税均等割で3,476千円、流動負債合計は、178,765千円で前年度に比し170,062千円減額となった。

固定負債の「退職給付引当金」は役員退職慰労引当金を含め、当期取崩31,901千円、当期引当51,447千円で281,194千円となったことから、「固定負債合計」336,473千円で前年度に比し11,108千円減額となり、負債合計は、515,238千円で前年度に比し181,170千円減額となった。

(3) 正味財産の部

基金が223,510千円、指定正味財産が2,684,178千円、一般正味財産が438,148千円で、「正味財産合計」は3,345,837千円となった。

①貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	540,777	632,978	△ 92,201
現金	2,091	1,685	405
普通預金	508,791	531,292	△ 22,500
定期預金	29,893	100,000	△ 70,106
未収会費・加入金	2,828	1,941	886
未収金	13,128	2,692	10,435
前払費用	15,502	15,412	89
前払金	5,770	3,780	1,989
仮払金	9	440	△ 430
貯蔵品	12,293	46,054	△ 33,761
棚卸商品	3,946	4,696	△ 749
流動資産合計	594,254	707,996	△ 113,742
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	223,510	213,110	10,400
基金合計	223,510	213,110	10,400
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	2,684,178	-
退職給付引当資産(預金)	162,881	184,783	△ 21,901
特定資産合計	2,847,060	2,868,962	△ 21,901
(3) その他固定資産			
建物附属設備	15,736	18,762	△ 3,025
什器備品	4,048	5,875	△ 1,827
ソフトウェア	0	0	-
電話加入権	298	298	-
敷金	122,631	123,232	△ 600
ソフトウェア(リース資産)	10,139	27,190	△ 17,051
什器備品(リース資産)	43,396	56,903	△ 13,507
その他固定資産合計	196,250	232,262	△ 36,012
固定資産合計	3,266,821	3,314,335	△ 47,514
資産合計	3,861,075	4,022,331	△ 161,256

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	117,580	113,095	4,484
仮受金	415	195	219
前受金	36,837	224,148	△ 187,310
前受会費	6	-	6
源泉所得税預り金	6,086	6,691	△ 604
社会保険料等預り金	391	560	△ 168
未払消費税等	13,970	663	13,306
未払法人税等	3,476	3,472	4
流動負債合計	178,765	348,827	△ 170,062
2. 固定負債			
リース未払金	55,278	85,932	△ 30,653
退職給付引当金	281,194	261,648	19,545
固定負債合計	336,473	347,581	△ 11,108
負債合計	515,238	696,408	△ 181,170
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	223,510	213,110	10,400
(うち基金への充当額)	(223,510)	(213,110)	(10,400)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,684,178	2,684,178	-
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(2,684,178)	(-)
3. 一般正味財産			
一般正味財産	438,148	428,634	9,514
(うち特定資産への充当額)	(162,881)	(184,783)	(△ 21,901)
正味財産合計	3,345,837	3,325,923	19,914
負債及び正味財産合計	3,861,075	4,022,331	△ 161,256

②貸借対照表内訳表 (平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	306,119	3,973	97,038	15,002	118,643	-	540,777
現金	1,568	298	44	80	100	-	2,091
普通預金	274,657	3,674	96,994	14,921	118,543	-	508,791
定期預金	29,893	-	-	-	-	-	29,893
未収会費・加入金	2,828	-	-	-	-	-	2,828
未収金	2,896	10,231	-	-	-	-	13,128
前払費用	15,502	-	-	-	-	-	15,502
前払金	4,566	-	-	-	1,204	-	5,770
仮払金	9	-	-	-	-	-	9
貯蔵品	-	-	-	-	12,293	-	12,293
棚卸商品	-	3,946	-	-	-	-	3,946
他会計未収金	100,464	-	112,000	-	-	△ 212,464	-
流動資産合計	432,386	18,151	209,038	15,002	132,140	△ 212,464	594,254
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	223,510	-	-	-	-	-	223,510
基金合計	223,510	-	-	-	-	-	223,510
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
退職給付引当資産(預金)	162,881	-	-	-	-	-	162,881
特定資産合計	2,847,060	-	-	-	-	-	2,847,060
(3) その他固定資産							
建物附属設備	14,574	-	1,162	-	-	-	15,736
什器備品	3,637	-	410	-	-	-	4,048
ソフトウェア	-	-	-	-	-	-	-
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	122,631	-	-	-	-	-	122,631
ソフトウェア(リース資産)	7,199	-	-	-	2,940	-	10,139
什器備品(リース資産)	21,869	-	21,526	-	-	-	43,396
その他固定資産合計	170,210	-	23,099	-	2,940	-	196,250
固定資産合計	3,240,781	-	23,099	-	2,940	-	3,266,821
資産合計	3,673,167	18,151	232,138	15,002	135,080	△ 212,464	3,861,075
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	90,311	10,798	8,169	2,841	5,458	-	117,580
仮受金	-	-	-	2	413	-	415
前受金	-	-	-	-	36,837	-	36,837
前受会費	6	-	-	6	-	-	6
源泉所得税預り金	6,035	-	-	-	51	-	6,086
社会保険料等預り金	391	-	-	-	-	-	391
未払消費税等	13,970	-	-	-	-	-	13,970
未払法人税等	3,476	-	-	-	-	-	3,476
一般会計未払金	-	69,756	8,372	3,007	19,328	△ 100,464	-
他会計未払金	-	-	-	112,000	-	△ 112,000	-
流動負債合計	114,192	80,555	16,541	117,851	62,089	△ 212,464	178,765
2. 固定負債							
リース未払金	30,655	-	21,592	-	3,030	-	55,278
退職給付引当金	281,194	-	-	-	-	-	281,194
固定負債合計	311,850	-	21,592	-	3,030	-	336,473
負債合計	426,042	80,555	38,133	117,851	65,119	△ 212,464	515,238
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	223,510	-	-	-	-	-	223,510
(うち基金への充当額)	(223,510)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(223,510)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2,684,178)
3. 一般正味財産							
一般正味財産	339,435	△ 62,403	194,004	△ 102,849	69,960	-	438,148
(うち特定資産への充当額)	(162,881)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(162,881)
正味財産合計	3,247,124	△ 62,403	194,004	△ 102,849	69,960	-	3,345,837
負債及び正味財産合計	3,673,167	18,151	232,138	15,002	135,080	△ 212,464	3,861,075

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、1,949,041千円となっており、うち一般会計は1,485,156千円で、大半を占める「受取会費」は1,440,062千円、紛争解決手続負担金収益は38,049千円となった。

特別会計については、「物品販売収益」は4,654千円、「特定情報利用料収益」は10,231千円、「試験受験料収益」は98,472千円（@8,500×11,585人）、「主任者登録手数料収益」は57,827千円（@3,150×18,358人）、「主任者講習受講料収益」は292,307千円（@15,940×18,338人）となった。

経常費用は、事業費1,528,092千円、管理費407,271千円、計1,935,364千円となった。

事業費の「委託費」は171,589千円で、一般会計はアンケート調査などで合計50,310千円となっており、特別会計は、業務委託費用などで合計121,276千円となった。

「カウンセリング賛助会費」は、日本クレジットカウンセリング協会へ、前年度に比し10,000千円減額の100,000千円を拠出した。

「賃借料」は支部事務所賃借料等で103,132千円となった。

管理費の「役員等報酬」は79,162千円、「給料手当」は、管理部門担当職員分97,988千円となった。

「賃借料」は一般会計負担分本部事務所賃借料で88,300千円となった。

この結果、当期経常増減額は13,677千円増額、うち一般会計は、111,242千円減額となった。

当期経常外増減額は686千円減額となった。

これにより、「当期一般正味財産増減額」は、9,514千円増額、「基金」については、当期加入金繰入により10,400千円増額となり、正味財産期末残高は3,345,837千円となった。

①正味財産増減計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	54	50	3
基金受取利息	54	50	3
② 特定資産運用益	2,591	2,536	55
特定資産受取利息	2,591	2,536	55
③ 受取加入金	200	-	200
受取加入金	200	-	200
④ 受取会費	1,440,062	1,486,283	△ 46,220
受取会費	1,440,062	1,486,283	△ 46,220
⑤ 行政事務協力収益	3,814	4,235	△ 421
行政事務受託収益	3,559	3,958	△ 399
代行政事務手数料収益	-	4	△ 4
証紙収益	254	273	△ 18
⑥ 紛争解決手続収益	38,189	40,846	△ 2,656
紛争解決手続負担金収益	38,049	40,704	△ 2,654
紛争解決手続手数料収益	140	142	△ 2
⑦ 物品販売収益	4,654	5,551	△ 896
物品販売収益	4,654	5,551	△ 896
⑧ 特定情報利用料収益	10,231	-	10,231
特定情報利用料収益	10,231	-	10,231
⑨ 試験受験料収益	98,472	98,166	306
試験受験料収益	98,472	98,166	306
⑩ 登録手数料収益	57,827	11,191	46,635
主任者登録手数料収益	57,827	11,191	46,635
⑪ 講習受講料収益	292,307	35,020	257,287
主任者講習受講料収益	292,307	35,020	257,287
⑫ 雑収益	634	528	106
受取利息	211	235	△ 23
雑収益	422	293	129
経常収益計	1,949,041	1,684,410	264,631
(2) 経常費用			
① 事業費	1,528,092	1,431,926	96,166
給料手当	741,235	740,641	594
臨時雇賃金(人材派遣料)	10,127	20,778	△ 10,650
退職給付費用	33,938	34,036	△ 97
福利厚生費	111,255	110,652	602
物品仕入費用	3,568	3,928	△ 360
委託費	171,589	118,537	53,051
諸謝金	30,798	24,620	6,178
広報費	11,603	10,069	1,534
カウンセリング賛助会費	100,000	110,000	△ 10,000
会場費	43,019	6,211	36,807
印刷製本費	36,406	15,044	21,361
会議費	3,977	3,580	396
旅費交通費	34,237	32,810	1,427
通信運搬費	36,311	28,870	7,441
租税公課	51	117	△ 65
新聞図書費	440	557	△ 117
消耗備品費	217	2,828	△ 2,611
消耗品費	3,315	4,111	△ 795

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
システム開発費	-	189	△ 189
情報収集研修費	560	2,842	△ 2,282
リース料	9,402	11,257	△ 1,855
支払手数料	816	660	155
光熱水料費	6,314	6,421	△ 106
賃借料	103,132	105,807	△ 2,674
保険料	2	10	△ 8
保守費	31,485	30,097	1,388
諸団体費	331	333	△ 2
修繕費	48	266	△ 218
事務所費	2,646	2,857	△ 210
雑費	1,255	3,784	△ 2,528
② 管理費	407,271	395,542	11,729
役員等報酬	79,162	83,361	△ 4,199
給料手当	97,988	89,983	8,004
臨時雇賃金	3,874	2,393	1,480
退職給付費用	17,508	12,035	5,473
福利厚生費	25,750	23,598	2,151
諸謝金	1,915	1,692	222
顧問料	7,387	8,216	△ 829
印刷製本費	515	1,091	△ 576
委託費	1,701	22	1,678
会議費	3,719	4,247	△ 527
旅費交通費	4,312	5,036	△ 724
通信運搬費	8,212	8,781	△ 569
租税公課	16,031	1,741	14,290
新聞図書費	321	308	12
消耗備品費	18	22	△ 3
消耗品費	4,046	3,644	401
情報収集研修費	7	24	△ 17
リース料	278	47	230
支払手数料	3,117	3,020	97
光熱水料費	4,267	4,663	△ 395
賃借料	88,300	88,300	-
保険料	587	587	0
保守費	77	77	-
修繕費	336	48	287
事務所費	2,293	2,293	-
慶弔費	210	7,921	△ 7,711
減価償却費	34,725	41,657	△ 6,932
リース支払利息	512	598	△ 85
雑費	93	121	△ 27
経常費用計	1,935,364	1,827,468	107,895
評価損益等調整前当期経常増減額	13,677	△ 143,058	156,735
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	13,677	△ 143,058	156,735

(単位:千円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	686	49	636
建物附属設備除却損	686	-	686
什器備品除却損	-	49	△ 49
経常外費用計	686	49	636
当期経常外増減額	△ 686	△ 49	△ 636
税引前当期一般正味財産増減額	12,990	△ 143,107	156,098
法人税、住民税及び事業税	3,476	3,472	4
過年度法人税等調整額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	9,514	△ 146,579	156,094
一般正味財産期首残高	428,634	575,213	△ 146,579
一般正味財産期末残高	438,148	428,634	9,514
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,684,178	-
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	-
III 基金増減の部			
① 基金受入額	10,400	10,800	△ 400
基金受入額	10,400	10,800	△ 400
当期基金増減額	10,400	10,800	△ 400
基金期首残高	213,110	202,310	10,800
基金期末残高	223,510	213,110	10,400
IV 正味財産期末残高	3,345,837	3,325,923	19,914

②正味財産増減計算書内訳表（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	54	-	-	-	-	-	54
基金受取利息	54	-	-	-	-	-	54
② 特定資産運用益	2,591	-	-	-	-	-	2,591
特定資産受取利息	2,591	-	-	-	-	-	2,591
③ 受取加入金	200	-	-	-	-	-	200
受取加入金	200	-	-	-	-	-	200
④ 受取会費	1,440,062	-	-	-	-	-	1,440,062
受取会費	1,440,062	-	-	-	-	-	1,440,062
⑤ 行政事務協力収益	3,814	-	-	-	-	-	3,814
行政事務受託収益	3,559	-	-	-	-	-	3,559
証紙収益	254	-	-	-	-	-	254
⑥ 紛争解決手続収益	38,189	-	-	-	-	-	38,189
紛争解決手続負担金収益	38,049	-	-	-	-	-	38,049
紛争解決手続手数料収益	140	-	-	-	-	-	140
⑦ 物品販売収益	-	4,654	-	-	-	-	4,654
物品販売収益	-	4,654	-	-	-	-	4,654
⑧ 特定情報利用料収益	-	10,231	-	-	-	-	10,231
特定情報利用料収益	-	10,231	-	-	-	-	10,231
⑨ 試験受験料収益	-	-	98,472	-	-	-	98,472
試験受験料収益	-	-	98,472	-	-	-	98,472
⑩ 登録手数料収益	-	-	-	57,827	-	-	57,827
主任者登録手数料収益	-	-	-	57,827	-	-	57,827
⑪ 講習受講料収益	-	-	-	-	292,307	-	292,307
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	292,307	-	292,307
⑫ 雑収益	243	1	181	116	91	-	634
受取利息	157	-	22	2	28	-	211
雑収益	86	-	159	114	63	-	422
経常収益計	1,485,156	14,887	98,654	57,944	292,399	-	1,949,041
(2) 経常費用							
① 事業費	1,203,954	24,644	86,579	35,090	177,823	-	1,528,092
給料手当	686,158	7,071	16,001	3,255	28,748	-	741,235
臨時雇賃金(人材派遣料)	10,127	-	-	-	-	-	10,127
退職給付費用	33,938	-	-	-	-	-	33,938
福利厚生費	102,658	1,197	2,466	616	4,316	-	111,255
物品仕入費用	-	3,568	-	-	-	-	3,568
委託費	50,310	10,378	53,731	15,873	41,294	-	171,589
諸謝金	17,148	-	432	221	12,997	-	30,798
広報費	11,603	-	-	-	-	-	11,603
カウンセリング賛助会費	100,000	-	-	-	-	-	100,000
会場費	-	-	-	-	43,019	-	43,019
印刷製本費	5,404	-	3,185	3,002	24,813	-	36,406
会議費	3,850	-	126	-	-	-	3,977
旅費交通費	29,954	-	110	68	4,104	-	34,237
通信運搬費	17,146	587	5,450	7,333	5,792	-	36,311
租税公課	27	-	24	-	-	-	51
新聞図書費	415	-	24	-	-	-	440
消耗備品費	217	-	-	-	-	-	217
消耗品費	2,405	-	128	311	470	-	3,315
情報収集研修費	560	-	-	-	-	-	560
リース料	6,097	-	521	2,010	772	-	9,402
支払手数料	429	-	21	145	219	-	816
光熱水料費	6,001	32	93	23	163	-	6,314
貸借料	93,757	1,804	1,980	547	5,043	-	103,132
保険料	-	2	-	-	-	-	2
保守費	21,480	-	2,271	1,680	6,052	-	31,485
諸団体費	331	-	-	-	-	-	331
修繕費	48	-	-	-	-	-	48
事務所費	2,646	-	-	-	-	-	2,646
雑費	1,232	-	7	-	15	-	1,255

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
② 管理費	392,443	-	2,436	861	11,530	-	407,271
役員等報酬	79,162	-	-	-	-	-	79,162
給料手当	97,988	-	-	-	-	-	97,988
臨時雇賃金	3,874	-	-	-	-	-	3,874
退職給付費用	17,508	-	-	-	-	-	17,508
福利厚生費	25,750	-	-	-	-	-	25,750
諸謝金	1,915	-	-	-	-	-	1,915
顧問料	7,387	-	-	-	-	-	7,387
印刷製本費	515	-	-	-	-	-	515
委託費	1,701	-	-	-	-	-	1,701
会議費	3,719	-	-	-	-	-	3,719
旅費交通費	4,312	-	-	-	-	-	4,312
通信運搬費	8,212	-	-	-	-	-	8,212
租税公課	16,031	-	-	-	-	-	16,031
新聞図書費	321	-	-	-	-	-	321
消耗備品費	18	-	-	-	-	-	18
消耗品費	4,046	-	-	-	-	-	4,046
情報収集研修費	7	-	-	-	-	-	7
リース料	278	-	-	-	-	-	278
支払手数料	3,117	-	-	-	-	-	3,117
光熱水料費	4,267	-	-	-	-	-	4,267
賃借料	88,300	-	-	-	-	-	88,300
保険料	587	-	-	-	-	-	587
保守費	77	-	-	-	-	-	77
修繕費	336	-	-	-	-	-	336
事務所費	2,293	-	-	-	-	-	2,293
慶弔費	210	-	-	-	-	-	210
減価償却費	20,125	-	2,391	842	11,365	-	34,725
リース支払利息	284	-	45	19	164	-	512
雑費	93	-	-	-	-	-	93
経常費用計	1,596,398	24,644	89,016	35,952	189,353	-	1,935,364
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 111,242	△ 9,756	9,637	21,991	103,046	-	13,677
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	△ 111,242	△ 9,756	9,637	21,991	103,046	-	13,677
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	686	-	-	-	-	-	686
建物附属設備除却損	686	-	-	-	-	-	686
什器備品除却損	-	-	-	-	-	-	-
経常外費用計	686	-	-	-	-	-	686
当期経常外増減額	△ 686	-	-	-	-	-	△ 686
税引前当期一般正味財産増減額	△ 111,928	△ 9,756	9,637	21,991	103,046	-	12,990
法人税、住民税及び事業税	3,476	-	-	-	-	-	3,476
過年度法人税等調整額	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 115,404	△ 9,756	9,637	21,991	103,046	-	9,514
一般正味財産期首残高	454,840	△ 52,647	184,366	△ 124,841	△ 33,085	-	428,634
一般正味財産期末残高	339,435	△ 62,403	194,004	△ 102,849	69,960	-	438,148
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
III 基金増減の部							
① 基金受入額	10,400	-	-	-	-	-	10,400
基金受入額	10,400	-	-	-	-	-	10,400
当期基金増減額	10,400	-	-	-	-	-	10,400
基金期首残高	213,110	-	-	-	-	-	213,110
基金期末残高	223,510	-	-	-	-	-	223,510
IV 正味財産期末残高	3,247,124	△ 62,403	194,004	△ 102,849	69,960	-	3,345,837

3. 財務諸表に対する注記

(1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,684,178	-	-	2,684,178
退職給付引当資産 (預金) (注2)	184,783	10,000	31,901	162,881
合 計	2,868,962	10,000	31,901	2,847,060

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

(3)特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	(2,684,178)	-	-
退職給付引当資産(預金)	162,881	-	-	(162,881)
合 計	2,847,060	(2,684,178)	-	(162,881)

(4)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	36,065	20,329	15,736
什器備品	24,240	20,192	4,048
什器備品(リース資産)	67,537	24,141	43,396
ソフトウェア(リース資産)	94,050	83,910	10,139
合 計	221,894	148,573	73,321

(5)未収会費・加入金の内訳

(単位：千円)

未収会費	平成27年度上期以前	752	未収加入金	平成27年度下期	200
	平成27年度下期	1,876		合計	200
	合計	2,628	未収会費・加入金合計	2,828	

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

(6)基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	213,110	10,400	-	223,510

(注)基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

(1) 基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

(2) 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	261,648	51,447	31,901	-	281,194

5. 財産目録

財産目録（平成28年3月31日現在）

(単位：千円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金				540,777
現金		手元保管	運転資金として	2,091
普通預金		三菱東京UFJ銀行他	運転資金として	508,791
定期預金		三井住友信託銀行	運転資金として	29,893
未収会費・加入金		会費等未収分	会費及び加入金の未収分	2,828
未収金		特定情報利用料等未収分	特定情報利用料等の未収分	13,128
前払費用		本・支部家賃前払分等	本・支部事務所の平成28年4月分賃借料等	15,502
前払金		証紙在庫分等	証紙等の在庫分	5,770
仮払金		本部事務所電気料金誤請求	本部事務所電気料金誤請求分	9
貯蔵品		講習用教材在庫分	講習用教材の在庫分	12,293
棚卸商品		法令集等在庫分	法令集等の在庫分	3,946
流動資産合計				594,254
(固定資産)				
基金				
基金(預金)		加入金振替分(みずほ銀行他)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	223,510
特定資産				
長期活動目的特定資産(預金)		寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
退職給付引当資産(預金)		三井住友信託銀行	退職給付引当金見合の引当資産	162,881
その他固定資産				
建物附属設備		本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	15,736
什器備品		本部倉庫設備等	本部倉庫設備等	4,048
ソフトウェア		統計分析用ソフト	統計分析用ソフト	0
電話加入権		支部電話加入権	支部の電話加入権	298
敷金		本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	122,631
ソフトウェア(リース資産)		グループウェアソフト等	グループウェアソフト等	10,139
什器備品(リース資産)		本部サーバ等	本部サーバ等	43,396
固定資産合計				3,266,821
資産合計				3,861,075
(流動負債)				
未払金		費用等未払分	未払賞与・委託費用等の未払分	117,580
仮受金		講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	415
前受金		講習受講料前受分	平成28年度講習受講料の前受分	36,837
前受会費		会費前受分	平成28年度会費の前受分	6
源泉所得税預り金		源泉所得税預り金等	職員・弁護士他の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	6,086
社会保険料等預り金		社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	391
未払消費税等		消費税未払分	消費税の未払分	13,970
未払法人税等		法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,476
流動負債合計				178,765
(固定負債)				
リース未払金		グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	55,278
退職給付引当金		役員退職給付引当分	役員に対する退職金の引当分	281,194
固定負債合計				336,473
負債合計				515,238
正味財産				3,345,837

6. 収支計算書(参考)

①収支計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	54	△ 54	
② 特定資産運用収入	2,600	2,591	8	
③ 加入金収入	11,200	10,600	600	
④ 会費収入	1,466,000	1,440,062	25,937	
⑤ 行政事務受託収入	4,300	3,814	485	
⑥ 紛争解決手続収入	39,870	38,189	1,680	
⑦ 物品販売収入	11,300	4,654	6,645	
⑧ 特定情報利用料収入	-	10,231	△ 10,231	
⑨ 試験受験料収入	93,500	98,472	△ 4,972	
⑩ 登録手数料収入	59,850	57,827	2,022	
⑪ 講習受講料収入	310,830	292,307	18,522	
⑫ 雑収入	190	634	△ 444	
事業活動収入計	1,999,640	1,959,441	40,198	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,600,576	1,538,247	62,328	
② 管理費支出	387,827	373,499	14,327	
③ 法人税、住民税及び事業税	-	3,476	△ 3,476	
事業活動支出計	1,988,403	1,915,223	73,179	
事業活動収支差額	11,237	44,217	△ 32,980	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	29,882	31,901	△ 2,019	
② 敷金戻り収入	-	1,310	△ 1,310	
投資活動収入計	29,882	33,212	△ 3,330	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	11,200	10,400	800	
② 特定資産取得支出	-	10,000	△ 10,000	
③ 敷金支出	-	710	△ 710	
投資活動支出計	11,200	21,110	△ 9,910	
投資活動収支差額	18,682	12,102	6,579	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出	55,600	-	55,600	
当期収支差額	△ 25,681	56,320	△ 82,001	
前期繰越収支差額	359,169	359,169	-	
次期繰越収支差額	333,488	415,489	△ 82,001	

② 収支計算書内訳表 (平成27年4月1日～平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	54	△ 54	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	2,600	2,591	8	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	11,200	10,600	600	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,466,000	1,440,062	25,937	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	4,300	3,814	485	-	-	-	-	-	-
⑥ 紛争解決手続収入	39,870	38,189	1,680	-	-	-	-	-	-
⑦ 物品販売収入	-	-	-	11,300	4,654	6,645	-	-	-
⑧ 特定情報利用料収入	-	-	-	-	10,231	△ 10,231	-	-	-
⑨ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	93,500	98,472	△ 4,972
⑩ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫ 雑収入	190	243	△ 53	-	1	△ 1	-	181	△ 181
事業活動収入計	1,524,160	1,495,556	28,603	11,300	14,887	△ 3,587	93,500	98,654	△ 5,154
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,243,369	1,199,554	43,814	24,642	24,644	△ 2	82,891	88,571	△ 5,680
② 管理費支出	387,827	373,499	14,327	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	-	3,476	△ 3,476	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,631,196	1,576,531	54,664	24,642	24,644	△ 2	82,891	88,571	△ 5,680
事業活動収支差額	△ 107,036	△ 80,974	△ 26,061	△ 13,342	△ 9,756	△ 3,585	10,609	10,082	526
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	29,882	31,901	△ 2,019	-	-	-	-	-	-
② 敷金戻り収入	-	1,310	△ 1,310	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	29,882	33,212	△ 3,330	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	11,200	10,400	800	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	-	10,000	△ 10,000	-	-	-	-	-	-
③ 敷金支出	-	710	△ 710	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	11,200	21,110	△ 9,910	-	-	-	-	-	-
投資活動収支差額	18,682	12,102	6,579	-	-	-	-	-	-
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出	50,000	-	50,000	-	-	-	2,000	-	2,000
当期収支差額	△ 138,354	△ 68,872	△ 69,481	△ 13,342	△ 9,756	△ 3,585	8,609	10,082	△ 1,473
前期繰越収支差額	387,066	387,066	-	△ 52,647	△ 52,647	-	182,371	182,371	-
次期繰越収支差額	248,712	318,193	△ 69,481	△ 65,989	△ 62,403	△ 3,585	190,980	192,454	△ 1,473

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	54	△ 54
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	2,600	2,591	8
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	11,200	10,600	600
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,466,000	1,440,062	25,937
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	4,300	3,814	485
⑥ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	39,870	38,189	1,680
⑦ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	11,300	4,654	6,645
⑧ 特定情報利用料収入	-	-	-	-	-	-	-	10,231	△ 10,231
⑨ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	93,500	98,472	△ 4,972
⑩ 登録手数料収入	59,850	57,827	2,022	-	-	-	59,850	57,827	2,022
⑪ 講習受講料収入	-	-	-	310,830	292,307	18,522	310,830	292,307	18,522
⑫ 雑収入	-	116	△ 116	-	91	△ 91	190	634	△ 444
事業活動収入計	59,850	57,944	1,905	310,830	292,399	18,430	1,999,640	1,959,441	40,198
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	42,292	35,944	6,347	207,382	189,532	17,849	1,600,576	1,538,247	62,328
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	387,827	373,499	14,327
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	-	3,476	△ 3,476
事業活動支出計	42,292	35,944	6,347	207,382	189,532	17,849	1,988,403	1,915,223	73,179
事業活動収支差額	17,558	21,999	△ 4,441	103,448	102,866	581	11,237	44,217	△ 32,980
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	29,882	31,901	△ 2,019
② 敷金戻り収入	-	-	-	-	-	-	-	1,310	△ 1,310
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	29,882	33,212	△ 3,330
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	11,200	10,400	800
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	-	10,000	△ 10,000
③ 敷金支出	-	-	-	-	-	-	-	710	△ 710
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	11,200	21,110	△ 9,910
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	18,682	12,102	6,579
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
当期収支差額	17,558	21,999	△ 4,441	99,848	102,866	△ 3,018	△ 25,681	56,320	△ 82,001
前期繰越収支差額	△ 124,839	△ 124,839	-	△ 32,782	△ 32,782	-	359,169	359,169	-
次期繰越収支差額	△ 107,281	△ 102,839	△ 4,441	67,065	70,084	△ 3,018	333,488	415,489	△ 82,001

7. 収支計算書に対する注記

(1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、定期預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、前受金、前受会費、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

(2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,685	2,091
普 通 預 金	531,292	508,791
定 期 預 金	100,000	29,893
未 収 会 費 ・ 加 入 金	1,941	2,828
未 収 金	2,692	13,128
前 払 費 用	15,412	15,502
前 払 金	3,780	5,770
仮 払 金	440	9
貯 蔵 品	46,054	12,293
棚 卸 商 品	4,696	3,946
合 計	707,996	594,254
未 払 金 (注1)	113,095	117,580
仮 受 金	195	415
前 受 金	224,148	36,837
前 受 会 費	-	6
源 泉 所 得 税 預 り 金	6,691	6,086
社 会 保 険 料 等 預 り 金	560	392
未 払 消 費 税 等	663	13,970
未 払 法 人 税 等	3,472	3,476
合 計	348,827	178,765
次 期 繰 越 収 支 差 額	359,169	415,489

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額(前期70百万円、当期64百万円)が含まれる。

第3編 資料

第1章 統計資料(金融庁・月次統計・公知情報等)

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

(1)各年度末の推移

貸金業者の長期的な推移

(単位:社)

	平成14年 3月末	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末	平成20年 3月末	平成21年 3月末
財務局登録	1,000	929	839	762	702	664	580	473
都道府県登録	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705
合計	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178
	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	
財務局登録	409	349	330	315	302	299	292	
都道府県登録	3,648	2,240	2,020	1,902	1,811	1,712	1,634	
合計	4,057	2,589	2,350	2,217	2,113	2,011	1,926	

(注) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2)財務局、都道府県別

財務局、都道府県別貸金業者の推移(平成28年3月末)

(単位:社)

平成28年3月末		平成28年3月末		平成28年3月末	
関東財務局	137	東北財務局	22	四国財務局	12
東京都	573	宮城県	34	香川県	6
神奈川県	48	岩手県	6	徳島県	7
埼玉県	33	福島県	3	愛媛県	21
千葉県	24	秋田県	11	高知県	15
山梨県	8	青森県	8	小計	49
栃木県	8	山形県	4	四国管内合計	61
茨城県	9	小計	66	九州財務局	11
群馬県	12	東北管内合計	88	熊本県	17
新潟県	8	東海財務局	22	大分県	8
長野県	6	愛知県	68	宮崎県	11
小計	729	静岡県	35	鹿児島県	14
関東管内合計	866	三重県	19	小計	50
近畿財務局	39	岐阜県	11	九州管内合計	61
大阪府	164	小計	133	福岡財務支局	16
京都府	35	東海管内合計	155	福岡県	97
兵庫県	55	北陸財務局	7	佐賀県	7
奈良県	8	富山県	12	長崎県	21
和歌山県	8	石川県	7	小計	125
滋賀県	5	福井県	9	福岡管内合計	141
小計	275	小計	28	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	314	北陸管内合計	35	沖縄県	52
北海道財務局	6	中国財務局	17	小計	52
北海道	43	広島県	31	沖縄管内合計	55
小計	43	山口県	20		
北海道管内合計	49	岡山県	27	財務局計	292
		鳥取県	4	都道府県計	1,634
		島根県	2	総合計	1,926
		小計	84		
		中国管内合計	101		

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

2. 貸付残高の推移

(1) 消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移（平成14年～平成27年）

（単位：億円）

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末
消費者向貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191
事業者向貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898
	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
消費者向貸付残高	157,281	126,477	95,519	78,315	67,790	62,287	60,148
事業者向貸付残高	221,186	172,880	165,225	167,731	164,696	167,082	161,511
合計	378,467	299,357	260,745	246,048	232,488	229,371	221,660

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 業態別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移（平成14年～平成27年）

（単位：億円、%）

	貸付残高													
	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
消費者向無担保貸金業者	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)	117,403 (0.6)	108,601 (▲7.5)	89,659 (▲17.4)	72,853 (▲18.7)	53,497 (▲26.6)	36,600 (▲31.6)	30,792 (▲15.9)	26,995 (▲12.3)	25,909 (▲4.0)	25,544 (▲1.4)
消費者向有担保貸金業者	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)	1,285 (▲29.6)	2,408 (87.4)	1,653 (▲31.4)	1,933 (16.9)	1,351 (▲30.1)	1,861 (37.7)	1,460 (▲21.5)	1,492 (2.2)	1,568 (5.1)	1,553 (▲1.0)
消費者向住宅向貸金業者	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)	9,183 (59.7)	7,154 (▲22.1)	6,992 (▲2.3)	6,158 (▲11.9)	5,719 (▲7.1)	6,282 (9.8)	6,031 (▲4.0)	6,358 (5.4)	6,358 (0.0)	6,529 (2.7)
事業者向貸金業者	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)	160,580 (▲16.9)	177,810 (10.7)	178,547 (0.4)	168,546 (▲5.6)	121,551 (▲27.9)	115,275 (▲5.2)	112,852 (▲2.1)	112,014 (▲0.7)	111,642 (▲0.3)	84,507 (▲24.3)
手形割引業者	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)	2,206 (▲7.5)	2,348 (6.4)	1,597 (▲32.0)	961 (▲39.8)	770 (▲19.9)	615 (▲20.1)	644 (4.7)	593 (▲7.9)	556 (▲6.2)	515 (▲7.4)
クレジットカード会社	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)	23,345 (58.7)	25,413 (8.9)	26,334 (3.6)	24,635 (▲6.5)	22,381 (▲9.1)	18,817 (▲15.9)	15,908 (▲15.5)	13,783 (▲13.4)	13,524 (▲1.9)	17,073 (26.2)
信販会社	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)	53,504 (0.8)	57,293 (7.1)	55,509 (▲3.1)	54,434 (▲1.9)	46,746 (▲14.1)	38,532 (▲17.6)	32,923 (▲14.6)	28,371 (▲13.8)	26,602 (▲6.2)	26,608 (0.0)
流通・メーカー系会社	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)	6,552 (▲5.1)	6,631 (1.2)	4,044 (▲39.0)	4,317 (6.8)	8,463 (96.0)	7,559 (▲10.7)	6,107 (▲19.2)	7,964 (30.4)	8,761 (10.0)	7,990 (▲8.8)
建設・不動産業者	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)	5,432 (▲1.4)	6,010 (10.6)	5,731 (▲4.6)	4,962 (▲13.4)	3,800 (▲23.4)	2,368 (▲37.7)	2,268 (▲4.2)	2,207 (▲2.7)	2,259 (2.4)	2,785 (23.3)
質屋	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)	198 (▲17.5)	251 (26.8)	141 (▲43.8)	132 (▲6.4)	113 (▲14.4)	90 (▲20.4)	63 (▲30.0)	66 (4.8)	62 (▲6.1)	57 (▲8.1)
リース会社	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)	33,495 (3.4)	42,496 (26.9)	44,543 (4.8)	39,435 (▲11.5)	34,891 (▲11.5)	32,730 (▲6.2)	36,988 (13.0)	32,639 (▲11.8)	32,081 (▲1.7)	48,449 (51.0)
日賦貸金業者	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)	672 (1.8)	307 (▲54.3)	142 (▲53.7)	95 (▲33.1)	69 (▲27.4)	2 (▲97.1)	0 (▲100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
非営利特例対象法人	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	6 (▲14.3)	2 (▲66.7)	44 (2,100.0)	43 (▲2.3)
合計	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)	413,858 (▲4.5)	436,727 (5.5)	414,898 (▲5.0)	378,467 (▲8.8)	299,357 (▲20.9)	260,745 (▲12.9)	246,048 (▲5.6)	232,488 (▲5.5)	229,371 (▲1.3)	221,660 (▲3.4)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

（注2）カッコ内の数字は対前年比伸び率（%）。

(参考) 貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(全国事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分超)のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの(⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑩と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの(⑩と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑩と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	(社)リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧～⑩と重複する場合には⑫が優先する)
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（平成27年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数	消費者向 貸付残高 (億円)	事業者向 貸付残高 (億円)	貸付残高 計 (億円)		業者数	消費者向 貸付残高 (億円)	事業者向 貸付残高 (億円)	貸付残高 計 (億円)
関東財務局	138	46,539	60,733	107,273	北陸財務局	7	35	18	53
東京都	440	1,377	68,823	70,201	富山県	13	2	168	170
神奈川県	44	602	7,012	7,615	石川県	10	9	54	63
埼玉県	29	159	164	323	福井県	11	5	5	10
千葉県	23	4	39	44	小計	34	16	227	244
山梨県	8	4	11	15	北陸管内合計	41	52	245	298
栃木県	8	28	6	35	中国財務局	17	249	477	727
茨城県	11	2	21	24	広島県	29	33	741	775
群馬県	12	3	760	764	山口県	18	28	1	30
新潟県	8	1	19	21	岡山県	25	14	25	40
長野県	6	3	33	36	鳥取県	2	1	2	3
小計	589	2,188	76,893	79,083	島根県	2	0	1	2
関東管内合計	727	48,728	137,626	186,356	小計	76	78	773	851
近畿財務局	38	5,596	865	6,462	中国管内合計	93	328	1,250	1,579
大阪府	159	340	13,076	13,416	四国財務局	13	167	9	177
京都府	36	46	973	1,019	香川県	4	1	0	2
兵庫県	54	24	200	224	徳島県	5	2	7	9
奈良県	8	9	21	30	愛媛県	21	11	26	37
和歌山県	9	12	5	17	高知県	15	46	53	100
滋賀県	3	0	0	0	小計	45	62	87	149
小計	269	433	14,276	14,708	四国管内合計	58	229	97	326
近畿管内合計	307	6,029	15,142	21,171	九州財務局	11	161	155	316
北海道財務局	6	742	117	860	熊本県	17	13	20	34
北海道	44	446	550	997	大分県	4	9	16	26
小計	44	446	550	997	宮崎県	11	19	25	45
北海道管内合計	50	1,189	668	1,857	鹿児島県	14	23	55	79
東北財務局	22	115	42	158	小計	46	66	119	186
宮城県	33	59	707	767	九州管内合計	57	228	274	502
岩手県	5	9	0	10	福岡財務支局	16	343	662	1,006
福島県	4	0	1	1	福岡県	77	96	1,257	1,353
秋田県	11	5	13	18	佐賀県	6	0	0	1
青森県	10	25	7	32	長崎県	21	18	40	58
山形県	4	1	0	1	小計	104	115	1,297	1,413
小計	67	102	730	833	福岡管内合計	120	458	1,960	2,419
東北管内合計	89	217	773	991	沖縄総合事務局	3	75	1	77
東海財務局	19	2,105	298	2,404	沖縄県	51	27	81	109
愛知県	64	383	2,859	3,243	小計	51	27	81	109
静岡県	36	74	187	262	沖縄管内合計	54	103	82	186
三重県	19	15	4	19					
岐阜県	10	3	38	41	財務局計	290	56,133	63,383	119,517
小計	129	476	3,090	3,566	都道府県計	1,454	4,015	98,127	102,143
東海管内合計	148	2,581	3,388	5,971	総合計	1,744	60,148	161,511	221,660

(注1)貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2)業者数は、業務報告書提出業者（1,970）のうち、貸付残高のない業者（226）を除いたものである。

3. 業態別貸付金利 (平成27年3月末)

業態別貸付金利

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	うち 無担保残高 (億円)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)
消費者向無担保貸金業者	444	24,635	41.0%	15.60%	23,192	15.76%	909	0.6%	9.28%	25,544	11.5%	13.37%
うち大手	6	21,096	35.1%	15.70%	20,096	15.77%	772	0.5%	9.23%	21,868	9.9%	15.47%
うち大手以外	438	3,538	5.9%	15.04%	3,096	15.69%	136	0.1%	9.57%	3,675	1.7%	14.79%
消費者向有担保貸金業者	79	1,337	2.2%	3.95%	27	15.12%	216	0.1%	4.69%	1,553	0.7%	4.04%
消費者向住宅向貸金業者	41	5,469	9.1%	3.25%	17	3.59%	1,060	0.7%	3.75%	6,529	2.9%	3.33%
事業者向貸金業者	639	1,395	2.3%	4.97%	268	11.13%	83,111	51.5%	1.32%	84,507	38.1%	1.38%
手形割引業者	97	7	0.0%	12.28%	3	13.18%	507	0.3%	9.52%	515	0.2%	9.74%
クレジットカード会社	130	6,208	10.3%	14.42%	6,030	14.77%	10,864	6.7%	1.23%	17,073	7.7%	6.03%
信販会社	105	17,050	28.3%	13.09%	15,220	14.35%	9,558	5.9%	2.33%	26,608	12.0%	9.23%
流通・メーカー系会社	19	252	0.4%	3.33%	37	11.77%	7,737	4.8%	0.65%	7,990	3.6%	0.74%
建設・不動産業者	77	326	0.5%	7.51%	5	7.34%	2,459	1.5%	3.17%	2,785	1.3%	3.68%
質屋	26	4	0.0%	15.38%	2	15.89%	53	0.0%	7.41%	57	0.0%	8.06%
リース会社	67	3,452	5.7%	2.05%	24	3.28%	44,996	27.9%	2.17%	48,449	21.9%	2.16%
日賦貸金業者	2	-	-	-	-	-	0	0.0%	17.94%	0	0.0%	17.94%
非営利特例対象法人	18	8	0.0%	4.95%	8	4.95%	36	0.0%	2.66%	43	0.0%	2.71%
合計	1,744	60,148	100.0%	12.26%	44,837	15.10%	161,511	100.0%	1.70%	221,660	100.0%	4.56%

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は「平均約定金利」である。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 業者数は、業務報告書提出業者 (1,970)のうち、貸付残高のない業者 (226)を除いたものである。

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成27年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	444	4,925,172	24,635	500	4,862,649	23,192	477	53,087	909	1,712	4,978,259	25,544
うち大手	6	3,927,202	21,096	537	3,887,934	20,096	517	43,708	772	1,766	3,970,910	21,868
うち大手以外	438	997,970	3,538	355	974,715	3,096	318	9,379	136	1,450	1,007,349	3,675
消費者向有担保 貸金業者	79	45,579	1,337	2,934	9,537	27	283	2,635	216	8,214	48,214	1,553
消費者向住宅向 貸金業者	41	57,996	5,469	9,430	2,656	17	640	39,101	1,060	2,711	97,097	6,529
事業者向貸金業者	639	133,711	1,395	1,043	120,472	268	222	54,851	83,111	151,521	188,562	84,507
手形割引業者	97	1,303	7	537	1,183	3	254	27,947	507	1,814	29,250	515
クレジットカード 会社	130	2,760,372	6,208	225	2,758,137	6,030	219	53,962	10,864	20,133	2,814,334	17,073
信販会社	105	13,542,266	17,050	126	13,513,909	15,220	113	257,793	9,558	3,708	13,800,059	26,608
流通・メーカー系 会社	19	22,187	252	1,136	19,878	37	186	2,390	7,737	323,724	24,577	7,990
建設・不動産業者	77	7,393	326	4,410	1,239	5	404	7,765	2,459	31,669	15,158	2,785
質屋	26	1,276	4	313	1,070	2	216	860	53	6,167	2,136	57
リース会社	67	32,287	3,452	10,692	5,812	24	413	17,990	44,996	250,117	50,277	48,449
日賦貸金業者	2	-	-	-	-	-	-	134	0	254	134	0
非営利特例対象 法人	18	860	8	930	860	8	930	701	36	5,136	1,561	43
合計	1,744	21,530,402	60,148	279	21,297,402	44,837	211	519,216	161,511	31,107	22,049,618	221,660

- (注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」
 (注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,970）のうち、貸付残高のない業者（226）を除いたものである。
 (注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。
 (注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(平成27年3月末)

(1)貸付金利別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付金利別)

金利	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
28%超	1	0.2	0	0.0	15	0.0	82
26%超~28%以下	3	0.7	100	0.4	38,104	0.8	471
24%超~26%以下	5	1.1	3	0.0	1,867	0.0	161
22%超~24%以下	5	1.1	2	0.0	1,386	0.0	144
20%超~22%以下	15	3.4	37	0.2	19,579	0.4	189
18%超~20%以下	101	22.7	317	1.4	136,164	2.8	233
16%超~18%以下	209	47.1	3,731	16.1	1,161,768	23.9	321
14%超~16%以下	30	6.8	18,643	80.4	3,479,066	71.5	536
12%超~14%以下	17	3.8	19	0.1	6,465	0.1	294
10%超~12%以下	7	1.6	3	0.0	1,468	0.0	204
8%超~10%以下	5	1.1	4	0.0	613	0.0	653
6%超~8%以下	6	1.4	3	0.0	659	0.0	455
4%超~6%以下	12	2.7	16	0.1	5,234	0.1	306
2%超~4%以下	17	3.8	307	1.3	10,185	0.2	3,014
2%以下	11	2.5	1	0.0	76	0.0	1,316
合計	444	100.0	23,192	100.0	4,862,649	100.0	477

(注) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2)貸付残高規模別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付残高規模別)

貸付残高規模	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
5,000億円超	2	0.5	14,209	61.3	2,651,047	54.5	536
1,000億円超~5,000億円以下	3	0.7	5,605	24.2	1,171,186	24.1	479
500億円超~1,000億円以下	-	-	-	-	-	-	-
100億円超~500億円以下	9	2.0	2,144	9.2	602,680	12.4	356
50億円超~100億円以下	4	0.9	288	1.2	68,803	1.4	419
10億円超~50億円以下	23	5.2	487	2.1	155,614	3.2	313
5億円超~10億円以下	22	5.0	159	0.7	65,369	1.3	243
1億円超~5億円以下	91	20.5	194	0.8	89,284	1.8	217
5,000万円超~1億円以下	77	17.3	54	0.2	29,395	0.6	184
1,000万円超~5,000万円以下	148	33.3	46	0.2	27,541	0.6	167
1,000万円以下	65	14.6	2	0.0	1,730	0.0	116
合計	444	100.0	23,192	100.0	4,862,649	100.0	477

(注) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（平成27年3月末）

(1) 貸付金利別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
28%超	3	0.5	1	0.0	35	0.1	2.9
26%超～28%以下	2	0.3	2	0.0	16	0.0	12.5
24%超～26%以下	—	—	—	—	—	—	—
22%超～24%以下	1	0.2	0	0.0	30	0.1	0.0
20%超～22%以下	3	0.5	17	0.0	225	0.4	7.6
18%超～20%以下	11	1.7	21	0.0	957	1.8	2.2
16%超～18%以下	35	5.5	32	0.0	3,037	5.7	1.1
14%超～16%以下	104	16.3	445	0.5	12,896	24.2	3.5
12%超～14%以下	53	8.3	386	0.5	14,939	28.1	2.6
10%超～12%以下	38	5.9	475	0.6	5,932	11.1	8.0
8%超～10%以下	49	7.7	642	0.8	2,370	4.5	27.1
6%超～8%以下	27	4.2	415	0.5	1,562	2.9	26.6
4%超～6%以下	56	8.8	1,439	1.7	1,212	2.3	118.7
2%超～4%以下	93	14.6	3,207	3.9	4,299	8.1	74.6
2%以下	164	25.7	75,987	91.5	5,693	10.7	1334.7
合計	639	100.0	83,077	100.0	53,203	100.0	156.2

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約33億円）を除いている。

(2) 貸付残高規模別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
5,000億円超	4	0.6	35,721	43.0	1,469	2.8	2431.7
1,000億円超～5,000億円以下	6	0.9	18,354	22.1	579	1.1	3169.9
500億円超～1,000億円以下	20	3.1	14,985	18.0	724	1.4	2069.8
100億円超～500億円以下	38	5.9	9,110	11.0	25,378	47.7	35.9
50億円超～100億円以下	24	3.8	1,684	2.0	2,454	4.6	68.6
10億円超～50億円以下	99	15.5	2,313	2.8	6,987	13.1	33.1
5億円超～10億円以下	65	10.2	465	0.6	5,173	9.7	9.0
1億円超～5億円以下	136	21.3	351	0.4	5,428	10.2	6.5
5,000万円超～1億円以下	70	11.0	50	0.1	2,512	4.7	2.0
1,000万円超～5,000万円以下	133	20.8	39	0.0	2,347	4.4	1.7
1,000万円以下	44	6.9	1	0.0	152	0.3	0.7
合計	639	100.0	83,077	100.0	53,203	100.0	156.2

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約33億円）を除いている。

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
						4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
財務局登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	1	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	4	4	6	4	0	0	4	1	5
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	16	10	12	4	1	1	2	3	7
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	19	3	6	4	1	0	1	0	2
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	2	2	0	0	1	0	1	0	2
	処分件数計	41	19	24	12	3	1	8	4	16
計	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	5	4	6	4	0	0	4	1	5
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	16	10	12	4	1	1	2	3	7
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	19	3	6	4	1	0	1	0	2
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	2	2	0	0	1	0	1	0	2
	処分件数計	42	19	24	12	3	1	8	4	16

(注) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。 出典:金融庁「貸金業関係資料集」

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

(1) 内容別

貸金業に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度					
	計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	
苦情等受付件数	21,495	17,675	15,227	14,807	3,117	2,918	2,720	2,894	11,649	
うち無登録業者に係るもの	7,006	6,290	6,276	6,220	1,159	1,100	1,077	1,121	4,457	
苦情の内容	取立て行為	385	322	289	225	41	36	68	50	195
	契約内容	178	142	95	105	36	18	22	31	107
	金利	131	92	48	47	12	7	15	12	46
	年金担保	9	3	2	5	0	2	2	2	6
	帳簿の開示	421	220	169	118	25	13	12	12	62
	過剰貸付け	15	6	3	7	1	2	0	2	5
	行政当局詐称、登録業者詐称	58	154	153	257	29	8	5	7	49
	保証契約	31	11	25	29	12	5	1	7	25
	広告・勧誘（詐称以外）	33	49	51	100	22	22	13	8	65
	その他	759	598	752	711	160	111	117	88	476
苦情計	2,020	1,597	1,587	1,604	338	224	255	219	1,036	
相談・照会の内容	債務整理等	1,779	1,275	1,008	851	248	213	236	285	982
	金利	278	157	96	95	30	27	36	20	113
	相談先	333	236	312	292	85	96	85	49	315
	登録確認（無登録の疑いあり）	8,038	7,314	6,504	5,850	1,054	1,031	934	1,003	4,022
	制度改正要望	58	35	40	106	12	6	1	0	19
	法令等解釈	1,411	1,186	1,042	935	185	168	143	177	673
	その他	7,578	5,875	4,638	5,074	1,165	1,153	1,030	1,141	4,489
相談・照会計	19,475	16,078	13,640	13,203	2,779	2,694	2,465	2,675	10,613	

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 受付先別

貸金業に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	
苦情等受付件数	1,158	5,933	10,584	17,675	1,320	4,605	9,302	15,227	1,550	4,536	8,721	14,807	1,142	3,575	6,932	11,649	
うち無登録業者に係るもの	206	1,074	5,010	6,290	320	937	5,019	6,276	659	1,025	4,536	6,220	637	752	3,068	4,457	
苦情の内容	取立て行為	17	107	198	322	19	90	180	289	7	86	132	225	2	75	118	195
	契約内容	1	22	119	142	4	13	78	95	3	21	81	105	3	7	97	107
	金利	1	17	74	92	1	3	44	48	0	2	45	47	1	4	41	46
	年金担保	1	0	2	3	0	0	2	2	0	0	5	5	0	0	6	6
	帳簿の開示	2	111	107	220	0	79	90	169	0	52	66	118	1	17	44	62
	過剰貸付け	0	1	5	6	0	2	1	3	0	0	7	7	0	2	3	5
	行政当局詐称、登録業者詐称	0	14	140	154	0	9	144	153	0	6	251	257	0	4	45	49
	保証契約	1	4	6	11	1	1	23	25	0	2	27	29	0	0	25	25
	広告・勧誘（詐称以外）	4	7	38	49	17	12	22	51	42	26	32	100	5	18	42	65
	その他	20	280	298	598	40	265	447	752	17	220	474	711	13	163	300	476
苦情計	47	563	987	1,597	82	474	1,031	1,587	69	415	1,120	1,604	25	290	721	1,036	
相談・照会の内容	債務整理等	43	54	1,178	1,275	18	67	923	1,008	4	46	801	851	3	40	939	982
	金利	45	34	78	157	26	23	47	96	32	19	44	95	38	36	39	113
	相談先	44	71	121	236	72	103	137	312	35	129	128	292	11	117	187	315
	登録確認（無登録の疑いあり）	129	2,470	4,715	7,314	168	1,959	4,377	6,504	198	1,886	3,766	5,850	123	1,270	2,629	4,022
	制度改正要望	32	2	1	35	32	6	2	40	105	0	1	106	13	5	1	19
	法令等解釈	297	332	557	1,186	215	300	527	1,042	146	269	520	935	109	134	430	673
	その他	521	2,407	2,947	5,875	707	1,673	2,258	4,638	961	1,772	2,341	5,074	820	1,683	1,986	4,489
相談・照会計	1,111	5,370	9,597	16,078	1,238	4,131	8,271	13,640	1,481	4,121	7,601	13,203	1,117	3,285	6,211	10,613	

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」

日本貸金業協会 月次統計資料

1. 概要

(1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日~25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日~25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日~25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

(2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の70%以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	16社	85.6%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	26社	91.4%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	13社	21.9%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	55社	72.5%	—

(注1) カバレッジは、期初における各協力社の直近決算年度末貸付残高を、全協会員1,200社(平成27年4月末)の貸付残高で(各業態別に)除した割合を示す。

(注2) 協力社数は、平成28年3月末時点での数値。

2. 協会員数

(1)協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

(単位:社)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	12月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	1,362	1,312	1,279	1,246	1,241	1,214	1,193	1,176
登録貸金業者数	2,280	2,217	2,160	2,113	2,076	2,011	1,959	1,926
協会加入率	59.7%	59.2%	59.2%	59.0%	59.8%	60.4%	60.9%	61.1%

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（平成28年3月）

（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	122	137	89.1%
東京都	229	573	40.0%
神奈川県	32	48	66.7%
埼玉県	17	33	51.5%
千葉県	15	24	62.5%
山梨県	8	8	100.0%
栃木県	8	8	100.0%
茨城県	9	9	100.0%
群馬県	10	12	83.3%
新潟県	5	8	62.5%
長野県	3	6	50.0%
小計	336	729	46.1%
合計	458	866	52.9%
近畿財務局	39	39	100.0%
大阪府	92	164	56.1%
京都府	29	35	82.9%
兵庫県	26	55	47.3%
奈良県	5	8	62.5%
和歌山県	4	8	50.0%
滋賀県	4	5	80.0%
小計	160	275	58.2%
合計	199	314	63.4%
北海道財務局	5	6	83.3%
北海道	32	43	74.4%
小計	32	43	74.4%
合計	37	49	75.5%
東北財務局	21	22	95.5%
宮城県	22	34	64.7%
岩手県	4	6	66.7%
福島県	3	3	100.0%
秋田県	9	11	81.8%
青森県	4	8	50.0%
山形県	3	4	75.0%
小計	45	66	68.2%
合計	66	88	75.0%
東海財務局	21	22	95.5%
愛知県	40	68	58.8%
静岡県	30	35	85.7%
三重県	12	19	63.2%
岐阜県	6	11	54.5%
小計	88	133	66.2%
合計	109	155	70.3%
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	9	12	75.0%
石川県	4	7	57.1%
福井県	7	9	77.8%
小計	20	28	71.4%
合計	27	35	77.1%
中国財務局	17	17	100.0%
広島県	25	31	80.6%
山口県	15	20	75.0%
岡山県	13	27	48.1%
鳥取県	4	4	100.0%
島根県	2	2	100.0%
小計	59	84	70.2%
合計	76	101	75.2%
四国財務局	12	12	100.0%
香川県	5	6	83.3%
徳島県	6	7	85.7%
愛媛県	8	21	38.1%
高知県	11	15	73.3%
小計	30	49	61.2%
合計	42	61	68.9%
九州財務局	11	11	100.0%
熊本県	13	17	76.5%
大分県	5	8	62.5%
宮崎県	5	11	45.5%
鹿児島県	6	14	42.9%
小計	29	50	58.0%
合計	40	61	65.6%
福岡財務支局	14	16	87.5%
福岡県	48	97	49.5%
佐賀県	2	7	28.6%
長崎県	17	21	81.0%
小計	67	125	53.6%
合計	81	141	57.4%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	38	52	73.1%
小計	38	52	73.1%
合計	41	55	74.5%
財務局計	272	292	93.2%
都道府県計	904	1,634	55.3%
総合計	1,176	1,926	61.1%

（注1）計数は今後変動することがある。（注2）「登録業者数」は金融庁公表の数値。（注3）金融庁資料にある登録業者数は、協会データより1か月遅れで前月末時点の業者数となっているため差異が発生する可能性があるが、それぞれ集計時点の数値を正確に反映している。（注4）法10条1項により廃業届は、実際に廃業した日から30日以内に提出することになっている。

財務局・都道府県知事別協会員数と加入率(平成27年3月)

(単位:社)

	協会員数	登録業者数	比率
関東財務局	126	144	87.5%
東京都	228	588	38.8%
神奈川県	30	48	62.5%
埼玉県	18	34	52.9%
千葉県	16	25	64.0%
山梨県	8	8	100.0%
栃木県	8	8	100.0%
茨城県	11	11	100.0%
群馬県	10	12	83.3%
新潟県	5	8	62.5%
長野県	3	6	50.0%
小計	337	748	45.1%
合計	463	892	51.9%
近畿財務局	39	39	100.0%
大阪府	92	174	52.9%
京都府	30	38	78.9%
兵庫県	29	61	47.5%
奈良県	6	9	66.7%
和歌山県	5	10	50.0%
滋賀県	4	5	80.0%
小計	166	297	55.9%
合計	205	336	61.0%
北海道財務局	5	6	83.3%
北海道	34	47	72.3%
小計	34	47	72.3%
合計	39	53	73.6%
東北財務局	21	22	95.5%
宮城県	24	35	68.6%
岩手県	4	6	66.7%
福島県	4	4	100.0%
秋田県	9	11	81.8%
青森県	5	10	50.0%
山形県	3	4	75.0%
小計	49	70	70.0%
合計	70	92	76.1%
東海財務局	20	21	95.2%
愛知県	40	70	57.1%
静岡県	32	38	84.2%
三重県	12	20	60.0%
岐阜県	7	11	63.6%
小計	91	139	65.5%
合計	111	160	69.4%

	協会員数	登録業者数	比率
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	10	13	76.9%
石川県	4	10	40.0%
福井県	8	11	72.7%
小計	22	34	64.7%
合計	29	41	70.7%
中国財務局	17	17	100.0%
広島県	26	32	81.3%
山口県	18	22	81.8%
岡山県	14	28	50.0%
鳥取県	4	4	100.0%
島根県	2	2	100.0%
小計	64	88	72.7%
合計	81	105	77.1%
四国財務局	13	13	100.0%
香川県	5	5	100.0%
徳島県	6	7	85.7%
愛媛県	8	22	36.4%
高知県	12	15	80.0%
小計	31	49	63.3%
合計	44	62	71.0%
九州財務局	11	11	100.0%
熊本県	14	17	82.4%
大分県	3	6	50.0%
宮崎県	5	11	45.5%
鹿児島県	6	15	40.0%
小計	28	49	57.1%
合計	39	60	65.0%
福岡財務支局	14	16	87.5%
福岡県	49	97	50.5%
佐賀県	2	8	25.0%
長崎県	18	22	81.8%
小計	69	127	54.3%
合計	83	143	58.0%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	47	64	73.4%
小計	47	64	73.4%
合計	50	67	74.6%
財務局計	276	299	92.3%
都道府県計	938	1,712	54.8%
総合計	1,214	2,011	60.4%

(注1) 計数は今後変動することがある。

(注2) 「登録業者数」は金融庁公表の数値。

財務局・都道府県別協会員数の推移（平成26年～平成28年の各3月末）

（単位：社）

	平成26年	平成27年	平成28年
関東財務局	127	126	122
東京都	227	228	229
神奈川県	31	30	32
埼玉県	16	18	17
千葉県	19	16	15
山梨県	8	8	8
栃木県	8	8	8
茨城県	11	11	9
群馬県	8	10	10
新潟県	5	5	5
長野県	3	3	3
小計	336	337	336
合計	463	463	458
近畿財務局	37	39	39
大阪府	95	92	92
京都府	36	30	29
兵庫県	30	29	26
奈良県	7	6	5
和歌山県	5	5	4
滋賀県	5	4	4
小計	178	166	160
合計	215	205	199
北海道財務局	5	5	5
北海道	39	34	32
小計	39	34	32
合計	44	39	37
東北財務局	21	21	21
宮城県	27	24	22
岩手県	4	4	4
福島県	4	4	3
秋田県	10	9	9
青森県	4	5	4
山形県	4	3	3
小計	53	49	45
合計	74	70	66
東海財務局	21	20	21
愛知県	41	40	40
静岡県	33	32	30
三重県	12	12	12
岐阜県	7	7	6
小計	93	91	88
合計	114	111	109

	平成26年	平成27年	平成28年
北陸財務局	7	7	7
富山県	11	10	9
石川県	5	4	4
福井県	8	8	7
小計	24	22	20
合計	31	29	27
中国財務局	17	17	17
広島県	27	26	25
山口県	19	18	15
岡山県	14	14	13
鳥取県	3	4	4
島根県	2	2	2
小計	65	64	59
合計	82	81	76
四国財務局	13	13	12
香川県	5	5	5
徳島県	6	6	6
愛媛県	10	8	8
高知県	12	12	11
小計	33	31	30
合計	46	44	42
九州財務局	10	11	11
熊本県	14	14	13
大分県	5	3	5
宮崎県	5	5	5
鹿児島県	8	6	6
小計	32	28	29
合計	42	39	40
福岡財務支局	14	14	14
福岡県	52	49	48
佐賀県	2	2	2
長崎県	19	18	17
小計	73	69	67
合計	87	83	81
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	45	47	38
小計	45	47	38
合計	48	50	41
財務局計	275	276	272
都道府県計	971	938	904
総合計	1,246	1,214	1,176

3. 貸付残高・貸付件数

(1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		55社												
業態 消費者金融	平成26年度	2,744,137	2,753,968	2,752,352	2,749,200	2,759,070	2,766,579	2,773,440	2,804,704	2,765,803	2,763,859	2,767,711	2,775,660	
	平成27年度	2,777,490	2,789,814	2,785,228	2,782,448	2,786,962	2,839,116	2,818,601	2,828,262	2,812,681	2,860,566	2,867,430	2,883,017	
	前年同月比	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	2.6%	1.6%	0.8%	1.7%	3.5%	3.6%	3.9%	
業態 事業者金融	平成26年度	647,815	608,251	606,999	609,932	615,658	608,479	624,639	621,489	623,193	623,878	623,425	616,004	
	平成27年度	607,529	604,656	597,771	601,836	602,138	603,524	608,711	612,456	613,622	615,655	624,744	583,513	
	前年同月比	-6.2%	-0.6%	-1.5%	-1.3%	-2.2%	-0.8%	-2.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	0.2%	-5.3%	
業態等 クレジット	平成26年度	4,414,700	4,456,918	4,464,757	4,403,996	4,408,099	4,349,059	4,233,235	4,286,752	4,355,496	4,252,806	4,235,443	4,351,297	
	平成27年度	4,223,671	4,406,362	4,589,473	4,463,150	4,475,501	4,655,094	4,585,321	4,658,476	4,734,358	4,639,071	4,552,428	4,426,752	
	前年同月比	-4.3%	-1.1%	2.8%	1.3%	1.5%	7.0%	8.3%	8.7%	8.7%	9.1%	7.5%	1.7%	
全体	平成26年度	7,806,653	7,819,138	7,824,107	7,763,128	7,782,826	7,724,117	7,631,314	7,712,945	7,744,492	7,640,543	7,626,578	7,742,962	
	平成27年度	7,608,690	7,800,831	7,972,472	7,847,434	7,864,601	8,097,734	8,012,633	8,099,194	8,160,661	8,115,292	8,044,601	7,893,282	
	前年同月比	-2.5%	-0.2%	1.9%	1.1%	1.1%	4.8%	5.0%	5.0%	5.4%	6.2%	5.5%	1.9%	
業態別シェア	平成26年度	消費者金融業態	35.2%	35.2%	35.2%	35.4%	35.5%	35.8%	36.3%	36.4%	35.7%	36.2%	36.3%	35.8%
		事業者金融業態	8.3%	7.8%	7.8%	7.9%	7.9%	7.9%	8.2%	8.1%	8.0%	8.2%	8.2%	8.0%
		クレジット業態等	56.6%	57.0%	57.1%	56.7%	56.6%	56.3%	55.5%	55.6%	56.2%	55.7%	55.5%	56.2%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	平成27年度	消費者金融業態	36.5%	35.8%	34.9%	35.5%	35.4%	35.1%	35.2%	34.9%	34.5%	35.2%	35.6%	36.5%
		事業者金融業態	8.0%	7.8%	7.5%	7.7%	7.7%	7.5%	7.6%	7.6%	7.5%	7.6%	7.8%	7.4%
		クレジット業態等	55.5%	56.5%	57.6%	56.9%	56.9%	57.5%	57.2%	57.5%	58.0%	57.2%	56.6%	56.1%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	4,445,382	4,452,525	4,439,222	4,419,242	4,419,634	4,431,640	4,428,158	4,438,120	4,401,122	4,396,799	4,394,990	4,401,815
	平成27年度	4,402,279	4,426,175	4,415,841	4,407,268	4,413,985	4,434,882	4,435,372	4,448,981	4,412,940	4,417,614	4,422,006	4,435,373
	前年同月比	-1.0%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%
業態 事業者金融	平成26年度	118,831	117,735	116,539	115,411	112,101	111,175	110,598	109,855	108,873	105,524	105,497	104,317
	平成27年度	102,749	102,209	101,629	101,150	99,464	94,920	94,937	94,757	94,485	94,125	93,050	92,425
	前年同月比	-13.5%	-13.2%	-12.8%	-12.4%	-11.3%	-14.6%	-14.2%	-13.7%	-13.2%	-10.8%	-11.8%	-11.4%
業態等 クレジット	平成26年度	88,341,338	88,360,929	88,473,256	88,383,019	88,403,563	88,442,589	88,331,834	88,501,760	88,455,060	88,401,117	88,511,203	88,737,567
	平成27年度	89,003,703	89,261,405	89,073,147	89,275,725	89,447,665	89,760,571	89,990,305	90,290,654	90,483,089	90,882,635	90,884,277	91,250,143
	前年同月比	0.7%	1.0%	0.7%	1.0%	1.2%	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%	2.8%	2.7%	2.8%
全体	平成26年度	92,905,550	92,931,189	93,029,017	92,917,672	92,935,298	92,985,404	92,870,590	93,049,735	92,965,055	92,903,440	93,011,690	93,243,699
	平成27年度	93,508,731	93,789,789	93,590,617	93,784,143	93,961,114	94,290,373	94,520,614	94,834,392	94,990,514	95,394,374	95,399,333	95,777,941
	前年同月比	0.6%	0.9%	0.6%	0.9%	1.1%	1.4%	1.8%	1.9%	2.2%	2.7%	2.6%	2.7%

(注1) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	2,654,216	2,663,861	2,661,036	2,659,011	2,668,350	2,671,406	2,676,307	2,708,348	2,670,470	2,667,631	2,672,715	2,680,107
	平成27年度	2,682,127	2,693,968	2,689,576	2,686,803	2,690,641	2,738,841	2,714,987	2,726,414	2,708,348	2,710,596	2,718,299	2,729,798
	前年同月比	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.8%	2.5%	1.4%	0.7%	1.4%	1.6%	1.7%	1.9%
業態 事業者金融	平成26年度	171,772	172,239	172,690	172,519	172,017	172,191	172,057	171,985	173,375	174,130	174,813	176,041
	平成27年度	175,322	175,579	175,853	176,182	175,753	175,279	173,294	174,069	175,151	176,188	176,693	178,141
	前年同月比	2.1%	1.9%	1.8%	2.1%	2.2%	1.8%	0.7%	1.2%	1.0%	1.2%	1.1%	1.2%
業態等 クレジット	平成26年度	2,354,046	2,344,538	2,314,149	2,285,368	2,275,442	2,274,477	2,270,557	2,277,282	2,231,051	2,219,905	2,207,350	2,211,294
	平成27年度	2,200,056	2,214,412	2,192,430	2,172,100	2,172,006	2,183,239	2,184,825	2,199,259	2,169,129	2,174,294	2,176,799	2,207,126
	前年同月比	-6.5%	-5.6%	-5.3%	-5.0%	-4.5%	-4.0%	-3.8%	-3.4%	-2.8%	-2.1%	-1.4%	-0.2%
全体	平成26年度	5,180,034	5,180,638	5,147,874	5,116,897	5,115,809	5,118,074	5,118,921	5,157,614	5,074,896	5,061,667	5,054,878	5,067,441
	平成27年度	5,057,506	5,083,959	5,057,859	5,035,084	5,038,400	5,097,359	5,073,106	5,099,743	5,052,629	5,061,078	5,071,791	5,115,065
	前年同月比	-2.4%	-1.9%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-0.4%	-0.9%	-1.1%	-0.4%	0.0%	0.3%	0.9%

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	4,419,724	4,426,848	4,413,579	4,393,609	4,395,030	4,406,936	4,403,537	4,413,402	4,376,404	4,372,106	4,370,388	4,377,211
	平成27年度	4,377,768	4,401,696	4,391,411	4,382,882	4,390,580	4,411,496	4,412,012	4,425,660	4,389,756	4,394,357	4,398,873	4,412,227
	前年同月比	-0.9%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.7%	0.8%
業態 事業者金融	平成26年度	52,175	51,205	50,141	49,045	45,761	45,023	43,730	43,049	42,131	41,413	38,896	38,227
	平成27年度	37,541	36,968	36,371	35,786	33,994	29,385	28,496	28,182	27,751	27,359	26,176	25,811
	前年同月比	-28.0%	-27.8%	-27.5%	-27.0%	-25.7%	-34.7%	-34.8%	-34.5%	-34.1%	-33.9%	-32.7%	-32.5%
業態等 クレジット	平成26年度	88,193,980	88,213,274	88,325,730	88,234,606	88,255,262	88,293,926	88,183,379	88,352,474	88,305,791	88,251,480	88,361,532	88,587,528
	平成27年度	88,853,792	89,110,845	88,922,354	89,125,288	89,296,840	89,609,973	89,839,476	90,138,875	90,331,420	90,730,974	90,732,426	91,096,573
	前年同月比	0.7%	1.0%	0.7%	1.0%	1.2%	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%	2.8%	2.7%	2.8%
全体	平成26年度	92,665,879	92,691,327	92,789,450	92,677,260	92,696,053	92,745,885	92,630,646	92,808,925	92,724,326	92,664,999	92,770,816	93,002,966
	平成27年度	93,269,101	93,549,509	93,350,136	93,543,956	93,721,414	94,050,854	94,279,984	94,592,717	94,748,927	95,152,690	95,157,475	95,534,611
	前年同月比	0.7%	0.9%	0.6%	0.9%	1.1%	1.4%	1.8%	1.9%	2.2%	2.7%	2.6%	2.7%

(注1) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
貸付残高(百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	4,139,953	4,156,253	4,122,269	4,090,285	4,084,760	4,093,904	4,093,834	4,111,521	4,045,762	4,036,010	4,024,236	4,032,565
		平成27年度	4,023,809	4,052,425	4,025,384	4,001,535	4,007,111	4,026,673	4,030,322	4,052,196	3,996,165	4,000,699	4,000,613	4,027,503
		前年同月比	-2.8%	-2.5%	-2.4%	-2.2%	-1.9%	-1.6%	-1.6%	-1.4%	-1.2%	-0.9%	-0.6%	-0.1%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	216,836	197,606	195,233	192,554	190,513	188,680	185,532	181,645	180,448	178,247	176,631	173,541
		平成27年度	169,821	166,791	164,195	162,644	159,794	159,241	157,259	155,548	153,588	152,109	149,874	148,575
		前年同月比	-21.7%	-15.6%	-15.9%	-15.5%	-16.1%	-15.6%	-15.2%	-14.4%	-14.9%	-14.7%	-15.1%	-14.4%
	住宅向貸付	平成26年度	823,245	826,779	830,372	834,059	840,535	835,490	839,556	864,449	848,686	847,410	854,011	861,334
		平成27年度	863,875	864,743	868,280	870,905	871,494	911,444	885,526	891,999	902,876	908,269	921,305	938,987
		前年同月比	4.9%	4.6%	4.6%	4.4%	3.7%	9.1%	5.5%	3.2%	6.4%	7.2%	7.9%	9.0%
有残件数(件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	92,541,473	92,566,280	92,665,151	92,552,904	92,570,792	92,622,148	92,506,249	92,684,879	92,600,754	92,540,953	92,645,603	92,878,766
		平成27年度	93,144,105	93,425,186	93,226,509	93,419,766	93,597,386	93,922,867	94,155,729	94,467,824	94,623,313	95,026,649	95,031,519	95,407,080
		前年同月比	0.7%	0.9%	0.6%	0.9%	1.1%	1.4%	1.8%	1.9%	2.2%	2.7%	2.6%	2.7%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	49,639	49,338	49,051	47,610	47,286	46,952	46,597	45,220	44,806	44,529	44,225	42,881
		平成27年度	42,521	42,219	40,865	40,592	40,262	39,997	38,636	38,358	38,047	37,814	36,479	36,180
		前年同月比	-14.3%	-14.4%	-16.7%	-14.7%	-14.9%	-14.8%	-17.1%	-15.2%	-15.1%	-15.1%	-17.5%	-15.6%
	住宅向貸付	平成26年度	74,767	75,709	75,248	76,746	77,975	76,785	77,800	78,825	78,765	79,517	80,988	81,319
		平成27年度	82,475	82,104	82,763	83,598	83,766	87,990	85,619	86,536	87,567	88,227	89,478	91,352
		前年同月比	10.3%	8.4%	10.0%	8.9%	7.4%	14.6%	10.1%	9.8%	11.2%	11.0%	10.5%	12.3%

(注1) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(注2) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	89,922	90,107	91,316	90,189	90,719	95,172	97,133	96,357	95,333	96,228	94,996	95,554
	平成27年度	95,363	95,846	95,653	95,645	96,321	100,275	103,613	101,848	104,333	149,970	149,131	153,219
	前年同月比	6.1%	6.4%	4.7%	6.0%	6.2%	5.4%	6.7%	5.7%	9.4%	55.8%	57.0%	60.3%
業態 事業者金融	平成26年度	476,044	436,012	434,309	437,413	443,641	436,289	452,581	449,504	449,819	449,748	448,611	439,964
	平成27年度	432,207	429,076	421,917	425,654	426,385	428,245	435,417	438,387	438,471	439,467	448,050	405,372
	前年同月比	-9.2%	-1.6%	-2.9%	-2.7%	-3.9%	-1.8%	-3.8%	-2.5%	-2.5%	-2.3%	-0.1%	-7.9%
業態等 クレジット	平成26年度	2,060,653	2,112,381	2,150,608	2,118,629	2,132,657	2,074,582	1,962,678	2,009,470	2,124,445	2,032,901	2,028,093	2,140,003
	平成27年度	2,023,614	2,191,950	2,397,043	2,291,050	2,303,496	2,471,856	2,400,496	2,459,217	2,565,229	2,464,777	2,375,629	2,219,626
	前年同月比	-1.8%	3.8%	11.5%	8.1%	8.0%	19.1%	22.3%	22.4%	20.7%	21.2%	17.1%	3.7%
全体	平成26年度	2,626,619	2,638,500	2,676,233	2,646,231	2,667,018	2,606,043	2,512,392	2,555,330	2,669,596	2,578,877	2,571,700	2,675,521
	平成27年度	2,551,184	2,716,872	2,914,613	2,812,349	2,826,201	3,000,376	2,939,527	2,999,451	3,108,032	3,054,214	2,972,810	2,778,217
	前年同月比	-2.9%	3.0%	8.9%	6.3%	6.0%	15.1%	17.0%	17.4%	16.4%	18.4%	15.6%	3.8%

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	25,658	25,677	25,643	25,633	24,604	24,704	24,621	24,718	24,718	24,693	24,602	24,604
	平成27年度	24,511	24,479	24,430	24,386	23,405	23,386	23,360	23,321	23,184	23,257	23,133	23,146
	前年同月比	-4.5%	-4.7%	-4.7%	-4.9%	-4.9%	-5.3%	-5.1%	-5.7%	-6.2%	-5.8%	-6.0%	-5.9%
業態 事業者金融	平成26年度	66,656	66,530	66,398	66,366	66,340	66,152	66,868	66,806	66,742	64,111	66,601	66,090
	平成27年度	65,208	65,241	65,258	65,364	65,470	65,535	66,441	66,575	66,734	66,766	66,874	66,614
	前年同月比	-2.2%	-1.9%	-1.7%	-1.5%	-1.3%	-0.9%	-0.6%	-0.3%	0.0%	4.1%	0.4%	0.8%
業態等 クレジット	平成26年度	147,358	147,655	147,526	148,413	148,301	148,663	148,455	149,287	149,270	149,637	149,671	150,039
	平成27年度	149,911	150,560	150,792	150,438	150,826	150,599	150,829	151,779	151,669	151,662	151,851	153,570
	前年同月比	1.7%	2.0%	2.2%	1.4%	1.7%	1.3%	1.6%	1.7%	1.6%	1.4%	1.5%	2.4%
全体	平成26年度	239,671	239,862	239,567	240,412	239,245	239,519	239,944	240,811	240,729	238,441	240,874	240,733
	平成27年度	239,630	240,280	240,480	240,188	239,701	239,520	240,630	241,675	241,587	241,685	241,858	243,330
	前年同月比	0.0%	0.2%	0.4%	-0.1%	0.2%	0.0%	0.3%	0.4%	0.4%	1.4%	0.4%	1.1%

(注1) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
貸付残高(百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	247,815	251,220	255,390	251,499	251,063	235,919	216,858	217,476	214,850	213,587	208,532	208,772
		平成27年度	208,369	209,626	208,952	206,951	206,570	210,195	207,915	208,136	207,993	206,872	212,527	208,677
		前年同月比	-15.9%	-16.6%	-18.2%	-17.7%	-17.7%	-10.9%	-4.1%	-4.3%	-3.2%	-3.1%	1.9%	0.0%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	514,240	479,039	471,529	470,297	475,838	485,236	527,849	524,374	529,801	529,790	528,829	523,895
		平成27年度	514,387	514,126	505,888	504,859	509,591	516,587	523,176	522,981	533,094	529,344	536,833	508,018
		前年同月比	0.0%	7.3%	7.3%	7.3%	7.1%	6.5%	-0.9%	-0.3%	0.6%	-0.1%	1.5%	-3.0%
	営業貸付 その他	平成26年度	1,864,564	1,908,240	1,949,314	1,924,435	1,940,117	1,884,888	1,767,684	1,813,480	1,924,946	1,835,500	1,834,339	1,942,855
		平成27年度	1,828,429	1,993,120	2,199,773	2,100,539	2,110,040	2,273,593	2,208,436	2,268,335	2,366,945	2,317,999	2,223,451	2,061,522
		前年同月比	-1.9%	4.4%	12.8%	9.2%	8.8%	20.6%	24.9%	25.1%	23.0%	26.3%	21.2%	6.1%
有残件数(件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	224,595	224,632	224,319	225,285	224,365	224,465	224,956	225,473	225,336	225,111	225,492	225,401
		平成27年度	224,669	225,237	225,664	225,427	224,815	224,952	226,086	227,051	226,903	226,889	227,105	228,571
		前年同月比	0.0%	0.3%	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.4%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成26年度	11,301	11,448	11,507	11,412	11,182	11,405	11,401	11,695	11,753	9,744	11,886	11,937
		平成27年度	11,702	11,790	11,611	11,561	11,701	11,378	11,379	11,382	11,437	11,560	11,587	11,675
		前年同月比	3.6%	3.0%	0.9%	1.3%	4.6%	-0.2%	-0.2%	-2.7%	-2.7%	18.6%	-2.5%	-2.2%
	営業貸付 その他	平成26年度	3,775	3,782	3,741	3,715	3,698	3,649	3,587	3,643	3,640	3,586	3,496	3,395
		平成27年度	3,259	3,253	3,205	3,200	3,185	3,190	3,165	3,242	3,247	3,236	3,166	3,084
		前年同月比	-13.7%	-14.0%	-14.3%	-13.9%	-13.9%	-12.6%	-11.8%	-11.0%	-10.8%	-9.8%	-9.4%	-9.2%

- (注1) 「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
- (注2) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。
- (注3) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

4. 月間貸付金額・契約数

(1)消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	117,393	123,850	130,272	120,518	121,071	138,078	128,757	124,151	125,507	112,126	145,564	177,257
	平成27年度	136,396	138,600	131,286	127,399	129,994	137,965	129,429	130,567	122,687	109,699	125,490	198,085
	前年同月比	16.2%	11.9%	0.8%	5.7%	7.4%	-0.1%	0.5%	5.2%	-2.2%	-2.2%	-13.8%	11.8%
業態 事業者金融	平成26年度	1,330	2,019	2,404	1,830	1,690	2,069	1,862	1,551	3,714	2,818	2,439	3,247
	平成27年度	2,334	1,954	1,941	2,106	1,708	2,245	1,532	2,379	3,018	2,262	2,312	3,873
	前年同月比	75.5%	-3.2%	-19.2%	15.1%	1.0%	8.5%	-17.7%	53.4%	-18.7%	-19.7%	-5.2%	19.3%
業態等 クレジット	平成26年度	143,127	159,433	142,434	135,203	140,003	155,443	151,301	150,715	129,499	132,211	129,232	157,706
	平成27年度	143,784	155,393	138,455	133,385	139,829	153,291	147,348	153,211	132,761	135,967	140,722	166,632
	前年同月比	0.5%	-2.5%	-2.8%	-1.3%	-0.1%	-1.4%	-2.6%	1.7%	2.5%	2.8%	8.9%	5.7%
全体	平成26年度	261,849	285,302	275,111	257,551	262,765	295,591	281,920	276,417	258,720	247,156	277,234	338,210
	平成27年度	282,513	295,948	271,682	262,890	271,531	293,502	278,309	286,157	258,465	247,928	268,524	368,590
	前年同月比	7.9%	3.7%	-1.2%	2.1%	3.3%	-0.7%	-1.3%	3.5%	-0.1%	0.3%	-3.1%	9.0%

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成26年度	60,583	67,734	57,751	55,688	60,559	68,774	64,748	62,122	51,686	56,391	61,014	76,056
	平成27年度	66,658	72,126	59,809	58,653	63,153	70,879	65,972	63,959	51,126	56,945	62,325	75,438
	前年同月比	10.0%	6.5%	3.6%	5.3%	4.3%	3.1%	1.9%	3.0%	-1.1%	1.0%	2.1%	-0.8%
業態 事業者金融	平成26年度	246	253	251	249	242	265	249	297	322	319	317	354
	平成27年度	203	112	120	122	118	119	115	128	155	131	151	200
	前年同月比	-17.5%	-55.7%	-52.2%	-51.0%	-51.2%	-55.1%	-53.8%	-56.9%	-51.9%	-58.9%	-52.4%	-43.5%
業態等 クレジット	平成26年度	871,266	858,748	760,888	790,526	715,614	760,020	733,572	754,627	768,226	789,420	714,131	920,869
	平成27年度	982,226	936,675	850,166	902,179	812,536	899,281	867,691	928,529	912,254	902,538	843,667	983,051
	前年同月比	12.7%	9.1%	11.7%	14.1%	13.5%	18.3%	18.3%	23.0%	18.7%	14.3%	18.1%	6.8%
全体	平成26年度	932,095	926,735	818,890	846,463	776,415	829,059	798,569	817,046	820,234	846,130	775,462	997,279
	平成27年度	1,049,087	1,008,913	910,095	960,954	875,807	970,279	933,778	992,616	963,535	959,614	906,143	1,058,689
	前年同月比	12.6%	8.9%	11.1%	13.5%	12.8%	17.0%	16.9%	21.5%	17.5%	13.4%	16.9%	6.2%

(注1) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成26年度	36.6%	37.0%	37.8%	36.3%	37.6%	37.0%	38.6%	39.0%	38.4%	37.6%	38.0%	38.2%
平成27年度	38.1%	39.2%	39.5%	38.7%	40.5%	40.1%	40.9%	40.6%	40.2%	38.9%	39.1%	39.5%
前年同月差	1.5%	2.2%	1.7%	2.4%	2.9%	3.1%	2.3%	1.6%	1.8%	1.3%	1.1%	1.3%

(注1) 成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数 / 当月申込数）

(注2) 前年同月差は、平成27年度の成約率から平成26年度の成約率を単純減算したもの

(注3) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(2)事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
業態 消費者金融	平成26年度	6,007	7,430	9,740	7,884	7,792	12,183	10,729	7,210	9,493	7,557	7,570	13,230
	平成27年度	7,739	9,044	9,512	10,401	9,533	12,218	9,458	7,052	12,506	8,747	9,756	14,857
	前年同月比	28.8%	21.7%	-2.3%	31.9%	22.3%	0.3%	-11.8%	-2.2%	31.7%	15.7%	28.9%	12.3%
業態 事業者金融	平成26年度	33,323	31,405	48,797	53,079	58,578	21,111	26,136	21,780	30,110	23,591	29,799	30,616
	平成27年度	27,695	25,359	49,899	50,831	50,864	27,679	29,283	29,929	36,937	31,900	33,925	34,968
	前年同月比	-16.9%	-19.3%	2.3%	-4.2%	-13.2%	31.1%	12.0%	37.4%	22.7%	35.2%	13.8%	14.2%
業態等 クレジット	平成26年度	187,754	380,648	351,625	160,650	328,304	275,573	182,126	219,804	342,374	194,892	231,261	336,145
	平成27年度	204,443	406,396	420,927	230,621	328,632	404,849	294,283	285,076	472,604	361,819	388,719	366,972
	前年同月比	8.9%	6.8%	19.7%	43.6%	0.1%	46.9%	61.6%	29.7%	38.0%	85.7%	68.1%	9.2%
全体	平成26年度	227,083	419,484	410,163	221,612	394,674	308,866	218,991	248,795	381,976	226,040	268,629	379,991
	平成27年度	239,876	440,799	480,339	291,853	389,029	444,746	333,023	322,056	522,046	402,466	432,399	416,797
	前年同月比	5.6%	5.1%	17.1%	31.7%	-1.4%	44.0%	52.1%	29.4%	36.7%	78.1%	61.0%	9.7%

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

業態別月間契約数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成26年度	296	381	368	343	313	408	398	335	365	313	319	439
	平成27年度	322	311	368	346	312	366	359	296	391	306	311	397
	前年同月比	8.8%	-18.4%	0.0%	0.9%	-0.3%	-10.3%	-9.8%	-11.6%	7.1%	-2.2%	-2.5%	-9.6%
業態 事業者金融	平成26年度	618	679	486	482	417	463	479	419	527	431	434	563
	平成27年度	458	457	506	479	484	541	491	525	620	495	501	583
	前年同月比	-25.9%	-32.7%	4.1%	-0.6%	16.1%	16.8%	2.5%	25.3%	17.6%	14.8%	15.4%	3.6%
業態等 クレジット	平成26年度	1,224	1,083	1,081	1,175	902	1,006	967	1,186	1,319	883	1,054	1,421
	平成27年度	1,113	973	1,247	1,169	1,036	818	746	700	869	724	859	962
	前年同月比	-9.1%	-10.1%	15.4%	-0.5%	14.9%	-18.7%	-22.9%	-41.0%	-34.1%	-18.0%	-18.5%	-32.3%
全体	平成26年度	2,138	2,143	1,935	2,000	1,632	1,877	1,844	1,940	2,211	1,627	1,807	2,423
	平成27年度	1,893	1,741	2,121	1,994	1,832	1,725	1,596	1,521	1,880	1,525	1,671	1,942
	前年同月比	-11.5%	-18.7%	9.6%	-0.3%	12.3%	-8.1%	-13.4%	-21.6%	-15.0%	-6.3%	-7.5%	-19.9%

(注1) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

貸出種別毎の平均約定金利の長期推移

平成24年度（参考）												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.99%	15.92%	15.93%	15.87%	15.84%	15.79%	15.78%	15.75%	15.76%	15.69%	15.71%	15.66%
有担保貸付 (住宅向を除く)	9.18%	9.20%	9.12%	9.10%	9.09%	8.98%	9.06%	8.93%	8.95%	8.96%	8.89%	8.79%
住宅向貸付	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.88%	2.89%	2.89%	2.90%	2.89%	2.89%
全体	14.42%	14.34%	14.33%	14.25%	14.19%	14.15%	14.13%	14.10%	14.07%	14.00%	13.99%	13.95%

平成25年度（参考）												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.69%	15.63%	15.68%	15.63%	15.59%	15.58%	15.58%	15.55%	15.57%	15.54%	15.52%	15.34%
有担保貸付 (住宅向を除く)	8.92%	8.85%	8.81%	8.79%	8.76%	8.75%	8.70%	8.60%	8.64%	8.62%	8.58%	8.47%
住宅向貸付	2.86%	2.87%	2.88%	2.88%	2.88%	2.88%	2.88%	2.89%	2.90%	2.90%	2.80%	2.90%
全体	13.95%	13.91%	13.93%	13.87%	13.83%	13.83%	13.81%	13.78%	13.77%	13.72%	13.70%	13.53%

平成26年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.37%	15.33%	15.41%	15.36%	15.33%	15.33%	15.36%	15.33%	15.34%	15.34%	15.34%	15.22%
有担保貸付 (住宅向を除く)	8.16%	8.44%	8.50%	8.40%	8.37%	8.35%	8.25%	8.25%	8.27%	8.20%	8.16%	8.16%
住宅向貸付	2.87%	2.88%	2.86%	2.87%	2.88%	2.86%	2.86%	2.86%	2.86%	2.84%	2.80%	2.85%
全体	13.51%	13.50%	13.55%	13.48%	13.45%	13.46%	13.47%	13.40%	13.42%	13.41%	13.39%	13.27%

平成27年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.28%	15.27%	15.34%	15.27%	15.26%	15.30%	15.28%	15.27%	15.27%	15.24%	15.24%	15.21%
有担保貸付 (住宅向を除く)	8.16%	8.09%	8.17%	8.02%	8.09%	7.97%	7.95%	7.90%	7.89%	7.82%	7.81%	7.72%
住宅向貸付	2.80%	2.82%	2.81%	2.82%	2.81%	2.82%	2.81%	2.78%	2.79%	2.77%	2.74%	2.78%
全体	13.31%	13.32%	13.35%	13.27%	13.27%	13.21%	13.25%	13.23%	13.17%	13.13%	13.09%	13.03%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位:店)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
消費者金融業態	有人店舗数	平成26年度	148	147	147	147	147	146	146	144	144	145	146	146
		平成27年度	144	144	141	146	146	144	144	145	144	144	145	145
		前年同月比	-2.7%	-2.0%	-4.1%	-0.7%	-0.7%	-1.4%	-1.4%	0.7%	0.0%	-0.7%	-0.7%	-0.7%
	無人店舗数	平成26年度	3,994	4,005	4,027	4,077	4,092	4,125	4,125	4,135	4,146	4,152	4,170	4,159
		平成27年度	4,163	4,174	4,181	4,191	4,201	4,206	4,204	4,199	4,196	4,197	4,147	4,210
		前年同月比	4.2%	4.2%	3.8%	2.8%	2.7%	2.0%	1.9%	1.5%	1.2%	1.1%	-0.6%	1.2%
	合計	平成26年度	4,142	4,152	4,174	4,224	4,239	4,271	4,271	4,279	4,290	4,297	4,316	4,305
		平成27年度	4,307	4,318	4,322	4,337	4,347	4,350	4,348	4,344	4,340	4,341	4,292	4,355
		前年同月比	4.0%	4.0%	3.5%	2.7%	2.5%	1.8%	1.8%	1.5%	1.2%	1.0%	-0.6%	1.2%
事業者金融業態	有人店舗数	平成26年度	115	115	116	112	115	114	110	112	112	112	112	111
		平成27年度	111	104	102	102	102	83	102	102	102	102	104	85
		前年同月比	-3.5%	-9.6%	-12.1%	-8.9%	-11.3%	-27.2%	-7.3%	-8.9%	-8.9%	-8.9%	-7.1%	-23.4%
	無人店舗数	平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	平成26年度	115	115	116	112	115	114	110	112	112	112	112	111
		平成27年度	111	104	102	102	102	83	102	102	102	102	104	85
		前年同月比	-3.5%	-9.6%	-12.1%	-8.9%	-11.3%	-27.2%	-7.3%	-8.9%	-8.9%	-8.9%	-7.1%	-23.4%
クレジット業態等	有人店舗数	平成26年度	566	566	569	569	567	570	566	564	566	567	566	545
		平成27年度	530	531	532	531	534	529	540	544	542	541	543	543
		前年同月比	-6.4%	-6.2%	-6.5%	-6.7%	-5.8%	-7.2%	-4.6%	-3.5%	-4.2%	-4.6%	-4.1%	-0.4%
	無人店舗数	平成26年度	325	326	326	328	329	329	329	329	330	331	331	334
		平成27年度	327	327	327	327	328	330	330	332	332	332	332	332
		前年同月比	0.6%	0.3%	0.3%	-0.3%	-0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	0.6%	0.3%	0.3%	-0.6%
	合計	平成26年度	891	892	895	897	896	899	895	893	896	898	897	879
		平成27年度	857	858	859	858	862	859	870	876	874	873	875	875
		前年同月比	-3.8%	-3.8%	-4.0%	-4.3%	-3.8%	-4.4%	-2.8%	-1.9%	-2.5%	-2.8%	-2.5%	-0.5%
全体	有人店舗数	平成26年度	829	828	832	828	829	830	822	820	822	824	824	802
		平成27年度	785	779	775	779	782	756	786	791	788	787	792	773
		前年同月比	-5.3%	-5.9%	-6.9%	-5.9%	-5.7%	-8.9%	-4.4%	-3.5%	-4.1%	-4.5%	-3.9%	-3.6%
	無人店舗数	平成26年度	4,319	4,331	4,353	4,405	4,421	4,454	4,454	4,464	4,476	4,483	4,501	4,493
		平成27年度	4,490	4,501	4,508	4,518	4,529	4,536	4,534	4,531	4,528	4,529	4,479	4,542
		前年同月比	4.0%	3.9%	3.6%	2.6%	2.4%	1.8%	1.8%	1.5%	1.2%	1.0%	-0.5%	1.1%
	合計	平成26年度	5,148	5,159	5,185	5,233	5,250	5,284	5,276	5,284	5,298	5,307	5,325	5,295
		平成27年度	5,275	5,280	5,283	5,297	5,311	5,292	5,320	5,322	5,316	5,316	5,271	5,315
		前年同月比	2.5%	2.3%	1.9%	1.2%	1.2%	0.2%	0.8%	0.7%	0.3%	0.2%	-1.0%	0.4%

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

7. 信用保証残高、件数

信用保証残高の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
対する金融機関の貸付に信用保証	平成26年度	5,120,805	5,171,224	5,199,340	5,221,962	5,258,419	5,324,412	5,396,825	5,456,323	5,479,459	5,510,397	5,548,828	5,633,000
	平成27年度	5,689,555	5,768,691	5,808,880	5,838,405	5,890,884	5,969,451	6,036,978	6,100,767	6,124,095	6,150,112	6,201,845	6,291,329
	前年同月比	11.1%	11.6%	11.7%	11.8%	12.0%	12.1%	11.9%	11.8%	11.8%	11.6%	11.8%	11.7%

(注1) 「平成26年度2月」には、調査対象先における吸収分割による信用保証事業に関する権利義務の一部譲渡に伴う、残高の減少がある。

(注2) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

信用保証件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		55社											
対する金融機関の貸付に信用保証	平成26年度	6,964,361	7,020,177	7,064,900	7,065,183	7,100,161	7,160,603	7,232,196	7,286,305	7,445,791	7,294,891	7,336,441	7,550,217
	平成27年度	7,580,149	7,651,468	7,687,558	7,684,314	7,642,608	7,804,472	7,865,616	7,915,634	7,924,657	7,907,902	7,966,061	8,045,745
	前年同月比	8.8%	9.0%	8.8%	8.8%	7.6%	9.0%	8.8%	8.6%	6.4%	8.4%	8.6%	6.6%

(注1) 「平成26年度2月」には、調査対象先における吸収分割による信用保証事業に関する権利義務の一部譲渡に伴う、残高の減少がある。

(注2) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		55社	55社	55社	55社	55社	55社							
利息返還金	消費者金融業態	平成26年度	16,728	17,154	19,145	16,991	16,593	18,704	15,343	16,506	19,505	15,535	16,885	20,571
		平成27年度	14,774	15,387	17,335	16,357	15,526	16,958	16,728	15,920	18,402	14,963	15,263	20,354
		前年同月比	-11.7%	-10.3%	-9.5%	-3.7%	-6.4%	-9.3%	9.0%	-3.6%	-5.7%	-3.7%	-9.6%	-1.1%
	事業者金融業態	平成26年度	66	62	77	73	78	78	52	54	71	61	10	55
		平成27年度	42	38	51	53	56	65	49	48	30	4	3	3
		前年同月比	-36.4%	-38.7%	-33.8%	-27.4%	-28.2%	-16.7%	-5.8%	-11.1%	-57.3%	-93.4%	-73.1%	-94.5%
	クレジット業態等	平成26年度	4,765	4,903	4,994	5,588	5,585	5,372	5,788	5,265	5,556	5,723	5,992	5,905
		平成27年度	5,423	5,503	5,633	5,662	5,981	5,870	5,714	5,744	6,275	6,288	5,811	5,951
		前年同月比	13.8%	12.2%	12.8%	1.3%	7.1%	9.3%	-1.3%	9.1%	12.9%	9.9%	-3.0%	0.8%
	合計	平成26年度	21,560	22,120	24,217	22,652	22,256	24,154	21,183	21,826	25,132	21,319	22,887	26,531
		平成27年度	20,239	20,928	23,019	22,072	21,563	22,894	22,492	21,712	24,708	21,255	21,076	26,308
		前年同月比	-6.1%	-5.4%	-4.9%	-2.6%	-3.1%	-5.2%	6.2%	-0.5%	-1.7%	-0.3%	-7.9%	-0.8%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	平成26年度	2,753	2,776	2,923	2,492	2,584	2,965	2,494	2,524	2,867	2,710	2,946	3,471
		平成27年度	1,979	2,100	3,056	2,182	2,198	2,637	2,630	2,382	2,525	2,240	2,278	2,918
		前年同月比	-28.1%	-24.3%	4.6%	-12.4%	-14.9%	-11.0%	5.5%	-5.6%	-11.9%	-17.4%	-22.7%	-15.9%
	事業者金融業態	平成26年度	12	17	9	8	11	12	14	14	14	10	0	28
		平成27年度	11	9	12	9	11	19	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	-8.3%	-47.1%	33.3%	12.5%	0.0%	58.3%	-100.0%	-100.0%	-100.0%	-100.0%	100.0%	-100.0%
	クレジット業態等	平成26年度	1,392	1,364	1,366	1,397	1,574	1,254	1,352	1,212	1,209	1,250	1,376	1,427
		平成27年度	1,187	1,200	1,264	1,277	1,399	1,194	1,192	1,118	1,297	1,126	1,175	1,205
		前年同月比	-14.7%	-12.0%	-7.5%	-8.6%	-11.1%	-4.8%	-11.8%	-7.8%	7.2%	-9.9%	-14.6%	-15.5%
	合計	平成26年度	4,157	4,157	4,298	3,897	4,170	4,231	3,859	3,750	4,090	3,970	4,322	4,925
		平成27年度	3,177	3,309	4,332	3,468	3,609	3,850	3,822	3,500	3,821	3,366	3,453	4,124
		前年同月比	-23.6%	-20.4%	0.8%	-11.0%	-13.5%	-9.0%	-1.0%	-6.7%	-6.6%	-15.2%	-20.1%	-16.3%
全体	平成26年度	25,716	26,277	28,514	26,550	26,426	28,385	25,043	25,576	29,222	25,289	27,210	31,456	
	平成27年度	23,416	24,237	27,351	25,541	25,172	26,744	26,314	25,213	28,529	24,621	24,529	30,432	
	前年同月比	-8.9%	-7.8%	-4.1%	-3.8%	-4.7%	-5.8%	5.1%	-1.4%	-2.4%	-2.6%	-9.9%	-3.3%	

(注) 調査対象社数は、平成27年度時点での数値

公知情報等・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

日本信用情報機構（JICC）への登録状況

		登録人数	5件以上の	全体人数に	登録件数	5件以上の	登録残高	5件以上の
		(万人)	借入利用者		に対する割合	(万件)	借入利用者	合計額
		(万人)	(万人)		(万件)	(万件)	(億円)	(億円)
平成24年	4月	1,381	45	3.3%	2,404	251	93,141	9,275
	5月	1,383	43	3.1%	2,389	240	92,229	8,825
	6月	1,383	42	3.0%	2,381	236	91,476	8,596
	7月	1,377	41	3.0%	2,361	228	90,708	8,312
	8月	1,367	39	2.9%	2,333	219	89,702	7,982
	9月	1,375	39	2.8%	2,341	216	89,774	7,820
	10月	1,368	36	2.6%	2,312	201	88,627	7,186
	11月	1,365	35	2.6%	2,298	195	88,120	6,963
平成25年	12月	1,347	34	2.5%	2,260	188	86,783	6,684
	1月	1,341	33	2.5%	2,244	183	86,356	6,517
	2月	1,339	32	2.4%	2,233	178	86,137	6,352
	3月	1,333	31	2.3%	2,212	171	85,304	6,081
	4月	1,291	29	2.2%	2,126	158	82,961	5,657
	5月	1,282	28	2.2%	2,102	152	82,109	5,457
	6月	1,279	27	2.1%	2,092	149	81,658	5,330
	7月	1,248	23	1.8%	1,997	124	77,239	4,393
	8月	1,233	22	1.8%	1,967	120	76,328	4,258
	9月	1,241	22	1.8%	1,976	119	76,693	4,216
	10月	1,231	21	1.7%	1,954	115	76,104	4,071
	11月	1,232	21	1.7%	1,951	113	76,134	4,007
平成26年	12月	1,209	20	1.7%	1,914	109	74,646	3,883
	1月	1,196	19	1.6%	1,893	107	74,213	3,785
	2月	1,197	19	1.6%	1,889	105	74,290	3,723
	3月	1,194	19	1.6%	1,879	102	74,168	3,639
	4月	1,197	18	1.5%	1,878	101	74,182	3,579
	5月	1,192	18	1.5%	1,867	98	73,848	3,499
	6月	1,199	18	1.5%	1,872	97	75,985	3,480
	7月	1,185	17	1.4%	1,847	94	75,437	3,386
	8月	1,181	17	1.4%	1,837	93	75,346	3,330
	9月	1,188	17	1.4%	1,845	92	75,861	3,317
	10月	1,182	16	1.4%	1,832	90	75,653	3,252
	11月	1,186	16	1.3%	1,837	90	75,951	3,237
平成27年	12月	1,179	16	1.4%	1,821	88	75,541	3,161
	1月	1,156	16	1.4%	1,783	84	74,793	3,061
	2月	1,159	15	1.3%	1,787	84	75,127	3,057
	3月	1,153	15	1.3%	1,771	81	74,491	2,925
	4月	1,150	15	1.3%	1,765	80	74,389	2,889
	5月	1,151	14	1.2%	1,761	77	74,333	2,805
	6月	1,155	14	1.2%	1,766	77	74,645	2,791
	7月	1,140	14	1.2%	1,740	75	74,058	2,722
	8月	1,141	14	1.2%	1,741	74	74,318	2,712
	9月	1,146	13	1.1%	1,742	72	74,731	2,633
	10月	1,139	13	1.1%	1,732	71	74,529	2,597
	11月	1,149	13	1.1%	1,746	72	75,174	2,620
平成28年	12月	1,131	13	1.1%	1,717	70	74,256	2,556
	1月	1,124	13	1.2%	1,707	69	74,159	2,552
	2月	1,130	13	1.2%	1,714	69	74,483	2,565
	3月	1,127	13	1.2%	1,707	68	74,457	2,544

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。
 (注2) 登録人数は、名寄せベース。

出典：株式会社日本信用情報機構

シー・アイ・シー(CIC)への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)		登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)		登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
				全体人数に 対する割合					
平成24年	4月	1,459	36	2.5%	2,320	204	94,978	7,342	
	5月	1,457	34	2.3%	2,301	193	93,820	6,928	
	6月	1,455	33	2.3%	2,288	186	93,256	6,645	
	7月	1,442	31	2.1%	2,254	176	92,074	6,287	
	8月	1,435	30	2.1%	2,235	169	91,423	6,022	
	9月	1,436	29	2.0%	2,225	164	91,061	5,809	
	10月	1,425	27	1.9%	2,193	152	89,873	5,317	
	11月	1,425	26	1.8%	2,185	147	89,528	5,162	
	12月	1,415	25	1.8%	2,162	141	88,820	4,930	
	平成25年	1月	1,402	24	1.7%	2,133	135	87,852	4,714
		2月	1,399	23	1.6%	2,123	131	87,487	4,579
		3月	1,395	22	1.6%	2,110	126	86,960	4,430
4月		1,332	19	1.4%	1,984	106	83,970	3,867	
5月		1,332	19	1.4%	1,978	103	83,644	3,756	
6月		1,332	18	1.4%	1,972	101	83,411	3,655	
7月		1,315	17	1.3%	1,938	95	82,281	3,463	
8月		1,311	17	1.3%	1,928	93	81,983	3,381	
9月		1,310	16	1.2%	1,920	90	81,774	3,288	
10月		1,307	16	1.2%	1,911	88	81,485	3,194	
11月		1,306	15	1.1%	1,907	86	81,433	3,130	
12月		1,282	15	1.2%	1,871	82	79,995	3,009	
平成26年	1月	1,206	20	1.7%	1,849	110	79,400	4,040	
	2月	1,203	19	1.6%	1,842	109	79,332	3,977	
	3月	1,201	19	1.6%	1,835	106	79,212	3,911	
	4月	1,203	19	1.6%	1,832	104	79,031	3,817	
	5月	1,204	18	1.5%	1,831	102	78,932	3,759	
	6月	1,205	18	1.5%	1,828	100	78,841	3,688	
	7月	1,194	17	1.4%	1,805	96	78,186	3,549	
	8月	1,192	17	1.4%	1,798	94	78,177	3,509	
	9月	1,193	17	1.4%	1,797	93	78,313	3,457	
	10月	1,196	17	1.4%	1,800	92	78,513	3,426	
	11月	1,194	16	1.3%	1,795	91	78,608	3,373	
	12月	1,187	16	1.3%	1,780	88	78,263	3,272	
平成27年	1月	1,176	15	1.3%	1,759	85	77,894	3,191	
	2月	1,173	15	1.3%	1,755	85	78,022	3,164	
	3月	1,165	15	1.3%	1,738	82	77,475	3,066	
	4月	1,168	15	1.3%	1,741	81	77,604	3,036	
	5月	1,170	15	1.3%	1,741	81	77,806	3,017	
	6月	1,171	14	1.2%	1,742	80	78,016	2,971	
	7月	1,162	14	1.2%	1,722	77	77,737	2,880	
	8月	1,159	14	1.2%	1,717	76	77,755	2,863	
	9月	1,158	14	1.2%	1,714	75	77,994	2,833	
	10月	1,162	14	1.2%	1,718	75	78,275	2,833	
	11月	1,163	14	1.2%	1,721	75	78,568	2,831	
	12月	1,158	13	1.1%	1,710	73	78,466	2,774	
平成28年	1月	1,147	13	1.1%	1,691	72	78,111	2,730	
	2月	1,146	13	1.1%	1,691	73	78,288	2,768	
	3月	1,145	13	1.1%	1,689	72	77,956	2,752	

(注1) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。

出典：株式会社シー・アイ・シー

(注2) 平成26年1月に新信用情報データベースが稼働したことから、名寄せが精緻化され、一時的に5件以上の借入利用者の登録人数及び登録件数、登録残高合計額が増加している。

2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

(単位：億円)

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体 (億円)
	住宅貸付 (億円)	消費者信用 (億円)	企業・ 政府等向け (億円)	合計 (億円)	住宅貸付 (億円)	消費者 信用・企業・ 政府等向け (億円)	合計 (億円)	
平成23年度	1,539,055	104,219	4,481,646	6,124,920	273,336	2,227,631	2,500,967	8,625,887
平成24年度	1,573,678	106,674	4,673,626	6,353,978	259,882	2,184,008	2,443,890	8,797,868
平成25年度	1,611,740	114,141	4,890,822	6,616,703	247,441	2,150,387	2,397,828	9,014,531
平成26年度	1,640,135	121,350	5,102,577	6,864,062	235,817	2,096,561	2,332,378	9,196,440
平成27年度	1,668,382	130,433	5,315,835	7,114,650	233,082	2,008,610	2,241,692	9,356,342

(注) 資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。 出典：日本銀行

3. 生命保険協会加盟会社の貸付状況

(単位：百万円、%)

		保険約款貸付			一般貸付							合計	
		金額 (百万円)	契約約款貸付	保険料振替貸付	金額 (百万円)	企業貸付	国・国際機関・ 政府関係機関貸付	公共団体・ 公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他	金額 (百万円)	うち非居者貸付
平成24年 3月末 (全43社合計)	金額 (百万円)	3,315,156	2,992,263	322,880	38,858,714	34,380,577	325,718	1,712,356	1,570,250	777,372	92,417	42,173,879	2,024,933
	構成比 (%)	7.9%	7.1%	0.8%	92.1%	81.5%	0.8%	4.1%	3.7%	1.8%	0.2%	100.0%	4.8%
平成25年 3月末 (全43社合計)	金額 (百万円)	3,205,144	2,895,357	309,768	37,039,464	32,489,086	311,210	1,892,394	1,451,595	794,173	100,977	40,244,614	1,989,369
	構成比 (%)	8.0%	7.2%	0.8%	92.0%	80.7%	0.8%	4.7%	3.6%	2.0%	0.3%	100.0%	4.9%
平成26年 3月末 (全43社合計)	金額 (百万円)	3,134,269	2,833,187	301,072	34,964,966	30,443,458	258,259	1,934,752	1,400,258	808,046	120,162	38,099,244	2,098,536
	構成比 (%)	8.2%	7.4%	0.8%	91.8%	79.9%	0.7%	5.1%	3.7%	2.1%	0.3%	100.0%	5.5%
平成27年 3月末 (全42社合計)	金額 (百万円)	3,069,060	2,775,299	293,745	33,741,234	29,437,158	235,187	1,907,590	1,333,448	706,033	121,789	36,810,301	2,456,380
	構成比 (%)	8.3%	7.5%	0.8%	91.7%	80.0%	0.6%	5.2%	3.6%	1.9%	0.3%	100.0%	6.7%

出典：一般社団法人生命保険協会

4. リース取扱高の状況

(1) 企業規模別リース取扱高の推移

(単位:%)

企業規模分類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		前年度比		
	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	H25 /H24	H26 /H25	H27 /H26
1 大企業(資本金1億円超の法人)	21,921	45.0	21,366	40.8	19,795	41.0	1,955	37.8	97.5	92.6	96.3
上場企業等	10,852	22.3	9,545	18.2	8,417	17.4	8,078	16.0	88.0	88.2	96.0
2 中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者)	22,841	46.8	26,448	50.5	23,627	49.0	26,034	51.7	115.8	89.3	110.2
3 官公庁・その他	3,993	8.2	4,575	8.7	4,829	10.0	5,302	10.5	114.6	105.6	109.8
合計	48,754	100.0	52,390	100.0	48,252	100.0	50,392	100.0	107.5	92.1	104.4

出典:公益社団法人リース事業協会

(2) 業種別リース取扱高の推移

(単位:%)

業種分類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		前年度比		
	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	取り扱 高ス (億円)	構 成 比 (%)	H25 /H24	H26 /H25	H27 /H26
1 農業・林業・漁業・鉱業	313	0.6	707	1.3	528	1.1	760	1.5	225.7	74.8	143.8
2 建設業	2,229	4.6	2,728	5.2	2,600	5.4	2,729	5.4	122.4	95.3	105.0
3 製造業	9,311	19.1	9,664	18.4	8,809	18.3	9,819	19.5	103.8	91.2	111.5
食品等製造業	1,668	3.4	1,679	3.2	1,427	3.0	1,502	3.0	100.7	85.0	105.2
繊維・木材・パルプ等製造業	801	1.6	845	1.6	698	1.4	724	1.4	105.5	82.6	103.8
化学・石油・プラスチック製品等製造業	980	2.0	914	1.7	932	1.9	883	1.8	93.3	102.1	94.8
鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,056	2.2	1,106	2.1	1,080	2.2	1,138	2.3	104.8	97.7	105.4
生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業	3,424	7.0	3,534	6.7	3,435	7.1	4,351	8.6	103.2	97.2	126.6
その他の製造業	1,382	2.8	1,585	3.0	1,234	2.6	1,217	2.4	114.6	77.9	98.6
4 非製造業	32,987	67.7	35,272	67.3	31,734	65.8	32,632	64.8	106.9	90.0	102.8
電気・ガス・熱供給・水道業	589	1.2	770	1.5	583	1.2	806	1.6	130.7	75.8	138.1
情報通信業	2,578	5.3	2,279	4.4	2,528	5.2	2,566	5.1	88.4	110.9	101.5
運輸業・郵便業	3,032	6.2	3,152	6.0	2,783	5.8	2,991	5.9	103.9	88.3	107.5
卸売業・小売業	8,877	18.2	10,199	19.5	9,169	19.0	8,736	17.3	114.9	89.9	95.3
金融業・保険業	1,341	2.7	1,361	2.6	1,173	2.4	1,246	2.5	101.5	86.2	106.2
不動産業・物品賃貸業	3,532	7.2	3,308	6.3	3,586	7.4	3,739	7.4	93.7	108.4	104.3
宿泊業・飲食サービス業	1,079	2.2	1,123	2.1	967	2.0	1,157	2.3	104.1	86.2	119.6
医療・福祉	3,477	7.1	4,001	7.6	3,248	6.7	3,778	7.5	115.1	81.2	116.3
その他サービス	8,483	17.4	9,078	17.3	7,691	15.9	7,608	15.1	107.0	84.7	98.9
5 公務・その他	3,914	8.0	4,019	7.7	4,579	9.5	4,451	8.8	102.7	114.0	97.2
合計	48,754	100.0	52,390	100.0	48,252	100.0	50,392	100.0	107.5	92.1	104.4

出典:公益社団法人リース事業協会

5. 多重債務に関する相談の状況

(1)国民生活センター（PIO-NET）に寄せられた多重債務に関する相談件数 (単位：件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
45,580	38,658	32,192	30,956	24,175

出典：独立行政法人国民生活センター

(2)国民生活センター（PIO-NET）に寄せられたクレジットカードの現金化に関する相談件数 (単位：件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
616	440	370	233	93

出典：独立行政法人国民生活センター

6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

(1)内容別のカウンセリング実施状況

	電話相談件数 (件)	他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング 受付		カウンセリング（面接相談）			
		件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	新規 カウンセリング 件数	新規カウンセリング 件数		
									紹介	弁護士会 等紹介	その他
平成23年度	4,099	1,385	33.8%	2,714	66.2%	1,127	27.5%	1,017	583	245	189
平成24年度	4,137	1,302	31.5%	2,835	68.5%	1,245	30.1%	1,072	548	269	255
平成25年度	3,841	1,255	32.7%	2,586	67.3%	1,095	28.5%	974	446	229	299
平成26年度	4,381	1,694	38.7%	1,553	35.4%	1,134	25.9%	939	414	254	271
平成27年度	3,804	1,366	35.9%	1,436	37.7%	1,002	26.3%	844	406	224	214

(注1) 「割合」は、電話相談件数に対する数値

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2) 協会では、電話相談に応じた時点で明らかに自己破産・個人再生相当と認められる案件については、速やかにその解決を図るため、弁護士会等に相談するよう勧めている。このため、実際に協会のカウンセリングに至った案件は、任意整理の可能性の高いものに偏っている。

(注3) 平成24年度分について、前回の資料とりまとめ時点以降に判明した事実に応じ、データに修正を加えている。

(注4) 他機関案内には、相談内容に応じて最寄りの弁護士会や法テラス、消費生活センターなどを案内したものの他、他機関の電話番号等の案内などの件数も含んでいる。

(注5) カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申し込みのキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

(2)地域別のカウンセリングの受付とその処理結果(平成28年3月末日現在)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	
東京	電話相談件数	1,549	-	1,785	-	1,384	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	371	100.0%	376	100.0%	375	100.0%
		介入	138	37.2%	166	44.1%	182	48.5%
		弁護士会等紹介	140	37.7%	126	33.5%	116	30.9%
		助言で完結等	93	25.1%	84	22.3%	77	20.5%
福岡	電話相談件数	411	-	512	-	459	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	102	100.0%	103	100.0%	88	100.0%
		介入	53	52.0%	39	37.9%	33	37.5%
		弁護士会等紹介	5	4.9%	19	18.4%	22	25.0%
		助言で完結等	44	43.1%	45	43.7%	33	37.5%
名古屋	電話相談件数	406	-	554	-	599	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	86	100.0%	78	100.0%	70	100.0%
		介入	44	51.2%	47	60.3%	45	64.3%
		弁護士会等紹介	8	9.3%	9	11.5%	8	11.4%
		助言で完結等	34	39.5%	22	28.2%	17	24.2%
仙台	電話相談件数	331	-	307	-	295	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	112	100.0%	94	100.0%	95	100.0%
		介入	68	60.7%	39	41.5%	25	26.3%
		弁護士会等紹介	19	17.0%	24	25.5%	30	31.6%
		助言で完結等	25	22.3%	31	33.0%	40	42.1%
広島	電話相談件数	317	-	281	-	298	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	70	100.0%	54	100.0%	60	100.0%
		介入	31	44.3%	25	46.3%	46	76.7%
		弁護士会等紹介	8	11.4%	9	16.7%	5	8.3%
		助言で完結等	31	44.3%	20	37.0%	9	15.0%
新潟	電話相談件数	239	-	229	-	125	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	107	100.0%	93	100.0%	43	100.0%
		介入	56	52.3%	40	43.0%	21	48.8%
		弁護士会等紹介	30	28.0%	31	33.3%	12	27.9%
		助言で完結等	21	19.6%	22	23.7%	10	23.3%
静岡	電話相談件数	295	-	311	-	143	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	59	100.0%	66	100.0%	40	100.0%
		介入	29	49.2%	30	45.5%	25	62.5%
		弁護士会等紹介	5	8.5%	9	13.6%	8	20.0%
		助言で完結等	25	42.4%	27	40.9%	7	17.5%
熊本	電話相談件数	64	-	87	-	53	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	12	100.0%	16	100.0%	8	100.0%
		介入	5	41.7%	1	6.3%	3	37.5%
		弁護士会等紹介	1	8.3%	8	50.0%	2	25.0%
		助言で完結等	6	50.0%	7	43.8%	3	37.5%
福島・他	電話相談件数	229	-	315	-	448	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	55	100.0%	59	100.0%	65	100.0%
		介入	22	40.0%	27	45.8%	26	40.0%
		弁護士会等紹介	13	23.6%	19	32.2%	21	32.3%
		助言で完結等	20	36.4%	13	22.0%	18	27.7%
全体	電話相談件数	3,841	-	4,381	-	3,804	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	974	100.0%	939	100.0%	844	100.0%
		介入	446	45.8%	414	44.1%	406	48.1%
		弁護士会等紹介	229	23.5%	254	27.1%	224	26.5%
		助言で完結等	299	30.7%	271	28.9%	214	25.4%

(注1) 「福島・他」には、福島(平成24年度)及び高松(平成24年9月～)、金沢(平成24年10月～)、沖縄(平成25年1月～)、横浜(平成27年1月～)を含む

出典:公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2) カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申込のキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

7. 自己破産の状況

自己破産申請件数

(単位：件)

	自然人の自己破産申請件数 (件)	法人・その他の自己破産申請件数 (件)	合計 (件)
平成23年度	100,510	9,398	109,908
平成24年度	82,668	9,343	92,011
平成25年度	72,287	8,849	81,136
平成26年度	65,189	7,723	72,912

出典：最高裁判所

8. 自殺者の動向

(1)男女別の自殺者数

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数 (人)	割合								
男性	20,955	68.4%	19,273	69.2%	18,787	68.9%	17,386	68.4%	16,681	69.4%
女性	9,696	31.6%	8,585	30.8%	8,496	31.1%	8,041	31.6%	7,344	30.6%
合計	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%

出典：警察庁

(2)年齢別自殺者数

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数 (人)	割合								
～19歳	622	2.0%	587	2.1%	547	2.0%	483	1.9%	529	2.2%
20～29歳	3,304	10.8%	3,000	10.8%	2,801	10.3%	2,679	10.5%	2,451	10.0%
30～39歳	4,455	14.5%	3,781	13.6%	3,705	13.6%	3,513	13.8%	3,403	13.9%
40～49歳	5,053	16.5%	4,616	16.6%	4,589	16.8%	4,471	17.5%	4,406	17.9%
50～59歳	5,375	17.5%	4,668	16.8%	4,484	16.4%	4,436	17.4%	4,204	17.1%
60歳～	11,661	38.0%	11,048	39.7%	11,034	40.4%	9,949	39.0%	9,554	38.9%
不詳	181	0.6%	158	0.6%	123	0.5%	2	0.0%	7	0.0%
合計	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,533	100.0%	24,554	100.0%

出典：警察庁

(3)原因別の自殺者数

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数 (人)	割合								
遺書有り	22,581	73.7%	20,615	74.0%	20,256	74.2%	19,025	74.8%	17,981	74.8%
家庭問題	4,547	14.8%	4,089	14.7%	3,930	14.4%	3,644	14.3%	3,641	15.2%
健康問題	14,621	47.7%	13,629	48.9%	13,680	50.1%	12,920	50.8%	12,145	50.6%
経済生活問題	6,406	20.9%	5,219	18.7%	4,636	17.0%	4,144	16.3%	4,082	17.0%
勤務問題	2,689	8.8%	2,472	8.9%	2,323	8.5%	2,227	8.8%	2,159	9.0%
男女問題	1,138	3.7%	1,035	3.7%	912	3.3%	875	3.4%	801	3.3%
学校問題	429	1.4%	417	1.5%	375	1.4%	372	1.5%	384	1.6%
その他	1,621	5.3%	1,535	5.5%	1,462	5.4%	1,351	5.3%	1,342	5.6%
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遺書無し	8,070	26.3%	7,243	26.0%	7,027	25.8%	6,402	25.2%	6,044	25.2%
自殺者総数	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%

出典：内閣府 警察庁

9. ヤミ金融事犯の謙虚状況

(1) ヤミ金融事犯の謙虚状況の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
検挙事件数	366	325	341	422	442
無登録・高金利事犯	254	190	168	151	140
ヤミ金融関連事犯	112	135	173	271	302
検挙人員	666	470	523	558	608
無登録・高金利事犯	539	315	337	258	267
ヤミ金融関連事犯	127	155	186	300	341
検挙法人数	14	6	12	9	6
無登録・高金利事犯	10	2	7	5	4
ヤミ金融関連事犯	4	4	5	4	2
被害人員	50,334	31,528	31,049	16,885	20,946
無登録・高金利事犯	50,268	31,398	30,936	16,654	20,588
ヤミ金融関連事犯	66	130	113	231	358
被害額	117億5,516万円	109億9,008万円	150億401万円	97億7,645万円	160億9,086万円
無登録・高金利事犯	116億8,444万円	109億8,582万円	150億401万円	97億7,415万円	160億8,387万円
ヤミ金融関連事犯	7,072万円	426万円	0円	230万円	699万円

出典：警察庁

10. 被保護世帯数及び被保護実人員の状況

生活保護受給者数の推移(各年度末)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保護世帯数(千世帯)	1,528	1,578	1,601	1,622	1,635
被保護実人員(千人)	2,108	2,161	2,170	2,174	2,164

(注)平成26年度(平成27年3月)までは確定数

出典：厚生労働省

11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

(1) 正規・非正規の職員・従業員の雇用者数(役員を除く雇用者数) — 全体

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数(万人)	割合								
正規の職員・従業員	3,352	64.9%	3,340	64.8%	3,294	63.3%	3,278	62.6%	3,304	62.5%
非正規の職員・従業員	1,811	35.1%	1,813	35.2%	1,906	36.6%	1,962	37.4%	1,980	37.5%
全体	5,163	100.0%	5,154	100.0%	5,201	100.0%	5,240	100.0%	5,284	100.0%

出典：総務省 統計局

(2) 正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数） — 男女別

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		人数(万人)	割合								
職員・従業員の 正規の	男子	2,313	69.0%	2,300	68.9%	2,267	68.8%	2,259	68.9%	2,261	68.4%
	女子	1,039	31.0%	1,041	31.2%	1,027	31.2%	1,019	31.1%	1,042	31.5%
	合計	3,352	100.0%	3,340	100.0%	3,294	100.0%	3,278	100.0%	3,304	100.0%
職員・従業員の 非正規の	男子	571	31.5%	566	31.2%	610	32.0%	630	32.1%	634	32.0%
	女子	1,241	68.5%	1,247	68.8%	1,296	68.0%	1,332	67.9%	1,345	67.9%
	合計	1,811	100.0%	1,813	100.0%	1,906	100.0%	1,962	100.0%	1,980	100.0%
全体	男子	2,885	55.9%	2,865	55.6%	2,878	55.3%	2,889	55.1%	2,896	54.8%
	女子	2,279	44.1%	2,288	44.4%	2,323	44.7%	2,351	44.9%	2,388	45.2%
	合計	5,163	100.0%	5,154	100.0%	5,201	100.0%	5,240	100.0%	5,284	100.0%

出典：総務省 統計局

(3) 正規・非正規の職員・従業員の雇用者数 — 年齢別

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		人数(万人)	割合								
正規の職員・従業員の	15～24歳	247	7.4%	243	7.3%	240	7.3%	244	7.4%	247	7.5%
	25～34歳	845	25.2%	825	24.7%	797	24.2%	779	23.8%	772	23.4%
	35～44歳	961	28.7%	968	29.0%	954	29.0%	943	28.8%	935	28.3%
	45～54歳	747	22.3%	750	22.5%	765	23.2%	774	23.6%	800	24.2%
	55～64歳	479	14.3%	473	14.2%	456	13.8%	450	13.7%	457	13.8%
	65歳以上	74	2.2%	81	2.4%	81	2.5%	86	2.6%	93	2.8%
	合計	3,352	100.0%	3,340	100.0%	3,294	100.0%	3,278	100.0%	3,304	100.0%
非正規の職員・従業員の	15～24歳	223	12.3%	218	12.0%	232	12.2%	231	11.8%	231	11.7%
	25～34歳	304	16.8%	297	16.4%	301	15.8%	303	15.4%	290	14.6%
	35～44歳	372	20.5%	369	20.4%	389	20.4%	397	20.2%	393	19.8%
	45～54歳	333	18.4%	344	19.0%	363	19.0%	376	19.2%	387	19.5%
	55～64歳	414	22.9%	406	22.4%	417	21.9%	421	21.5%	412	20.8%
	65歳以上	168	9.3%	179	9.9%	203	10.7%	234	11.9%	267	13.5%
	合計	1,811	100.0%	1,813	100.0%	1,906	100.0%	1,962	100.0%	1,980	100.0%
全体	15～24歳	469	9.1%	461	8.9%	472	9.1%	475	9.1%	479	9.1%
	25～34歳	1,148	22.2%	1,122	21.8%	1,099	21.1%	1,082	20.6%	1,062	20.1%
	35～44歳	1,333	25.8%	1,337	25.9%	1,343	25.8%	1,341	25.6%	1,329	25.2%
	45～54歳	1,079	20.9%	1,094	21.2%	1,129	21.7%	1,150	21.9%	1,187	22.5%
	55～64歳	890	17.2%	879	17.1%	873	16.8%	872	16.6%	869	16.4%
	65歳以上	242	4.7%	259	5.0%	285	5.5%	320	6.1%	360	6.8%
	合計	5,163	100.0%	5,154	100.0%	5,201	100.0%	5,240	100.0%	5,284	100.0%

(注1) 「非正規の職員・従業員」について、平成20年以前の数値は「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、平成21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。なお、平成22年分の結果については、平成23年5月17日に置き換えたため、過去に公表した数値と一部異なる。また、これに伴い、平成22年の「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の割合についても、再計算した結果に置き換えている。

(注2) 2012年平均から算出の基礎となる人口を2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えた。ここでは、この切替えに伴う変動（全国の15歳以上人口で約69万人の増加）を考慮し、2005年平均から2010年平均までの数値（「年次」欄に「*」を付してある数値）について、2012年平均以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値（2010年国勢調査の確定人口による補正を行ったもの）に置き換えて掲載した（比率は除く）。このため、当該期間の数値は、各年の報告書の数値及び統計表やe-Stat上のデータベースの数値とは異なる。

【参考】 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/120220/index.htm>

また、1982年から2007年まで、5年ごとに基準人口を切り替えており、それぞれ切替えに伴う変動がある。

【参考】 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

(注3) 地方公共団体の職員による不正事務の発生に伴い、平成22年12月～23年2月を含む結果（平成22年平均）の差し替えを行った。

12. 規模別企業倒産状況

(1) 中小企業・小規模企業の倒産件数

(単位: 件)

		平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	合計
小規模企業	件数(件)	648	623	694	677	570	538	655	608	598	598	557	637	7,403
	構成比(%)	88.8%	87.9%	89.1%	88.5%	91.2%	88.3%	89.1%	88.2%	86.2%	88.2%	84.9%	86.2%	88.0%
中小企業	件数(件)	730	708	778	764	625	609	735	689	694	678	654	738	8,402
	構成比(%)	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	99.9%	99.9%
全倒産件数	件数(件)	730	709	779	765	625	609	735	689	694	678	656	739	8,408

出典: 株式会社帝国データバンク

(注1) 中小企業の定義

業種	従業員数	資本金
製造業・その他	300人以下	または 3億円以下
卸売業	100人以下	または 1億円以下
小売業	50人以下	または 5,000万円以下
サービス業	100人以下	または 5,000万円以下

(注2) 小規模企業の定義

業種	従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

(2) 倒産主因別件数と構成比の推移

(単位: 件、%)

		主要因件数(件)				主要因構成比(%)			
		2013年度	2014年度	2015年度	前年度比(%)	2013年度	2014年度	2015年度	前年度比(ポイント)
不況型合計	販売不振	8,073	7,205	6,867	-4.7	79.9	79.7	81.7	2.0
	輸出不振	2	6	10	66.7	0.02	0.07	0.12	0.05
	売掛金回収難	101	84	67	-20.2	1.0	0.9	0.8	-0.1
	不良債権の累積	20	39	28	-28.2	0.2	0.4	0.3	-0.1
	業績不振	180	123	91	-26.0	1.8	1.4	1.1	-0.3
不況型合計	8,376	7,457	7,063	-5.3	82.9	82.5	84.0	1.5	
放漫経営	154	118	123	4.2	1.5	1.3	1.5	0.2	
設備投資の失敗	61	70	48	-31.4	0.6	0.8	0.6	-0.2	
その他の経営計画の失敗	171	149	116	-22.1	1.7	1.6	1.4	-0.2	
その他	1,340	1,250	1,058	-15.4	13.3	13.8	12.6	-1.2	
合計	10,102	9,044	8,408	-7.0	100.0	100.0	100.0	—	

出典: 株式会社帝国データバンク

(3) 倒産件数と負債総額の推移

(単位: 件)

	件数		負債総額(百万円)	
	前年度比(%)		前年度比(%)	
2005年度	8,759	3.7	5,749,441	-10.4
2006年度	9,572	9.3	5,256,515	-8.6
2007年度	11,333	18.4	5,532,286	5.2
2008年度	13,234	16.8	13,670,927	147.1
2009年度	12,866	-2.8	7,021,461	-48.6
2010年度	11,496	-10.6	4,557,376	-35.1
2011年度	11,435	-0.5	3,916,518	-14.1
2012年度	10,710	-6.3	2,929,117	-25.2
2013年度	10,102	-5.7	2,747,393	-6.2
2014年度	9,044	-10.5	1,887,031	-31.3

	件数		負債総額(百万円)	
	前年度比(%)		前年度比(%)	
2015年度	8,408	-7.0	1,906,386	1.0
4月	730	-14.9	191,891	34.2
5月	709	-3.3	191,191	-33.4
6月	779	-8.0	114,694	-45.8
7月	765	-9.4	124,157	7.7
8月	625	-8.5	96,485	-29.9
9月	609	-22.4	202,169	58.1
10月	735	-7.4	94,328	-29.5
11月	689	2.7	132,870	20.8
12月	694	7.3	385,593	115.1
1月	678	-4.2	133,047	-16.9
2月	656	4.6	155,168	-6.1
3月	739	-12.8	156,793	-30.0

出典: 株式会社帝国データバンク

(4)負債件数額の倒産件数と構成比

(単位：件、%)

		平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	合計
5,000万円未満	件数 (件)	409	395	461	433	350	360	424	374	398	386	353	397	4,740
	構成比 (%)	56.0%	55.7%	59.2%	56.6%	56.0%	59.1%	57.7%	54.3%	57.3%	56.9%	53.8%	53.7%	56.4%
5,000万円以上 1億円未満	件数 (件)	121	134	119	110	103	105	110	110	87	106	105	107	1,317
	構成比 (%)	16.6%	18.9%	15.3%	14.4%	16.5%	17.2%	15.0%	16.0%	12.5%	15.6%	16.0%	14.5%	15.7%
1億円以上 5億円未満	件数 (件)	152	133	150	175	142	113	160	163	161	145	139	182	1,815
	構成比 (%)	20.8%	18.8%	19.3%	22.9%	22.7%	18.6%	21.8%	23.7%	23.2%	21.4%	21.2%	24.6%	21.6%
5億円以上 10億円未満	件数 (件)	23	27	29	24	15	15	25	24	23	17	23	31	276
	構成比 (%)	3.2%	3.8%	3.7%	3.1%	2.4%	2.5%	3.4%	3.5%	3.3%	2.5%	3.5%	4.2%	3.3%
10億円以上 50億円未満	件数 (件)	21	16	17	21	13	14	16	13	22	19	32	18	222
	構成比 (%)	2.9%	2.3%	2.2%	2.7%	2.1%	2.3%	2.2%	1.9%	3.2%	2.8%	4.9%	2.4%	2.6%
50億円以上 100億円未満	件数 (件)	3	3	2	2	1	0	0	4	1	3	3	2	24
	構成比 (%)	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.6%	0.1%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%
100億円以上	件数 (件)	1	1	1	0	1	2	0	1	2	2	1	2	14
	構成比 (%)	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%
合計	件数 (件)	730	709	779	765	625	609	735	689	694	678	656	739	8,408
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：株式会社帝国データバンク

(5)資本金別の倒産件数と構成比

(単位：件、%)

		平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	合計
個人経営	件数 (件)	110	105	136	123	111	85	118	99	86	81	108	100	1,262
	構成比 (%)	15.1%	14.8%	17.5%	16.1%	17.8%	14.0%	16.1%	14.4%	12.4%	11.9%	16.5%	13.5%	15.0%
100万円未満	件数 (件)	24	20	22	14	19	15	29	19	23	19	14	23	241
	構成比 (%)	3.3%	2.8%	2.8%	1.8%	3.0%	2.5%	3.9%	2.8%	3.3%	2.8%	2.1%	3.1%	2.9%
100万円以上 1,000万円未満	件数 (件)	297	285	300	304	220	264	287	265	297	283	262	304	3,368
	構成比 (%)	40.7%	40.2%	38.5%	39.7%	35.2%	43.3%	39.0%	38.5%	42.8%	41.7%	39.9%	41.1%	40.1%
1,000万円以上 5,000万円未満	件数 (件)	273	267	289	294	257	228	272	280	255	269	237	274	3,195
	構成比 (%)	37.4%	37.7%	37.1%	38.4%	41.1%	37.4%	37.0%	40.6%	36.7%	39.7%	36.1%	37.1%	38.0%
5,000万円以上 1億円未満	件数 (件)	20	30	22	25	14	11	26	20	25	21	24	27	265
	構成比 (%)	2.7%	4.2%	2.8%	3.3%	2.2%	1.8%	3.5%	2.9%	3.6%	3.1%	3.7%	3.7%	3.2%
1億円以上	件数 (件)	6	2	10	5	4	6	3	6	8	5	11	11	77
	構成比 (%)	0.8%	0.3%	1.3%	0.7%	0.6%	1.0%	0.4%	0.9%	1.2%	0.7%	1.7%	1.5%	0.9%
合計	件数 (件)	730	709	779	765	625	609	735	689	694	678	656	739	8,408
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：株式会社帝国データバンク

付録

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について

日本貸金業協会は、改正貸金業法の完全施行から5年が経過し、資金需要者等を取り巻く経済環境に変化の兆しがみられるなか、貸金業が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が的確に発揮されているのかなど、協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握や、資金需要者等の貸金業に対する意識及び利用満足度等を明らかにすることを目的として、「資金需要者」と「貸金業者」を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査概要

I. 資金需要者等の現状と動向に関する調査（資金需要者向け調査）

- (1)調査方法：インターネット調査法
- (2)調査対象：調査会社が保有する全国20歳以上のインターネットモニター会員（学生以外）
- (3)調査期間：平成27年7月31日から8月17日
- (4)調査主体：日本貸金業協会業務企画部
- (5)調査機関：株式会社NTTデータ経営研究所
- (6)回答者数：

<個人向け調査>

【プレ調査】

回収サンプル数：103,211名

【本調査（個人の借入利用者）】

回収サンプル数：3,019名 [借入経験のある専業主婦（主夫）を含まない]

<借入残高あり> 1,501名

<借入残高なし> 1,518名

※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入残高がある個人及び消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、2010年以前に借入残高があり、かつ現時点において借入残高がない個人

【本調査（借入経験のある専業主婦（主夫））】

回収サンプル数：599名

※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入経験があり、パート収入を含む一切の収入がない専業主婦（主夫）

<事業者向け調査>

【プレ調査】

回収サンプル数：50,088名

【本調査（借入経験のある事業者）】

回収サンプル数：1,085名（個人事業主：902名小規模企業経営者：183名）

※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者と、
本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模
企業経営者の借入利用者

II. 貸金業者に対する意識・利用満足度に関する調査（資金需要者向け調査）

- (1)調査方法：インターネット調査法（スマートフォン等のモバイル端末を使用した調査）
- (2)調査対象：調査会社が保有する全国20歳以上のインターネットモニター会員（学生以外）
- (3)調査期間：平成27年7月31日から8月17日
- (4)調査主体：日本貸金業協会業務企画部
- (5)調査機関：株式会社NTTデータ経営研究所
- (6)回答者数：

<個人向け調査>

【プレ調査】

回収サンプル数：23,656名

【本調査（一般消費者・借入経験者）】

回収サンプル数：600名

- <個人A> 200名 ※直近3年以内に貸金業者から借入経験のある個人
- <個人B> 200名 ※直近3年以内に銀行等の預金取扱金融機関から借入経験のある個人
- <個人C> 200名 ※これまでに、貸金業者、銀行等の預金取扱金融機関からの借入経験のない個人

<事業者向け調査>

【本調査（一般事業者）】

回収サンプル数：406名

- <事業者A> 104名 ※直近3年以内に貸金業者から借入経験のある事業者
- <事業者B> 102名 ※直近3年以内に銀行等の預金取扱金融機関から借入経験のある事業者
- <事業者C> 200名 ※これまでに、貸金業者、銀行等の預金取扱金融機関からの借入経験のない事業者

Ⅲ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

(1)調査方法	郵送および電子メールによる調査
(2)調査対象	貸金業者 ※日本貸金業協会の協会員、および日本貸金業協会と金融ADR手続実施基本契約を締結している貸金業者
(3)調査期間	平成27年11月20日から平成28年1月8日
(4)調査票発送数	貸金業者1,952業者 ※平成27年10月末時点 ・協会員：1,190業者 ・金融ADR手続実施基本契約締結貸金業者：762業者
(5)主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ①貸金市場の実像と動態 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金種別残高 ・属性（職業、年収、年齢、性別他）別の貸付件数 ・事業規模別貸付先の資金用途別残高 ・事業者向貸付（業種別、年商別、資本金別）件数等 ②貸金業者の収益構造 <ul style="list-style-type: none"> ・直近3期の期末時点での収益、事業コスト ・主な資金調達先や資金繰りの変化等 ③貸金業者の課題と取組み <ul style="list-style-type: none"> ・重要経営課題と最重要経営課題 ・効果的と思われる業務上の見直し ・コンサルティング実施状況等 ④貸金業者の今後の見通し <ul style="list-style-type: none"> ・今後の見通しと事業を継続する上での課題や問題点等

<調査回答事業者標本構成>

(1)有効回答数：貸金業者1,004業者（協会員：791業者／金融ADR手続実施基本契約締結貸金業者：213業者）

(2)有効回答率（有効回答数／発送数）：51.4%（前年比0.5ポイント増）

※協会員：66.5%（前年比2.7ポイント増）

※金融ADR手続実施基本契約締結貸金業者：28.0%（前年比3.2ポイント減）

属性		有効回答業者数	構成比 (%)
法人／個人	法人貸金業者（資本金5億円以上）	145	14.4
	法人貸金業者（資本金1億円以上5億円未満）	133	13.2
	法人貸金業者（資本金1億円未満）	555	55.4
	個人貸金業者	163	16.2
	不明	8	0.8
	合計	1,004	100.0
3業態	消費者金融業態	359	35.8
	事業者金融業態	420	41.8
	クレジット・信販他	202	20.1
	不明	23	2.3
	合計	1,004	100.0
貸付残高	5,000億円超	7	0.7
	500億円超～5,000億円以下	31	3.1
	100億円超～500億円以下	42	4.2
	5億円超～100億円以下	208	20.7
	5億円以下	599	59.6
	不明	117	11.7
	合計	1,004	100.0

[消費者金融業態]・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者等

[事業者金融業態]・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者等

[クレジット・信販他]・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社等

調査結果

I. 資金需要者等の現状と動向に関する調査（資金需要者向け調査）

貸金業界には、庶民の生活に根ざした身近な金融機関として、新しい金融サービスの提供や、機能・利便性の向上等が求められている

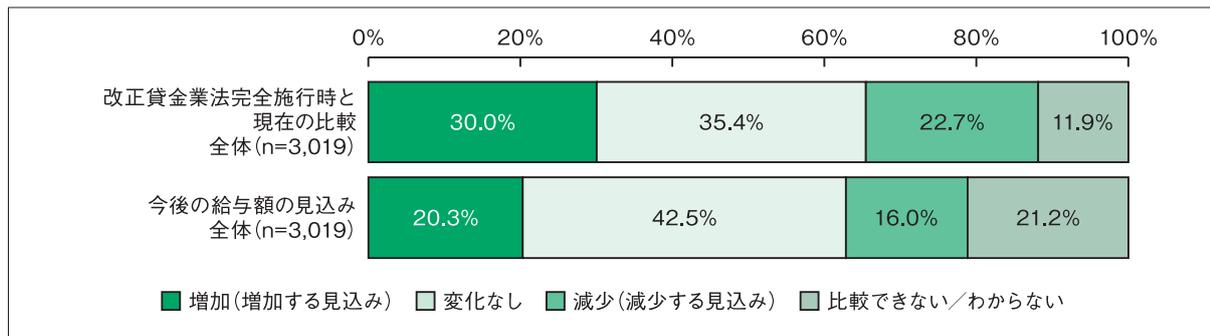
1. 資金需要者等における経済環境の変化

<借入経験のある個人>

借入経験のある個人に対して改正貸金業法が完全施行された2010年6月頃と比較した、自身の個人年収（給与額）の変化について調査したところ、30.0%が「増加した」と回答し、今後の見通しについては20.3%が「増加する見込み」と回答している。 **図1**

図1 給与額の変化

改正貸金業法完全施行時（2010年6月）と現在の比較／今後の給与額の見込み



家計の収支状況の変化と今後の見通しについては、29.3%が「改善した」と回答しており、今後の見込みでも23.3%が「改善する見込み」と回答している。また、年収別に収支状況の変化をみると、「改善した」と回答した割合は、低所得者層、中所得者層、高所得者層^{※1}でそれぞれ20.0%、29.9%、36.6%と、年収が高いほどその割合が高い傾向となっており、今後の見通しについても「悪化する見込み」と回答した割合は、26.3%、17.8%、13.0%と、年収が高いほどその割合が低い傾向となっている。 **図2** **図3**

※1 低所得者層：年収300万円未満、中所得者層：年収300万円以上600万円未満、高所得者層：年収600万円以上と定義

図2 家計収支状況

改正貸金業法完全施行時（2010年6月）と現在の家計収支状況の比較／今後の家計収支状況の見込み

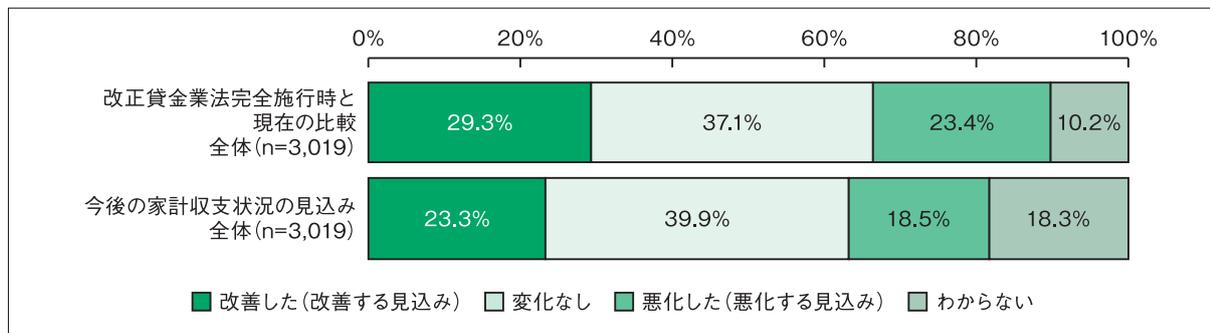
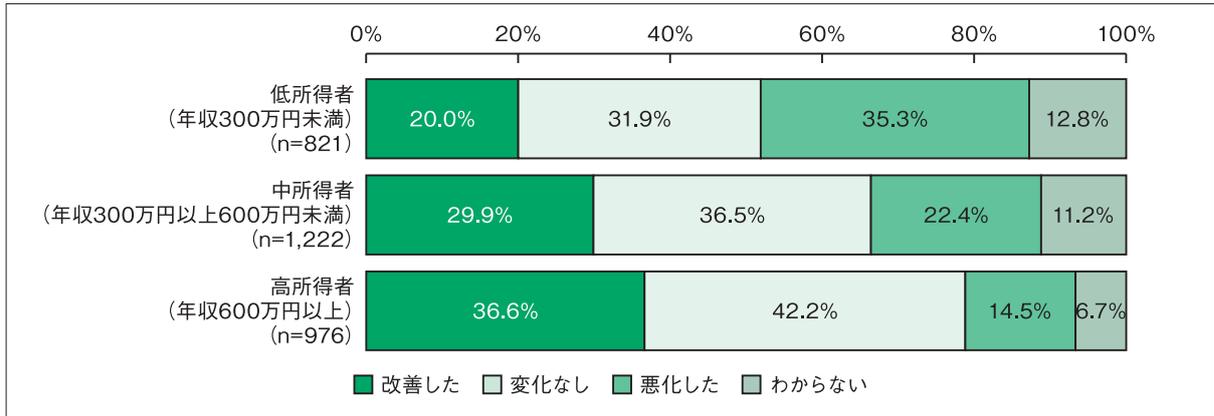
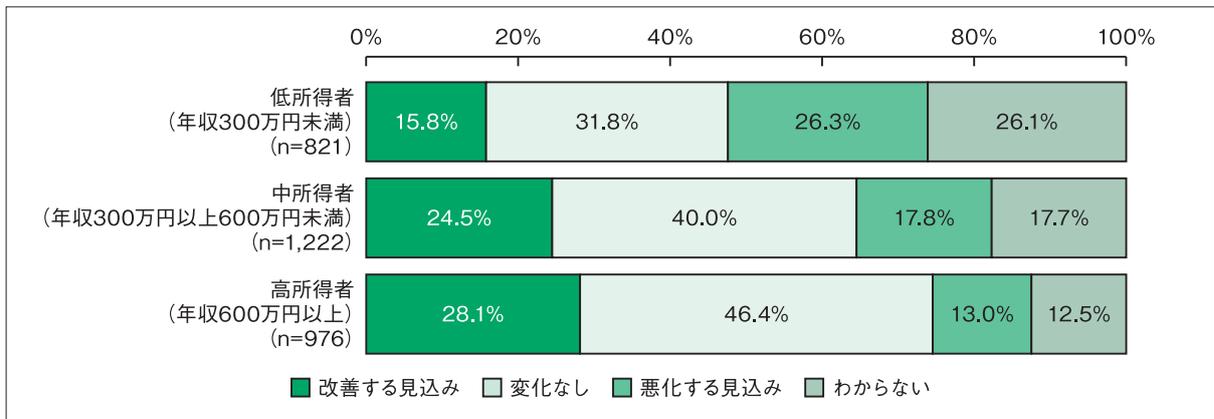


図3 家計収支状況（年収別）

改正貸金業法完全施行時（2010年6月）と現在の家計収支状況（年収別）の比較



今後の家計収支状況の見込み（年収別）



<借入経験のある事業者>

借入経験のある事業者に対して改正貸金業法が完全施行された2010年6月頃と比較した、事業環境の変化について調査したところ、28.0%が「改善した」と回答し、今後の見通しについては27.4%が「改善する見込み」と回答している。【図4-1】

事業の収支状況の変化と今後の見通しについては、28.6%が「改善した」と回答し、今後の見込みでは26.7%が「改善する見込み」と回答している。【図4-2】

図4-1 事業環境の変化・見通し (n=1085)

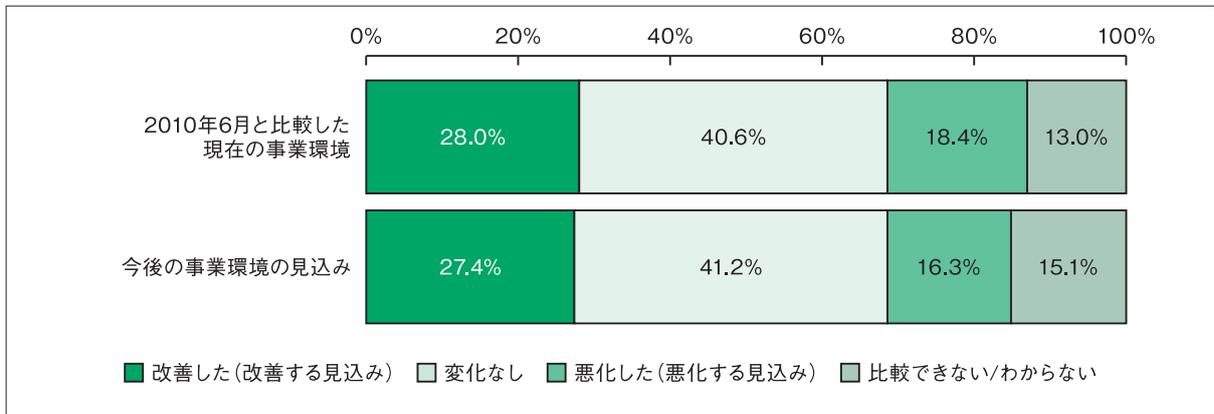
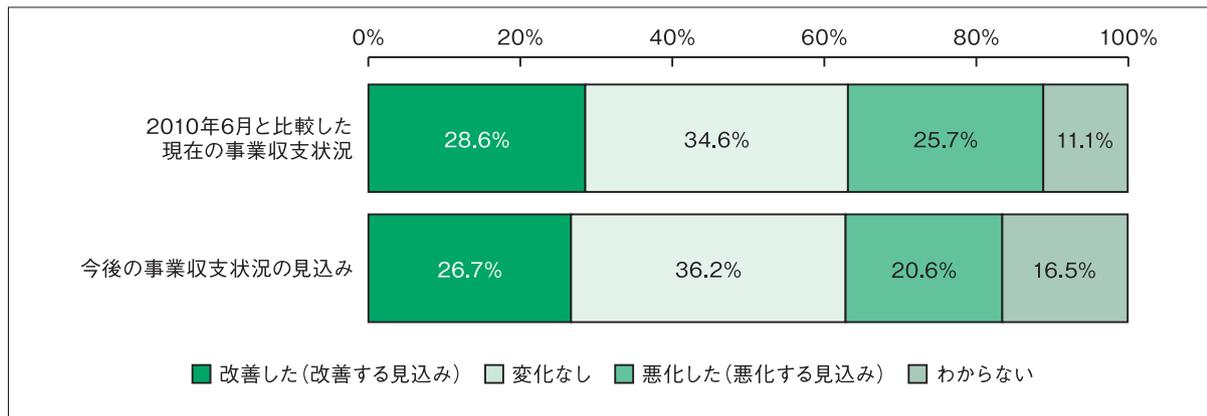


図4-2 事業収支状況の変化・見通し (n=1085)



2. 資金需要者(個人)の借入状況

個人の借入利用者(借入残高あり)に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の新たな借入申込状況(既存の借入枠の利用を含む)について調査したところ、38.4%が申込みしたと回答しており、昨年度から4.3ポイント低下、一昨年度から7.7ポイント低下となった。【図5-1】

改正貸金業法の完全施行日以降に新たな借入れを申込んだ個人の借入利用者(借入残高あり)のうち、希望どおりの借入れができたと回答した割合は59.4%となり、昨年度から8.4ポイント低下、一昨年度から1.8ポイント低下となっている。【図5-2】

図5-1 改正貸金業法完全施行以降の貸金業者への借入申込状況

経年比較:借入残高あり

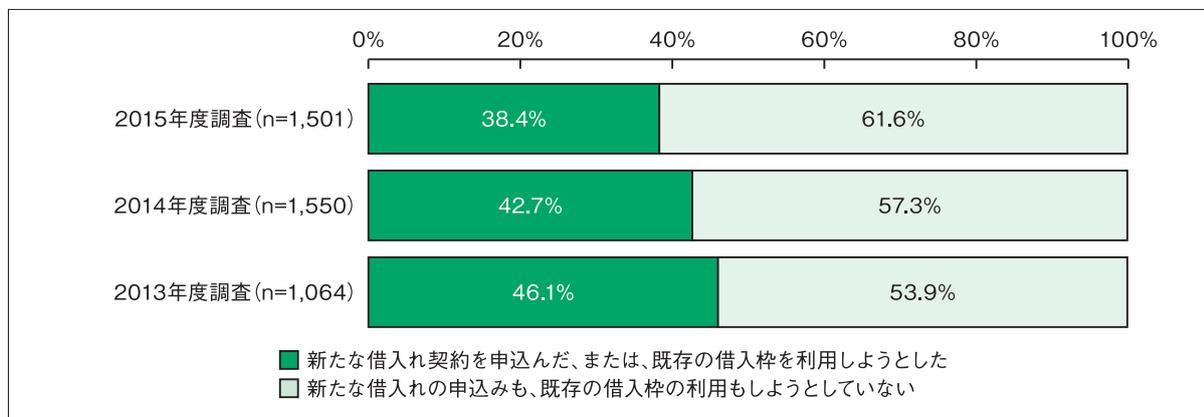
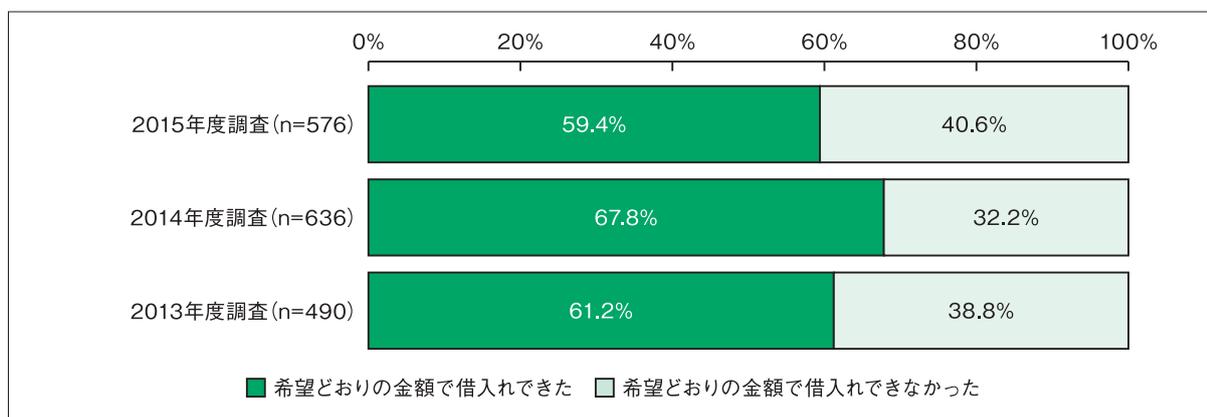


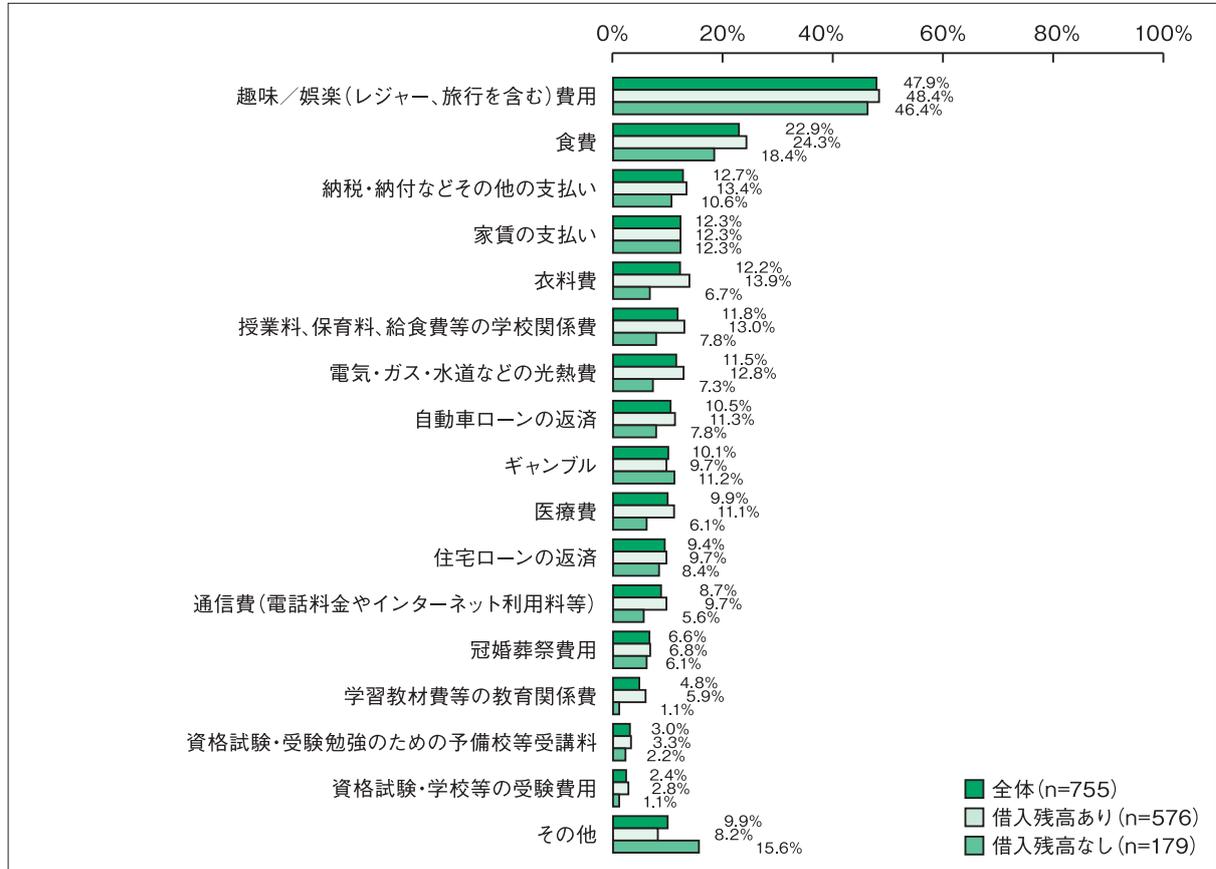
図5-2 改正貸金業法完全施行以降の貸金業者への借入申込結果

経年比較:借入残高あり

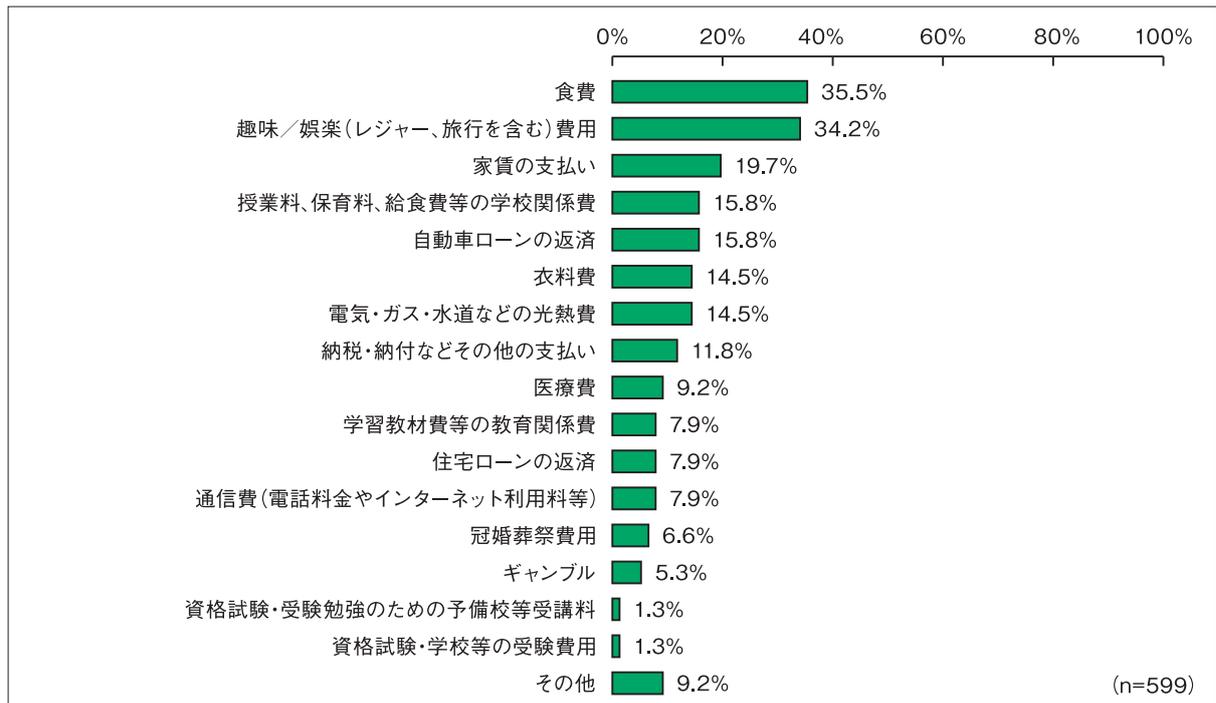


借入れの申込みを行った際の資金用途を見ると、個人の借入利用者では、「趣味／娯楽（レジャー、旅行を含む）費用」と回答した割合が47.9%と最も高く、次いで「食費」が22.9%と続いている。また、借入経験のある専業主婦（主夫）では、「食費」が35.5%と最も高くなった。 **図6**

図6 改正貸金業法完全施行以降に貸金業者へ借入申込を行った際の借入金用途

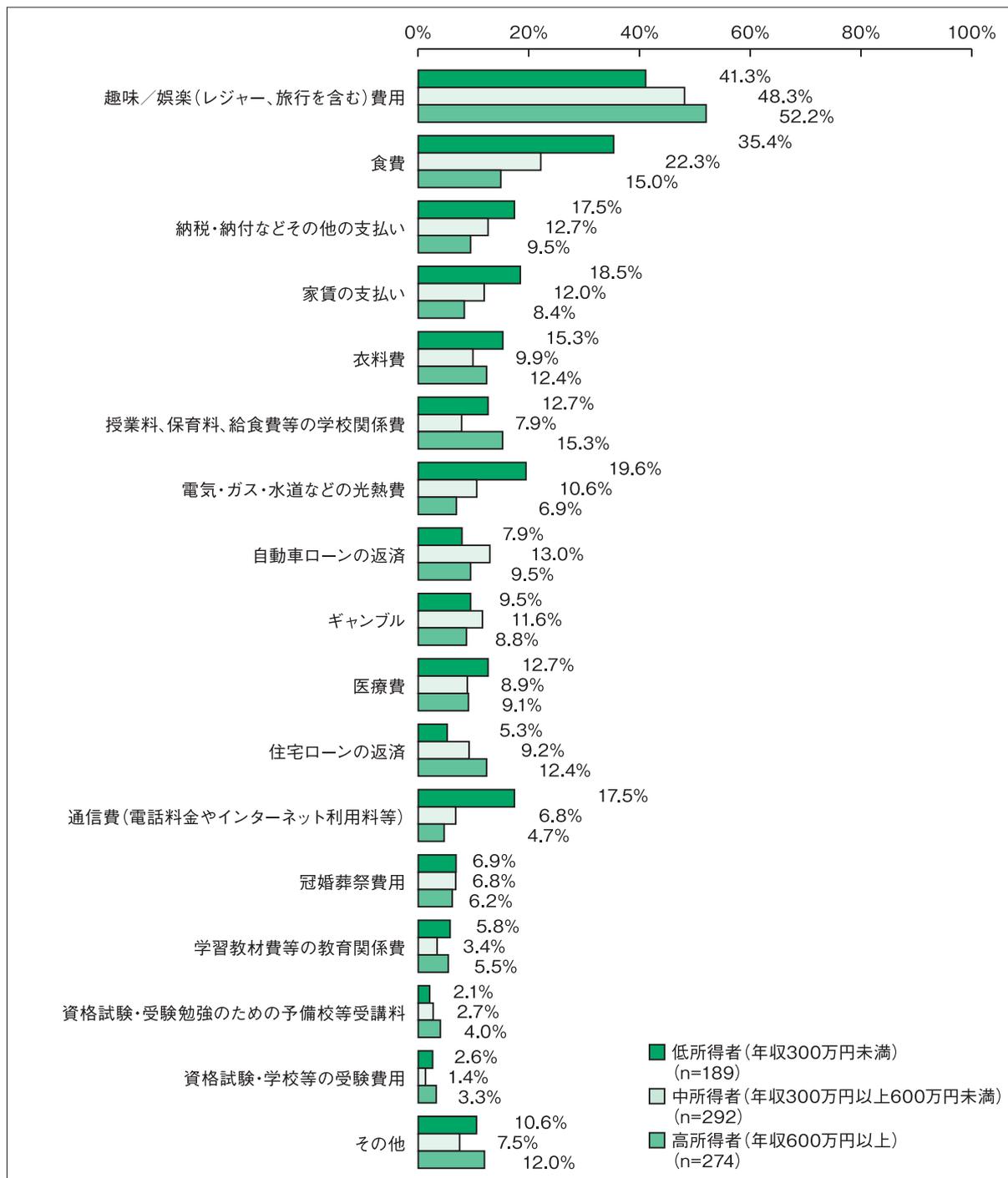


専業主婦（主夫）



個人の借入利用者の年収別に資金使途を見ると、「趣味／娯楽（レジャー、旅行を含む）費用」と回答した割合は、低所得者層、中所得者層、高所得者層でそれぞれ41.3%、48.3%、52.2%と、年収が高いほどその割合が高い傾向となった。一方、「食費」と回答した割合は、35.4%、22.3%、15.0%と、年収が低いほどその割合が高い傾向となっている。 **図7**

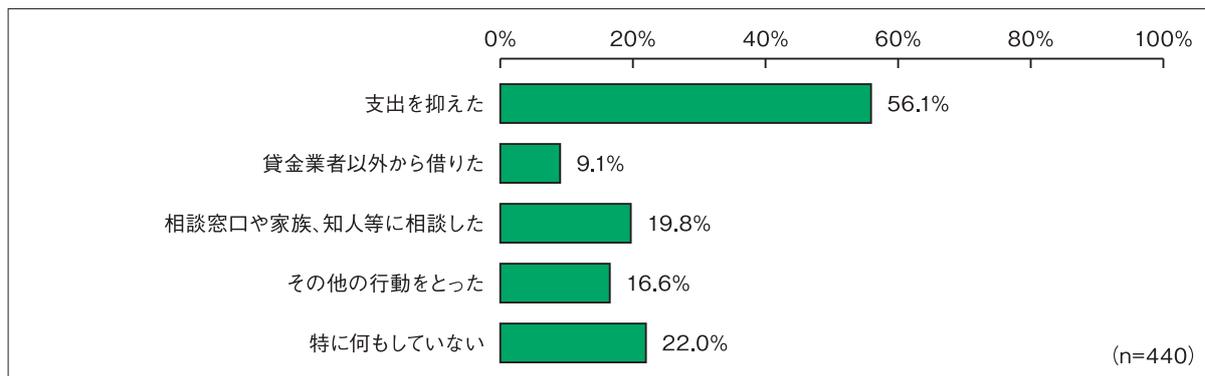
図7 改正貸金業法完全施行以降に貸金業者へ借入申込を行った際の借入金使途（年収別）



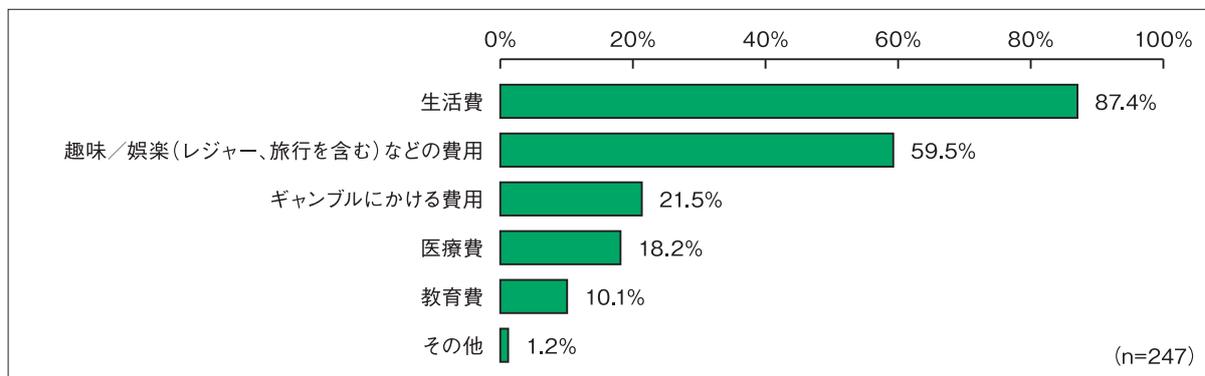
貸金業者から希望どおりの借入れができなかった際の行動を見ると、56.1%が支出を抑えたと回答しており、その内容では、生活費(87.4%)や趣味・娯楽(59.5%)の抑制で対応している結果となった。希望どおりの借入れができなかった際の影響については、73.4%が日常の生活に支障がでたと回答している。 **図8**

図8-1 改正貸金業法施行後に借入れできなくなった際に行った行動

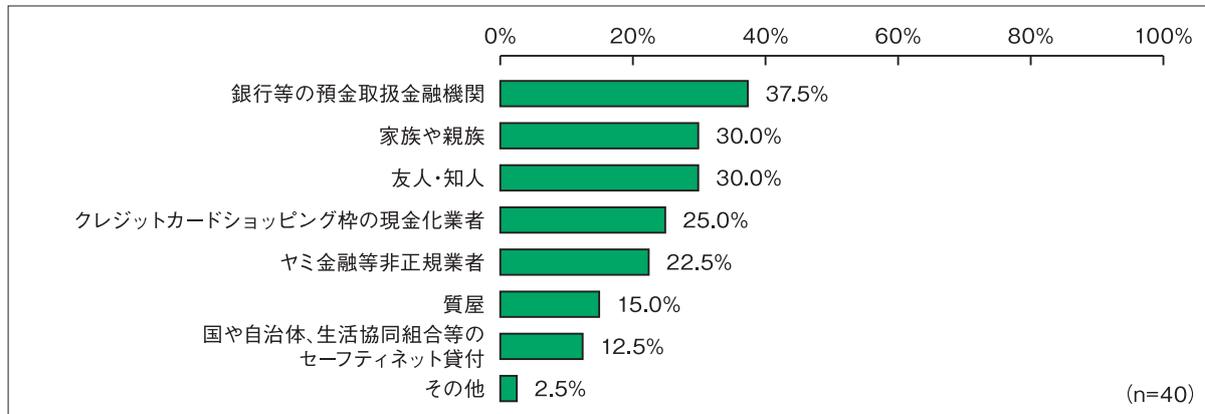
借入れできなくなった際に行った行動



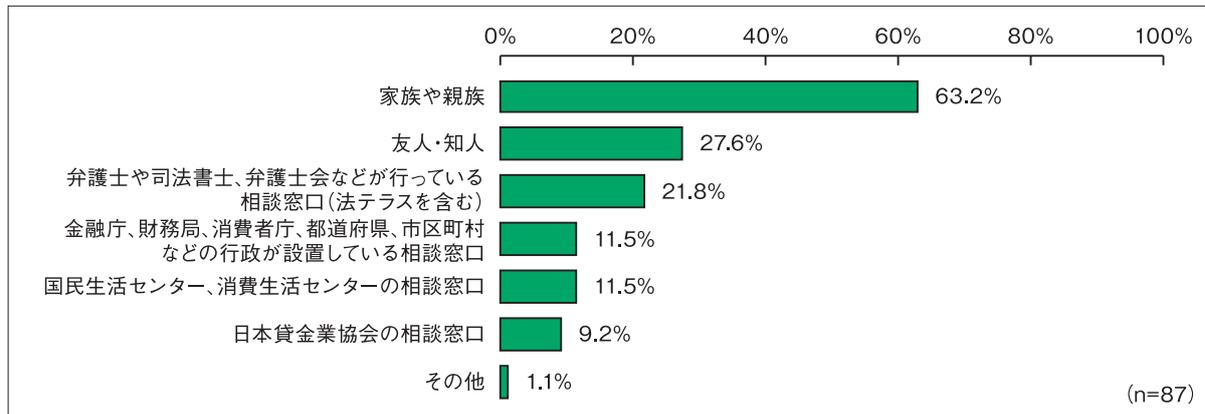
抑制した支出



具体的な借入先



具体的な相談先



具体的な行動

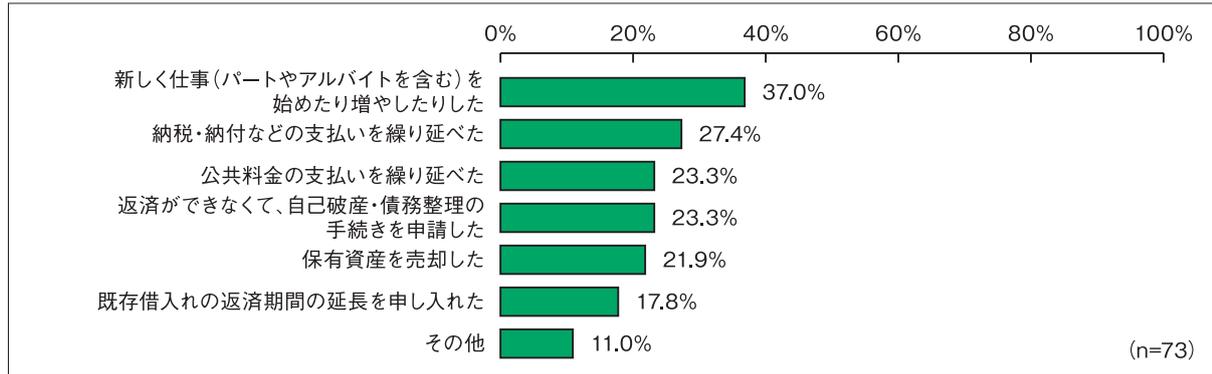
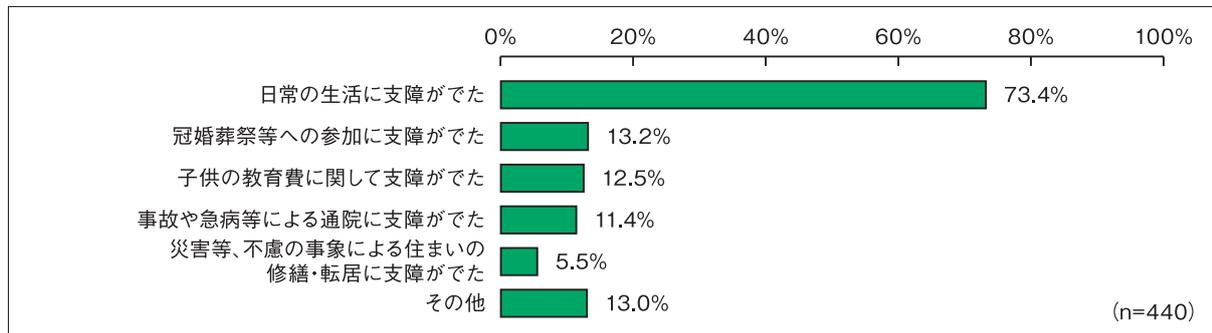


図8-2 希望どおりの借入れができなかった際の影響



3. 資金需要者(事業者)の借入状況

借入経験のある事業者の34.7%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち58.6%が希望どおりの借入れができたと回答しており、昨年度から1.0ポイント低下、一昨年度から11.0ポイント上昇となっている。 図9 図10

図9 改正貸金業法完全施行以降の貸金業者への借入申込状況

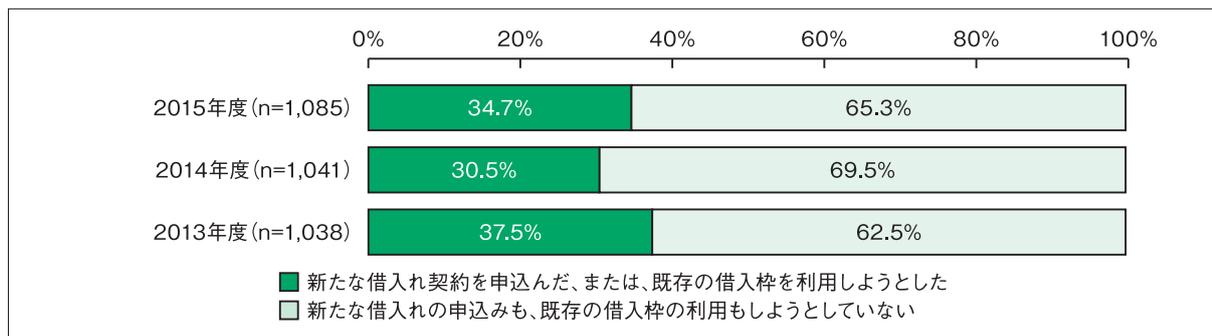
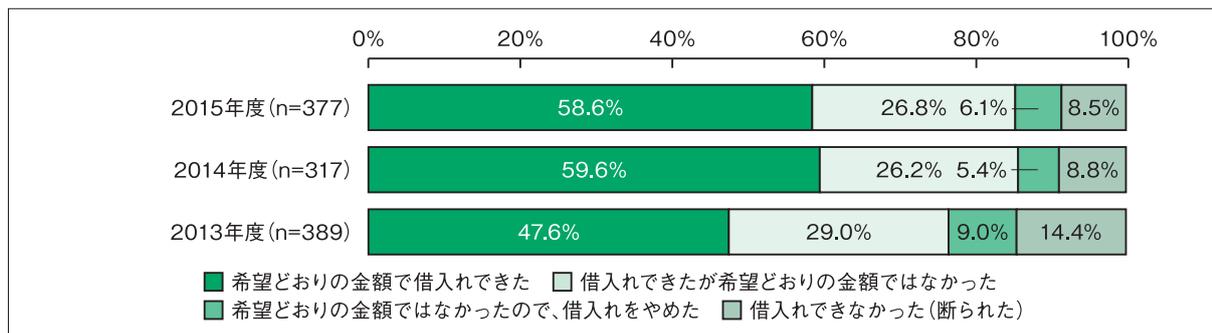
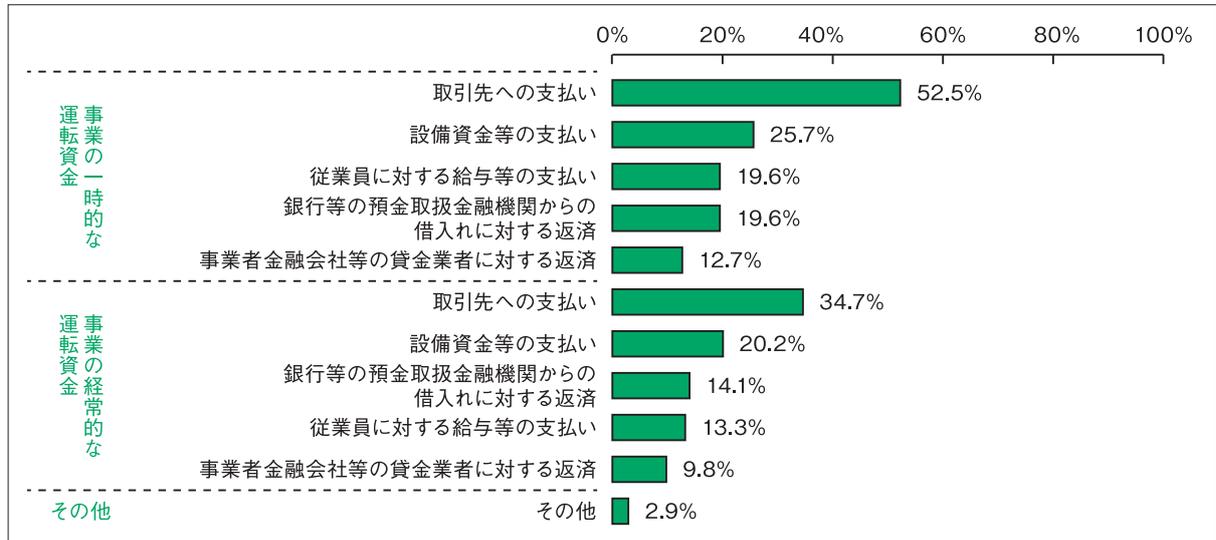


図10 改正貸金業法完全施行以降の貸金業者への借入申込状況



借入れの申込みを行った際の資金使途については、「取引先への支払い（事業の一時的な運転資金）」と回答した割合が52.5%と最も高い結果となっている。 **図11**

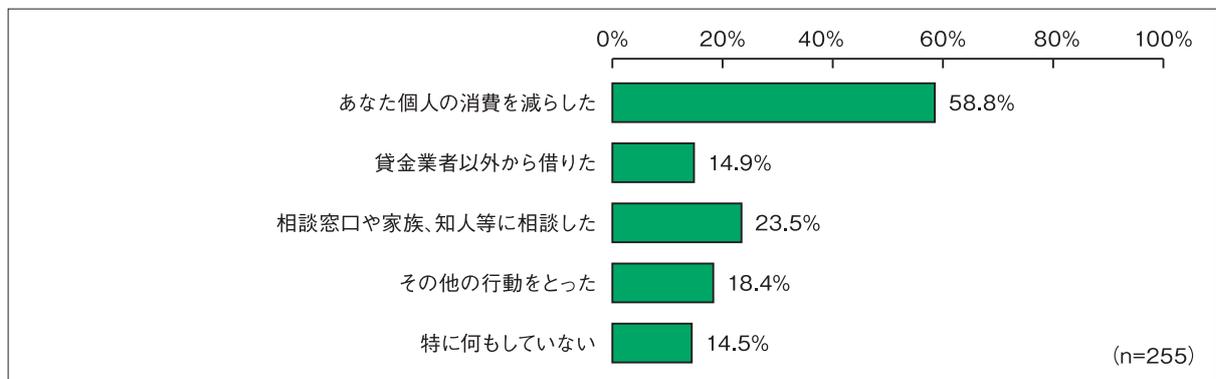
図11 改正貸金業法完全施行以降に貸金業者へ借入申込を行った際の借入金使途 (n=377)



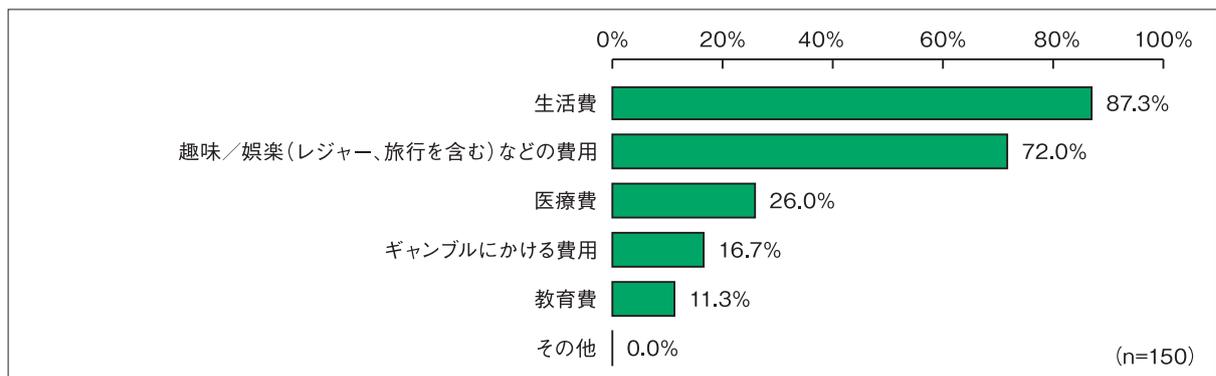
貸金業者から希望どおりの借入れができなかった際の行動について調査したところ、58.8%が「あなた個人の消費を減らした」と回答しており、その内容では、生活費（87.3%）や趣味・娯楽費（72.0%）の抑制で対応している。一方、14.9%が「貸金業者以外から借りた」と回答し、その借入先では、63.2%が「家族や親族から借りた」と回答するなど、貸金業者以外からの借入れでも対応している結果となった。 **図12**

図12 改正貸金業法施行後に借入れできなくなった際の行動

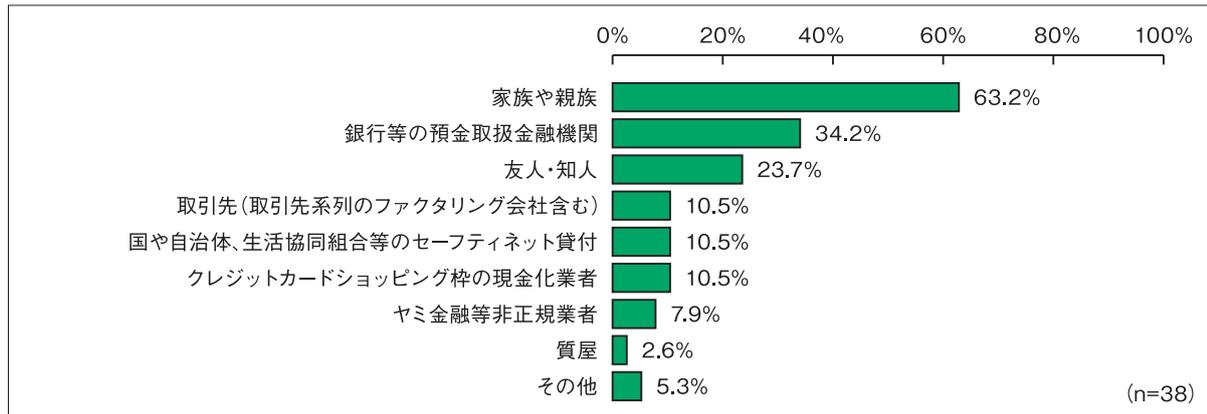
借入れできなくなった際に行った行動



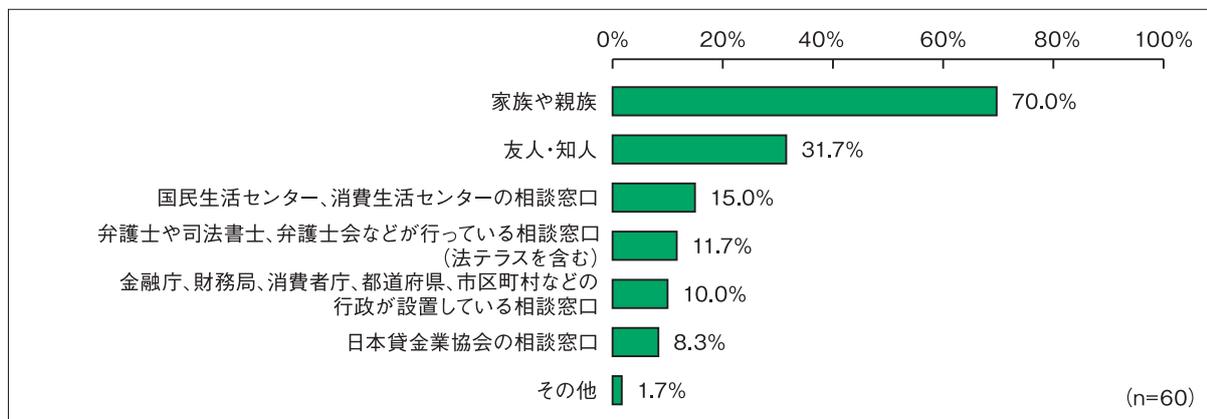
抑制した消費支出



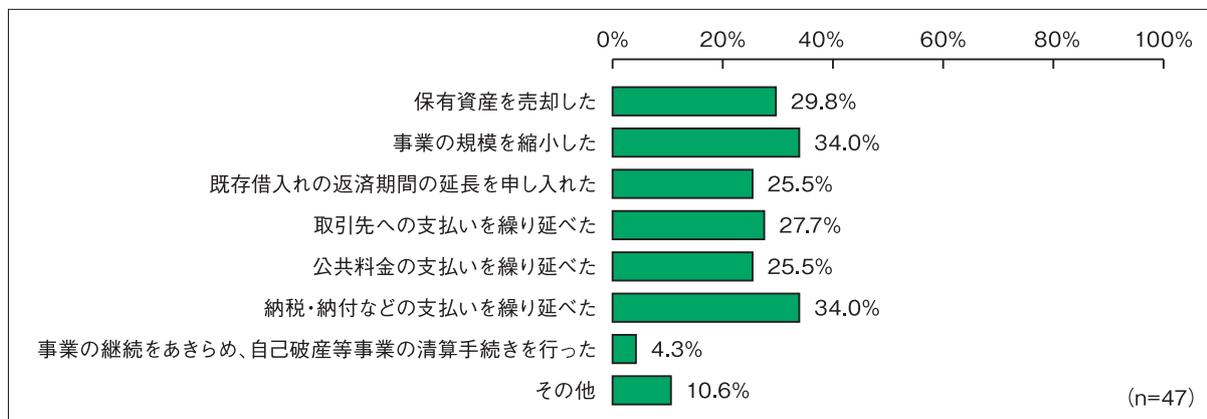
具体的な借入先



具体的な相談先

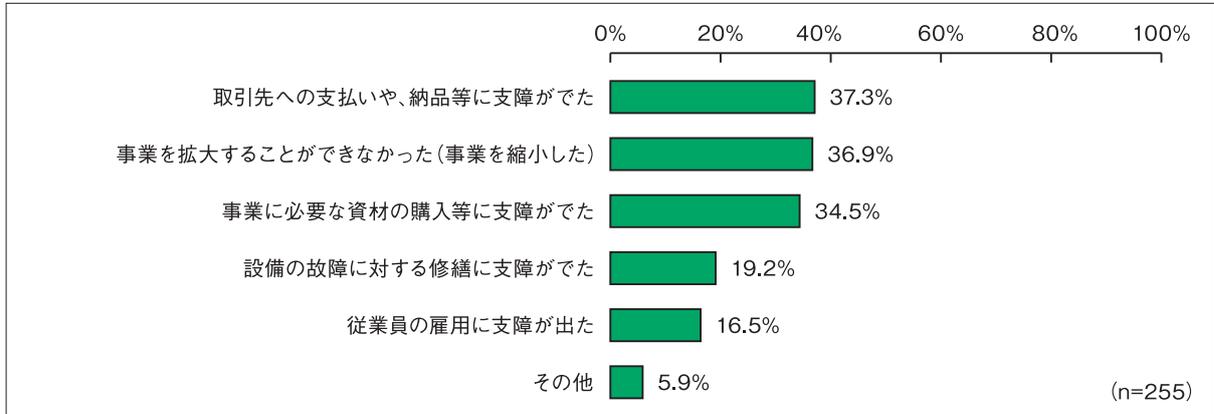


具体的な行動



希望どおりの借入れができなかった際の影響としては、37.3%が「取引先への支払いや、納品等に支障がでた」、36.9%が「事業を拡大することができなかった(事業を縮小した)」、34.5%が「事業に必要な資材の購入等に支障がでた」と回答している。 **図13**

図13 改正貸金業法施行後に借入れできなくなった際の影響



<個人として借入を行った資金における事業性資金への転用について>

借入経験のある事業者に対して、個人での借入れを事業に転用した経験の有無について調査したところ、67.9%が「転用したことがある」と回答しており、転用した理由については、37.9%が「会社名義で利用できる借入商品の選択肢が少なかったから」と回答している。 **図14** **図15**

図14 個人借入の事業性資金への転用経験有無

全体に占める個人借入転用経験者の割合

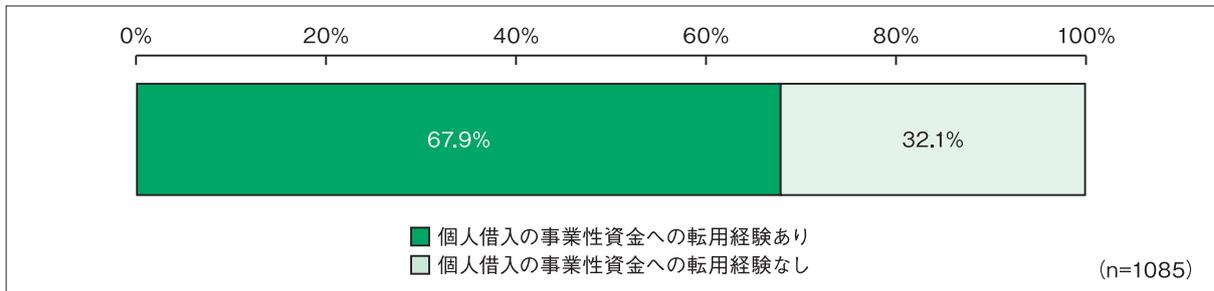
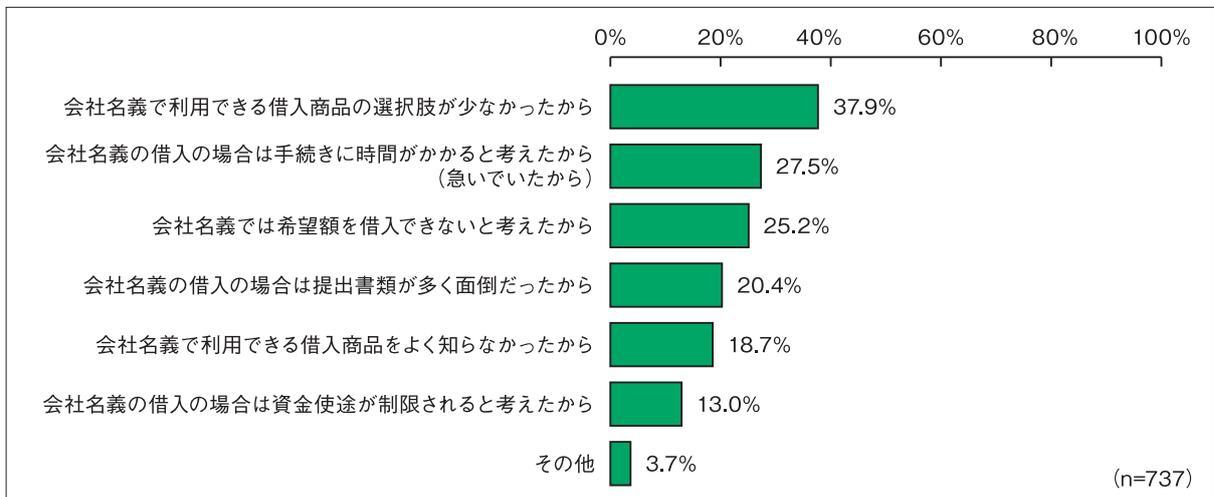


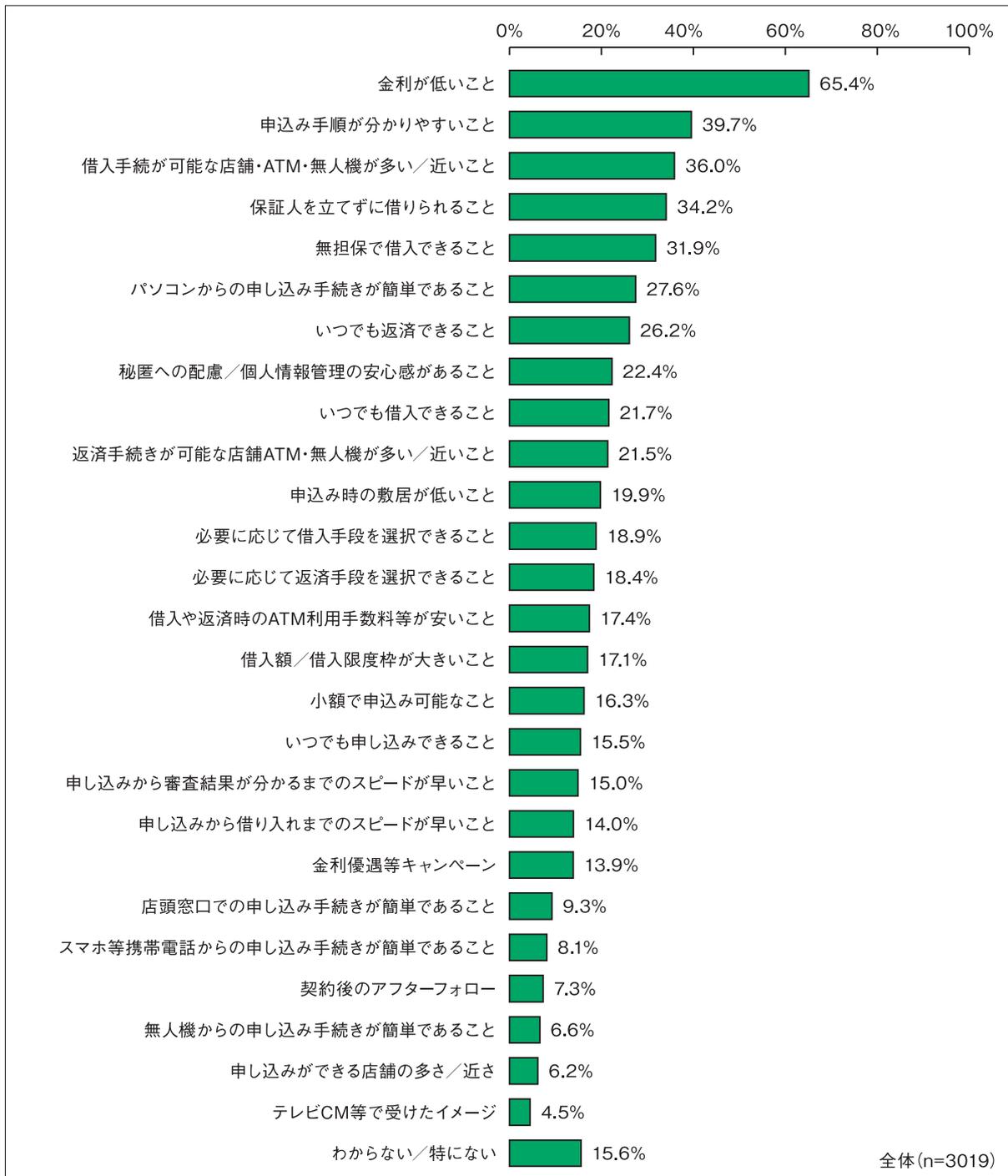
図15 個人借入の事業性資金への転用理由



4. 個人向け貸付に求められる商品特性

個人の借入利用者に対して、資金の借入先を選択する際に重視するポイントについて調査したところ、「金利が低いこと」が65.4%と最も高く、「申し込み手順が分かりやすいこと」が39.7%、「借入手続きが可能な店舗・ATM・無人機が多い／近いこと」が36.0%と続いている。【図16】

【図16】 借入先を選択する際に重視するポイント



個人の借入利用者^{※2}が貸金業者から借入れを行う際の借入金額と期間をみると、72.5%が100万円以内と回答しており、借入期間については、「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が46.1%となった。

【図17-1】 【図17-2】

※2 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申し込みを行ったもしくは借入れたかったが申し込みをあきらめた個人の借入利用者

図17-1 新たな借入れとして必要だった金額 新たに借入申し込みを行った、もしくは申し込みをあきらめた個人の借入利用者 (n=942)

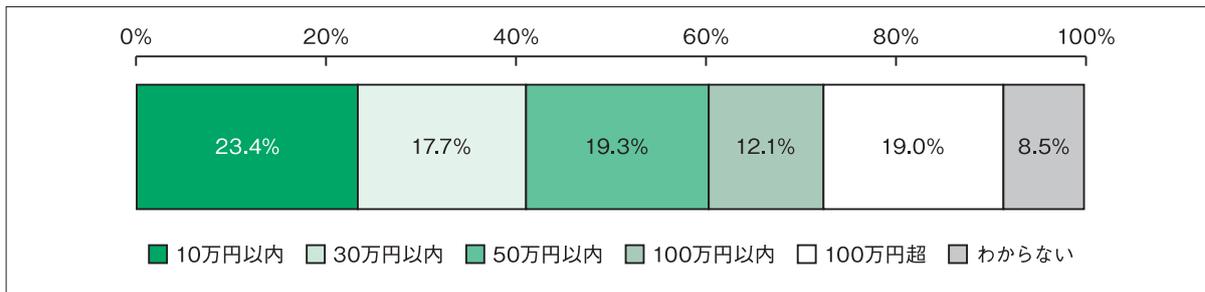
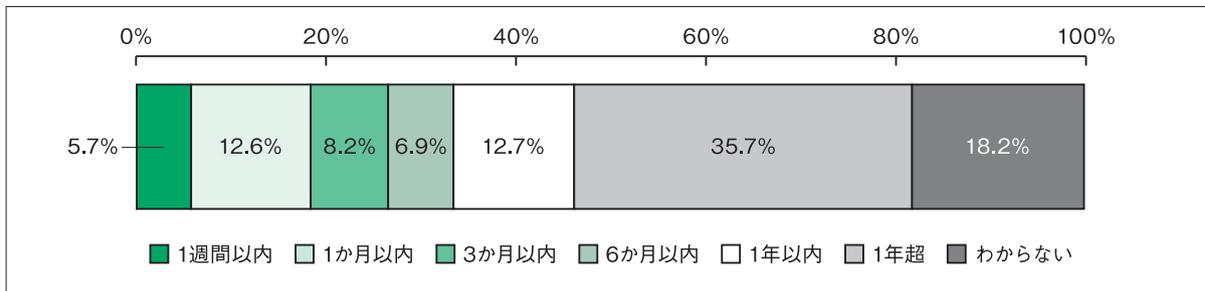


図17-2 新たな借入れとして必要だった期間 新たに借入申し込みを行った、もしくは申し込みをあきらめた個人の借入利用者 (n=943)



借入経験のある専業主婦（主夫）が貸金業者から借入れを行う際の借入金額と期間では、「10万円以内」と回答した割合が31.4%と最も高く、100万円以内と回答した割合は85.7%となった。また、借入期間については、「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が48.5%となっている。図18-1 図18-2

図18-1 新たな借入れとして必要だった金額 新たに借入申し込みを行った、もしくは申し込みをあきらめた専業主婦・主夫 (n=105)

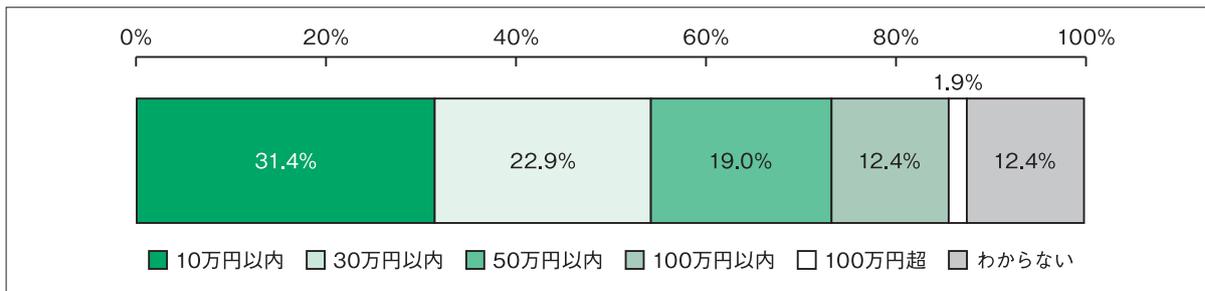
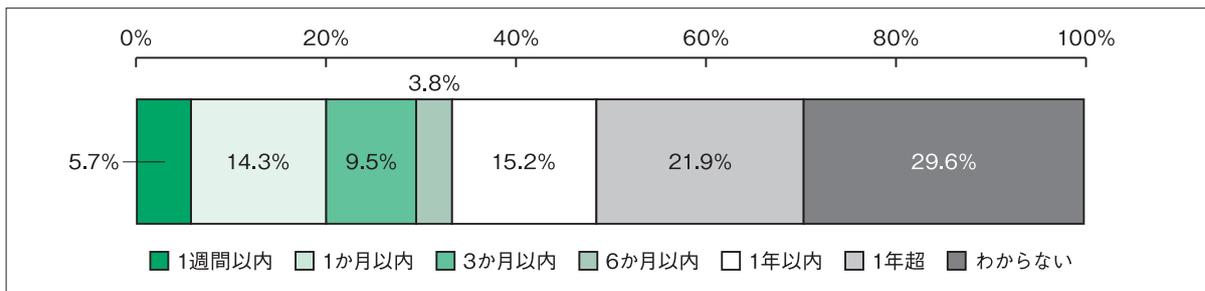


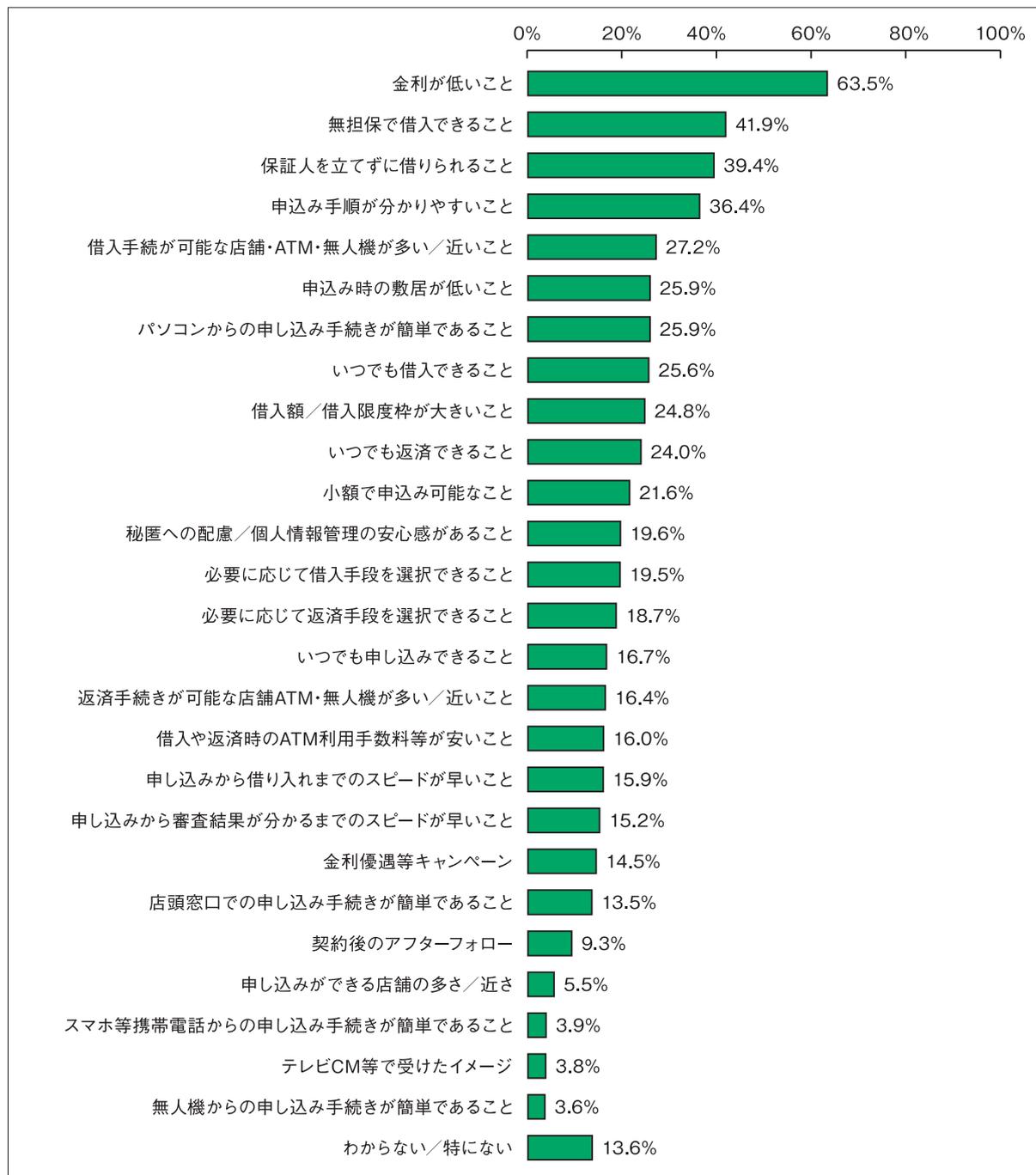
図18-2 新たな借入れとして必要だった期間 新たに借入申し込みを行った、もしくは申し込みをあきらめた専業主婦・主夫 (n=106)



5. 事業者向け貸付に求められる商品特性

借入経験のある事業者に対して、借入先を選択する際に重視するポイントについて調査したところ、「金利が低いこと」が63.5%と最も高く、「無担保で借入できること」が41.9%、「保証人を立てずに借りられること」が39.4%と続いている。 **図19**

図19 借入先を選択する際に重視するポイント (n=1,085)



借入経験のある事業者^{※3}が貸金業者から借入れを行う際の借入金額と期間をみると、100万円以内と回答した割合が53.3%となった。また、借入期間については、「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が36.1%となっている。 **図20-1** **図20-2**

※3 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた借入経験のある事業者

図20-1 新たな借入れとして必要だった金額 新たに借入申し込みを行った、もしくは申し込みをあきらめた借入経験のある事業者 (n=493)

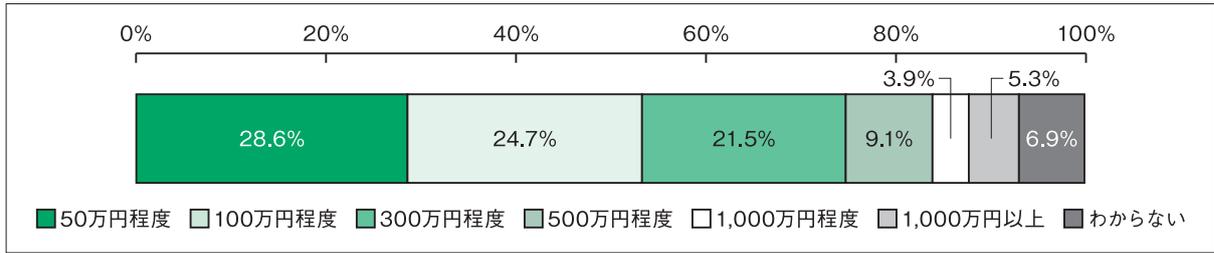
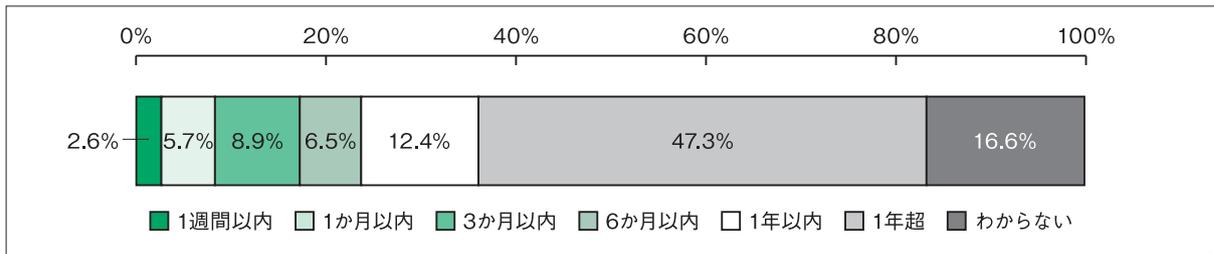


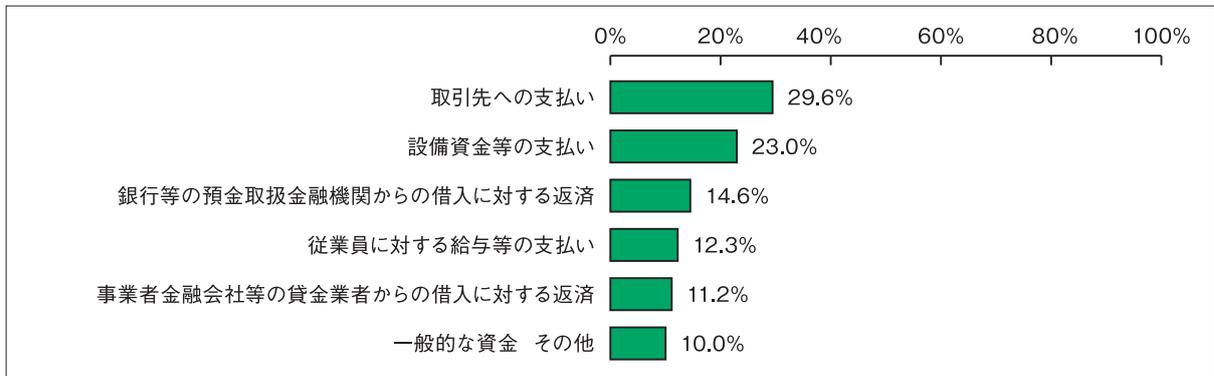
図20-2 新たな借入れとして必要だった期間 新たに借入申し込みを行った、もしくは申し込みをあきらめた借入経験のある事業者 (n=493)



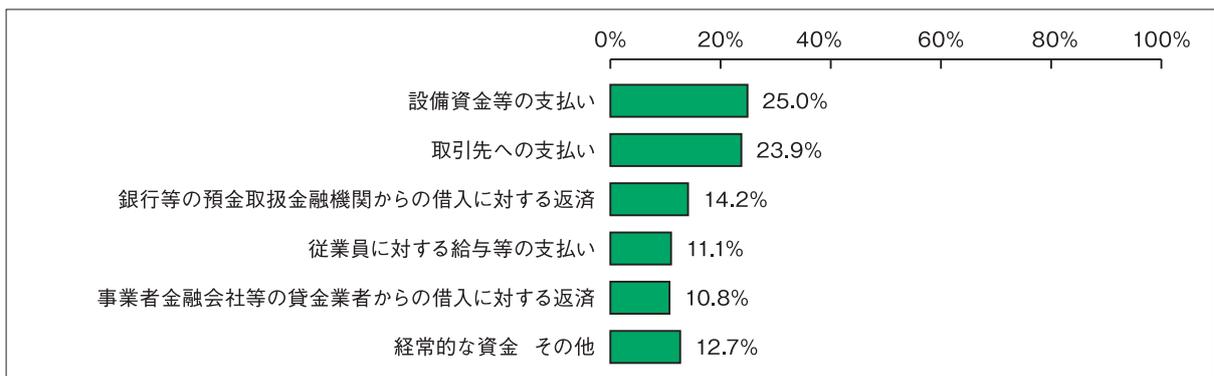
借入経験のある事業者に対して、貸金業者からの借入れについての利用意向を調査したところ、一時的なつなぎ資金では、「取引先への支払い」が29.6%と最も高く、次いで「設備資金等の支払い」が23.0%、「銀行等の預金取扱金融機関からの借入に対する返済」が14.6%となった。また経常的な資金としては、25.0%が「設備資金等の支払い」と回答している。 **図21**

図21 借入の利用意向 今後利用してみたいと思う貸出商品

借入の利用意向 今後利用してみたいと思う貸出商品／一時的なつなぎ資金 (n=1,085)

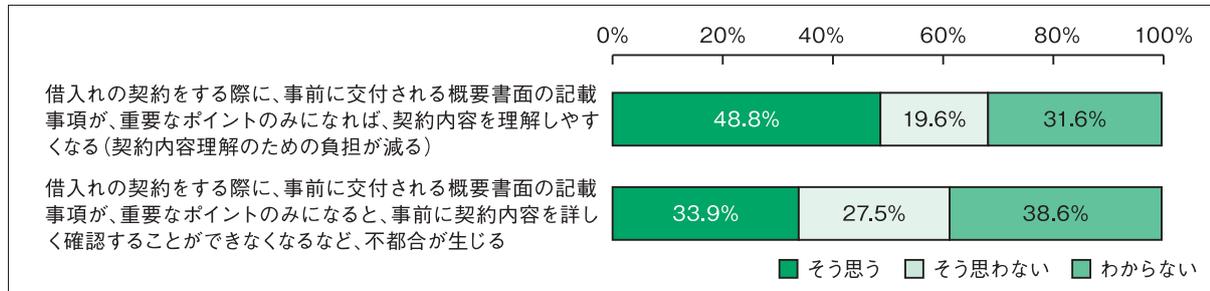


借入の利用意向 今後利用してみたいと思う貸出商品／経常的な資金 (n=1,085)



借入経験のある事業者に対して、貸金業者から契約締結前に事前交付される概要書面の記載事項が、重要なポイントのみに絞られる（簡素化される）場合の影響について調査したところ、「契約内容を理解しやすくなる（契約内容理解のための負担が減る）」に対し「そう思う」と回答した割合48.8%となった。一方、「事前に契約内容を詳しく確認することができなくなるなど、不都合が生じる」に対し、「そう思う」と回答した割合では33.9%となっている。 **図22**

図22 貸金業者から契約締結前に事前に交付される書面の記載事項が、重要なポイントのみに絞られる（簡素化される）場合



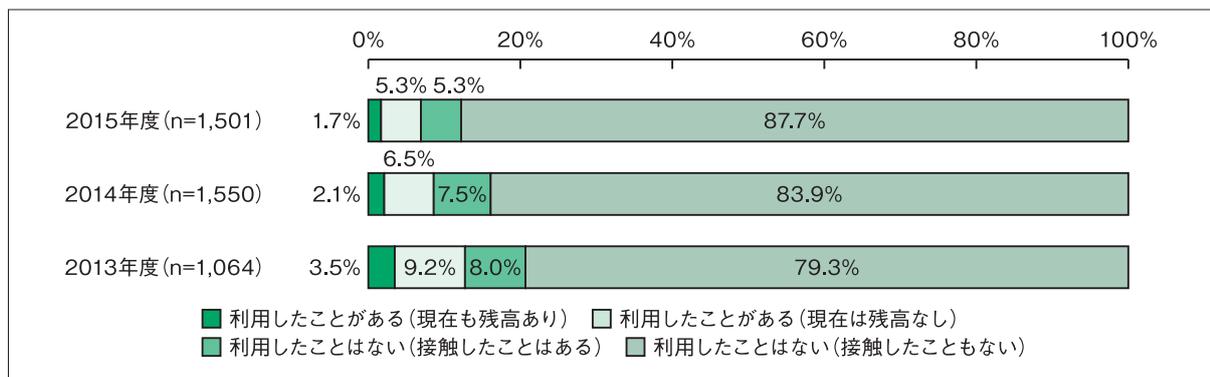
6. ヤミ金融等非正規業者との接触・利用状況

個人の借入利用者（借入残高あり）^{※4}のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は12.3%（昨年度から3.8ポイント低下、一昨年度から8.4ポイント低下）、クレジットカードショッピング枠の現金化業者では18.6%（昨年度から2.9ポイント低下、一昨年度から8.1ポイント低下）、偽装質屋については6.7%（昨年度から1.1ポイント低下、一昨年度から3.3ポイント低下）となった。 **図23**

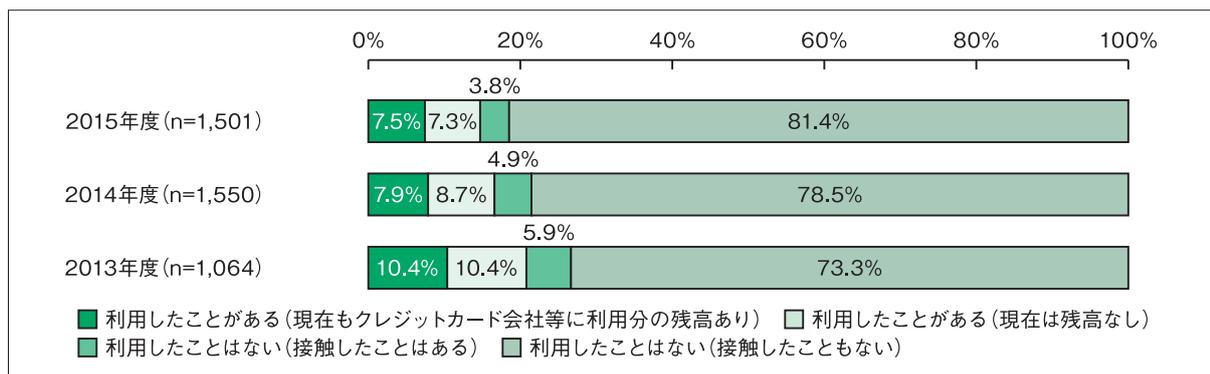
※4 調査対象となっている個人の借入利用者は、平成27年度ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した5,943名のうちの1,501名、平成26年度では8,747名のうちの1,550名、平成25年度では7,042名のうちの1,064名から本調査の回答を得ている。

図23 ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無 個人の借入利用者（借入残高あり）

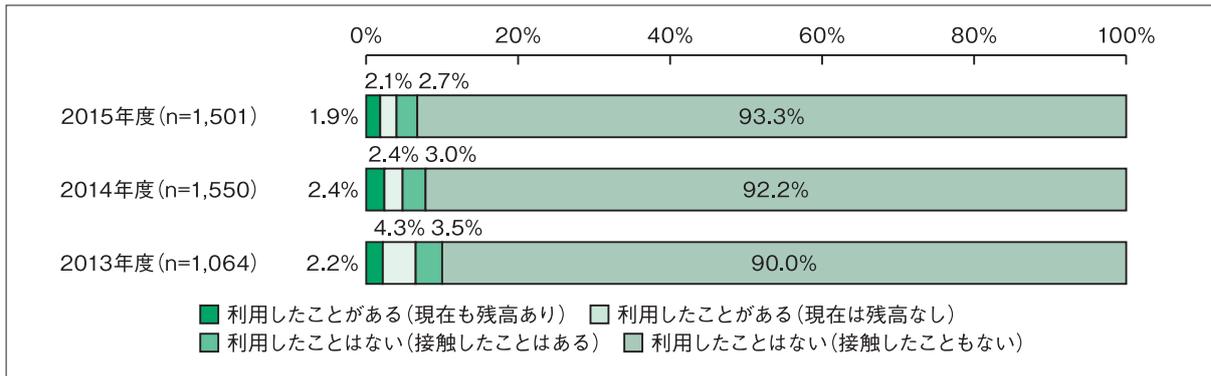
ヤミ金融等非正規業者



クレジットカードショッピング枠の現金化業者

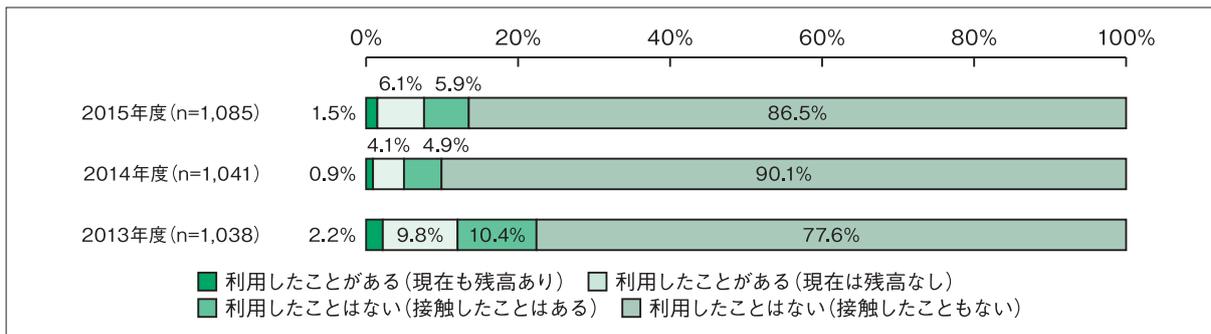


偽装質屋

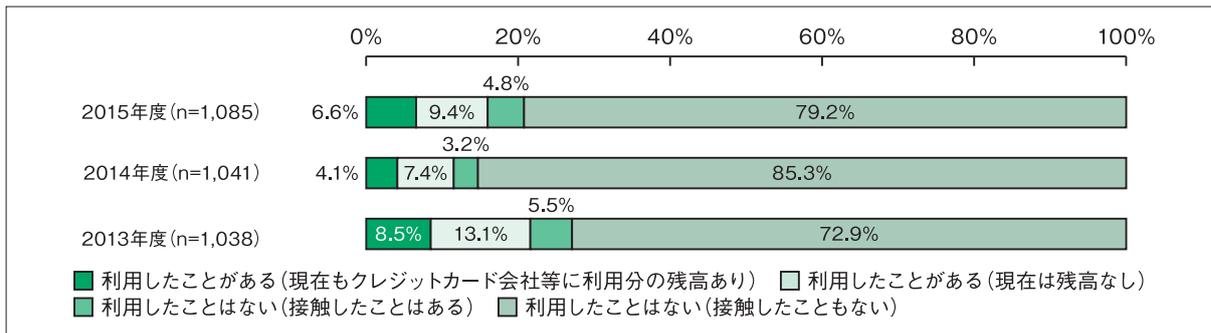


借入経験のある事業者のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は13.5% (昨年度から3.6ポイント上昇、一昨年度から8.9ポイント低下)、クレジットカードショッピング枠の現金化業者では20.8% (昨年度から6.1ポイント上昇、一昨年度から6.3ポイント低下)、偽装質屋では5.5% (昨年度から2.5ポイント上昇、一昨年度から0.8ポイント低下)となっている。 **図24**

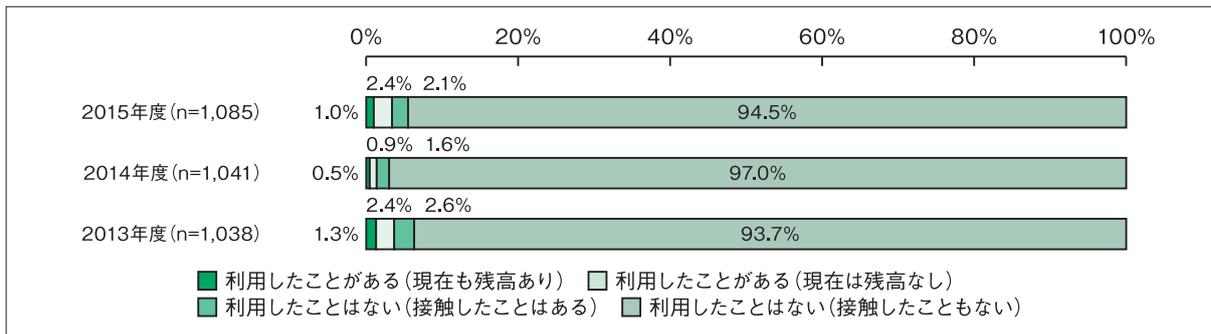
図24 ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無 借入経験のある事業者
ヤミ金融等非正規業者



クレジットカードショッピング枠の現金化業者



偽装質屋



ヤミ金融等非正規業者との接触方法をみると、個人の借入利用者（借入残高あり）では「業者からの電話」が31.1%と最も高く、次いで「街で見かけた業者の看板・張り紙」が20.2%、「業者から届いたダイレクトメール」が18.6%となった。また、借入経験のある事業者では「業者からの電話」が20.5%と最も高く、次いで「業者から届いたダイレクトメール」が18.5%、「友人等身の回りの人からの紹介」が17.1%と続いている。 **図25**

図26

図25 ヤミ金融等非正規業者との接触方法

個人の借入利用者（借入残高あり）

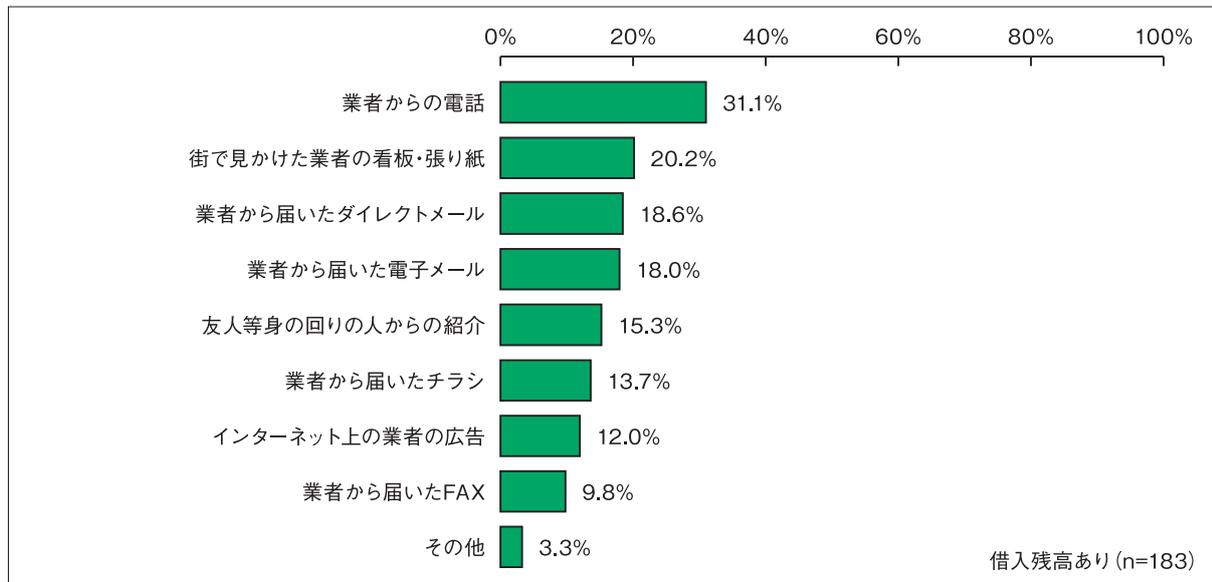
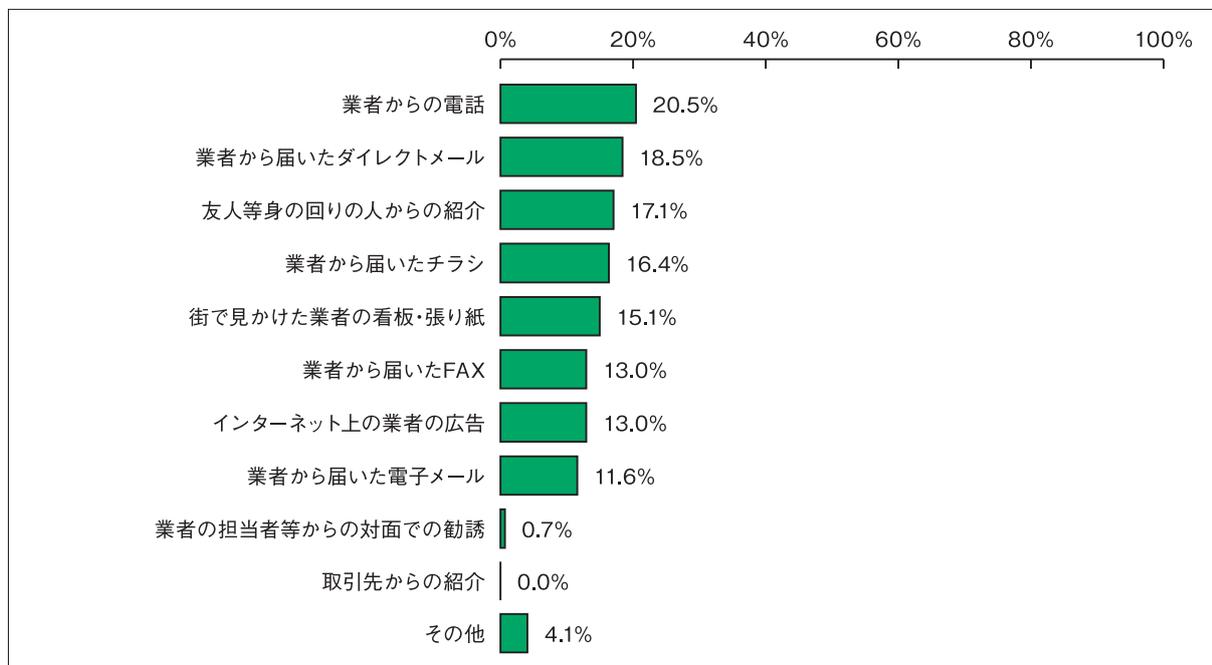


図26 借入経験のある事業者 (n=146)



Ⅱ. 貸金業者に対する意識・利用満足度に関する調査（資金需要者向け調査）

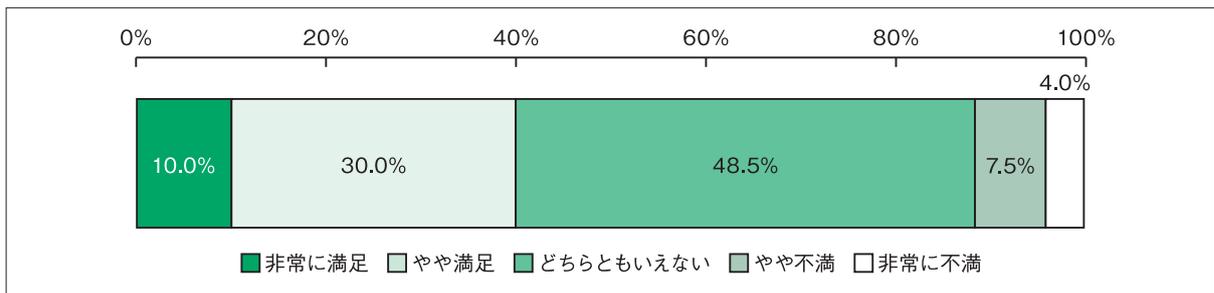
1. 貸金業者からの借入れに対する満足度

<借入経験のある個人>

借入経験のある個人※5に対して、貸金業者を利用した際の総合的な満足度について調査したところ、「非常に満足」、「やや満足」と回答した割合の合計が40.0%となった。一方、「非常に不満」、「やや不満」と回答した割合は11.5%となっている。 **図27**

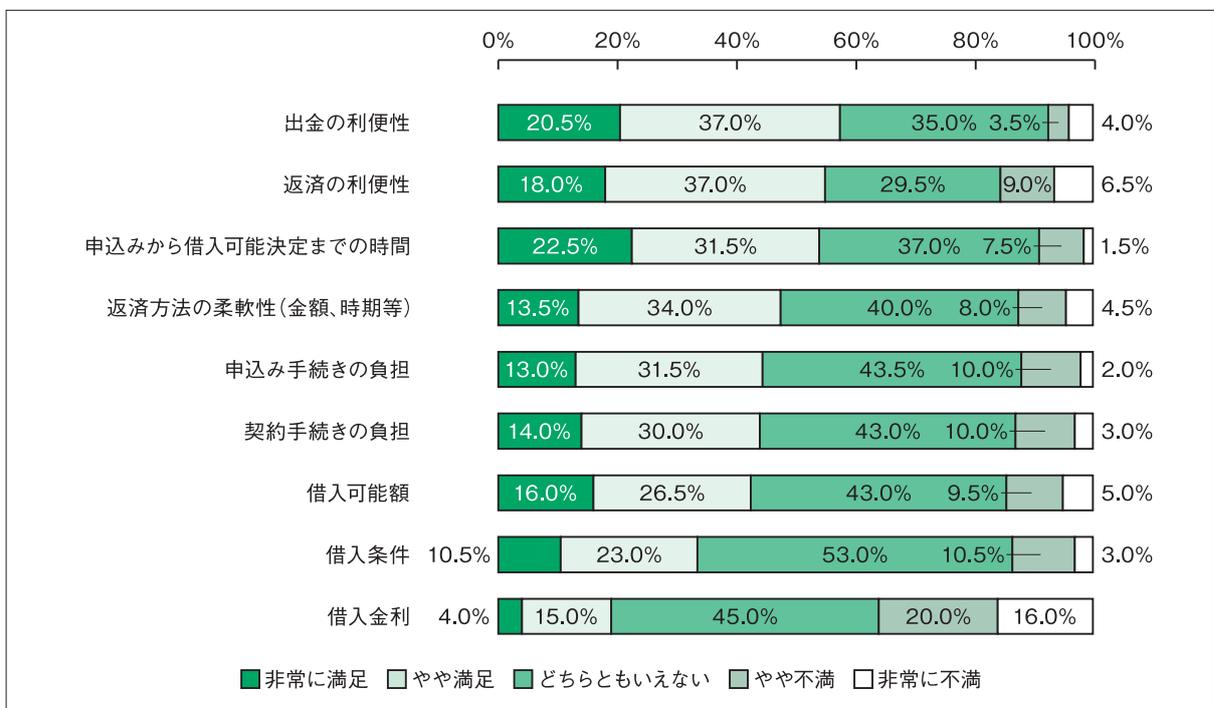
※5 直近3年以内に貸金業者からカードローンの借入経験のある一般消費者

図27 貸金業者の総合満足度（貸金業借入経験者 n=200）



貸金業者を利用した際の個別の項目別に「非常に満足」、「やや満足」と回答した割合の合計をみると、「出金の利便性（57.5%）」、「返済の利便性（55.0%）」が高い結果となった。一方、「やや不満」、「非常に不満」と回答した割合の合計では、「借入金利（36.0%）」、「返済の利便性（15.5%）」が高くなっている。 **図28**

図28 貸金業者の利用に関する個別満足度（貸金業借入経験者 n=200）

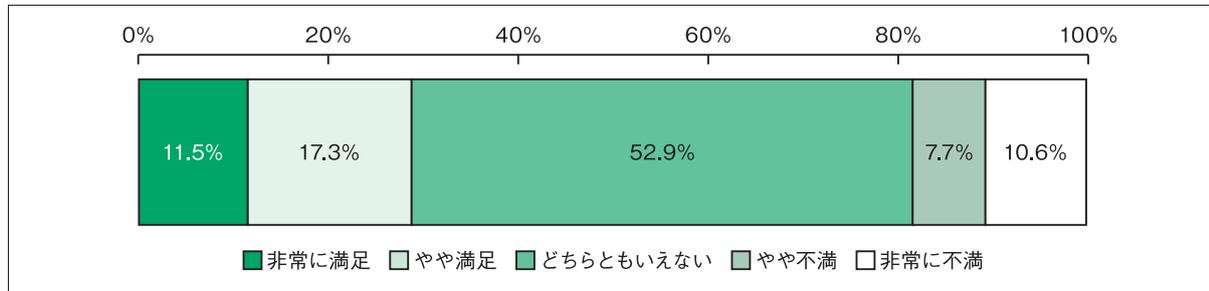


<借入経験のある事業者>

借入経験のある事業者^{※6}に対して、貸金業者を利用した際の総合的な満足度について調査したところ、「非常に満足」、「やや満足」と回答した割合の合計が28.8%となった。一方、「非常に不満」、「やや不満」と回答した割合は18.3%となっている。 **図29**

※6 直近3年以内に貸金業者からつなぎ資金の借入経験のある小規模零細事業者・個人事業主

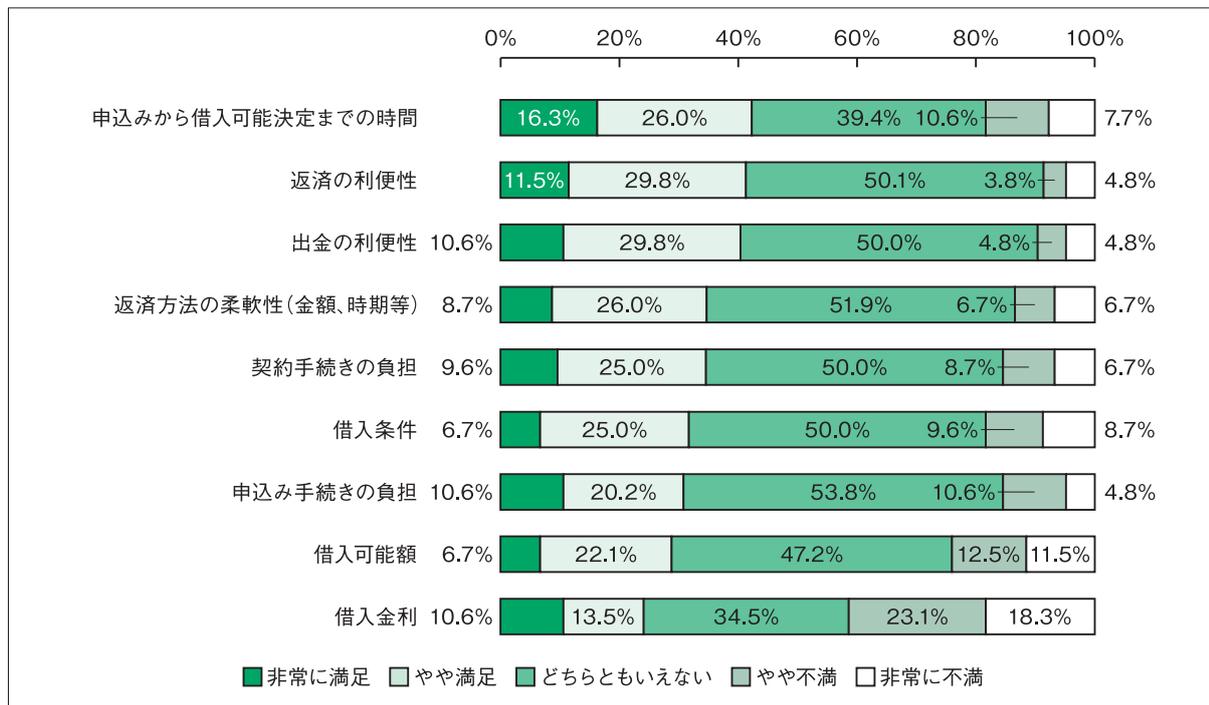
図29 貸金業者の総合満足度（貸金業借入経験者 n=104）



貸金業者を利用した際の個別の項目別に「非常に満足」、「やや満足」と回答した割合をみると、「申込みから借入可能決定までの時間（42.3%）」、「返済の利便性（41.3%）」が高い結果となった。一方、「やや不満」、「非常に不満」と回答した割合の合計では、「借入金利（41.4%）」、「借入可能額（24.0%）」が高くなっている。

図30

図30 貸金業者の利用に関する個別満足度（貸金業借入経験者 n=104）



2. 貸金業者に対して抱いている意識・印象

<借入経験のある個人>

貸金業者からの借入経験がある個人に対して、貸金業者からの借入れにおける利点と欠点について調査したところ、利点では「申込みから借入れまでのスピードが早い」が53.5%と最も高く、次いで「小額での借入れができる」が37.5%、「保証人を立てずに借りられる」が31.0%となった。一方、欠点では「金利が高い」が58.0%と最も高く、次いで「借入を行っていることへの対外的なイメージが良くない」が14.5%、「申込みから借入れまでに時間が掛かる」が13.0%と続いている。 **図31** **図32**

図31 貸金業者からの借入における利点／借入経験のある個人

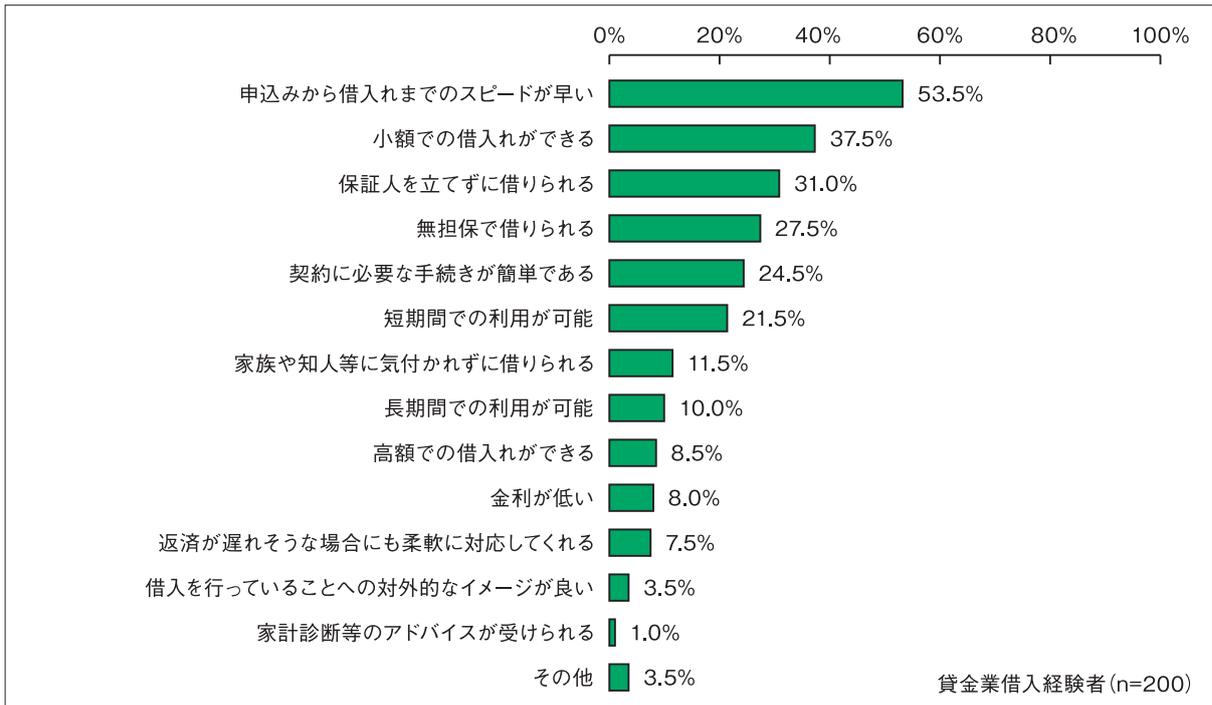
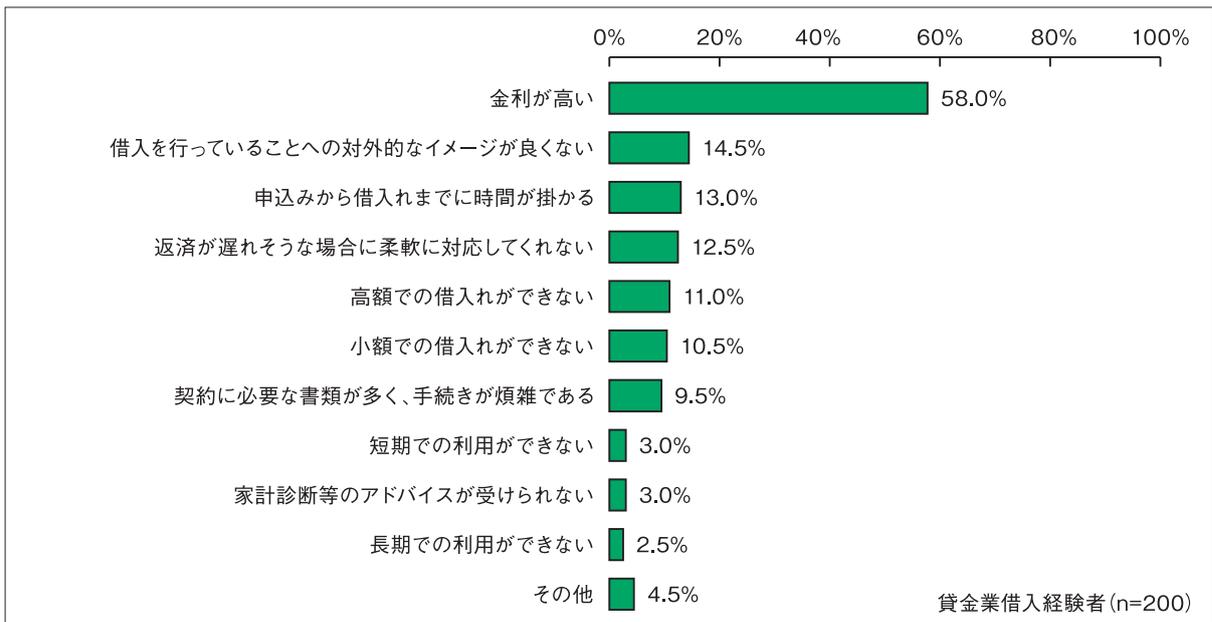


図32 貸金業者からの借入における欠点／借入経験のある個人



<借入経験のある事業者>

貸金業者からの借入経験がある事業者に対して、貸金業者からの借入れにおける利点と欠点について調査したところ、利点については「申込みから借入れまでのスピードが早い」が44.2%と最も高く、次いで「小額での借入れができる」が34.6%、「無担保で借りられる」が31.7%となった。一方、欠点については「金利が高い」が30.8%と最も高く、次いで「申込みから借入れまでに時間が掛かる」が25.0%、「高額での借入れができない」が22.1%と続いている。 **図33** **図34**

図33 貸金業者からの借入における利点／借入経験のある事業者

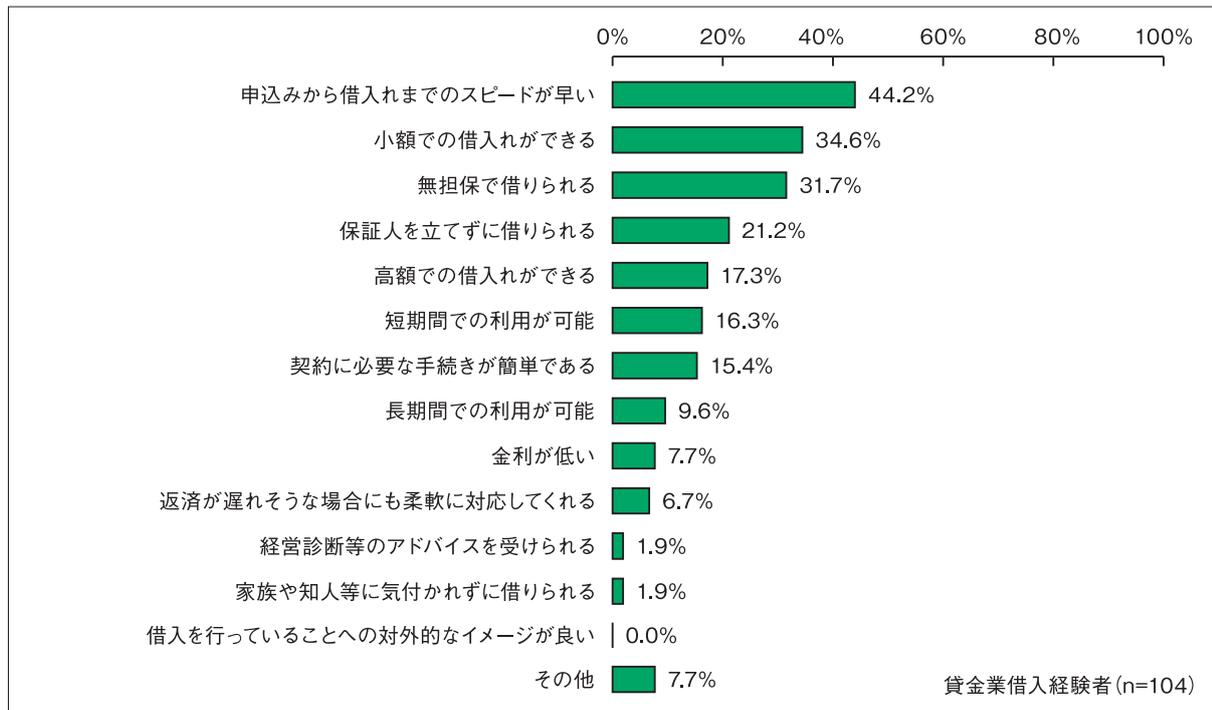
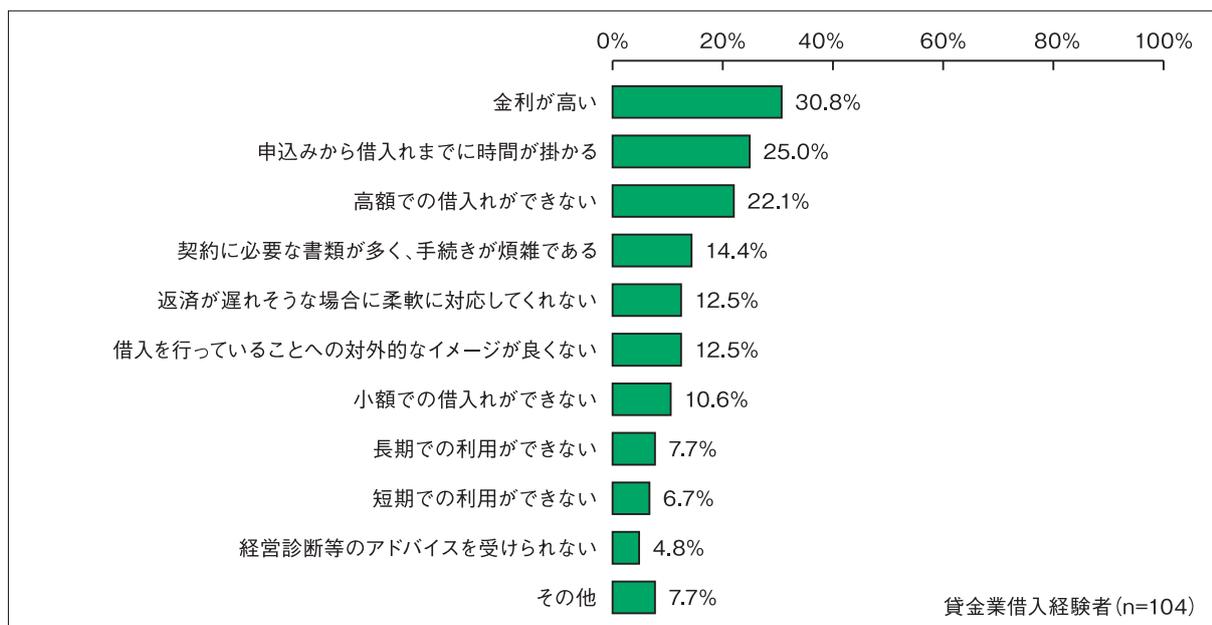


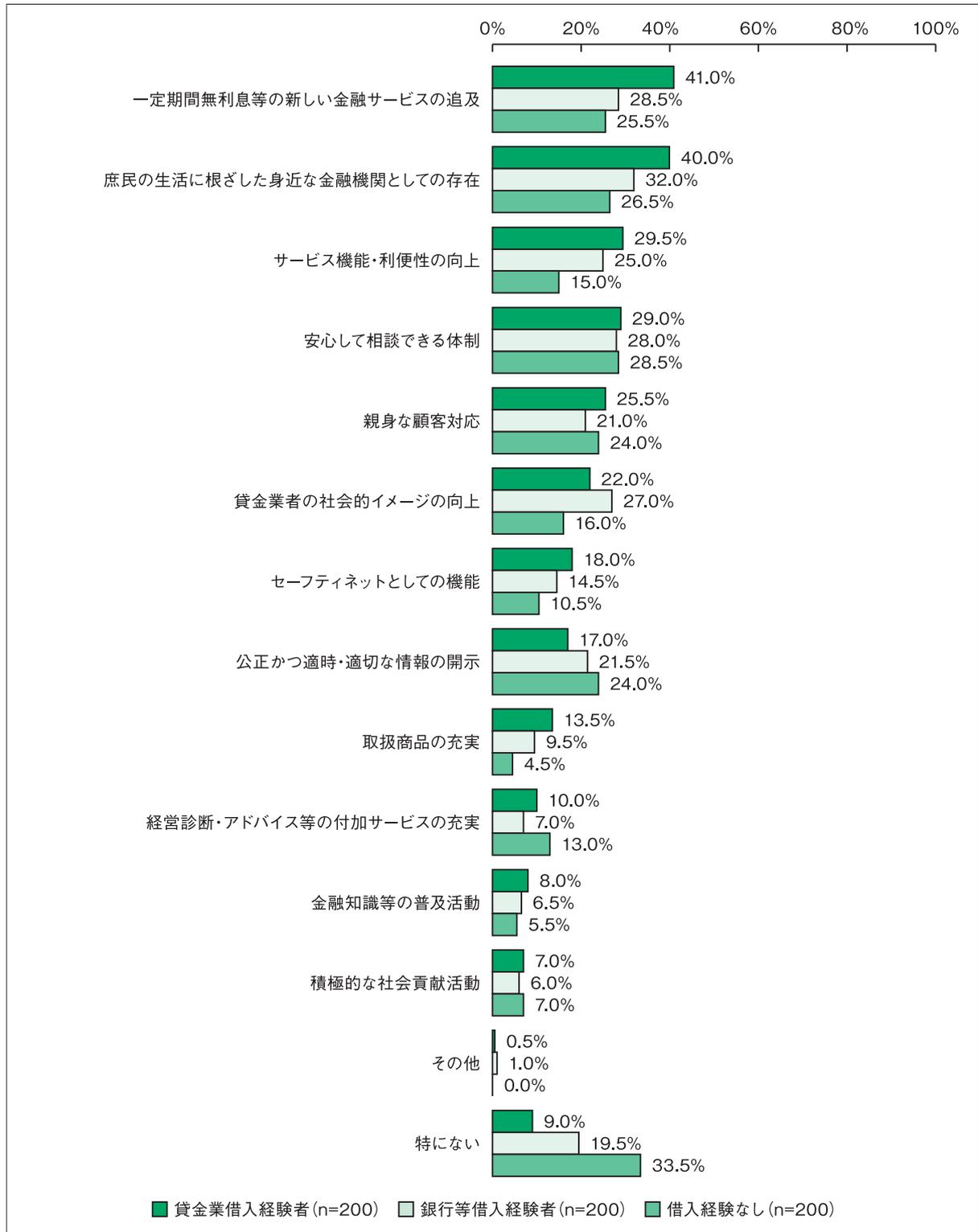
図34 貸金業者からの借入における欠点／借入経験のある事業者



3. 貸金業者に望んでいる機能とサービス等

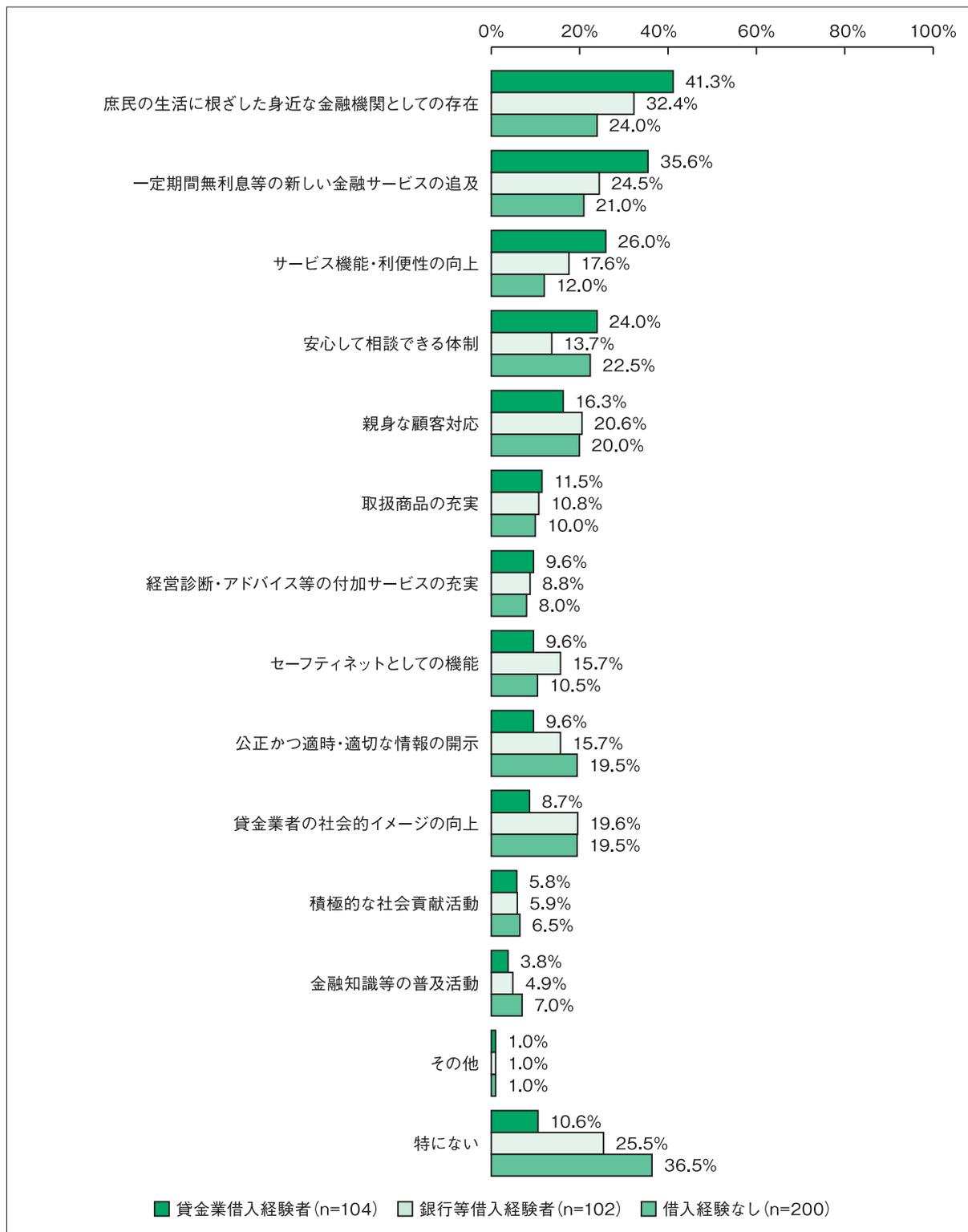
個人に対して、貸金業者に対して望んでいる機能やサービス等について調査したところ、貸金業者からの借入経験がある個人では、「一定期間無利息等の新しい金融サービスの追及」が41.0%と最も高く、次いで「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が40.0%、「サービス機能・利便性の向上」が29.5%となった。■ 図35

図35 貸金業者に望むこと（個人）



事業者に対して、貸金業者に対して望んでいる機能やサービス等について調査したところ、貸金業者からの借入経験がある事業者では、「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が41.3%と最も高く、次いで「一定期間無利息等の新しい金融サービスの追及」が35.6%、「サービス機能・利便性の向上」が26.0%となった。 **図36**

図36 貸金業者に望むこと（事業者）



Ⅲ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

貸金業者における事業規模等による二極化が進み、事業規模が小さいほど厳しい経営環境下に置かれており、主な貸付先である「個人の低所得者層」や「中小企業」に対する円滑な資金供給にも影響が生じている可能性の高いことがうかがえる

1. 貸金業者の実像と動態

(1) 兼業の有無と貸金事業を営んでいる理由

貸金業者における兼業状況について調査したところ、58.3%が貸金業以外の事業と兼業していると回答しており、兼業している業種をみると、「金融・保険業」が43.2%と最も高く、次いで「不動産業」が29.4%、「卸売・小売業」が6.4%となった。 **図37** **図38**

図37 兼業の有無

兼業の有無

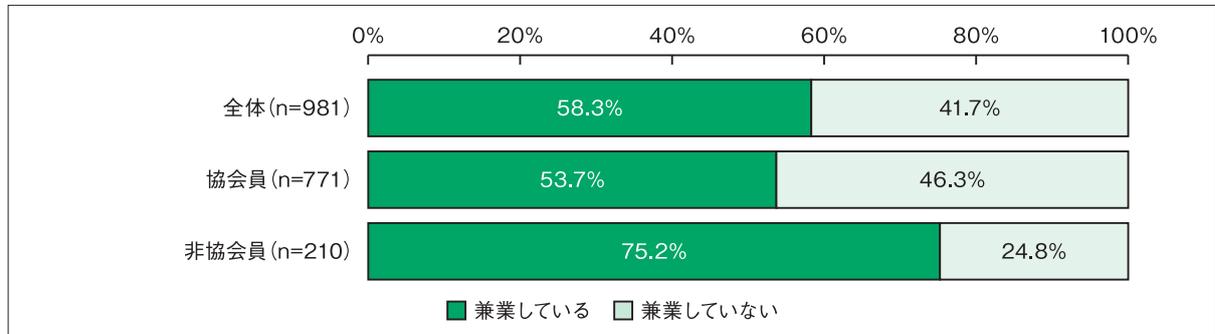
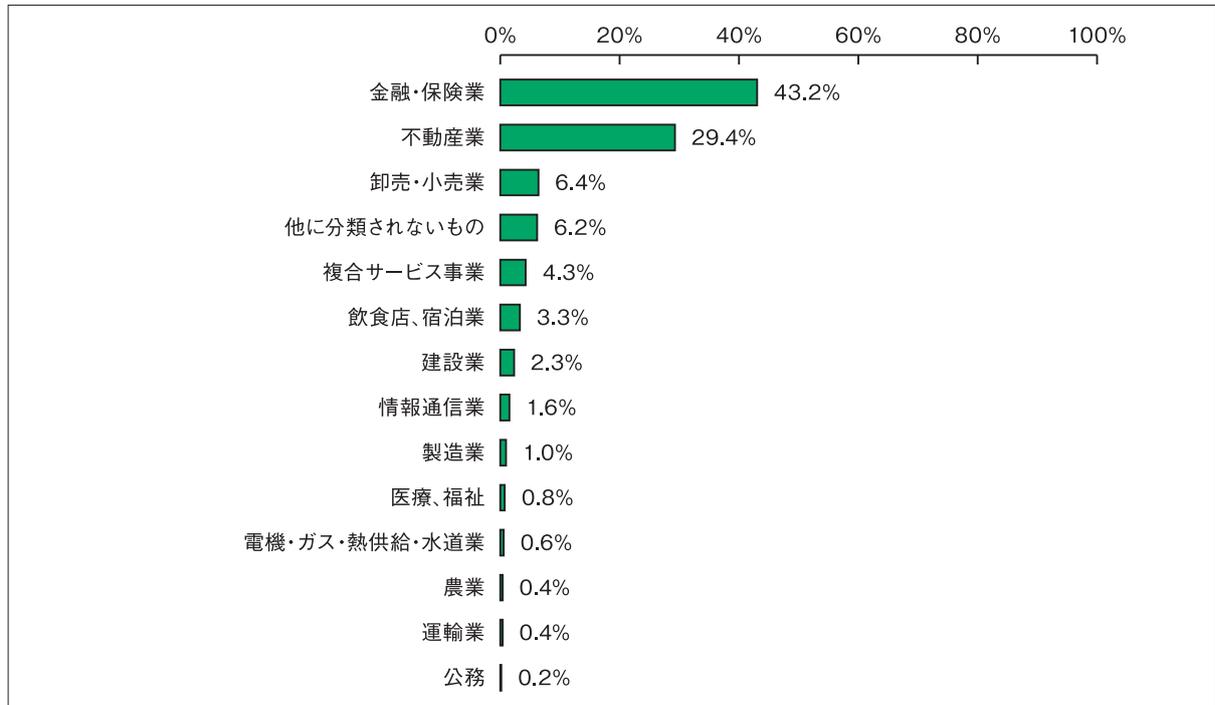


図38 兼業している貸金業以外の業種（「その他」回答分を除く）（複数回答） n=395



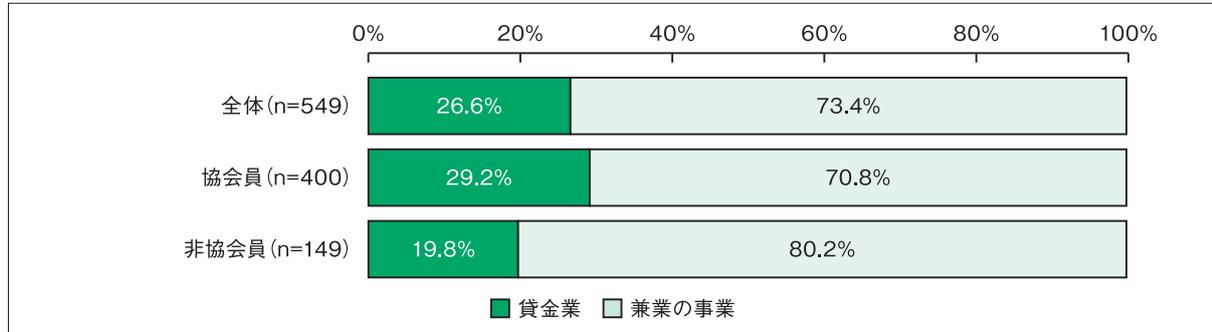
*業種は、総務省「日本標準産業分類」に準ずる

*「金融業・保険業」とは、証券会社やクレジットカード事業や信販事業等を行う販売信用会社、損害保険 / 生命保険会社等を指す

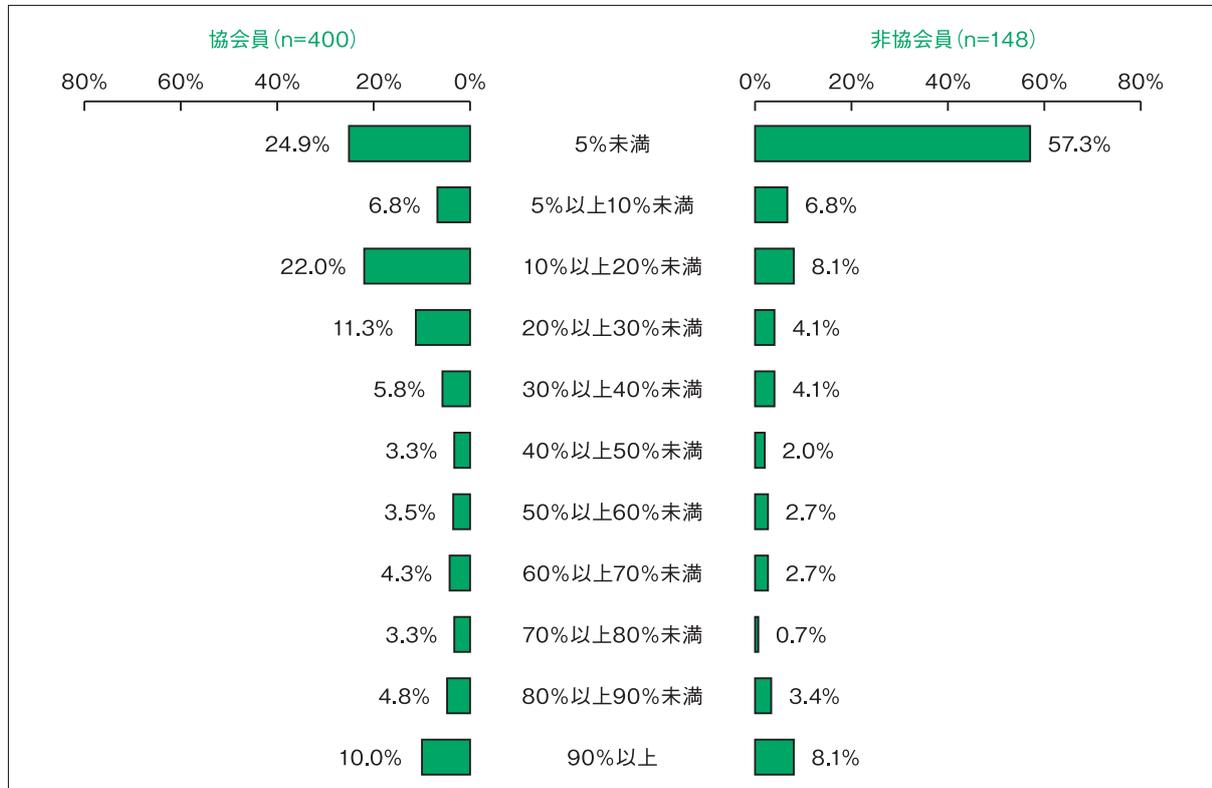
また、貸金業と兼業している事業の収益割合を確認したところ、貸金業が占める収益の割合は、全体で26.6%となっており、内訳をみると、「5%未満」と回答した割合が最も高い結果となっている。 **図39**

図39 兼業の収益割合

貸金業と兼業している事業の収益割合

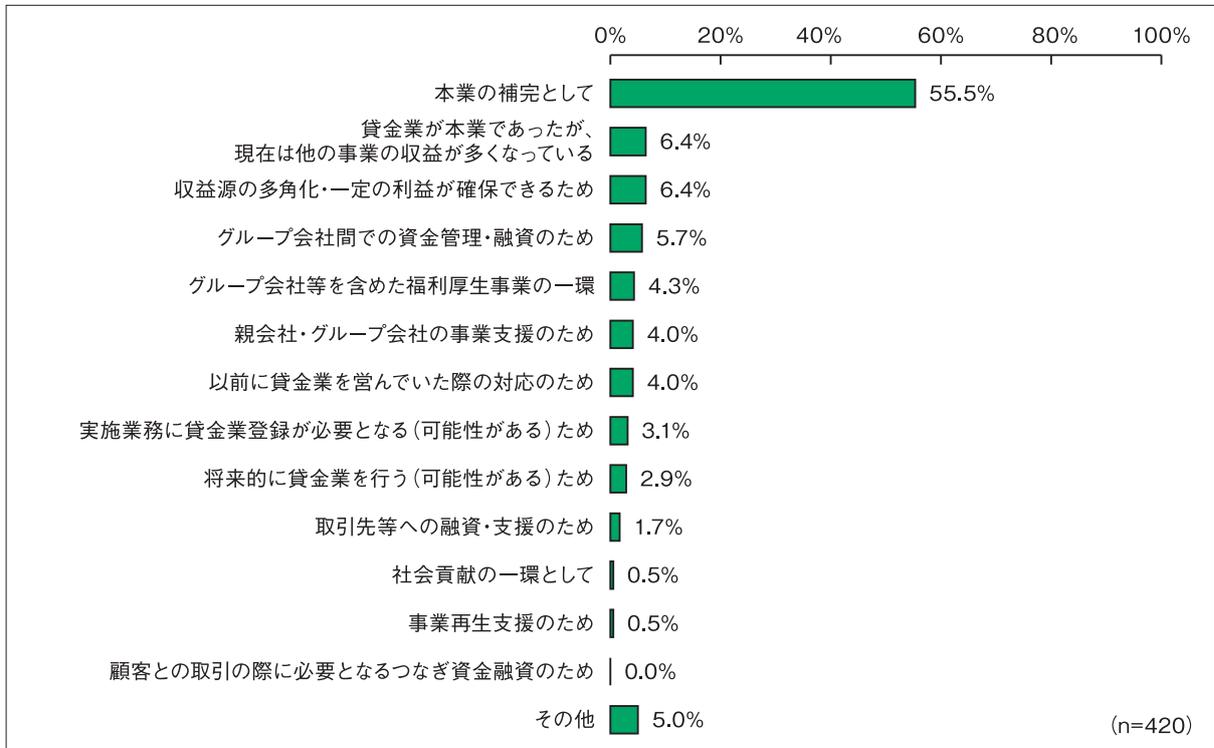


貸金業が収益に占める割合の分布状況



さらに、貸金業以外の事業による収益割合が5割超の貸金業者が貸金業を副業として営んでいる理由については、「本業の補完として」、「貸金業が本業であったが、現在は他の事業の収益が多くなっている」、「収益源の多角化・一定の利益が確保できるため」と言った回答が多い。 **図40**

図40 貸金業以外の事業による収益割合が5割超と回答している貸金業者が貸金業を副業として営んでいる理由



(2)貸付の実態と貸付していない理由

改正貸金業法の公布時(2006年12月)に各貸付を実施していた貸金業者における、直近時点(2015年3月)での当該貸付実施状況について調査したところ、消費者向無担保貸付では10.8%が貸付を止めたと回答しており、同様に専業主婦(主夫)向貸付では78.3%、事業者向無担保貸付では16.8%が貸付を止めたと回答している。 **図41** **図42**

図41 貸付の実施状況(消費者向貸付)

2006年12月(貸金業法公布時)に各貸付を実施していた事業者における、直近時点(2015年3月)での当該貸付実施状況(消費者向貸付)

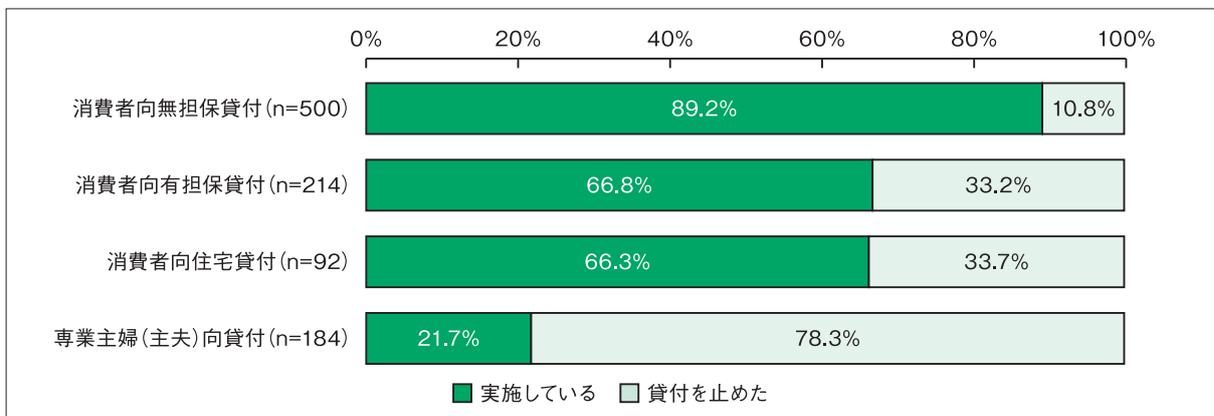
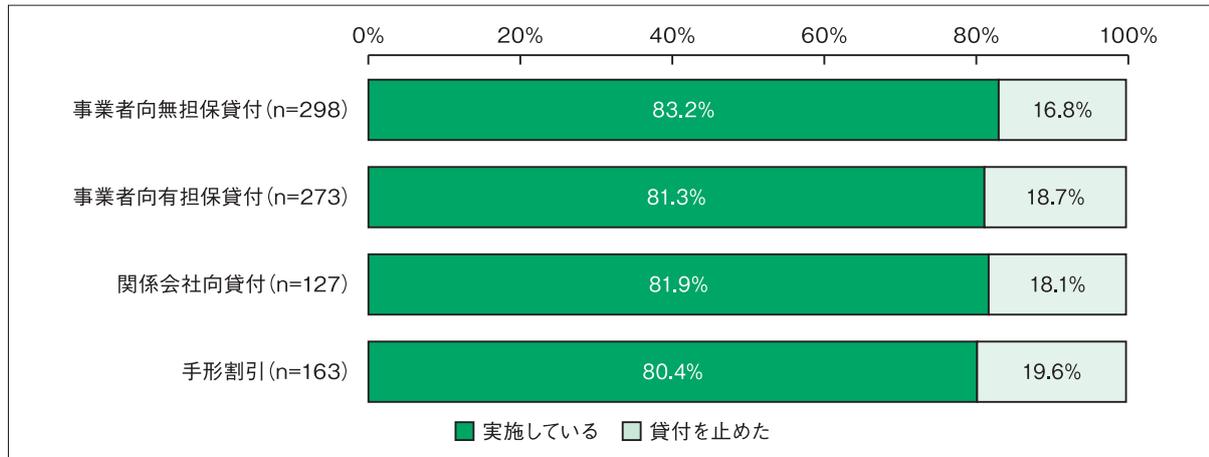


図42 貸付の実施状況（事業者向貸付）

2006年12月（貸金業法公布時）に各貸付を実施していた事業者における、直近時点（2015年3月）での当該貸付実施状況（事業者向貸付）



貸付を止めた理由については、消費者向無担保貸付では「申込みが殆どないから（資金需要が見込めないから）」が21.3%、専業主婦（主夫）向貸付では「総量規制の導入による影響」が28.9%、事業者向無担保貸付では「申込みが殆どないから（資金需要が見込めないから）」が27.5%と、それぞれ最も高い結果となっている。図43 図44 図45

図43 直近時点で貸付を止めた理由／消費者向無担保貸付（複数回答）

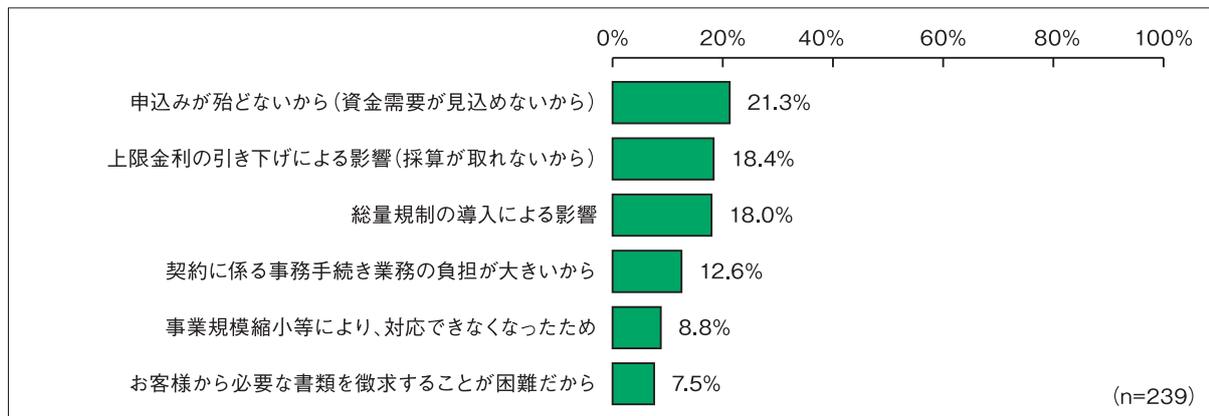


図44 直近時点で貸付を止めた理由／専業主婦（主夫）貸付（複数回答）

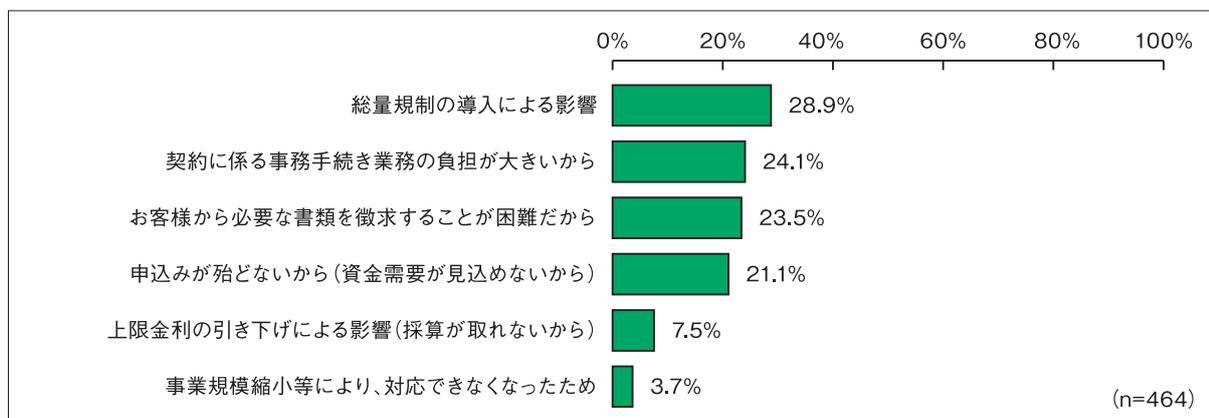
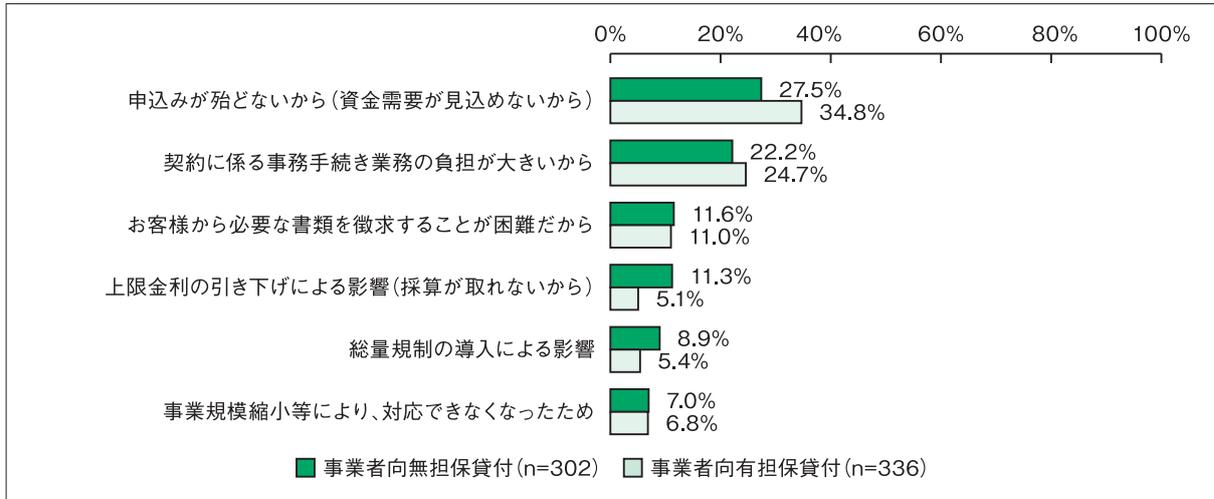


図45 直近時点で貸付を止めた理由（事業者向貸付）（複数回答）

事業者向貸付



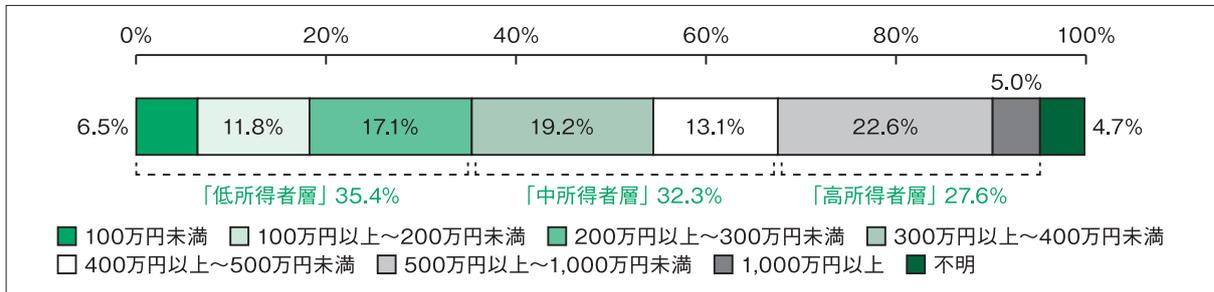
(3)主な貸付先の状況

<消費者向貸付>

消費者向貸付（貸付先）における年収別の内訳をみると、「300万円未満」の占める割合が35.4%と最も高く、次いで「300万円以上から500万円未満」が32.3%、「500万円以上」が27.6%となった。 図46

図46 消費者向貸付における属性別貸付件数構成比①

年収別貸付先件数構成比 n=247



職業別の内訳では、「給与所得者（正社員）」が54.1%と最も高く、次いで「契約社員、派遣社員、嘱託社員、パート・アルバイト」が16.9%、「自営業」が8.9%と続いている。 図47 図48

図47 消費者向貸付における属性別貸付件数構成比②

職業別貸付先件数構成比 n=252

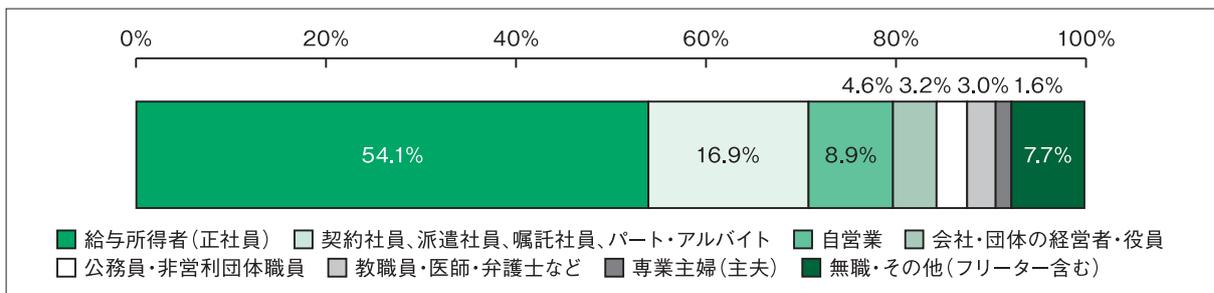
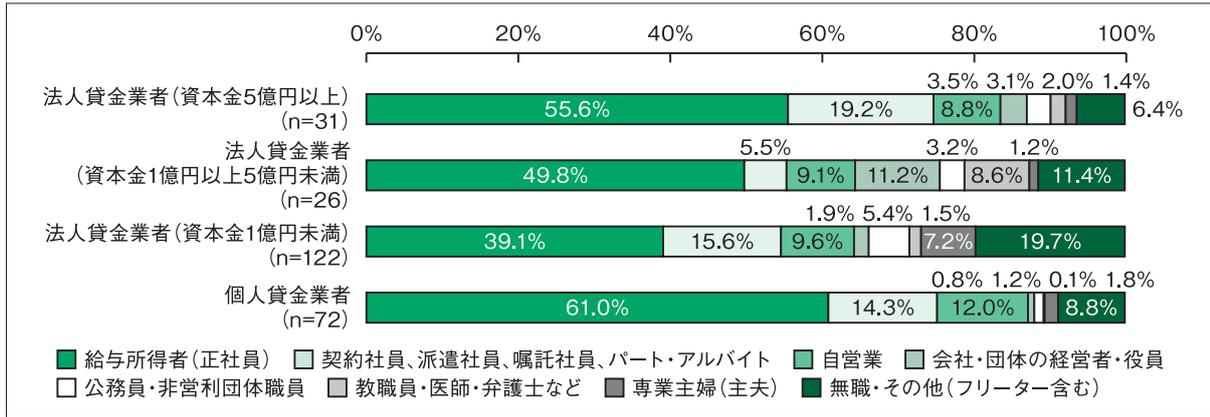


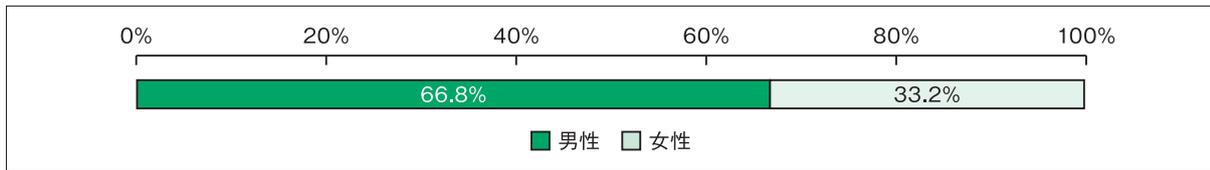
図48 職業別貸付先件数構成比 事業規模別



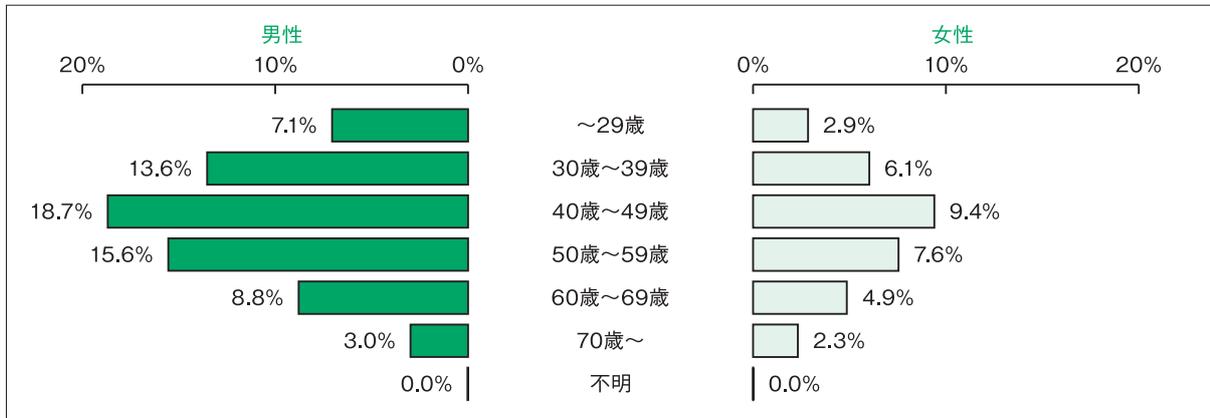
また、年齢・男女別での内訳をみると、「40歳以上から49歳以下」の占める割合が、男女(男性18.7%、女性9.4%)ともに最も高くなった。図49

図49 消費者向貸付における属性別貸付件数構成比③

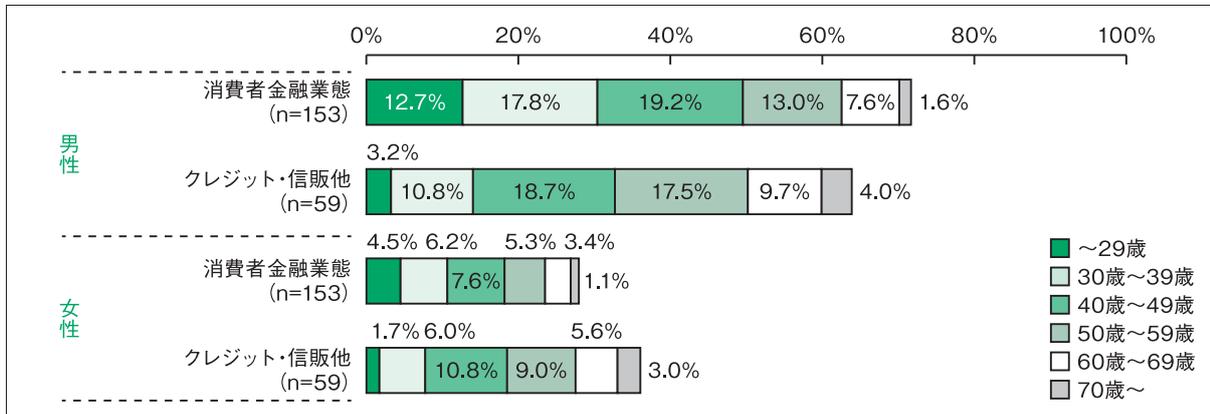
男女別貸付先件数構成比(男女別集計不能件数除く) n=238



年齢・男女別貸付先件数構成比(男女別集計不能件数除く) n=238



年齢・男女別貸付先件数構成比(男女別集計不能件数除く) 業態別



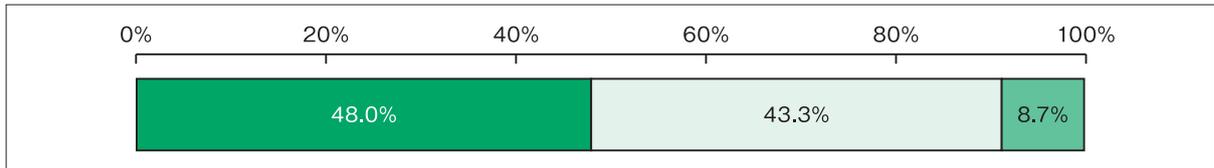
<事業者向貸付>

事業者向貸付（貸付先）における事業規模別の内訳をみると、「個人事業主」が48.0%と最も高く、次いで「小規模企業」※7が43.3%、「中規模企業以上」が8.7%となった。 **図50**

※7 中小企業基本法第2条第5項に基づく「小規模企業者」をいう
（製造業・その他の業種：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下）

図50 事業者向貸付における事業規模別の貸付件数構成比

貸付先事業規模別の貸付件数構成比 n=326

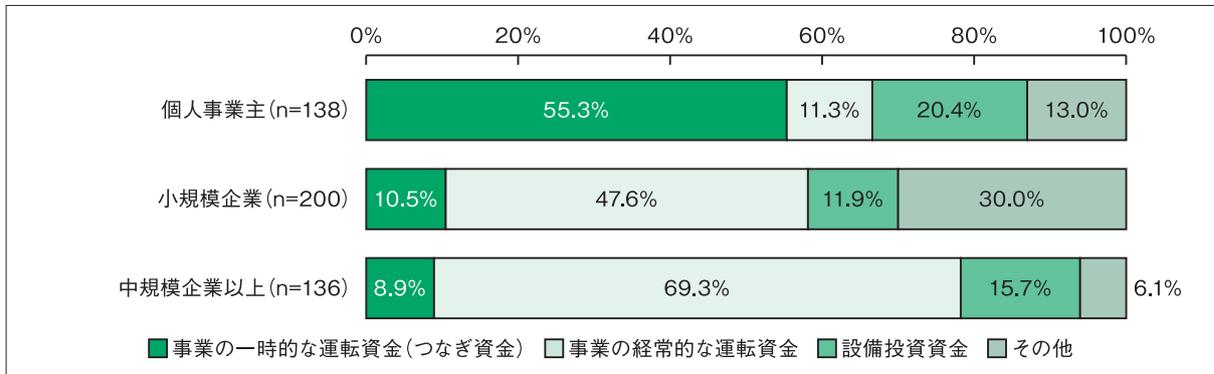


*有効回答とした貸金業者における貸付件数の構成比を、個社ごとの貸付件数合計値を基に加重平均して算出
*「小規模企業」とは、中小企業基本法第2条第5項に基づく「小規模企業者」をいう（製造業・その他の業種：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下）

資金用途別の内訳では、個人事業主、小規模企業、中規模企業以上でそれぞれ、「事業の一時的な運転資金（つなぎ資金）」が55.3%、10.5%、8.9%、「事業の経常的な運転資金」が11.3%、47.6%、69.3%、「設備投資資金」が20.4%、11.9%、15.7%となっている。 **図51**

図51 事業者向貸付における資金用途別の貸付残高構成比

資金用途別・事業規模別の貸付残高構成比

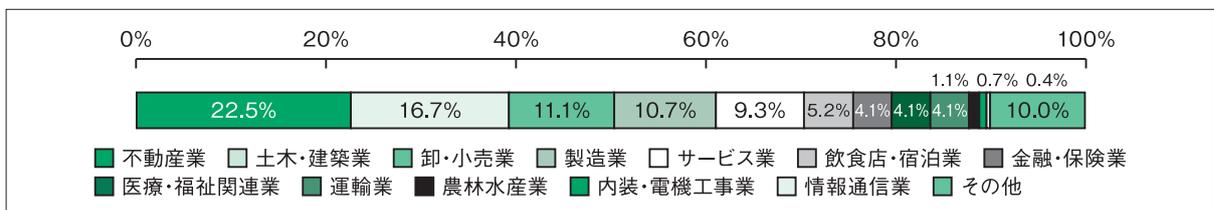


*有効回答とした貸金業者における貸付残高の合計値から構成比を算出

事業者向貸金業者における貸付先割合の最も高いものについて調査したところ、業種別の内訳では、「不動産業」の占める割合が22.5%と最も高く、次いで「土木・建築業」が16.7%、「卸・小売業」が11.1%となった。 **図52-1**

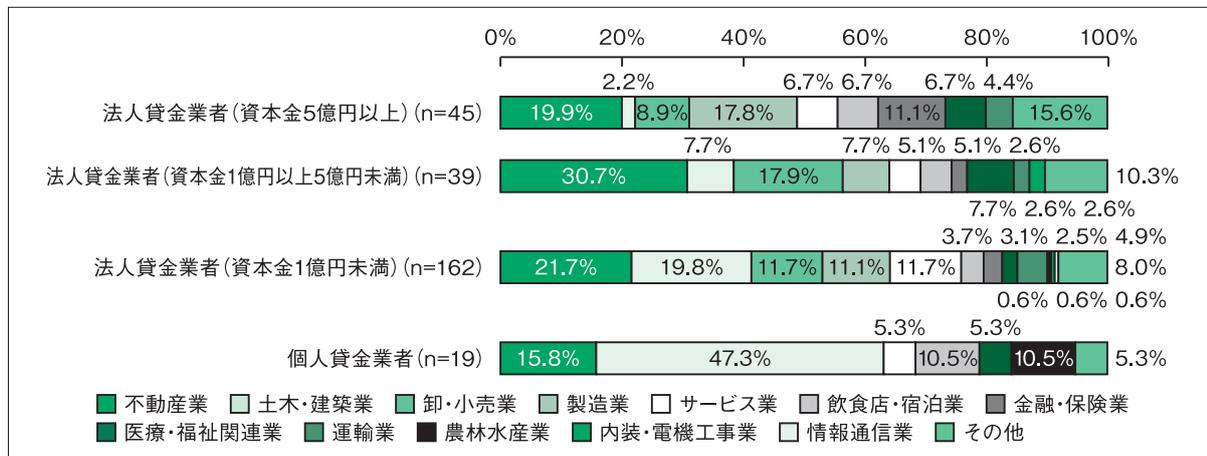
図52-1 最も多い貸付先業種

最も多い貸付先業種構成比 n=270



さらに、貸金業者の事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満、資本金1億円未満）では「不動産業」が最も高く、それぞれ19.9%、30.7%、21.7%となった。一方、個人貸金業者では、「土木・建築業」が47.3%と最も高くなっている。 **図52-2**

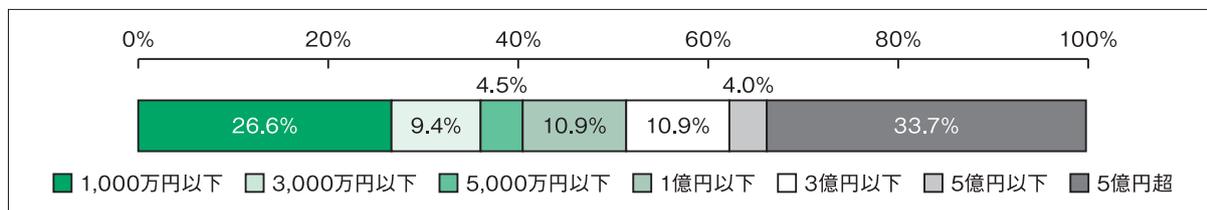
図52-2 最も多い貸付先業種構成比 n=270



また、貸付先における年商別の内訳をみると「5億円超」の占める割合が33.7%と最も高く、次いで「1,000万円以下」が26.6%と続いている。 **図53-1**

図53-1 最も多い貸付先年商

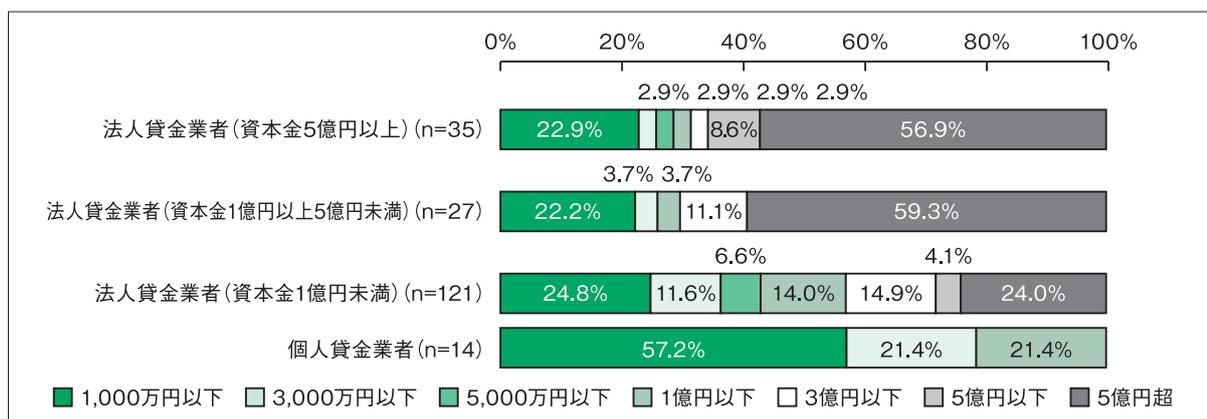
最も多い貸付先年商構成比 n=202



さらに、貸金業者の事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満）では「5億円超」と回答した割合が最も高く、それぞれ56.9%、59.3%となった。一方、法人貸金業者（資本金1億円未満）、個人貸金業者では、「1,000万円以下」と回答した割合が最も高く、それぞれ24.8%、57.2%となっている。 **図53-2**

図53-2 最も多い貸付先年商

最も多い貸付先年商構成比 事業規模別



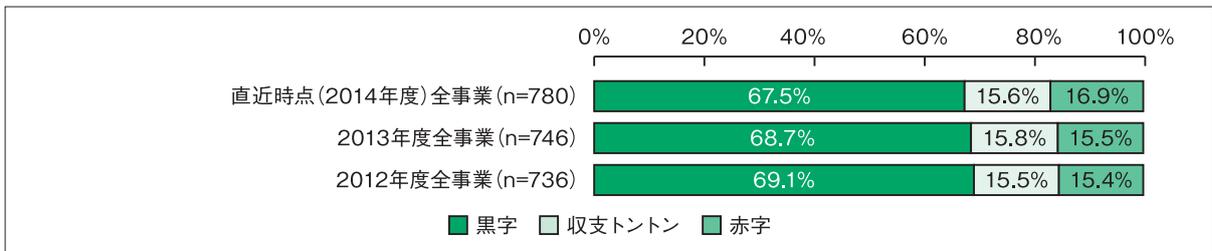
2. 貸金業者の収益構造

(1) 事業収益の状況

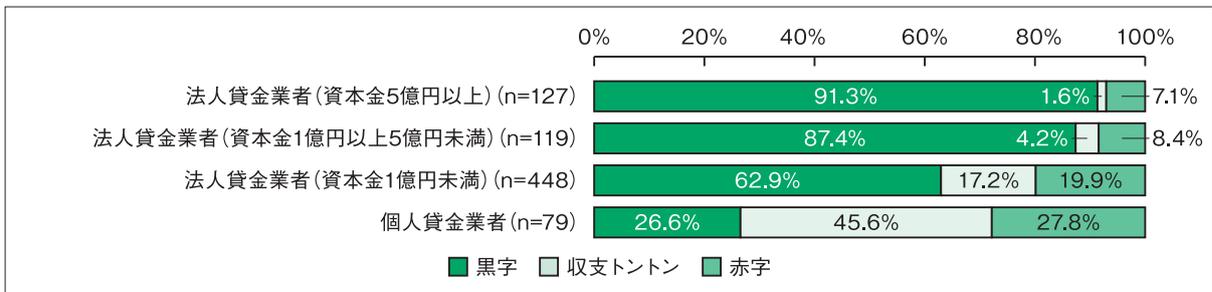
貸金業者の直近時点（2014年度）における事業収益について確認したところ、67.5%が黒字と回答しており、事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満、資本金1億円未満）で、それぞれ91.3%、87.4%、62.9%となった。一方、個人貸金業者では、26.6%となっている。 **図54**

図54 全事業の収益の状況

全事業の収益の状況



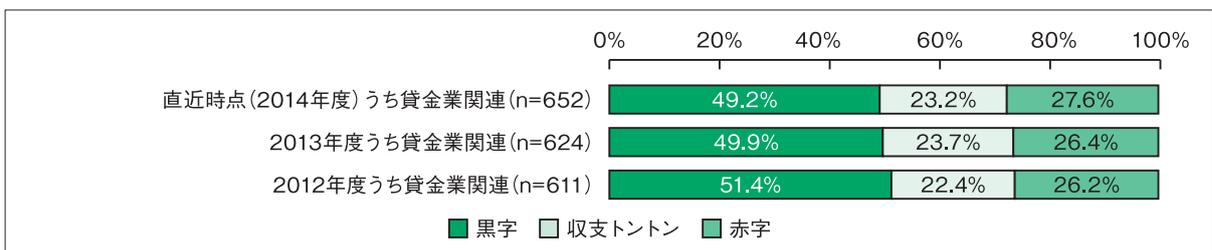
全事業の収益の状況 直近時点（2014年度）事業規模別



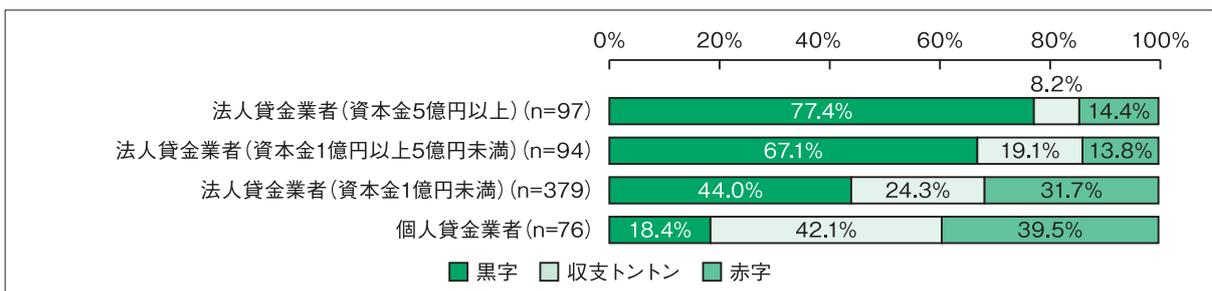
また、事業全体の内、貸金業の収益状況については、27.6%が赤字と回答しており、事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満、資本金1億円未満）で、それぞれ14.4%、13.8%、31.7%となった。一方、個人貸金業者では、39.5%と、事業規模が小さいほど赤字の割合が高い傾向となっている。 **図55**

図55 全事業のうち、貸金業関連事業収益の状況

貸金業関連事業収益の状況



貸金業関連事業収益の状況 直近時点（2014年度）事業規模別



(2)事業コスト構造 (消費者金融業態)

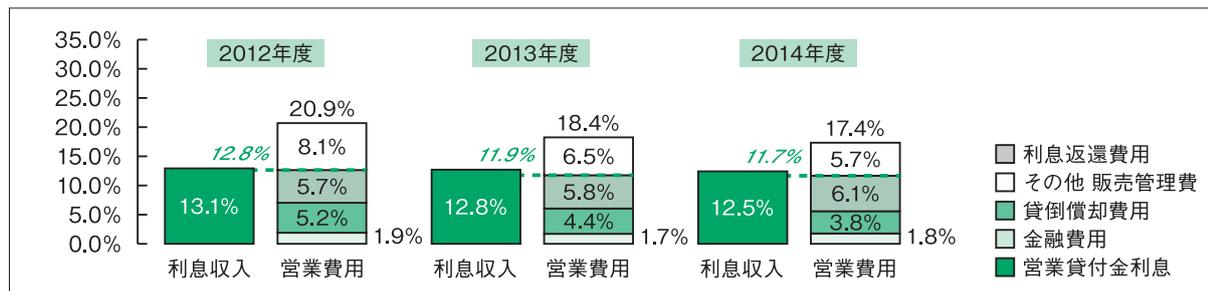
貸金業者 (消費者金融業態) の経営状況を確認したところ、直近3期の期末時点における営業費用総額が営業貸付金利息を常に上回っており、依然として収益的に厳しい状況が続いている。【図56】

また、利息返還費用を除いた営業費用総額での比率をみると、2012年度が12.8%、2013年度が11.9%、2014年度が11.7%となっており、何れも営業貸付金利息を下回っている。【図56】

さらに、収支費目別では、その他販売管理費の占める割合が2012年度5.7%から2014年度6.1%と0.4ポイント高くなった。一方、貸倒償却費用の占める割合については、2012年度5.2%から2014年度3.8%と1.4ポイント低下している。【図56】

【図56】各収支項目の営業貸付金残高比率の推移

消費者金融業態 n=151



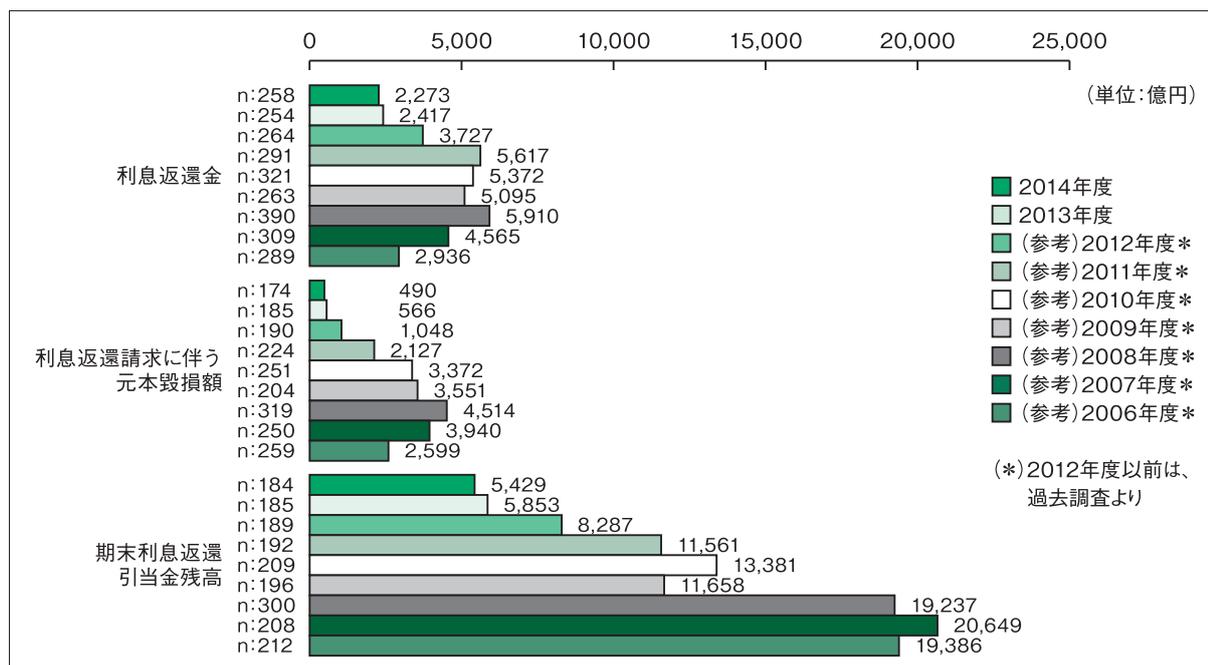
(3)利息返還の状況

2014年度の利息返還金と元本毀損額の合計は、2,763億円、最高裁判所判決^{※8}後9力年の利息返還金と元本毀損額の合計は約6.0兆円となり、2014年度の期末利息返還引当金残高0.5兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約6.5兆円となった。【図57】

※8 2006年1月13日最高裁第二小法廷において、債務者が利息制限法超過部分を超過して返済する際のいわゆる「みなし弁済」について、期限の利益を喪失する旨の特約の下での制限超過部分の支払の任意性が原則否定され、本特約下の弁済に「みなし弁済」は成立しない旨が示された判決。

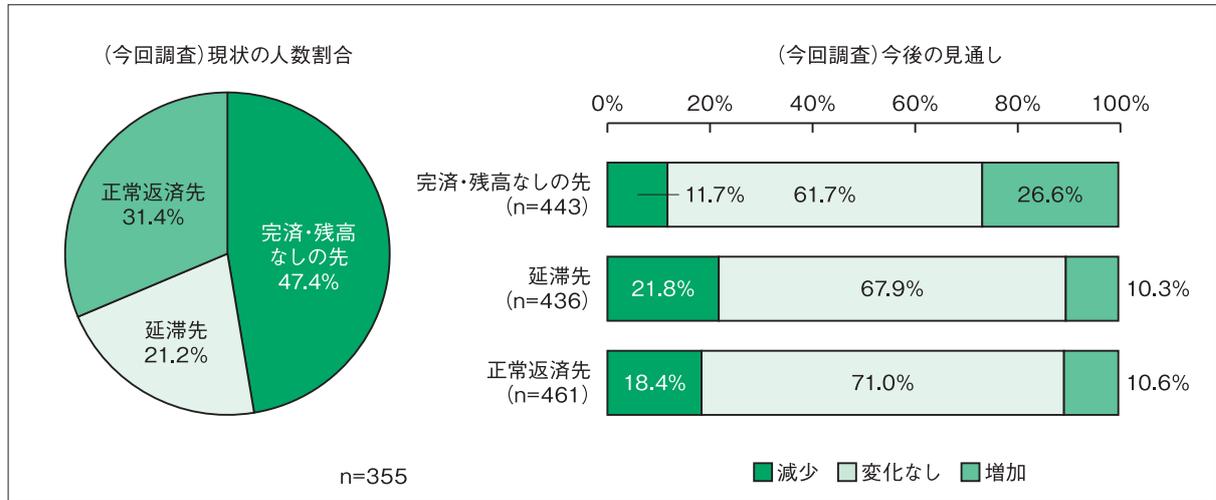
【図57】利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額および引当金の推移

利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額および引当金の推移



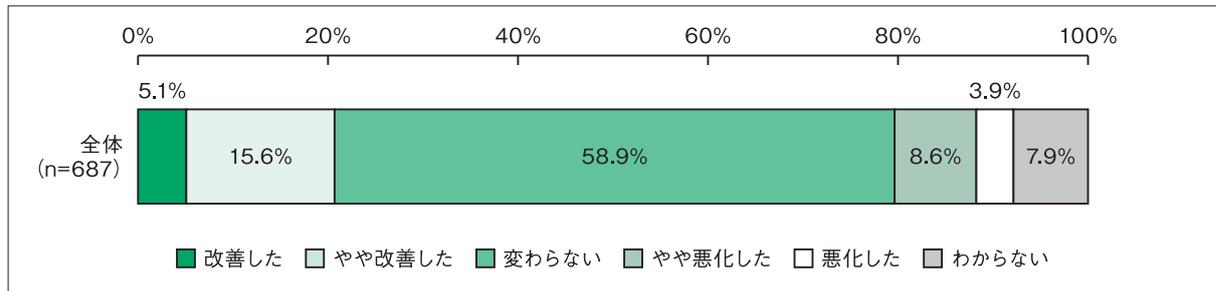
利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が47.4%と最も高く、次いで「正常返済先」が31.4%、「延滞先」が21.2%となっている。 **図58**

図58 利息返還請求時の債務者区分



利息返還請求による影響の変化については、前年度と比べ「改善した」、「やや改善した」と回答した割合は、それぞれ5.1%、15.6%となっている。 **図59**

図59 前年度と比較した利息返還請求による影響の変化



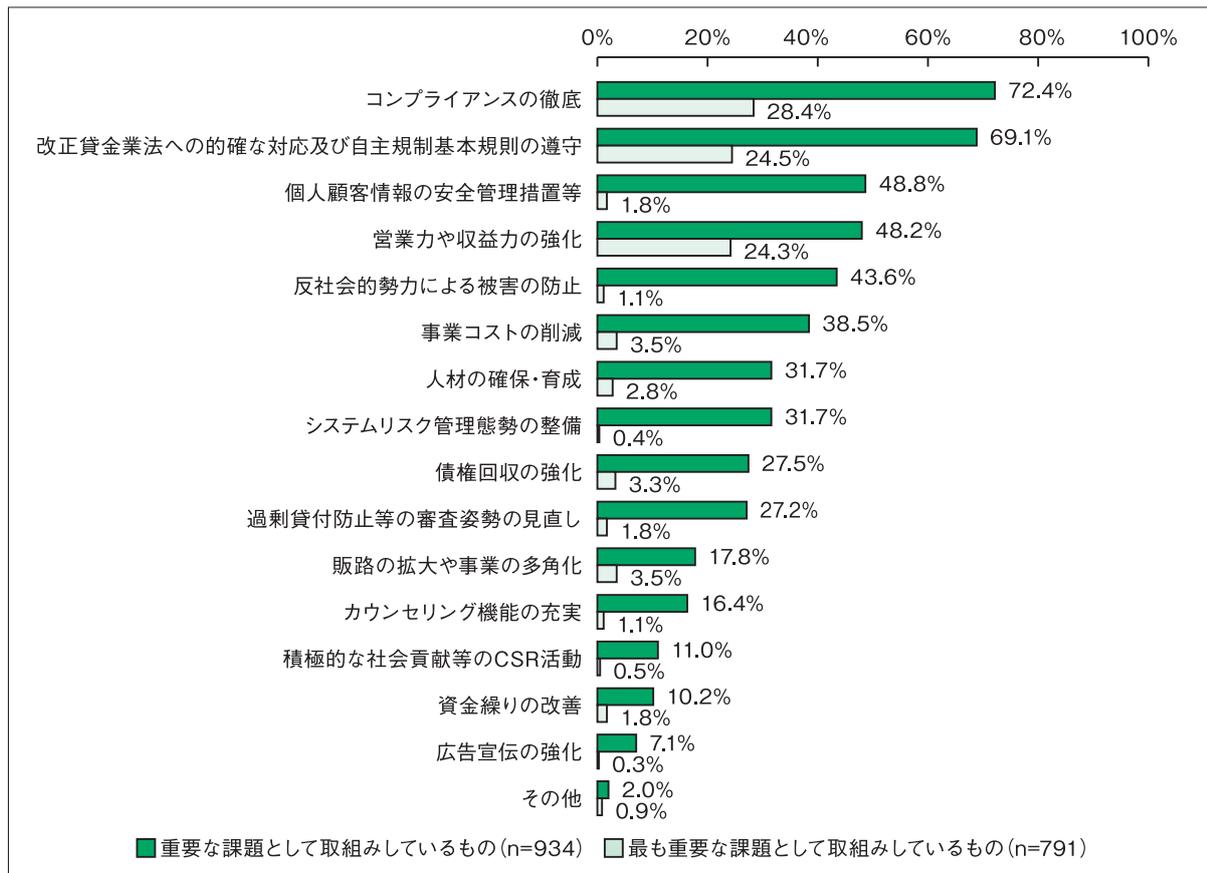
3. 貸金業者の課題と取組み

(1) 経営における重要課題

重要経営課題としての取組みについて調査したところ、「コンプライアンスの徹底」が72.4%と最も高く、次いで「改正貸金業法への的確な対応および自主規制基本規則の遵守」が69.1%、「個人顧客情報の安全管理措置等」が48.8%となった。 **図60**

また、重要経営課題のうち最も重要な課題として取組みしているものについては、「コンプライアンスの徹底」が28.4%と最も高く、次いで「改正貸金業法への的確な対応および自主規制基本規則の遵守」が24.5%、「営業力や収益力の強化」が24.3%と続いている。 **図60**

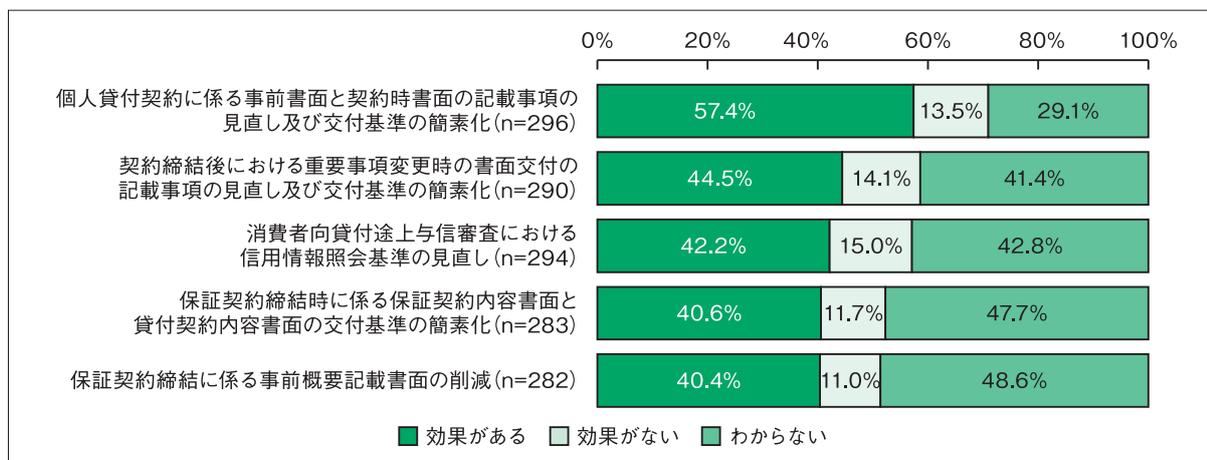
図60 重要経営課題と最重要経営課題の内訳（「重要な課題として取組みしているもの」は複数回答）



(2)円滑な資金供給を行うために必要な見直し

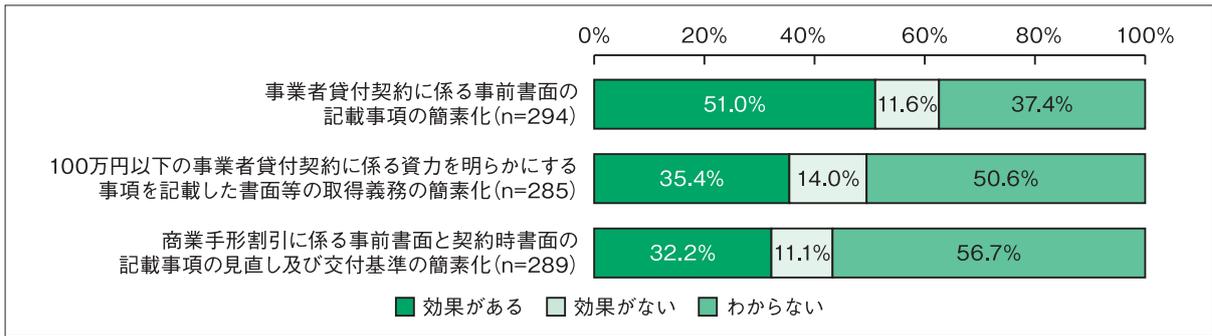
円滑に資金供給するための効果的と思われる業務上の見直しについて調査したところ、消費者向貸付を主に取り扱っている貸金業者では、「個人貸付契約に係る事前書面と契約時書面の記載事項の見直しおよび交付基準の簡素化」が57.4%と最も高く、次いで「契約締結後における重要事項変更時の書面交付の記載事項の見直しおよび交付基準の簡素化」が44.5%となった。 図61

図61 円滑な資金供給のための効果的と思われる業務上の見直し点／消費者向貸金業者



また、事業者向貸付を主に取り扱っている貸金業者では、「事業者貸付契約に係る事前書面の記載事項の簡素化」が51.0%と最も高く、次いで「100万円以下の事業者貸付契約に係る資料を明らかにする事項を記載した書面等の取得義務の簡素化」が35.4%となっている。 図62

図62 【円滑な資金供給のための効果的と思われる業務上の見直し点 事業者向貸金業者】



(3) カウンセリングの実施状況

「既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合」については、主に消費者向貸付を取り扱っている貸金業者の89.9%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答しており、主に事業者向貸付を取り扱っている貸金業者でも、69.6%が実施していると回答した。 図63

図64

図63 カウンセリング実施状況／既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合（消費者向貸金業者）

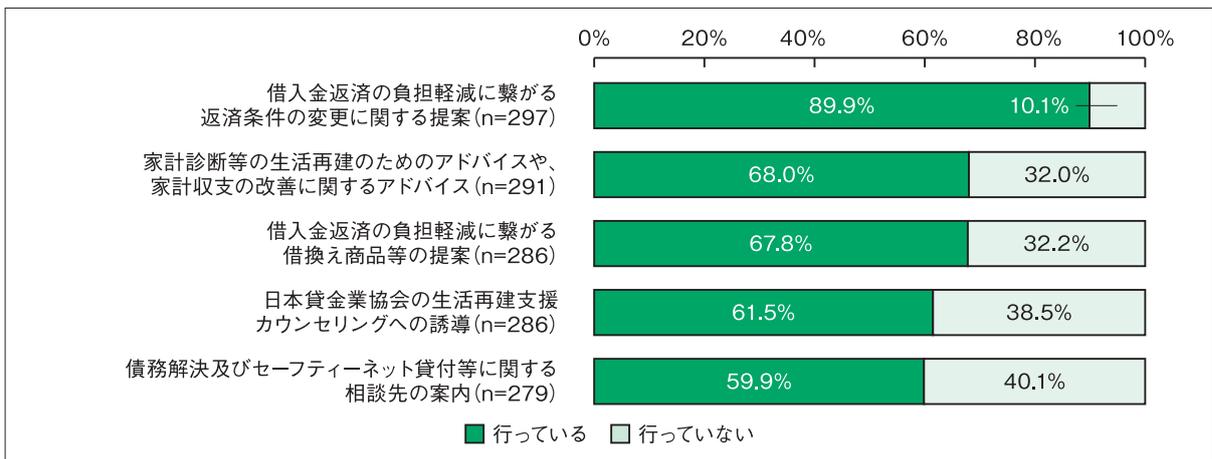
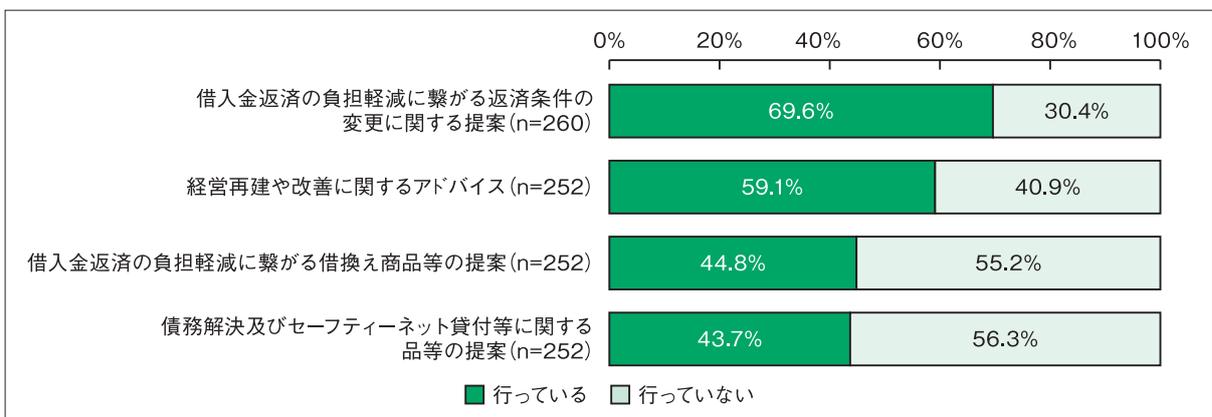


図64 カウンセリング実施状況／既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合（事業者向貸金業者）



延滞中や、支払不能となった既存顧客から債務整理等の相談を受けた場合」については、主に消費者向貸付を取り扱っている貸金業者の85.0%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答しており、主に事業者向貸付を取り扱っている貸金業者でも61.1%が実施していると回答している。 図65 図66

図65 カウンセリング実施状況／延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合（消費者向貸金業者）

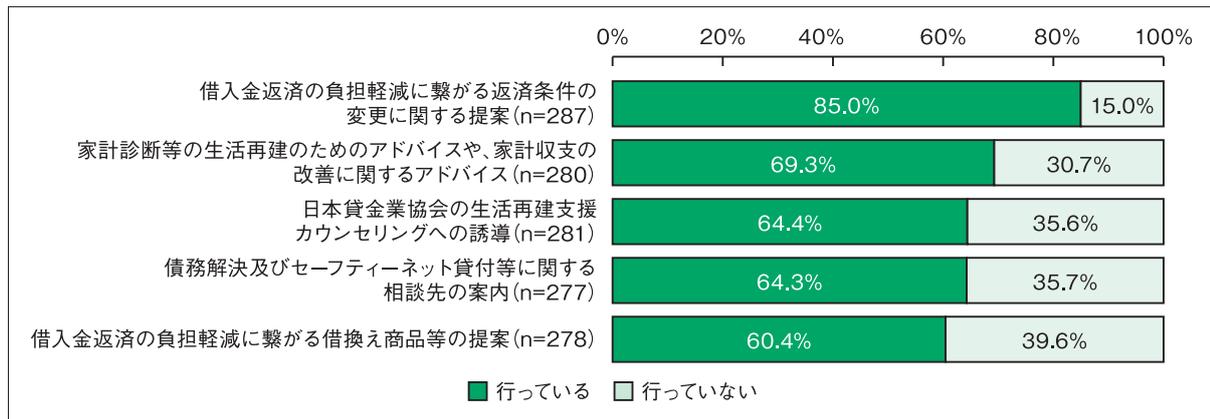
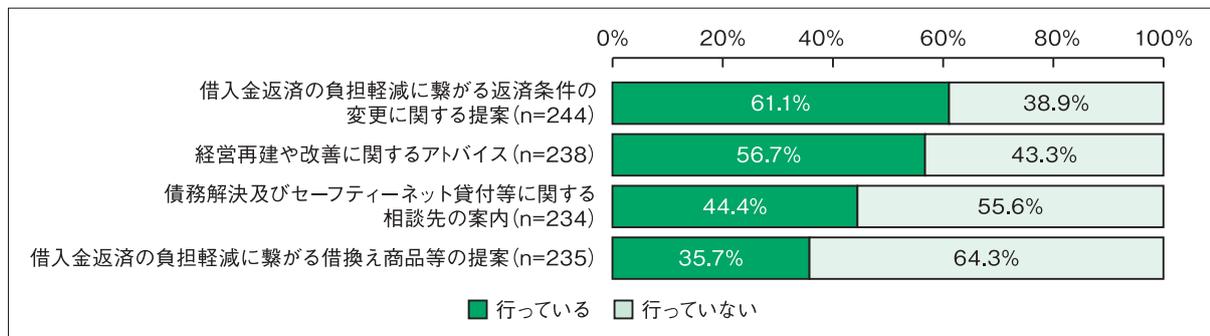


図66 カウンセリング実施状況／延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合（事業者向貸金業者）

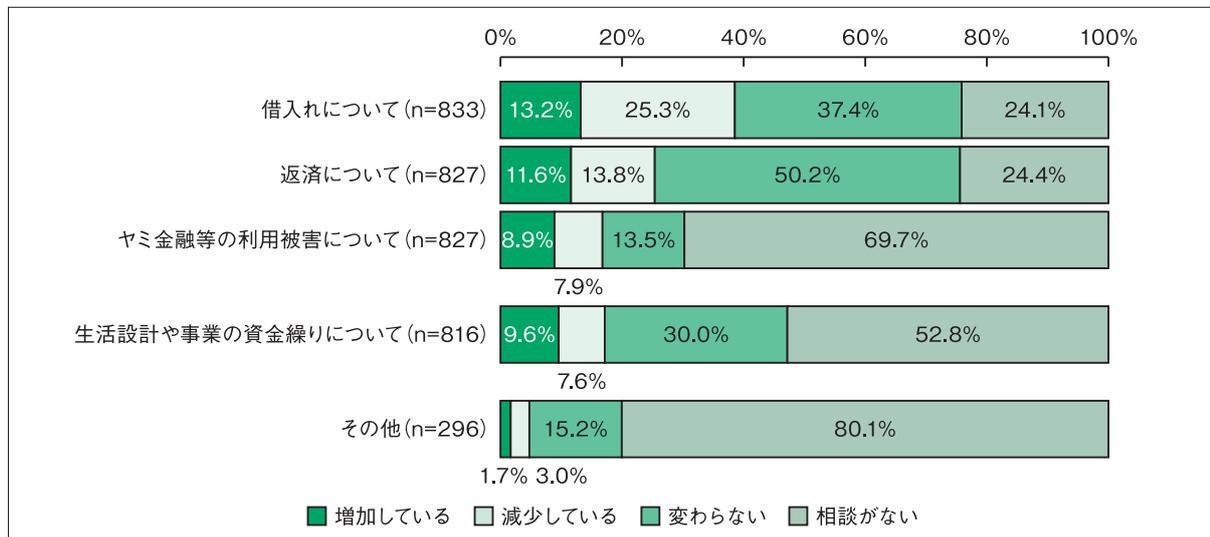


(4)相談内容の傾向と変化

利用者からの相談内容の増減について確認したところ、改正貸金業法の公布時（2006年12月頃）と比べ「借入れについて」、「返済について」は、それぞれ25.3%、13.8%と減少している割合が高い。一方、「生活設計や事業の資金繰りについて」、「ヤミ金融等の利用被害について」がそれぞれ9.6%、8.9%と増加している割合が高い。図67

図67 利用者からの相談内容の増減

利用者からの相談内容の増減



4. 貸金業者の今後の見通し

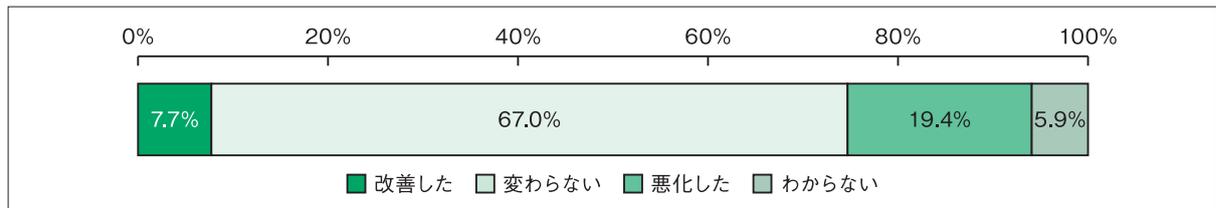
(1) 貸金業の今後の見通しと事業継続上の課題や問題点

<事業環境の変化>

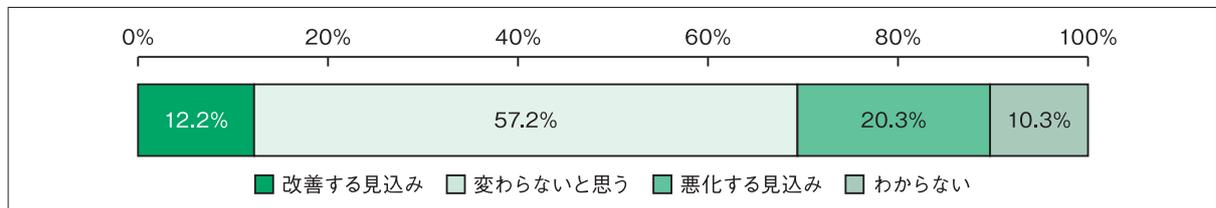
貸金業者における事業環境の変化について調査したところ、前年度からの変化では、67.0%が「変わらない」と回答しており、今後の見通しについても、57.2%が「変わらないと思う」と回答している。 **図68**

図68 事業環境の変化と見通し

直近時点（2015年3月）における前年度からの事業環境の変化 n=846

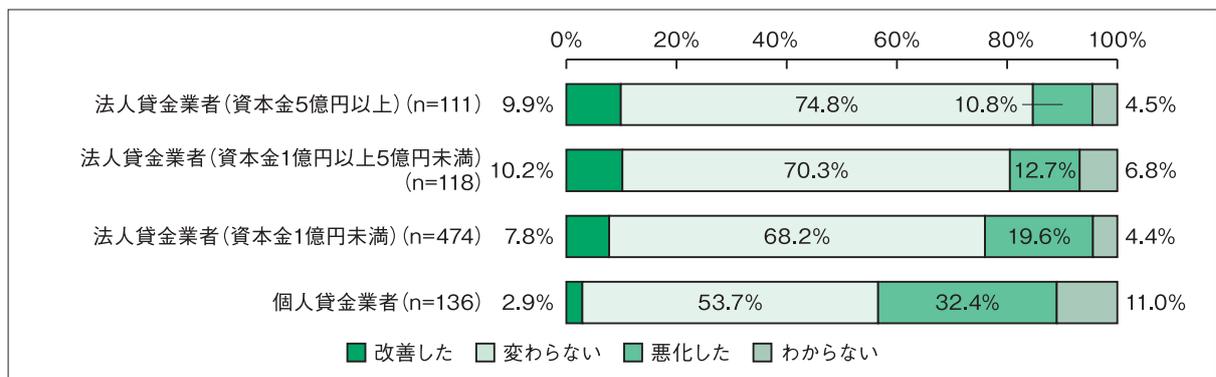


事業環境の今後の見通し n=846

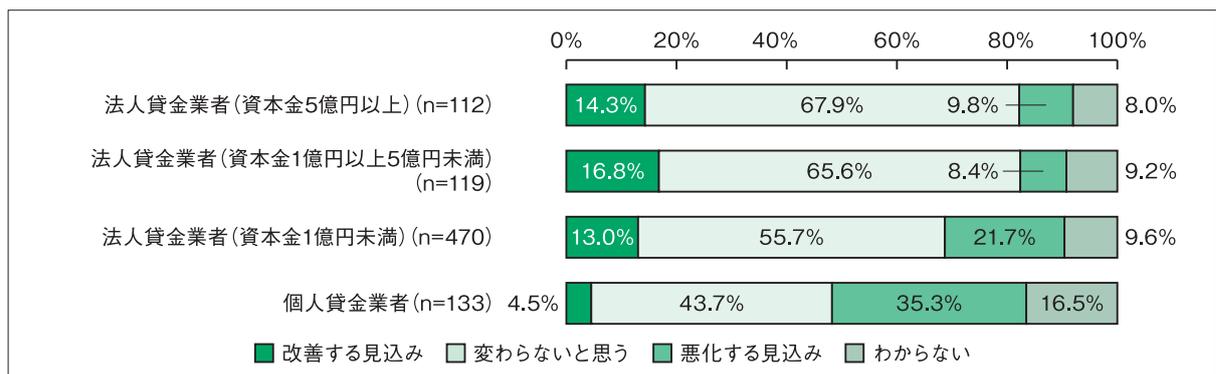


また、貸金業者の事業規模別に「悪化した」と回答した割合をみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満、資本金1億円未満）では、それぞれ10.8%、12.7%、19.6%となった。一方、個人貸金業者では、32.4%となっており、事業規模が小さいほど高い傾向となった。 **図69**

図69 直近時点（2015年3月）における前年度からの事業環境の変化 事業規模別



事業環境の今後の見通し 事業規模別



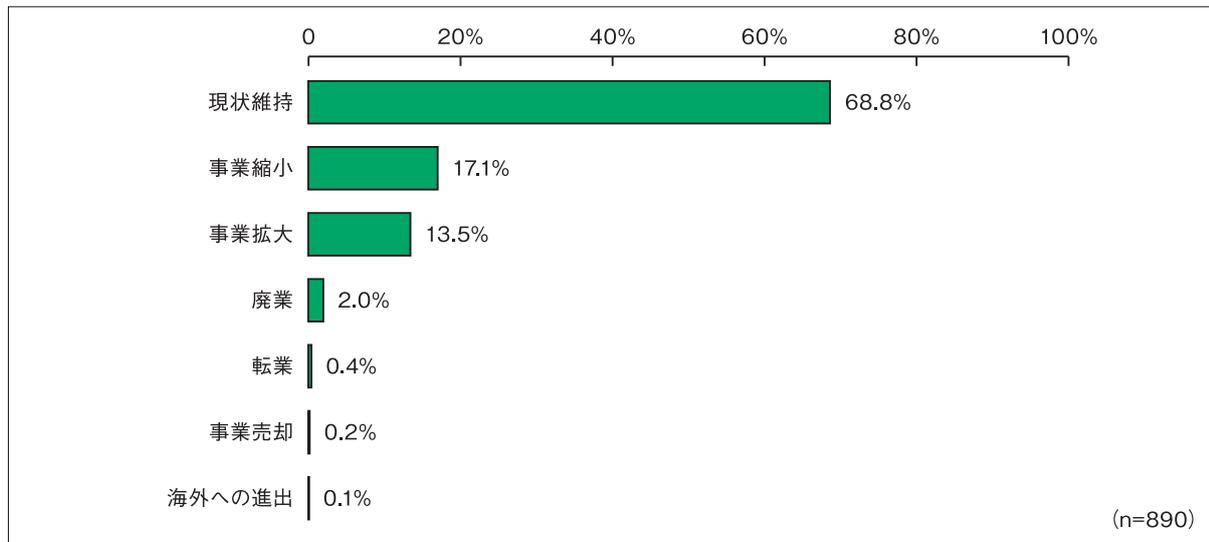
<今後の見通し・事業継続上の課題や問題点>

貸金業の今後の見通しについては、「現状維持」と回答した割合が68.8%と最も高く、次いで「事業縮小」が17.1%、「事業拡大」が13.5%となった。 **図70**

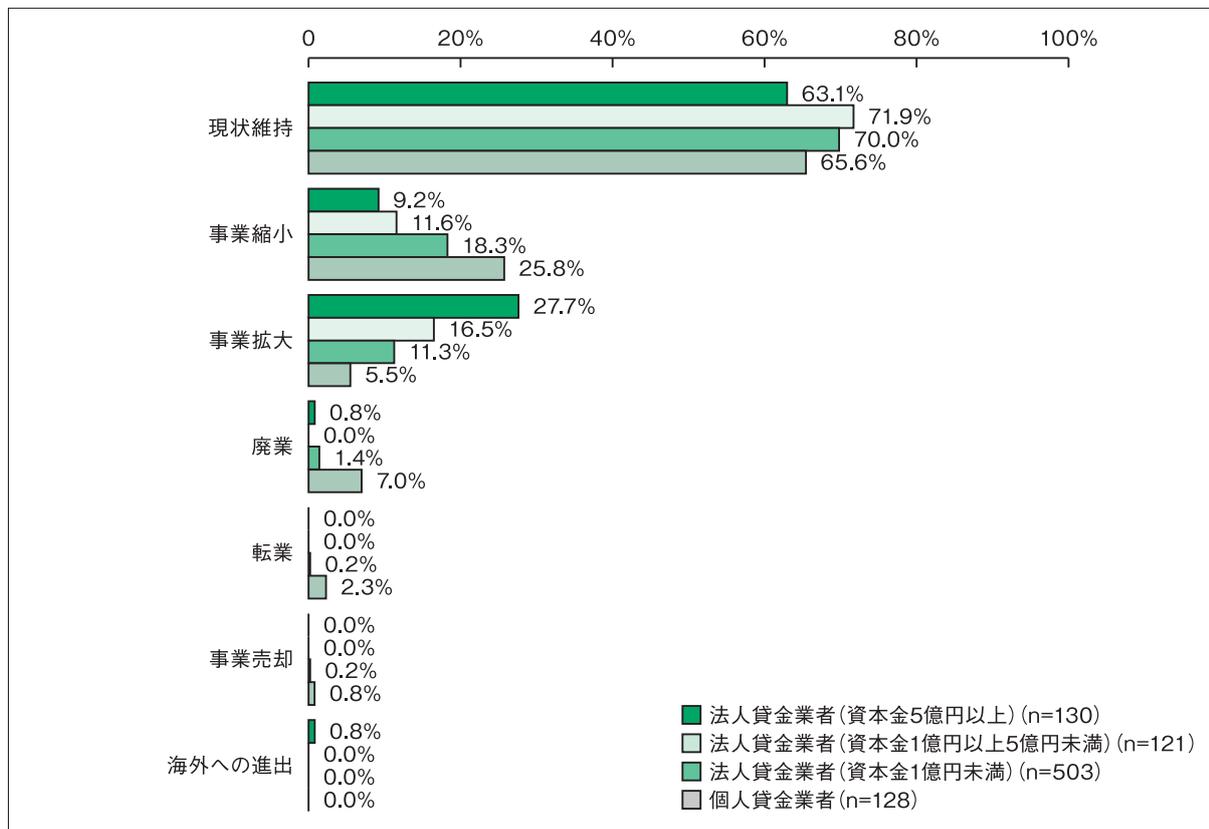
さらに、「事業拡大」と回答した割合を貸金業者の事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満、資本金1億円未満）、個人貸金業者でそれぞれ27.7%、16.5%、11.3%、5.5%と、事業規模が大きいほどその割合が高い傾向となった。一方、「事業縮小」と回答した割合では、それぞれ9.2%、11.6%、18.3%、25.8%となっている。 **図70**

図70 今後の貸金業の見通し（複数回答）

今後の貸金業の見通し



今後の貸金業の見通し 事業規模別



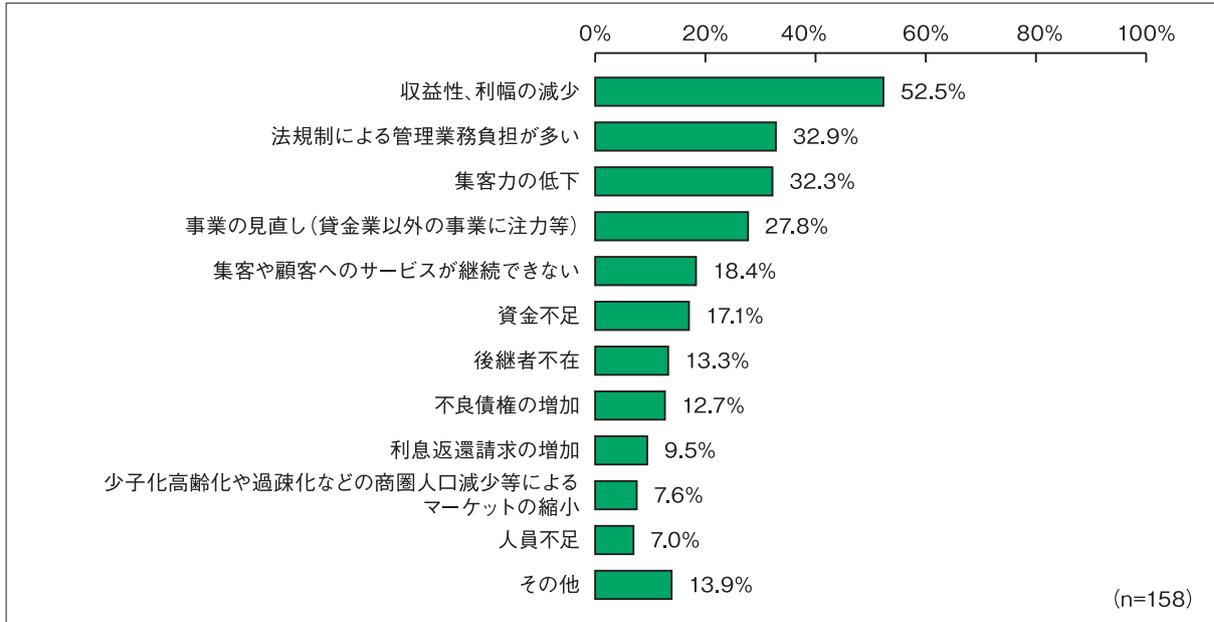
事業を継続する上での課題について確認したところ、「収益性、利幅の減少」と回答した割合が52.5%と最も高く、次いで「法規制による管理業務負担が多い」が32.9%、「集客力の低下」が32.3%と続いている。

図71

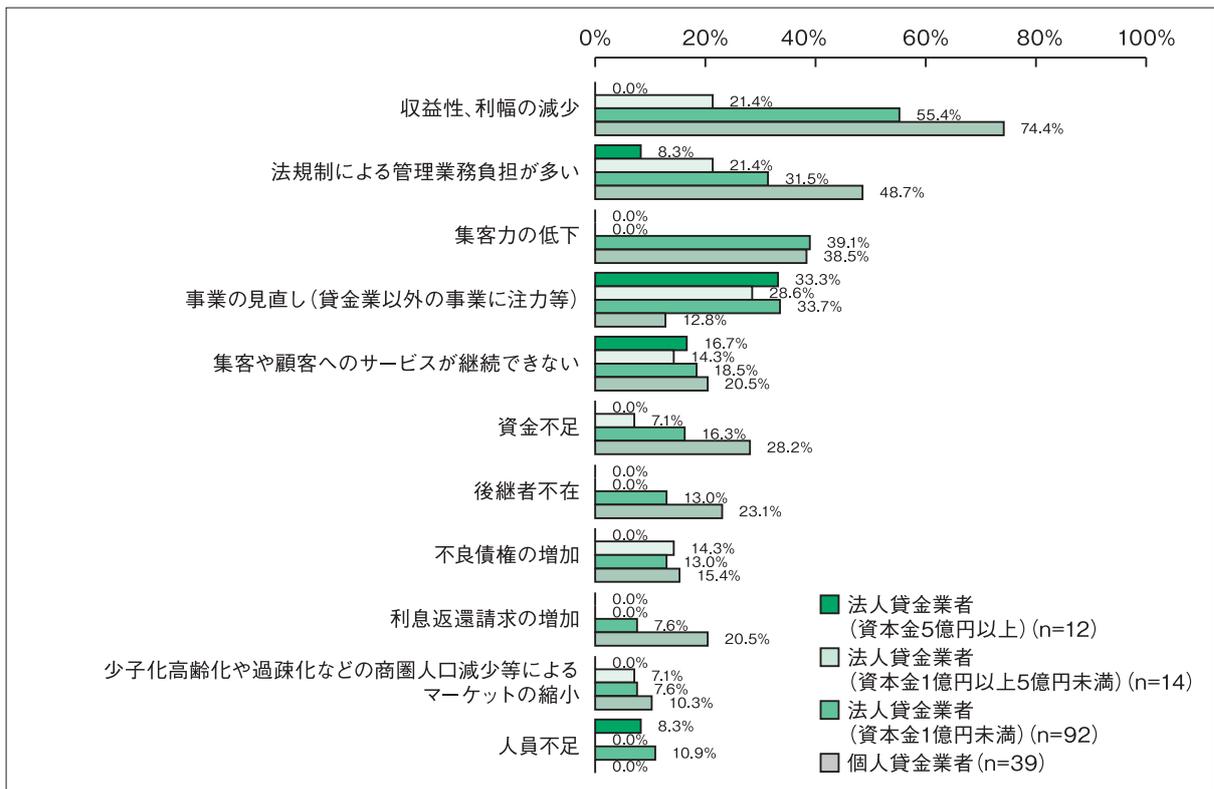
さらに、貸金業者の事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満）では「事業の見直し」がそれぞれ33.3%、28.6%、資本金1億円未満では、「収益性、利幅の減少」が55.4%、個人貸金業者では、「収益性、利幅の減少」が74.4%と最も高くなった。 図71

図71 事業継続上の課題や問題点（複数回答）

事業継続上の課題や問題点



事業継続上の課題や問題点 事業規模別



年表 (平成18年12月～平成28年3月)

- 平成18年** 12月 ・貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布
- 平成19年** 1月 ・20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる
- 3月 ・改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足
- 4月 ・政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定
- 5月 ・従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定
- 7月 ・金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集
- 8月 ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集
・新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集
- 9月 ・新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施
- 10月 ・自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承
- 11月 ・新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布
- 12月 ・19日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる
・内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立
・株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足
- 平成20年** 3月 ・アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 7月 ・株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 9月 ・サンライズファイナンス株式会社とリーマンブラザーズコマーシャルモーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請
・かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化
- 10月 ・アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャルグループによるTOB（株式公開買付）により、持分法適用会社から連結子会社となる
- 12月 ・株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立
- 平成21年** 1月 ・最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
- 2月 ・株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）
- 4月 ・株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足
・株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更
・改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足
- 6月 ・18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される
- 7月 ・株式会社三井住友銀行がオリックスクレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
- 8月 ・株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略称を「JIC」から「JICC」に変更
・日本貸金業協会が「平成21年度 第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 9月 ・アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）を申込み

年表

(平成18年12月～平成28年3月)

- ・貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて5,000社を割る
- 11月
 - ・株式会社プロロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定
 - ・金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置
 - ・日本貸金業協会が「平成21年度 第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
- 12月
 - ・社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催
 - ・日本貸金業協会が「平成21年度 第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
- 平成22年
 - 1月
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催
 - ・金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し情報」）の登録、利用を認めないことを決定
 - 2月
 - ・日本貸金業協会が「平成21年度 第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
 - 4月
 - ・日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表
 - ・貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて4,000社を割る
 - 6月
 - ・18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される
 - ・金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
 - 7月
 - ・金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施
 - ・大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
 - 8月
 - ・貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて3,000社を割る
 - 9月
 - ・金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定
 - ・株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録
 - 10月
 - ・「金融ADR」制度がスタート
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成22年度 第5回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - 12月
 - ・改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け

平成23年

- ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 1月 ・ 中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
- 4月 ・ 日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出
 - ・ 金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布施行
 - ・ 丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
- 6月 ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・ 個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
- 7月 ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
- 8月 ・ 楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラスト株式会社に譲渡。社名を「楽天カード株式会社」
 - ・ 金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成公表
- 9月 ・ 株式会社三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
- 10月 ・ 株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社が行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始
 - ・ 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
- 11月 ・ 日本貸金業協会が「平成23年度 第6回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施

平成24年

- 1月 ・ 株式会社ロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
- 3月 ・ スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化（商号をダイレクトワン株式会社に変更）すると発表
 - ・ 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日をもって終了
- 4月 ・ 住信カード株式会社は、中央三井カード株式会社との吸収合併により、商号を三井住友トラスト・カード株式会社に変更
- 5月 ・ 自民党の「小口金融市場に関する小委員会」が、上限金利を現行の20%から30%に引き上げる利息制限法の改正案を提示
- 7月 ・ 株式会社クラヴィスが、大阪地裁に自己破産を申請
 - ・ 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
 - ・ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正
- 8月 ・ 日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見を提出
- 9月 ・ 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出
 - ・ SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が、株式会社モビットへの共同出資の解消と事業分割で基本合意したと発表
 - ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 11月 ・ 金融庁が、「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議を設置

年表

(平成18年12月～平成28年3月)

平成25年

- 12月
 - ・日本貸金業協会が「平成24年度 第7回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を提出
 - ・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第2回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 1月
 - ・日本貸金業協会が警察庁に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見を提出
 - ・日本貸金業協会が法務省に「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見を提出
- 3月
 - ・金融庁が「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめを公表
 - ・日本貸金業協会が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめを踏まえた対応について公表
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 - ・日本貸金業協会が「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
 - ・中小企業金融円滑化法が終了
- 4月
 - ・イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、銀行持株会社へ移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社に変更
 - ・「社団法人日本クレジット協会」が、一般社団法人に移行し「一般社団法人日本クレジット協会」に名称変更
- 5月
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）についてのパブリックコメントを募集
 - ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（案）」等に対するパブリックコメントを募集
- 6月
 - ・日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見を提出
 - ・日本貸金業協会が金融庁に「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に関する意見を提出
- 7月
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」を一部改正
- 8月
 - ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を一部改正
- 10月
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 - ・株式会社ほくせん（札幌市）が、株式会社NCむろらん（室蘭市）のクレジットカード事業を引き継ぐと発表
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成25年度 第8回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・関東財務局が、ヤミ金融対応などの情報を交換するため、「貸金業監督者合同会議」をさいたま新都心合同庁舎で開催
- 12月
 - ・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
- 平成26年
 - 1月
 - ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
 - ・金融庁が「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
 - ・Jトラスト株式会社が、西京カード株式会社の全ての保有株式を株式会社西京銀行に譲渡
 - 3月
 - ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」が公布

- ・株式会社モビットが、吸収分割によりエム・ユー信用保証株式会社に対して信用保証事業に関する権利義務の一部を譲渡
- ・企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合弁会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を含め公布
- ・日本貸金業協会が金融庁に「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に関する意見を提出
- 4月
 - ・金融庁が「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集(追加版Part1)」を公表
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正(案)の意見を募集
- 6月
 - ・株式会社三井住友フィナンシャル・グループは、さくらカード株式会社と株式会社セディナのクレジットカード事業の統合を進め、平成28年4月を目処に両社の合併を実施することにより、クレジットカード事業の再編を行うことを発表
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改定(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表
 - ・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規則記載例」)の一部改正について公表
 - ・日本貸金業協会が特定情報を提供するにあたり「特定情報照会サービス運営規則」を制定
 - ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県 ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
 - ・日本貸金業協会がシステムリスク管理態勢関係や、経営者保証ガイドライン関係、反社会的勢力による被害防止関係等の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
 - ・金融庁が金融・資本市場活性化に向けた提言書を発表
 - ・経営再建中のアイフル株式会社が金融支援の継続で銀行団と合意したと発表
 - ・改正会社法が成立。監査等委員会設置会社制度や、多重代表訴訟制度の新設、社外取締役の要件厳格化がなされる。(平成27年5月1日施行)
 - ・ヤフー株式会社が、Jトラスト株式会社の連結子会社であるKCカード株式会社が新たに設立する予定のクレジットカード事業を核とする子会社、ケーシー株式会社の株式を取得し、連結子会社化することについて発表
 - ・金融庁が登録等に関する警察庁長官への意見聴取等に係る権限を財務局長に委任する等の「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表
- 7月
 - ・日本貸金業協会が協会員を対象に、「特定情報照会サービス」の提供を開始
 - ・最高裁が貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の「役員」に監査役は含まれないと判決
 - ・金融庁が金融検査において認められた個別の指摘事例等を取りまとめ、「金融検査結果事例集(平成25事務年度版)」を公表
- 8月
 - ・日本貸金業協会が社内規則策定ガイドライン(「規定記載例」及び個別ガイドライン)の改正に伴い、全協会員を対象に平成26年度社内規則の点検を実施
 - ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について公表
 - ・日本貸金業協会が「平成27年度税制改正要望」を取りまとめ、関係機関へ提出
- 9月
 - ・金融庁が顧客ニーズに応える経営や、人口減少への備え、企業統治等の重点課題等を含む金融機関向けの新検査方針を公表
- 10月
 - ・株式会社エポスカードが、存続会社として株式会社ゼロファーストを吸収合併したことを発表
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成26年度 第9回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施

年表 (平成18年12月～平成28年3月)

平成27年

- ・日本貸金業協会が、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本クレジットカード協会と合同で、「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施
 - ・改正犯罪収益移転防止法が成立
- 12月
 - ・金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年12月改訂版）を公表
- 1月
 - ・株式会社NUCSはNUCSブランドをKCカード株式会社（現Jトラストカード株式会社）へ譲渡
 - ・ケーシー株式会社（現ワイジェイカード株式会社）がKCカード株式会社（現Jトラストカード株式会社）のクレジット事業を承継
 - ・東京商工リサーチが昨年に倒産した企業の負債総額が1兆8,740億円（前年比32.6%減）、1990年以来、24年ぶりに負債総額2兆円を割れ込んだと公表
- 2月
 - ・全国銀行協会が反社会的勢力との取引を排除するため、預金保険機構を通じて警察庁のデータを取得する仕組みを導入すると公表
 - ・法務省が「民法（債権分野）改正に関する要綱案」を決定。法定利率の引き下げ（5%→3%）等
- 3月
 - ・新生フィナンシャル株式会社の子会社である新生カード株式会社が、新生銀行グループ内の組織再編として、株式会社アプラスへ吸収合併
 - ・株式会社きらやか銀行が、存続会社として、きらやかターンアラウンドパートナーズ株式会社を吸収合併
 - ・日本貸金業協会が「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表
- 4月
 - ・筑波銀行が株式会社いばぎんカードを吸収合併したことを公表
 - ・日本貸金業協会が金融庁と「意見交換会（第10回）」を実施
- 5月
 - ・日本貸金業協会が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案に対する意見書を提出
- 6月
 - ・日本貸金業協会が「特定情報フィードバックサービス」の受付を開始
 - ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表
- 7月
 - ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」のパブリックコメント結果等を公表
- 8月
 - ・金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2015」の実施を公表
- 9月
 - ・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表
- 10月
 - ・ビジネクス株式会社、存続会社として株式会社ビジエンスを吸収合併したことを公表
 - ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表
 - ・日本貸金業協会が金融庁と「意見交換会（第11回）」を実施
- 11月
 - ・日本貸金業協会が協会員各社と無登録業者のインターネット広告出稿の撲滅活動のため「ヤミ金融等サイトパトロールキャンペーン」を実施
 - ・日本貸金業協会が「平成27年度 第10回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 12月
 - ・金融庁がFinTechに関する一元的な相談情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置
- 平成28年
 - 2月
 - ・日本貸金業協会が「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を実施
 - 3月
 - ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表